

令和4年6月

# 指宿市議会会議録

第2回定例会

## 指宿市議会会議録目次

### 令和4年第2回市議会定例会

会期日程	1
6月14日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
報告第1号～報告第3号及び議案第33号～議案第40号一括上程	7
提案理由説明	7
報告第1号～報告第3号（質疑）	14
議案第33号～議案第38号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	15
議案第39号（質疑，委員会付託省略，表決）	16
議案第40号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	17
議案第41号～議案第49号一括上程	18
提案理由説明	18
議案第41号～議案第48号（質疑，委員会付託）	26
議案第49号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	26
新たに受理した陳情上程（委員会付託）	27
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	27
散会	29
7月4日	
議事日程	30
本日の会議に付した事件	30
出席議員	30
欠席議員	30
地方自治法第121条の規定による出席者	30

職務のため出席した事務局職員	31
開 議	32
会議録署名議員の指名	32
一般質問	32
前之園 正 和 議員	32
1. 市長の政治姿勢について	
2. 市営住宅の家賃減免について	
3. ヤングケアラーへの支援策に関連して	
高 田 チヨ子 議員	48
1. 安心・安全な生活のために	
2. 来庁者への対応について	
前 原 五 男 議員	60
1. 財政問題について	
恒 吉 太 吾 議員	69
1. 学校給食費の公会計化に向けた取り組みについて	
延 会	82

7月5日

議事日程	84
本日の会議に付した事件	84
出席議員	84
欠席議員	84
地方自治法第121条の規定による出席者	84
職務のため出席した事務局職員	85
開 議	86
会議録署名議員の指名	86
一般質問	86
松 下 知 恵 議員	86
1. 公園について	
2. G I G Aスクールについて	
3. 読書活動について	
吉 村 重 則 議員	96
1. 教育問題について	
2. 地方創生臨時交付金について	

3. 地熱発電問題について	
田中健一議員	112
1. 一次産業振興について	
2. 体育施設の利用増について	
新宮領 實 議員	122
1. 新型コロナウイルス対策について	
2. 観光浮揚対策について	
3. 指宿港海岸整備について	
4. 防災行政無線について	
延 会	142

7月6日

議事日程	144
本日の会議に付した事件	144
出席議員	144
欠席議員	144
地方自治法第121条の規定による出席者	144
職務のため出席した事務局職員	145
開 議	146
会議録署名議員の指名	146
一般質問	146
新川床 金 春 議員	146
1. 財政再建計画について	
2. 基幹産業支援策について	
3. 指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例について	
4. 地熱発電事業の推移と基幹産業や環境へ及ぼす影響について	
山本敏勝議員	164
1. 観光について	
2. 学校跡地の利活用について	
3. ヤングケアラーについて	
4. タブレット端末について	
西森三義議員	180
1. 農業振興策について	
2. 改修後の市営野球場について	

議案第50号上程	194
提案理由説明	194
議案第50号（質疑，委員会付託）	196
散 会	196

## 7月15日

議事日程	197
本日の会議に付した事件	198
出席議員	198
欠席議員	199
地方自治法第121条の規定による出席者	199
職務のため出席した事務局職員	199
開 議	200
会議録署名議員の指名	200
議案第42号～議案第44号（委員長報告，質疑，討論，表決）	200
議案第41号（委員長報告，質疑，討論，表決）	203
議案第45号（委員長報告）	204
議案第45号（修正案説明）	214
議案第45号（質疑，討論，表決）	215
議案第50号（委員長報告，質疑，討論，表決）	217
議案第48号（委員長報告，質疑，討論，表決）	218
議案第46号及び議案第47号（委員長報告，質疑，討論，表決）	220
審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	221
意見書案第1号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	227
閉会中の継続調査について	227
議員派遣の件	227
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果	228
閉議及び閉会	228

## 参考資料

意見書第1号	230
議員派遣書	231

# 第 2 回 定 例 会

令和 4 年 6 月 議 会

令和4年第2回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 32日間（6月14日～7月15日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
6月14日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・報告第1号～報告第3号及び議案第33号～議案第40号一括上程（議案説明）</li> <li>・報告第1号～報告第3号（質疑）</li> <li>・議案第33号～議案第38号及び議案第40号 （質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・議案第39号（質疑，委員会付託省略，表決）</li> <li>・議案第41号～議案第49号一括上程（議案説明）</li> <li>・議案第41号～議案第48号（質疑，委員会付託）</li> <li>・議案第49号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・新たに受理した陳情上程（委員会付託）</li> <li>・鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙</li> </ul>
15日	水	休 会	一般質問の通告限（12時）
16日	木	〃	
17日	金	〃	総務水道委員会（10時開会）
18日	土	〃	
19日	日	〃	
20日	月	〃	文教厚生委員会（10時開会）
21日	火	〃	産業建設委員会（10時開会）
22日	水	〃	
23日	木	〃	
24日	金	〃	
25日	土	〃	
26日	日	〃	
27日	月	〃	文教厚生委員会（10時開会）
28日	火	〃	
29日	水	〃	
30日	木	〃	
7月1日	金	〃	
2日	土	〃	
3日	日	〃	
4日	月	本会議	・一般質問

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
5 日	火	本会議	・ 一般質問
6 日	水	〃	・ 一般質問 ・ 議案第50号上程（議案説明，質疑，委員会付託） 文教厚生委員会（本会議終了後） 産業建設委員会（本会議終了後）
7 日	木	休 会	
8 日	金	〃	
9 日	土	〃	
10日	日	〃	
11日	月	〃	
12日	火	〃	
13日	水	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
14日	木	〃	
15日	金	本会議	・ 議案第41号～議案第44号，議案第46号～議案第48号及び議案第50号（委員長報告，質疑，討論，表決） ・ 議案第45号 （委員長報告，修正案説明，質疑，討論，表決） ・ 審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決） ・ 意見書案第1号上程 （説明・質疑・委員会付託等省略，表決） ・ 閉会中の継続審査について ・ 議員派遣の件 ・ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果



# 第 2 回 定 例 会

令和4年6月14日

(第1日)

## 第2回指宿市議会定例会会議録

令和4年6月14日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 令和3年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 報告第2号 令和3年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第5 報告第3号 令和3年度指宿市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第6 議案第33号 指宿市税条例及び指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第34号 指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第35号 指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第36号 指宿市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 議案第37号 令和4年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 議案第38号 令和4年度指宿市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第39号 固定資産評価員の選任について
- 日程第13 議案第40号 財産の取得について
- 日程第14 議案第41号 池田湖観光施設公園の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第42号 指宿市税条例及び指宿市税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第43号 指宿市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例及び指宿市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

- 日程第17 議案第44号 指宿市敬老祝金支給条例の一部改正について
- 日程第18 議案第45号 令和4年度指宿市一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第19 議案第46号 令和4年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第20 議案第47号 令和4年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第48号 令和4年度指宿市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第22 議案第49号 令和4年度指宿市一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第23 新たに受理した陳情上程
  - 陳情第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
  - 陳情第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
  - 陳情第3号 指宿市議会会議録の閲覧場所の増設を求める陳情
  - 陳情第4号 指宿市の口座の銀行通帳本体の閲覧がコピーでしかできないが、一部開示決定通知書に本体の閲覧ができると読めてしまうものが発行されていて、コピーの閲覧であることが記載されないので、コピーでの閲覧しか市が認めていないことの原因である通帳本体の記載額を市議会が確認することを求める陳情
  - 陳情第5号 新型コロナに対するmRNAワクチンの危険性の警告が医師・歯科医・獣医の250名以上を含む日本全国の700名以上の医療関係者からされていることを市報または市議会だよりで取り上げることを求める陳情
  - 陳情第6号 消費者物価が年5%上昇した場合の市債発行見通しのシミュレーションをしてその結果の公開を求める陳情
  - 陳情第7号 ヘルシーランドでの地熱開発を早急に進めることを求める陳情
  - 陳情第8号 陳情者は2004年に指宿市へ転入してきているが、それ以来、今年2022年に至るまで一回も回覧資料の配布がなく、そのことの確認が市当局から拒否されていることについての陳情
  - 陳情第9号 2022年市長選の直前に陳情者が市内へ配布したビラ4種の

内容が事実であることの確認を求める陳情

○日程第24 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

---

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 西 森 三 義 | 13 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 14 番 議 員 | 新川床 金 春 | 15 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |
| 16 番 議 員 | 高 田 ちヨ子 | 17 番 議 員 | 前之園 正 和 |
| 18 番 議 員 | 下川床 泉   |          |         |

---

1. 欠席議員

|         |         |
|---------|---------|
| 1 番 議 員 | 中 村 昭 二 |
|---------|---------|

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|           |         |                 |         |
|-----------|---------|-----------------|---------|
| 市 長       | 打 越 明 司 | 副 市 長           | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長     | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長         | 下吹越 寿   |
| 市民生活部長    | 増 永 智 美 | 健康福祉部長          | 山 元 成 之 |
| 産業振興部長    | 野 元 伸 浩 | 農 政 部 長         | 寺 田 昭 宏 |
| 建 設 部 長   | 星 倉 淳 一 | 教 育 部 長         | 紺 屋 聖 一 |
| 水道事業部長    | 坂 元 一 博 | 山 川 支 所 長       | 中 島 裕 一 |
| 開 聞 支 所 長 | 山 下 秀 一 | 市 長 公 室 長       | 渡 部 徹 也 |
| 総 務 課 長   | 山 下 浩 二 | 経 営 改 善 推 進 室 長 | 木 下 英 城 |
| 財 政 課 長   | 東 忠 孝   | 税 務 課 長         | 橋 口 裕 一 |
| 長寿支援課長    | 大岩本 幸 司 |                 |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長      | 鮎川富男 | 次長兼議事係長 | 池水拓也 |
| 主幹兼調査管理係長 | 川畑裕二 | 議事係主査   | 古川浩仁 |

### △ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和4年第2回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、西田義哲議員及び新宮領實議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から7月15日までの32日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から7月15日までの32日間と決定いたしました。

### △ 報告第1号～報告第3号及び議案第33号～議案第40号一括上程

○議長（下川床泉） 次は、日程第3、報告第1号、令和3年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、から、日程第13、議案第40号、財産の取得について、までの11議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（打越明司） おはようございます。今次、第2回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、繰越明許費等の報告に関する案件3件、条例の専決処分の承認を求める案件4件、人事に関する案件1件、財産の取得に関する案件1件、補正予算の専決処分の承認を求める案件2件、指定管理者の指定に関する案件1件、条例に関する案件3件、補正予算に関する案件5件の計20件であります。

提案理由の説明の前に、まずは、今次定例会の会期が遅れましたことにつきまして、御理解と御協力に感謝申し上げますとともに、御説明をさせていただきたいと思っております。3月に開催されました、令和4年第1回定例会に申し上げましたとおり、4月に入りまして早速、財

政再建をスタートさせました。財政再建に当たりまして、まずは骨格予算として成立いたしました当初予算をゼロベースで見直し、節約すべきところや、やり方を変えることで経費を減らすことができる事業などについて職員総出で調査検討を行い、結果として約7,500万円の節約を実現することができました。また一方で、肉付予算として準備しておりました約10億円の事業や、当初で盛り込まれていた起債事業等につきましては、起債額が公債費を上回らないよう、つまり、本年度は借金を増やさないということを念頭に事業の優先順位や事業実施期間などについて見直しを行い、結果として、今回追加する補正予算案を5億4,751万円にとどめ、提案させていただいております。この当初予算の見直しに約1か月間を要しましたことから、2週間ほど議会の招集が遅れましたこと、どうぞ御理解をくださいますようお願い申し上げます。

次に、財政再建の要の1つでもある、ふるさと納税についてであります。この6月に入ると同時にふるさと納税応援プロジェクトをスタートし、その本部を市役所に立ち上げました。私からも広報いぶすき6月号で直接市民の皆様方への説明やお願いをさせていただきましたが、既に多くの市民からの協力の声が届き始めております。今後、市役所はもとより、市内の様々な団体などにも御協力を呼び掛けていく所存でありますので、どうぞ議員の皆様も大きな協力を賜りますようお願い申し上げます。SNS等を活用した、ふるさと納税の応援のための予算も今回提出いたしました補正予算に含まれているところであります。

さて、先の定例会以後、これまでの諸般の経過及び当面する課題等につきましては、行政報告書として皆様のお手元に配付させていただきましたが、いくつかの点に絞って報告をさせていただきますと思います。

道の駅いぶすき彩花菜館では、4月23日にリニューアルオープンセレモニーを実施いたしました。1年半ぶりにレストランの営業が再開をされ、以前のように指宿の玄関口の賑わいを取り戻しつつあります。市の直営から改めて指定管理者に移行したところですが、この2か月間の来客数は、まだ2か月間ですけれども、前年比で約23%の増、売上につきましてはレストランの営業再開も相まって、前年度比約50%の増という状況で推移しております。そして、毎年恒例のアロハ宣言や初開催となったブルーツーリズム事業いぶすきみなと祭りが開催された4月29日から5月8日までの10日間、実に3年振りに行動制限のないゴールデンウィークとなりました。この間の入込客数といたしましては、砂むし会館砂楽が前年度比62%の増、唐船峡そうめん流しが前年度比約30%の増と、確かに増加傾向にはありますが、コロナ前と比較いたしますと、まだまだといったところではあります。ただ、観光いぶすきの再生に向けて手応えを感じずるゴールデンウィークでもありました。また、6月4日に開催いたしました山川みなと祭りでは、神事に加えて、3年振りの賑やかな船団パレードが行われ、夜空に打ち上げられた花火を御覧になった多くの市民に元気を届けられたのではなかったかと考えているところであります。

それでは、報告第1号から議案第40号までの11の議案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。私の方からは、議案第38号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、と、議案第39号、固定資産評価員の選任について、御説明申し上げます。

まず、議案第38号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、ですが、この補正予算の主なもの、児童1人当たり一律5万円の支給を行う子育て世帯生活支援特別給付金に係る経費や、4回目のワクチン接種に係る経費など、緊急を要するものにつきまして専決処分を行ったものであります。なお、今、申し上げました2事業は、国の負担金や補助金を活用した事業となっております。

次に、議案第39号、固定資産評価員の選任について、であります。本案は、本定例会において議会の同意を得て、固定資産評価員を選任する必要がありますことから市民生活部税務課長橋口裕一を固定資産評価員として選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。何とぞ、御同意賜りますようお願い申し上げます。

そのほかの議案や詳細な事業内容等につきましては、関係部長等に説明させていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

**○総務部長（下吹越寿）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

まず、報告第1号、令和3年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、であります。

2ページを御覧ください。

繰越の理由につきましては、繰越明許費の設定時点で御説明しておりますので、割愛させていただきます。また、繰越計算書において、繰越明許費設定時の金額より翌年度へ繰り越す金額が減額となった事業につきましては、繰越予定の事業の内、年度内に支出があったことなどに伴い、翌年度へ繰り越す金額が減額になったものが主でありますので、説明は割愛させていただきます。

それでは、繰越計算書の翌年度繰越額の欄に数字が記載されていない、繰り越さなかった事業について御説明申し上げます。

款3民生費、項2児童福祉費、事業名、子育て世帯への臨時特別給付金事業につきまして、平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した児童に対し給付するもので、令和4年4月1日以降に給付申請のあった給付対象者に給付するための繰越明許費を設定したもので、後に、国から、令和4年4月1日以降に給付申請があったものについては、令和4年度予算で執行するよう通達があったことから、繰越しを行わなかったものです。



款6商工費，項1商工費，事業名，池田湖遊園地観光施設整備事業，次のページの，款7土木費，項3河川費，事業名，急傾斜地崩壊対策事業，項5都市計画費，事業名，十町土地区画整理事業の3事業につきましては，年度内に事業が完了したことから，繰越しを行わなかったものです。

次のページ，款9教育費，項4高等学校費，事業名，総合実践室コンピュータ等購入事業につきましては，年度内に備品が納入されたことから，繰越しを行わなかったものです。

次は，提出議案の23ページを御覧ください。

議案第37号，令和4年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて，であります。

別冊の令和4年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ5,095万9千円を追加し，歳入歳出予算の総額を262億7,100万5千円にしたものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方から御説明いたしますので，13ページを御覧ください。

款2総務費，項1総務管理費，目4財政管理費，節22償還金・利子及び割引料5,095万9千円の補正につきましては，令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業の実績に伴う精算返納金を計上したものであります。

次に，歳入について御説明いたしますので，12ページを御覧ください。

款19繰入金5,095万9千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの財政調整基金繰入金であります。

次は，提出議案の25ページを御覧ください。

議案第38号，令和4年度指宿市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて，であります。

別冊の令和4年度指宿市一般会計補正予算，予算に関する説明書（第3号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ1億3,159万9千円を追加し，歳入歳出予算の総額を264億260万4千円にしたものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方から御説明いたしますので，13ページを御覧ください。

款3民生費，項2児童福祉費，目6子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費，節3職員手当等148万円から節19扶助費6,150万円までの合計6,543万円の補正につきましては，ひとり親世帯及びひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯を対象に，児童1人につき一律5万円の支給を行う，子育て世帯生活支援特別給付金に係る扶助費等を計上したものであります。

款4衛生費，項1保健衛生費，目2予防費，節1報酬290万7千円から節13使用料及び賃借料

179万8千円までの合計6,286万9千円の補正につきましては、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に伴う接種業務委託料等を計上したものであります。

次のページにあります、款6商工費、項1商工費、目4温泉施設費、節10需用費330万円の補正につきましては、ヘルシーランドプールろ過機修繕及びろ過ポンプ取替修繕に係る修繕料を計上したものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款15国庫支出金、項1国庫負担金5,115万5千円及び項2国庫補助金7,713万4千円の補正につきましては、説明欄にお示しの国庫負担金及び国庫補助金であります。

款19繰入金330万円の補正につきましては、説明欄にお示しの財政調整基金からの繰入金であります。

款21諸収入1万円の補正につきましては、説明欄にお示しの雇用保険料被保険者負担金であります。

次は、提出議案の28ページを御覧ください。

議案第40号、財産の取得について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が2,000万円以上であるキッティング済み端末の取得について、議会の議決を求めるものであります。取得する財産はキッティング済み端末310台、取得の方法は指名競争入札、取得金額は4,549万6千円、契約の相手方は、鹿児島市易居町1番33号、富士電通株式会社、代表取締役、福川鉄平であります。入札の結果につきましては、参考資料1ページに掲載の入札執行調書のとおりでございます。

なお、キッティング済み端末とは、職員が業務で使用する状態まで、各種設定変更等を事前に完了させた端末のことです。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（増永智美）** それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の9ページを御覧ください。

議案第33号、指宿市税条例及び指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、特に緊急を要し、本年4月1日に施行する必要があります指宿市税条例等について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、11ページを御覧ください。

まず、第1条の指宿市税条例の一部改正について、であります。

第48条は、法人の市民税の申告納付について、地方税法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものであります。

第73条の2及び第73条の3は、市に備え付けている固定資産課税台帳について、本人以外の者が閲覧し、又は証明書を取得することにより、第三者に対してDV被害者等の住所が漏れることを防ぐため、これに代わる事項を記載する措置が取られたことから、この措置を行った台帳についても、固定資産課税台帳に含むこととするものであります。

附則第10条の2は、固定資産税の課税標準額の特例、いわゆるわがまち特例について、地方税法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものであります。

12ページを御覧ください。

附則第10条の3は、熱損失防止改修工事、いわゆる省エネ改修工事を行った住宅に対する、固定資産税の減額措置の拡充が行われたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

附則第12条は、土地に係る固定資産税の負担調整措置で、負担水準の低い土地については、価格の5%を限度に上昇させて、税負担の均衡を図る制度となっており、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の社会経済に与える影響を踏まえ、地価が上昇する土地であっても税額を据え置く特別な措置が行われたところですが、令和4年度については、従来の負担調整措置を講じることとしたうえで、商業地等の土地に限り、課税標準額の上昇幅を現行の5%から2.5%とするものであります。

次に、第2条の指宿市都市計画税条例の一部改正について、であります。

附則第2条から第5条は、都市計画税の課税標準額の特例、いわゆるわがまち特例について、地方税法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものであります。

附則第7条は、土地に係る都市計画税の負担調整措置で、固定資産税と同様に、令和4年度の商業地等の土地に限り、課税標準額の上昇幅を現行の5%から2.5%とするものであります。

附則第13条及び第14条は、都市計画税の課税標準となるべき価格の読替規定について、地方税法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものであります。

なお、13ページの附則につきましては、改正条例の施行期日等を規定しているところであります。

次は、提出議案の14ページを御覧ください。

議案第34号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、特に緊急を要し、本年4月1日に施行する必要があります指宿市国民健康保険税条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、16ページを御覧ください。

第2条第2項は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を、現行の63万円から2万円引上げ65万円に、第3項は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、現行の19万円から1万円引上げ20万円にするものであります。

第23条は、国民健康保険税の減額について、先ほどと同様に、課税限度額の改正を行うものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日等を規定しているところであります。

次は、提出議案の17ページを御覧ください。

議案第35号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免等について期間が延長されたことに伴い、特に緊急を要し、本年4月1日に適用する必要があります指宿市国民健康保険税条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、19ページを御覧ください。

附則第14条第1項は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免の対象となる期間について、令和4年3月31日までを1年延長し、令和5年3月31日までとし、令和4年度に納期限が到来する保険税についても減免の対象とするものであります。

なお、附則において、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（山元成之）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の20ページを御覧ください。

議案第36号、指宿市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険の第一号保険料の減免措置等について、所要の改正を行うため、令和4年4月28日をもって、地方自治法179条第1項の規定により、専決処分したものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、22ページを御覧ください。

附則第13項につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に係る介護保険料の減免に関し、納期限を令和5年3月31日までとするものであります。

なお、附則において、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道事業部長（坂元一博）** それでは、命によりまして、水道事業部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の5ページを御覧ください。

報告第2号、令和3年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、であります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による令和3年度指宿市水道事業会計予算建設改良費の繰越しについて、同条第3項の規定により報告するものであります。

6ページを御覧ください。

繰越しする事業は、お示しのR3池田水源地・小雁渡浄水場次亜設備更新工事1,188万円です、想定していた資材の調達に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

次は、提出議案の7ページを御覧ください。

報告第3号、令和3年度指宿市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、であります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による令和3年度指宿市公共下水道事業会計予算建設改良費の繰越しについて、同条第3項の規定により報告するものであります。

8ページを御覧ください。

繰越しする事業は、お示しの下水管きよ再構築ストックマネジメント設計業務委託、北十町地区下水管きよ布設工事、下水管きよ布設工事、指宿市浄水苑雨水排水整備工事に係る建設改良事業の5,578万4千円で、計画の見直し、他事業との事業調整、資材調達に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時42分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 報告第1号～報告第3号（質疑）

**○議長（下川床泉）** これより、質疑に入ります。

まず、報告第1号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号は終了いたしました。

次に、報告第2号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号は終了いたしました。

次に、報告第3号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号は終了いたしました。

#### △ 議案第33号～議案第38号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)

**○議長(下川床泉)** 次に、議案第33号から議案第38号までの6議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第33号から議案第38号までの6議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号から議案第38号までの6議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

**○17番(前之園正和)** 議案第34号に反対の討論を行います。

国保税の限度額を増額しようとするものであります。基礎課税分を63万円から65万円に、後期支援分を19万円から20万円に、両方で3万円の増額で、介護保険分の17万円の据え置き

と合わせて、合計限度額を99万円から102万円にしようとするものであります。国保税は今や高すぎて、払える額にしてほしい、引下げてほしいとの声がますます大きくなってきています。限度額の対象になるのは、厚労省の試算では全体の1.58%程度とのことです。限度額の増は、全体の国保税額を上げる要因にこそなれ、その分を、他者の国保税を引き下げる財源というわけにはなっていません。そして、国保税の課税限度額は、法定額の範囲内で自治体が独自に設定できるとされており、市民の暮らし・医療を守る立場こそ必要です。

よって、国保税の限度額増を内容とする本議案に反対をいたします。

**○議長（下川床泉）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第33号及び議案第35号から議案第38号までの5議案を一括して採決いたします。

5議案は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号及び議案第35号から議案第38号までの5議案は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第34号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（下川床泉）** 起立多数であります。

よって、議案第34号は、承認することに決定いたしました。

#### **△ 議案第39号（質疑、委員会付託省略、表決）**

**○議長（下川床泉）** 次に、議案第39号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第39号は、会議規則第37条第3項の規定により、委

員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第40号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)

**○議長(下川床泉)** 次に、議案第40号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第40号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第40号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、同意することに決定いたしました。



### △ 議案第41号～議案第49号一括上程

○議長（下川床泉） 次は、日程第14、議案第41号、池田湖観光施設公園の指定管理者の指定について、から、日程第22、議案第49号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、までの9議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（打越明司） それでは、議案第41号から議案第49号までの9議案のうち、まずは、議案第41号、池田湖観光施設公園の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

池田湖観光施設公園は、昨年8月から建築を始め、本年10月に供用開始を予定している観光施設であり、池田湖の魅力を高める新たな観光スポットとなるものであります。指定管理者として提案しておりますdankenにつきましては、皆様御存じのとおり、県内でも大変有名なベーカリーであり、パン屋以外にもdanken COFFEEなどが人気があります。今回、そんなネームバリューのあるdankenが指定管理者として名乗りを上げており、九州一の池田湖にふさわしい指定管理者になるのではないかと考えているところであります。

次に、議案第44号、敬老祝金支給条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本市の敬老祝金は、市町村合併を行った平成18年当時のまま、これまで大きな見直しは行っておりませんでした。一方で、超高齢化の到来により、今後、介護サービスなどの高齢者に対する負担がますます大きくなっていくことが想定されておりますので、今後とも、何とか、敬老祝金事業をはじめとする高齢者サービスを維持し、持続可能な事業としていくためにも、敬老祝金の支給対象年齢について、見直しをさせていただきたいと考えているところであります。

次に、議案第45号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第4号）につきましては、冒頭で申し上げましたとおり、事業見直しによる削減と、真に必要な事業を追加して計上しております。追加した主な事業といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響や原材料費の高騰によって、大変苦しい思いをされている製造事業者や飲食店、公共交通事業者への支援のための新たな事業や、集中豪雨による浸水被害や河川護岸崩壊などの災害対策として、十町土地区画整理区域内にある秋元川の河川改修を行うための補正などを計上しております。節約できるところは徹底して節約をし、真に必要な部分に予算をあてるという考え方のもと、補正予算を提案させていただいております。

議案第49号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、であります。既に御案内のとおり、本市の名誉市民であります中村治男氏が、本年5月28日に御逝去されまし

た。中村治男氏は、旧山川町長を5期18年に渡り務められ、その間、池田湖を水瓶とした南薩台地の畑地かんがい事業や、山川港を全国に誇るかつお節生産地への育成に御尽力されるなど、多くの功績を残してくださいました。この度、御逝去に際し、同氏がこれまでに残された功績をたたえとともに、深い感謝の意と尊敬の念を捧げるため、名誉市民を偲ぶお別れの会を開催するため、補正予算を計上させていただきました。

このほかの議案や詳細な事業内容等につきましては、関係部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（下吹越寿）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の40ページを御覧ください。

議案第45号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、であります。

別冊の令和4年度一般会計補正予算、予算に関する説明書（第4号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億4,751万3千円を追加して、歳入歳出予算の総額を269億5,011万7千円にしようとするものであります。

第2条で繰越明許費を設定するものであります。内容につきましては、8ページの第2表、繰越明許費でお示しの事業について、繰越明許費の金額を設定するものであります。

第3条で債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第3表、債務負担行為補正でお示しの事項について、債務負担行為の追加をするものであります。

第4条で地方債の補正をするものであります。内容につきましては、9ページから10ページの第4表、地方債補正でお示しのとおり、地方債を追加及び変更するものであります。

今回の補正予算におきましては、当初予算の事業見直しを全部署において行い、一般会計の歳出ベースで約7,400万円削減しております。あわせて、歳入確保の見直しも行い、一般会計で約440万円歳入を増額補正しております。詳細につきましては、別冊の令和4年度当初予算の見直しに係る参考資料を配布させていただきましたので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

なお、別冊の提出議案の概要11ページから15ページにも、そのほかの補正予算も含め記載しておりますので併せて御参照いただき、以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案その2の1ページを御覧ください。

議案第49号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、であります。

別冊の令和4年度指宿市一般会計補正予算、予算に関する説明書（第5号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ359万9千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を269億5,371万6千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款2総務費，項1総務管理費，目2職員総務費，節10需用費3万7千円から，節13使用料及び賃借料77万4千円までの合計359万9千円の補正につきましては，本年5月28日に御逝去されました本市の名誉市民，故中村治男氏に対し，深い感謝の意と尊敬の念を捧げるとともに，その功績をたたえるため，指宿市名誉市民条例第3条第3号の規定に基づき，故人を偲ぶお別れの会を開催するための委託料等を計上するものであります。

次に，歳入について御説明いたしますので，12ページを御覧ください。

款19繰入金359万9千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの財政調整基金繰入金であります。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（増永智美）** それでは，命によりまして，市民生活部所管の議案について，追加して御説明申し上げます。

提出議案の30ページを御覧ください。

議案第42号，指宿市税条例及び指宿市税条例の一部を改正する条例の一部改正について，であります。

本案は，地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い，これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして，御説明申し上げますので，31ページを御覧ください。

まず，第1条の指宿市税条例の一部改正について，であります。

第18条の4は，納税証明書に記載されているDV被害者等の住所について，この住所に代わる事項を記載する措置を行うことから，この措置を行った証明書手数料についても，同様に扱うものであります。

第33条及び第34条の9は，特定配当所得及び特定株式等譲渡所得について，所得税と市民税で異なる課税方式を選択することが可能となっていることから，これらの課税方式を統一するとともに，税額控除についても同様に統一しようとするものであります。

第36条の2第1項は，市民税の申告における配偶者特別控除について，所得税法の規定としていたものを，地方税法に規定する配偶者特別控除とするものであります。

32ページを御覧ください。

36条の3の2及び36条の3の3は，給与所得者及び公的年金等受給者が提出する扶養親族申告書について，退職所得を有する配偶者及び扶養親族の記載を追加するものであります。

第73条の2及び第73条の3は，固定資産課税台帳の閲覧及び証明書交付の際の手数料につい

て、DV被害者等の住所に代わる事項を記載した閲覧等に係る手数料を、同様に扱うものであります。

附則第7条の3の2は、住宅借入金等特別控除の対象となる居住年及び特別控除の対象となる市民税について、それぞれ延長するものであります。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等について、所得税と市民税で異なる課税方式を選択することが可能となっていることから、これらの課税方式を統一するものであります。

33ページを御覧ください。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、地方税法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものであります。

附則第20条の2及び附則第20条の3は、特例適用利子等について、所得税と市民税で異なる課税方式を選択することが可能となっていることから、これらの課税方式を統一するものであります。

附則第25条は、新型コロナウイルス感染症の影響により、新築住宅等へ入居できなかった場合の住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける特例規定について、適用期間の終了に伴い削除するものであります。

次に、第2条の指宿市税条例の一部を改正する条例の一部改正について、であります。

第36条の3の3は、公的年金等受給者が提出すべき扶養親族申告書における扶養親族について、年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職所得に係る所得を有する者と定めるものであります。

なお、附則につきまして、改正条例の施行期日等を規定しているところであります。

次は、提出議案の36ページを御覧ください。

議案第43号、指宿市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例及び指宿市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、37ページを御覧ください。

まず、第1条の指宿市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について、であります。

第4条第1号は、不均一課税の対象について、租税特別措置法及び同法施行令に新たな項及び号が追加されたことに伴い、引用条項の整理を行うものであります。

次に、第2条の指宿市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正に

ついて、であります。

第2条第2号は、この条例における定義について、租税特別措置法及び同法施行令に新たな項及び号が追加されたことに伴い、引用条項の整理を行うものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日を規定しているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（山元成之）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の38ページを御覧ください。

議案第44号、指宿市敬老祝金支給条例の一部改正について、であります。

本案は、敬老祝金支給対象者の見直しに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

本市の敬老祝金につきましては、80歳を超える節目年齢の方を対象に支給しているところですが、超高齢社会の到来により、今後も高齢化率はますます進行していくものと推計されております。高齢化率が進むことで、扶助費をはじめとする介護サービスなど、高齢者に対する財政負担もますます増えていくと思われることから、現在の高齢者サービスを維持し、持続可能なものとするために、今回、敬老祝金の支給対象者について見直しをさせていただくものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、39ページを御覧ください。

第2条の敬老祝金の支給対象者を、9月1日現在、満80歳、満85歳、満88歳、満90歳、満95歳、満99歳及び満105歳の者、から、満88歳の者、に改めようとするものであります。ただし、満88歳への支給額1万円と、満100歳到達時に支給される特別敬老祝金10万円については変更ありません。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の41ページを御覧ください。

議案第46号、令和4年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の令和4年度指宿市各会計補正予算の39ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ165万3千円を減額して、歳入歳出予算の総額を67億6,813万6千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、48ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節10需用費2万円の減額補正につきましては、事務消耗品など消耗品費を減額するものであります。

節13使用料及び賃借料11万円の減額補正につきましては、複合機の使用枚数を見直し、使用料を減額するものであります。

款2保険給付費、項6傷病手当金、目1傷病手当金、節18負担金補助及び交付金128万円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の対象者見込人数に増加が見込まれることから、負担金を計上するものであります。

款5保健事業費、項2保健事業費、目1保健衛生普及費、節7報償費212万円の減額補正につきましては、健康推進員の活動費や研修費など、報償費を減額するものであります。

節10需用費6万3千円の減額補正につきましては、医療費通知の回数を見直すことから、通知はがきに係る印刷製本費を減額するものであります。

節11役務費62万円の減額補正につきましては、医療費通知の回数を見直すことによる通信運搬費とその他保険料を減額するものであります。

次は、歳入につきまして御説明いたしますので、47ページを御覧ください。

款3県支出金、項1県補助金128万円の補正につきましては、保険給付費に対する特別調整交付金であります。

款5繰入金、項1他会計繰入金293万3千円の減額補正につきましては、一般会計からの繰入金の減額であります。

次は、提出議案の42ページを御覧ください。

議案第47号、令和4年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の令和4年度指宿市各会計補正予算の53ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ145万1千円を減額して、歳入歳出予算の総額を59億1,735万8千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明をいたしますので、62ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬及び節8旅費の計1万2千円の減額補正につきましては、実地指導の計画見直しにより、会計年度任用職員の報酬等を減額するものであります。

節7報償費2万2千円の減額補正につきましては、地域密着型サービス運営委員会の計画見直しにより、報償費を減額するものであります。

項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費、節1報酬61万2千円の減額補正につきましては、介護認定審査会の計画見直しにより、委員報酬を減額するものであります。

節11役務費1万6千円の減額補正につきましては、介護認定審査会における資料郵送料の通信運搬費を減額するものであります。

目2認定調査等費、節8旅費4万6千円の補正につきましては、介護認定訪問調査区域を鹿児島

島市喜入地区まで拡大することに伴い、市外旅費を計上するものであります。

節12委託料34万6千円の減額補正につきましては、介護認定訪問調査区域の見直しにより、その他委託料を減額するものであります。

節17備品購入費48万9千円の減額補正につきましては、タブレット端末購入費を減額するものであります。

次は、歳入につきまして御説明いたしますので、61ページを御覧ください。

款7繰入金、項1一般会計繰入金159万5千円の減額補正につきましては、一般会計からの繰入金の減額であります。

款9諸収入、項3雑入14万4千円の補正につきましては、介護認定調査委託契約の内容見直しにより、委託費の増額が見込まれることから、雑入を計上するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の29ページを御覧ください。

議案第41号、池田湖観光施設公園の指定管理者の指定について、であります。

本案は、池田湖観光施設公園の指定管理者として、株式会社d a n k e nを指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補者の選定につきましては、本年1月5日から3月2日までを応募期間として公募を行いましたところ、3団体の応募があり、指定管理者候補者選定委員会の審査を経て、選定したものであります。

選定の理由につきましては、池田湖周辺や市内の観光関連団体等との多様な連携を計画するとともに、当該公園の来訪者ターゲットを明確に設定し、地域経済の活性化に向けたビジョンや展望を有していることから、施設の利用促進が期待できること。既存店舗の運営実績やノウハウを十分に有し、高い物的・人的能力を備えているとともに、本社によるフォロー体制や既存店舗との連携体制も整備されていることから、適切な施設の管理運営が期待できること。指定管理料については、指定管理業務の計画との整合性が図られていること。同社の財務状況は良好で、自立した財政基盤を有していると判断できること。指定管理の範囲について、来訪者の幅広いニーズに応じたイベントや観光体験等を計画しており、池田湖周辺における誘客促進や滞在時間の延長等に向けて、当該公園の機能を十分に発揮してくれるものと期待できること。また、地域住民の雇用促進も期待できることなどから、池田湖観光施設公園の指定管理者候補者としてふさわしいと判断し、選定したところであります。

なお、指定の期間については、令和4年10月1日から令和7年3月31日までの2年6か月とする

ものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道事業部長（坂元一博）** それでは、命によりまして、水道事業部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の43ページを御覧ください。

議案第48号、令和4年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の令和4年度指宿市公営企業会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第2条に定めた業務の予定量のうち、配水施設整備費を2,380万円減額し、2億2,516万3千円にしようとするものであります。

第3条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を162万8千円減額し、水道事業費用を6億7,585万5千円に、営業費用を6億2,492万1千円にしようとするものであります。内訳につきましては、鰻池水質改善対策負担金の減額及びコンテナ内袋の備用品費を減額するものであります。

第4条におきまして、予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、収入に係る第1款資本的収入の第1項企業債を5,300万円減額し、資本的収入を4億63万円に、企業債を2億4,700万円にしようとするものであります。内訳につきましては、企業債を企業債償還金の範囲内に減額するものであります。

支出に係る第1款資本的支出の第1項建設改良費を2,380万円減額し、資本的支出を7億3,203万6千円に、建設改良費を3億3,365万5千円にしようとするものであります。内訳につきましては、配水管布設替工事において道路管理者等と実施協議の結果、次年度以降において工事を施工することとなったことから、減額しようとするものであります。

4ページを御覧ください。

第5条におきまして、予算第5条に定めた起債の限度額のうち、配水施設整備費について、限度額を1億6,700万円にしようとするものであります。

なお、7ページ以降に実施計画を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時33分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。



**△ 議案第41号～議案第48号（質疑，委員会付託）**

**○議長（下川床泉）** これより，質疑に入ります。

まず，議案第41号から議案第48号までの8議案について，質疑に入ります。  
御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので，質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております，議案第45号を除く7議案については，お手元に配布いたしております議案付託表のとおり，それぞれの所管の常任委員会に付託し，議案第45号については，各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも，休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

**△ 議案第49号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）**

**○議長（下川床泉）** 次に，議案第49号について，質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております，議案第49号は，会議規則第37条第3項の規定により，委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって，議案第49号は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，議案第49号を採決いたします。

本案は，原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって，議案第49号は，原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました，議案第49号，令和4年度指宿市一般会計補正予算（第5号）につ

いて、は、今期定例会に上程されました、議案第45号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、に先立っての議決となったことから、両議案に記載されている補正前後の金額等について、計数整理が必要となります。

よって、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、計数整理を議長に委任することに決定いたしました。

#### **△ 新たに受理した陳情上程（委員会付託）**

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第23、新たに受理した陳情を議題といたします。

新たに受理した陳情9件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### **△ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙**

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第24、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合は、本市をはじめ、県内全市町村で構成し、後期高齢者医療制度の運営主体となる特別地方公共団体であります。

広域連合議会議員につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項第2号の規定により、市議会議員から6人を選出することとなっておりますが、現在、1人の欠員が生じております。令和4年4月7日に告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、候補者の届出数が選出すべき議員の1人を超えたことから、同規約第8条第2項及び第9条第3項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同規約第8条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い者から順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行うことができません。

お諮りいたします。

選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票数のうち、候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票数のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（下川床泉） ただいまの出席議員は17人であります。  
候補者名簿を配布いたします。

〔候補者名簿配布〕

○議長（下川床泉） 候補者名簿の配布漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 配布漏れなしと認めます。  
投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（下川床泉） 投票用紙の配布漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 配布漏れなしと認めます。  
投票箱を改めます。

〔投票箱確認〕

○議長（下川床泉） 異常なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。  
投票は単記無記名であります。  
なお、白票は無効票として取扱います。  
職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に記載の上、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（下川床泉） 投票漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。

〔議場開場〕

○議長（下川床泉） これより、開票を行います。  
会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に恒吉太吾議員、田中健一議員、吉村重則議員を指名いたします。  
開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（下川床泉） 選挙結果を報告いたします。

投票総数17票，これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち，有効投票17票，無効投票0票であります。

有効投票中，下川床泉議員15票，畑中香子議員2票。

以上のとおりであります。

### △ 散 会

○議長（下川床泉） 以上で，本日の日程は全て終了いたしました。

本日は，これにて散会いたします。

散会 午前11時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 西 田 義 哲

議 員 新宮領 實

# 第 2 回 定 例 会

令和 4 年 7 月 4 日

(第 2 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

令和4年7月4日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	西 森 三 義	13 番 議 員	井 元 伸 明
14 番 議 員	新川床 金 春	15 番 議 員	福 永 徳 郎
16 番 議 員	高 田 ちよ子	17 番 議 員	前之園 正 和
18 番 議 員	下川床 泉		

---

1. 欠席議員

- 1 番 議 員 中 村 昭 二

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	下吹越 寿
市民生活部長	増 永 智 美	健康福祉部長	山 元 成 之
産業振興部長	野 元 伸 浩	農 政 部 長	寺 田 昭 宏
建 設 部 長	星 倉 淳 一	教 育 部 長	紺 屋 聖 一
水道事業部長	坂 元 一 博	山 川 支 所 長	中 島 裕 一

開聞支所長	山下 秀一	市長公室長	渡部 徹也
総務課長	山下 浩二	経営改善推進室長	木下 英城
健康・協働のまちづくり課長	峰元 和仁	財政課長	東 忠孝
市民課長	貴島 昌代	長寿支援課長	大岩本 幸司
地域福祉課長	内村 喜代志	健康増進課長	廣森 政宏
商工水産課長	宮路 主税	建築課長	中吉 竜治
ふるさと納税室長	上田 和成	農政課長	鴨崎 一郎
学校教育課長	山下 信久	学校給食センター所長	小吉 健治

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	鮎川 富男	次長兼議事係長	池水 拓也
主幹兼調査管理係長	川畑 裕二	議事係主査	古川 浩仁

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東伸行議員及び西森三義議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

○17番議員（前之園正和） おはようございます。私は、日本共産党の議員の一人として、平和と民主主義を愛し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づき一般質問を行います。

まず、市長の政治姿勢についてですが、市長自身が提案説明の中で述べられましたように、今議会は通常より約2週間遅れての招集になっております。財政再建に向けての事業見直しに一定の期間を要したとの理由からとされております。見直しの結果として、約7,500万円の節約ができたとして補正予算が提出されております。事業見直しをやって無駄をなくし、必要なものは手立てをすることというのは大事なことです。そこで、どういう立場で事業見直しをするのか、ということが鍵となります。地方自治法第1条の2では、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする、としております。これを堅持しなければなりません。ここで伺います。

まず、事業見直しについて基本的スタンスをどのように捉えて行ったのか、伺います。また、事業見直しをやっての補正予算には、住民負担につながるものや市民福祉の低下につながるものが入っているのではないか、その内容も含めて伺います。また、年度内に再度の見直しがあるのかないか、伺います。

次に、生理の貧困に関してであります。これまでの市の答弁としては、必要性は認め、調査を含めて検討の段階だということだったかと思えます。鹿児島県は、今年度の予算を使って生理の貧困問題に取り組むこととし、各市町村に対して県からの助成希望の聞き取りを行ったと聞いております。県によると、要望を出した市町村は、43市町村中36市町村。県は、生理用品1万パック程度を予想していたが、予算の2倍を超える要望が出されたとしておりま



す。なお、鹿児島市は、国の助成金を使って市独自に行うとのことでもあります。そこで、指宿市の場合、その後の検討状況はどのようになっているのか。また、県からの助成希望の聞き取りに対してどのような判断でどのように答えたのか、伺います。

次に、市営住宅の家賃減免についてであります。この問題は、前回は質問しました。指宿市営住宅管理条例において、収入が著しく低額であるときは、家賃の減免ができるようになっていますが、実際には、収入の基準となる指標も示されてなく、収入が著しく低額であることによる減免の実績もないとのことでもあります。正確に言うと、収入が著しく低額な実態があっても条例は適用されず減免されていないということでもあります。この件については、要綱、要領などで基準、いわゆるものさしを作ることに必要性を認めているわけであり、そして、作るべきものさしは、とりあえず、はっきりとした基準になるものが存在しております。収入が2万5千円以下の場合、2分の1の減免。収入が2万5千円から5万円の場合には、4分の1の減免という県営住宅における基準です。市独自の基準を作ることを否定するものではありませんが、市独自の基準を作るとすれば、それは、県の基準を更に充実する方向でなければなりません。まずは、県に揃えた形でも要綱や要領あるいは規則等で一刻も早く基準、ものさしを作るべきであります。この件についての検討はどうなっているか、既にできているものか、伺います。

次に、ヤングケアラーへの支援策に関連してであります。厚生労働省によると、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話など日常的に行っている子供のことをヤングケアラーと言うとされております。具体的には、18歳未満の子供で、兄弟の世話や両親、祖父母の介護、病気や障害を持つ家族の世話に加え、料理や買い物、洗濯などの家事をしているとされています。2020年12月から今年1月に掛けて、文科省と厚労省による調査では、中学生は5.7%で17人に1人、全日制の高校では4.1%で24人に1人という結果だったようです。ケアに費やす時間は、中学生は平均4時間、高校生は3.8時間となり、7時間以上費やしている人もいたとのことでもあります。このような中で鹿児島県は、9月を目途に県内の小学6年生から高校生までの1万人を対象に実態調査を行うとしています。そこで伺いますが、まず、国や県の施策や取組はどのようになっているか、伺います。次に、市の取組として、ヤングケアラー問題をどのように捉えているか、伺います。また、これまで実態調査などをやったことがあるか。また、把握した実態があるかどうか。今後の調査の予定を含めてその内容を伺います。また、今後考えられる支援策は、どのようなものがあるか伺いまして、1回目いたします。

**○市長（打越明司）** 今回の4月当初予算の見直し等についての御質問をいただきました。本市の財政再建につきましては、私が掲げた公約の中でも重要項目の一つであり、先の3月定例会におきましても、令和4年度予算から歳入歳出両面を見直し、財政基盤を確立すると述べさせていただきました。このことから、3月定例会において骨格予算として成立しました令

和4年度当初予算をゼロベースで見直すこととし、各部署自らが歳入確保及び歳出削減について、あらゆる角度から検討し提案するように指示をいたしました。令和4年度に経営改善推進室を新たに設け、事務事業等の見直しを現在進めておりますが、御質問の当初予算の見直しについては、その前段として経常経費等の見直しを進め、併せて他の自治体と比較して高い経常収支比率の抑制に努めることを目的としています。見直しに当たりましては、令和4年度に実施すべき事業かどうか、複数年度では実施できないか、再編・整理・廃止・統廃合はできないか、公益性・必要性・有効性は本当にあるか、10年後、20年後振り返った時、必要な事業として捉えられるか、新たな歳入確保策はないかなど含めて9項目の基本的な考え方を示し、予算見直しをいたしました。また、肉付け予算として予定をされておりました約10億円の事業や当初予算で盛り込まれていた事業につきまして、起債額が公債費を上回らないようにと、つまり、本年度は借金を増やさないということを念頭において事業の優先順位や実施期間などについて見直しをいたしました。このような見直しをした結果、7,418万2千円を削減し、今回追加する補正予算額につきましても5億4,751万3千円に留めることができたところであります。

残余の質問につきましては、教育長及び関係部長に答弁させたいと思います。

**○総務部長（下吹越寿）** 住民負担増につながるような補正の今度の見直しについての内容でございますけれども、今回、6月補正予算で提案しております予算書を見ていただければ御覧のとおりで、歳入予算において積算の見直しや国からの補助金の導入が主なものとなっておりますので、市民の方に新たに御負担を求めるものではないと認識しております。それと、市民福祉の低下につながるものはないか、その内容も含めてですけれども、今回の事務事業の見直しにつきましては、先ほど市長が答弁いたしましたように、9項目の基本目標を掲げて各部署において全事業の見直しを実施いたしました。結果といたしまして、88事業を見直し、約7,400万円余りを削減することとしております。

続きまして、事務事業の見直しについて、年度内の計画はどうかということでございますが、年度内の事務事業の見直しによる今回のような減額補正の提案については、現在のところ予定はしておりません。しかしながら事務事業については、不断の見直しは、常に必要であると考えているところでございます。

続きまして、生理の貧困問題の3月答弁以降の検討結果についてでございます。現在、市役所各庁舎等のトイレに生理用品の引換券を設置し、6か所の窓口で配布を行っております。生理の貧困については、経済的理由等により真に必要な方が、自宅等で使用するための生理用品を受け取り易い環境を整備するため、窓口配布場所の拡充を図るなど、継続的に関係機関とも協議してまいりたいと考えております。生理用品貧困に関する県のアンケートでは、生理用品の配布場所として公共施設や学校、相談室のトイレを希望する意見がある半面、トイレ以外での配布を希望する意見も多く上げられています。これらのアンケート結果

を踏まえ、トイレでの配布も検討してまいりましたが、衛生面や管理面での課題が多いこと、また、生理の貧困と言われる本質的な部分の解決には、必要な方にパック単位での生理用品を届けることだけでなく、困りごと等に対する必要な支援につなげることが大切であると考えていることから、今後も窓口での配布を継続し、窓口配布場所の拡充などについて協議してまいりたいと考えております。それと、県の助成事業のことについてでございます。県は、今年度新たに生理の貧困支援促進事業として、他の自治体の取組事例や提供に当たっての留意点等をまとめた対応マニュアルを配布し、市町村における取組の支援を行うこととしております。県の相談機関での生理用品の提供を行うとともに、希望する市町村に無料で生理用品を配布しております。生理用品の配布につきましては、令和4年4月28日付けで県から市町村に対し必要数等の調査が実施されたところです。必要性については、令和4年度中に配布可能な数量を見込んで回答することとなっており、本市では、庁舎等の窓口配布について、ひと月の配布数の実績から令和4年度中に必要となる見込み数を算出し、学校の必要分と合わせて合計120パックを希望したところでございます。

**○建設部長（星倉淳一）** 市営住宅の家賃減免について現在の状況を御説明します。令和4年第1回の一般質問でありました、市営住宅の使用料の減免制度につきましては、県営住宅の取扱要領を基準に制定に向けて協議しているところでございます。また、他市の減免状況の聞き取りを行ったところ、県の基準と同様な制定をしているようですが、運用や取組方法などが異なる部分がありましたので、再度詳しく調査を行い、できるだけ早く結論を出したいと考えております。

**○健康福祉部長（山元成之）** ヤングケアラーへの支援策に関連して、五つの項目にお答えいたします。まず、国や県の施策や取組はどのようになっているかでございます。ヤングケアラーとは、法律上の定義はございませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子供とされております。近年、ヤングケアラーという言葉が聞かれるようになり、メディアでも度々取り上げられ、社会的にも大きな問題であると認識しております。国は、ヤングケアラーへの支援を実施するため、令和2年度に中学生と高校生、令和3年度に小学生と大学生を対象に実態調査を実施しました。また、県におきましても、本年9月に小学校6年生から高校3年生までの1万人程度を抽出して実態調査を実施する予定となっております。国におきましては、ヤングケアラーを早期に発見し適切な支援につなげるため、ヤングケアラー支援体制強化事業として、ヤングケアラー実態調査・研修推進事業とヤングケアラー支援体制構築モデル事業などを実施する都道府県等に対し補助を行っており、そのほかに相談専用ダイヤルなど相談窓口の設置やホームページでの各種サービスなどの周知を行っています。また、県におきましても同様のサービスを実施しているところでございます。

続きまして、市としてはヤングケアラー問題をどのように捉えているかでございます。ヤ

ングケアラーの問題につきましては、家庭内のプライベートな問題であること、更には、子供本人やその家族などが自覚していないといった理由から、支援が必要であったとしても表面化しにくい状況にあると思われまます。このようなことから、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで本人の育ちや教育に影響があるといった課題が示されているところであり、関係機関が協力してヤングケアラーの早期発見に努め、必要な支援につなげることが重要であると考えております。

続きまして、これまで実態調査などやったことがあるか。また、把握した実態があるか、でございます。ヤングケアラーの実態把握につきましては、国におきましては、実態調査を実施しており、県も本年9月に実施予定であります。地域福祉課としましては、実態調査は実施していないところでございます。なお、本市におけるヤングケアラーではないかと思われる事案としましては、本年1件ございましたので、関係機関と個別ケース検討会議を実施したところでございます。

続きまして、今後の調査の予定と内容はどのようなかでございます。ヤングケアラーの問題につきましては、家庭内のプライベートな問題であること、更には、子供本人やその家族などが自覚していないといった理由から、支援が必要であったとしても表面化しにくい状況にあると思われまます。このようなことから実態調査につきましては、市としましても必要性は理解しておりますが、一方でプライバシーなど慎重な気配りも必要であると考えております。今後の調査につきましては、国や県、他自治体を実施したアンケート調査の内容等を参考にしながら、調査研究してまいりたいと考えております。

続きまして、支援策としてはどのようなことが考えられるかでございます。本市では、要保護児童の早期発見や適切な保護、又は要支援児童等の適切な支援を図るため、関係機関が情報交換をするとともに、それぞれの役割分担を行うなど適切な連携の下で対応ができるよう、指宿市要保護児童対策地域協議会の実務者会議を毎月開催しております。その中で、ヤングケアラーについての相談等があった場合には、個別ケース検討会議を開催するなど関係機関と連携を取りながら対策や支援を行っているところでございます。今後も引き続き関係機関と連携し、ヤングケアラーにつきましては、適切な支援ができるよう進めてまいりたいと考えております。

**○教育部長（紺屋聖一）** 私からは、教育委員会としてヤングケアラー問題をどのように捉えているか、実態調査及び支援策につきまして答弁させていただきます。ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であり、表面化しにくいことから、校長による登校指導や学級担任による朝の健康観察、様々なアンケート、毎日の日記などから早期に発見し支援につなげていくことが重要だと考えております。学校としては、地域福祉課、スクールソーシャルワーカーや鹿児島中央児童相談所などと連携を図り、対応していくことが必要だと考えております。

続きまして、ヤングケアラーの実態調査についてでございます。教育委員会としましては、昨年5月、市内各学校にヤングケアラーに関する調査を行いました。この調査につきましては、家庭内のデリケートな事案でありますので、学級担任への調査を行ったところでもあります。その報告の中で、家庭の状況により家事等の手伝いをしている児童生徒がみられるなど気になる子供がおりましたが、その後の教育相談の結果、ヤングケアラーと言われる子供ではないという報告を受けております。今年度に入り、家庭環境が変わりヤングケアラーと思われる児童生徒を学校が把握し、学校、地域福祉課、スクールソーシャルワーカーや鹿兒島中央児童相談所等と連携を図り対応している事案が1件ございます。

続きまして、ヤングケアラーへの支援策でございます。各学校においては、実態把握に努め、子供たち一人ひとりの様子を注視し、ささいな変化に気付き、寄り添い、悩みを聞き取っていくよう努めております。また、教育相談体制を充実させるとともに教育相談の内容についても再考し早期に発見するよう指導してまいりたいと考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 事業見直しについてですが、基本的スタンスに関連してですけれども、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする、というふうになっておりますが、住民の福祉の増進を図ることを基本にとはどういうことなのか。どういうふうに理解をしているのかということ伺うと同時に、福祉の低下というのが、本来の地方自治法の任務に反するのではないかとこのように思うのですが、この考え方について伺います。

**○総務部長（下吹越寿）** 今、議員がおっしゃった市民福祉の低下ということでございますけれども、住民サービスの低下ということになるかと思えます。先ほども述べましたように基本的な9項目のスタンスで事業を見直したところでございます。それと、令和4年度の市政方針におきましても財政再建を掲げております。安定した財政基盤を確立するためには、これまでの事務事業を見直し、予算の見直しも考えながら予算をできる限り節約していかねばならないと。それも住民福祉に資することであろうかと思えます。また、節約することにつきましては、往々にして市民の皆様にも我慢をお願いしなければならないこともございます。私どもといたしましても、できる限り工夫や努力をしながら市民福祉を低下させないように事務事業の見直しを行ってまいりたいと思っておりますので、また、市民の皆様にも御理解と御協力をお願いしたいと思っております。それと、住民サービスの事業の具体的な事業についてでございますけれども、捉え方ですけれども住民福祉のサービス、つまり、住民サービスの低下につながる具体的な事業について先ほど申しましたように88事業について見直しを行ったところでございますが、事業の見直しにおきましては、その人の受け止め方、捉え方によって異なると考えられますので、正確を期するためにも具体的な事業については申し述べませんけれども、それぞれの捉え方によって受けるサービスが低下と感ずる方もいらっしゃるのではないかなと感じております。

**○17番議員（前之園正和）** 1回目の質問の中で、住民負担増になるものはないかという質問に対しては、ないというふうに明確に答えられました。3番目の福祉の低下につながるものはないかということについては、88事業を見直すという答えはありましたけれども、福祉の低下につながるものはないかという直接的な質問に対しては回答はない。むしろ、今の回答では、受け止め方ということがありました。例えば、敬老祝い金の制度見直し、今度やられているわけですが、敬老祝い金の制度見直しの縮減、それから、減額、これは受け止め方で違うものですか。私は、福祉の低下だというふうに思いますが、受け止め方では必ずしも福祉の低下ではないんですか、それを伺います。

**○市長（打越明司）** 具体的な事業の名前が出ましたので私からも考え方を説明をしたいと思います。今回、敬老祝い金についての条例の見直し、あるいは、補正予算での減額をお願いをさせていただいておりますけれども、これも全ての事務事業に例外をおかないということで、様々な角度から我々も最も持続可能な住民福祉サービスを維持していくためにどうすればいいのかという観点から議論をしてまいりました。現在の8回に分けて行うという祝い金制度について、私自身様々な市民の方々からも御意見をいただきましたが、ほとんどの方は、まず、8回ももちろんとかという方々が圧倒的に多かったです。ほとんどの方は、それを知らないという方が多い。そして、県内の各市町村の取組についても色々勉強させていただいて、鹿児島市が一番安定的な財政を持っているわけですが、今回お願いしたものは、鹿児島市と同じ形、88歳そして100歳のお祝いということになっておりますけれども、県内各市町村でも特にこの南薩におきましては、おおむね1回支給、2回支給、あるいは、4回支給といったような形になっているようであります。指宿の場合には、合併当時に様々な議論があったというふうに思いますが、それぞれの地域でのお祝い制度を合体する形で8回というふうに決まったということでもありますけれども、他市町の状況や様々な勘案をすれば、福祉の低下ということではなく、その指宿にとって一番いいお祝いの方法、市民の税金を使って本当に長生きしてきておめでとうと言えるのは、どういうお祝いの仕方なのか、ということをよくよく考えさせていただいて、今回の提案につながったものであります。ほかの地域では、お金を渡すというやり方ではなくて、例えば、88歳になりましたら、そのお宅を訪問をし、いわゆる記念写真を残してくれないかということで記念写真を作るというような事業をやっているところもありますし、あるいは、その在宅で介護をされていると、家族の方、夫婦でいろんな形で支えておられる方々に御苦勞様ですということで商品券を支給すると。いろんな形のお祝いをされているんだなということでもあります。

また、県のほうでもお祝いの制度があり、国の方では、100歳になったときに内閣総理大臣の名前でお祝い状、そして、銀杯といったようなもののお祝いをされているということもありますし、県のほうでもまたお祝いをして、あるいは、お祝い金を市の方が、市民の税金からお祝いする、そのときに併せて指宿市の社会福祉協議会の方でもお祝いをする、二重

にお祝いをしているというような状況もあるようであります。この姿が、本当に今の指宿にとって平均的なその財政力だとか将来性だとか持続性だとか様々な観点から考えて、本当に今のものを維持するのが、一番あるべき姿なのかどうかということから検討した結果、今回皆さんに御相談を、提案をさせていただいているというものであります。決して様々な地域と比較をして、指宿の高齢者の方々に対する祝意をないがしろにしているというようなものではないということと相談をしているところであります。改めて今回、もし私どもの条例改正、又はその予算の見直しにつきまして、もしここの部分については、お祝い金の制度については、こういう在り方があるのではないかとといったようなことをいろいろと皆さん考えておるかもしれません。そういうことについては、是非一つ、我々もですね、気付かなかったなど、もう少しそういう点があったなといったようなこともあろうかと思えますから、皆さんのいろんな提案につきましては、いつでも聴く耳を持っているつもりでありますので、3月の議会でも皆さんに申し上げたように、この議会という場所では、最終的には、一番ベストなファイナルアンサーを見つけていく、そういう場所にしたいというふうに思っております。我々も一生懸命情報を集めながら、また、我々は、これまでやってきた様々な取組を見直しながら、できるだけいい提案をしていくということで続けていきたいと思っておりますので、今回のこういった見直しについては、福祉の低下にはつながらないように、そして、将来にわたってそのことをしっかりと保持できるように続けていくことができるようにという思いです。この制度は、指宿、山川、開聞、旧1市2町時代のおおむね半世紀ぐらい前から始められたものが多いです。そういったものも50年経った現在、どのようにしていくのかということとを改めて議論させていただいたということとであります。

**○17番議員（前之園正和）** 現在は、お祝いをいただくのが8回はあると、これを88と100歳、100歳はもう特別な制度としてはあるわけですけど、に変えたということとでありますけれど、私の記憶では、現在8回ということですけど、それ以前は、80歳でしたかね、になれば、毎年いただけたんですよね。これはもういわゆるお年寄り、敬老の日が来るとお祝いをいただけるということで大変お待ちしておりますと喜ばれていると。そこは、いわゆる額の問題というよりも市からお祝いしていただけるということに喜びを感じていたというふうに思うんですよね。そういったことからすれば、むしろ80になれば毎年もらえると、額は少し少なくなってもですね、という方向がですね、やっぱり心情にかなっていつているんじゃないかと。また、毎年毎年またもらえた、またもらえたということは、1年生きられた、1年生きられたということですので、そういうことにやっぱり私は、戻すべきだったんじゃないかなと、80歳になればですね。100歳はまた別の制度ですけども。それから、福祉の低下ということではなくということも出ましたけども、これは敬老祝い金の制度見直し、縮減減額というのは、受け止め方の問題じゃないと思うんですよね。現に、これは減るわけですから、縮減されるわけですから、機会が少なくなるわけですから、これを福祉の低下と言わ

ずにして何と言おうかというふうに思うんですけど、どうですか。

**○市長（打越明司）** 福祉の低下につながるような見直しだというふうには考えておりません。やはりその時々いろんな支出をして、その福祉を向上させようという考え方もあろうかと思いますが、大切なことは、今後長きにわたってその制度を維持する。あるいは、指宿においては、その現役世代を中心として高齢者の方々の御長寿であったり、その頑張っているお姿に対してお祝いをする。そのことが、ずっとしていけるということがとても大事だというふうに思っております。先ほど議員の中から、かつては80歳で毎年と、金額はそれほど大きくないけれども毎年というやり方もとっている市町村が1か所でしたかね、あります。それも一定の考え方だというふうに私は思います。合併時ではですね。間違っていたらまた後で訂正をしますけれども、私が学んだ形では、旧指宿市については、88歳からお祝いスタートと。そして、山川町については80歳から、開聞町については75歳からお祝いをスタートさせていたというふうに伺っております。それを話し合って、合併のときに8回というふうに整え、75歳からという開聞町もあったわけですが、今後のいわゆる高齢化社会に備えて80歳からということでどうかということで、80歳で5千円から始まる制度に、その当時は議論していただいたと。だからスタートしたのが50年前、そして、8回になったのが17年前、そして、更にそれを見直して、現在のあるべき姿にしていこうという議論であります。私は、解釈の違いもあるかもしれませんが、今後、福祉の低下を招かないようにするための活動であるというふうに考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 高齢化社会と言われて久しいわけですがけれども、ますます高齢化率が上がっているということはありますけども、だからこそ高齢者福祉というのは、ますます大事になってくるというふうに思うんですけど、その点はどうでしょうか。

**○市長（打越明司）** 高齢者の方に対する様々な支援というのは、これまでもこれから重要であるというふうに思っております。

**○17番議員（前之園正和）** 今回、敬老祝い金を縮減削減をすることによって、全体の福祉が下がらないような施策をするようなふうに聞こえるんですけど、ほかの福祉の施策、あるいは、高齢者福祉も含めてですよ、それを充実させるための財源として敬老祝い金を切ると、削減するというのは、道理に合わないというものですよね。例えば、全くの例えですけども、教育予算を増やすのに教育予算を削るということでは話にならないわけですよね。だから、高齢者福祉を削ってその財源で高齢者福祉を充実させるというのは、全く道理に合わないというふうに思うのですが、その矛盾はどうなりますか。

**○市長（打越明司）** そのように申し上げているつもりはありません。少し余分にしているものがあるとするれば、それを適正なものにし、長い目で見て指宿市の財政の状況を健全な状態を保ちながら、あらゆる分野において市民の福祉向上につながるような、福祉というのは当然ながら高齢者の福祉だけではありませんので、児童に対する福祉であったり、それ以外の分



野の方々への福祉もある。そういう全般に対して、先ほど議員からも指摘があったように、地方自治の本質というのが定めてあります。それをきっちりと守っていくために、今、指宿で歳出が歳入よりもオーバーをしているという状況、これを何とか改善をするということは、将来にわたっての大きな安定的な基盤を作り、各分野に対する福祉の向上にもつながるものだというふうに考えております。

○17番議員（前之園正和） どれくらいの削減になるかは、補正予算に反映されているわけですので、当然試算がされていると思いますが、この敬老祝い金の制度の見直しによって、延べ何人に影響が出て総額幾らぐらいの影響、縮減ということになりますかね。人数と額については、どれくらいなるか。当然試算ができていますので伺います。

○健康福祉部長（山元成之） 今回の見直しによりまして、人数は1,497名、額にしまして1,039万5千円でございます。

○市長（打越明司） ちょっと補足しますが、今申し述べたのは、本年度の予算。本年度の今年それを迎えるの方々のお話でありまして、来年度以降そういう年代を迎える方々もおられますので、今年はそうであるけれども今後のことについては、全体として捉えて議論した方がいだろうというふうに思います。

○17番議員（前之園正和） 当然、本年度のものと理解しております。それから市長は、第1回市議会の中で、市政運営に当たっての基本的な考え方を述べられましたが、五つのキーワードの重要な一つとして財政再建を掲げられました。本市の財政状況は厳しい局面を迎えているとしております。合併特例債等を活用し整備した公共施設の整備費の償還が、今後本格的に始まる。地方交付税や市税については、大きな伸びは期待できないと原因を分析しております。間違いないでしょうか。

○財政課長（東忠孝） おおむねそのとおりでございます。

○17番議員（前之園正和） 合併特例債の活用という、あえて使いますけども美名の下に、償還の時期になると、どれだけ市の財政に影響を来すのか。いわば、おろそかにされてきたのじゃないかと思えます。これまでの合併特例債を活用しての事業は、緊急性、必要性についてベストの選択でなかったのではないかというふうに思いますが、前任の市長のやったことになりましたが、市長は、その点をどのようにお考えますでしょうか。

○市長（打越明司） その時々市の判断、市長の判断について、まだ成り立てはやほやの市長の私が判断をすることは避けたいと思えますけれども、そのような形の中で事業をしたものについて、後に継ぐ我々は、それを最大限生かせるように努力をしていくということが務めではないかと、そのように理解しております。

○17番議員（前之園正和） 今後、先ほど申し上げましたように合併特例債を活用して整備した公共施設の整備費の償還が始まると。それで、財政の大変さの一つとして要因を上げていくわけですから、この間、合併特例債で行ったいろいろな施設がありますけれども、そうい

うものについて、やっぱりその全てよかったんだ、少なくともそういうことではないと、精査しなきゃいけないということなんでしょうか。

**○財政課長（東忠孝）** 合併特例債の償還元金だけが悪影響を及ぼしているという話ではございませんで、当然その元金の支払いもございますが、それに付随する施設の管理。今後は、公共施設等の計画でも定められておりますけれども、今後そういった既存の施設の管理、そういったものもございますので、先ほど来、市長も答弁しておりますけれども、歳入に合った歳出に戻す。そこが非常に重要だというふうに考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 歳入に見合った歳出。あるいは、将来に及ぼす影響という点でのですね、やはり疑問符が残っていたということを指摘しておきたいと思います。

それから、生理の貧困についてですが、生理の貧困については、窓口配布とか引換券とか、そういう話が出てきましたけど、やはり必要とするときにその場になればいけないと思うんですね。あらかじめ引換券でもらっていて使うとかいうことじゃなくて、その場に引換券じゃなくて現物が、必要とするときにあってこそ活用意義があるし、該当者の要望に応えるものというふうに思いますが、どうでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 先ほどの答弁でも同じようなことを申しましたけれども、いろいろアンケート調査等を実施しまして、やはりそのトイレでの配布も検討してきましたけれども、衛生面や管理面で課題が多いということもありますので、今後も窓口での配布を継続していきたいと。その中で拡充できるとすれば、その窓口配布の場所を増やしていくというようなことも考えているところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 私が伺ったのは、窓口配布をして済む問題ではないんじゃないかと。必要なときにその場にあると。つまり、トイレの個室にあってこそ本来の要望に叶うものではないかというふうに思うんです。衛生面も言われますけど、衛生面はどのように置かかという点において衛生面を考慮した置き方をすればいいわけですから。その場においてこそそのものじゃないですかということを聞いているんです。

**○総務部長（下吹越寿）** 確かに、生理用品をトイレ内に設置している市もございますけれども、やはり衛生面で心配しているという声も聞かれますので、そういう状況で利用の少ない状況があるということも伺っておりますので、先ほど来言いましたように、その配布できる場所の拡充ということを進めてまいりたいと考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 言っているのは、衛生面を言われるのは、それやり方があるでしょうというわけですよ。裸で置くわけじゃないですから、所定のボックスをそれなりのものを作って置くということなどでですね、衛生面に配慮した置き方あるでしょう。その場においてこそそのものでしょうということを言っているわけです。例えば、トイレットペーパーがトイレにあるのは当たり前ですね。昔は、必ずしもそうじゃなかったですけども、トイレットペーパーは、どこか窓口でもらってください、そして使ってくださいということじゃな

いですよ。その場にあつてこそそのトイレットペーパーです。必要とするところにあつてトイレットペーパーです。同じではないかということを行っているんです。トイレットペーパーが、トイレに個室に置いてあるように同じようにあるべきじゃないかと。どこが違うんですか。トイレットペーパーと生理用品と。

**○総務部長（下吹越寿）** 生理用品がトイレットペーパーと同じようなものではないか、ということでございますけれども、やはり生理用品は、トイレットペーパーとは異なって長時間肌に直接接触れるもので、不特定多数の方が利用するトイレに常設する、設置するということは、先ほど申しましたように衛生面で管理が難しいと考えているところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 衛生面に配慮した個室への設置というのは不可能ですか。できないんですか。白旗揚げていますか。検討すればできるということではないんですか。

**○総務部長（下吹越寿）** 現在のところは、トイレに設置する考えはないところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 衛生面だからできないというのと考えはないというのは、違うんですね。本音が設置する考えはないということでしょうか。だから、あれやこれや理由をつけたのが一つが衛生面を持ち出したということじゃないですか。今の答弁を総合すると。

**○市長（打越明司）** この件についても教育委員会も含めて3月から試行してきて、パックで言えば78パック準備をし、24パックが利用されましたと。そして、今回県のほうから要望を聞いていただいて、更に120パックのものを準備しようと。個数で言うと1パックと言うのは、大体30個弱くらい入っているようなものになりますが、私の理解が間違っていればまた御指摘をいただきたいんですが、今、日本中で議論されている生理の貧困というのは、やはりその貧困世帯において、生理用品すらなかなか求められないといったような世帯があつてはならないということが最も基本にあるというふうに私は理解しております。そういう意味では、たまたま持ち合せがなかったとか、たまたま忘れたというケースの場合は、学校にいれば保健室に置いて、そして、ほかのところでは大体利用するような場所の近い窓口に置いてということで、一番大切なことは、そういう方々に常にその相談ができる状態。人と人とが会って、場合によってはSOSを、そういうものを買って求められないんですと、準備ができないんですということに対していつでもそのことに応えられる。そして、そういう方々へは本当に支給をしていって、そういったことが起きないようにしていく。それが本当に生理の貧困問題に向き合う姿ではないかというふうに思っております。逆に言うと、その場で対処ができるような形であれば、いつまでたっても底辺にある一番大事な貧困から来るこの生理の貧困という問題が、逆に解決しづらくなっていくという面もあろうかと。議論の結果、そういう相談ができる人、相談ができる場所に準備をして、皆さんと向き合っていくというようなことを執行部としては、解決策として求めたということでありまして。是非、御理解いただきたいと思っております。

**○17番議員（前之園正和）** 市長がおっしゃいますように、生理の貧困という言葉が使われて

おりますので、何が根底にあるかという点では、いろいろあると思うんですね。経済的に困って生理用品が手に入れられないというところへの手立てということもあるし、今そこが、そのあたりは少し曖昧になっていて、あるいは広がりつつあるという段階だと思うんですね。こども食堂も同じようなことが言えると思うんですけども、そういった意味ではですね、経済的に買えないというところに対する手立てと、私はトイレットペーパーを持ち出したのは、いわゆるトイレットペーパーというのは、あつて当たり前。使う場所にあるということですね。やっぱりそういうものではないかと、生理用品というのもですね。考え方についてもその辺が流動的な時代かもしれませんが、本来的には、やはりトイレットペーパーと生理用品と同じで、あつて当たり前ということでのですね、やっぱり方向を向けての検討というのが必要じゃないかということ提起したつもりであります。そういう点では、まだやり方もあると思うんです。設置するとしても衛生面は当然考えなきゃいけないわけですので、そういったこととか。また、ちょっと話は違いますが、男性トイレにもサニタリーボックスを置いてほしいということもありますので、それはそれなりの理由があるわけですね。その辺も現在のところは目が届いていない。これは話として出したわけですけども。

それから時間の関係もありますので、次の方にいきます。市営住宅の家賃減免についてですが、できるだけ早く制定したいということですが、県のいわゆるものさしに基本的には合わせるが、小さな部分で再度検討しなきゃいけないところがあるというようなことなんですけど、できるだけ早くというのはどれくらいか。また、県とのですね、県の2万5千、5万という基準にやはり、とにかくすぐ合わせて作るということが、まず先決じゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

**○建設部長（星倉淳一）** 制定する方向性は決まりましたので、今後は、県へのヒアリングと他市へのヒアリングを行って、できるだけ早く指宿市の要綱を制定したいと考えているところです。その期間とかについても、今後、できるだけ努力して、早めに制定したいということでもあります。

**○17番議員（前之園正和）** できるだけ早くと重ねて答弁いただきましたので、それを待つしかないわけですけども、できるだけ早くお願いしたいと重ねて申し上げること以外はないわけですけども、ただ、考え方としては、条例は早くからあったにもかかわらず、そのものさしがなくて、実際上は収入が低額なことによる減免の実績はないということですので、これは考え方の問題としては、これまで条例があったにもそれが機能していないということになりますので、怠慢と言えども怠慢の部類に入るんじゃないですか。そこが、やっぱり一度考えおく必要があると思うんですけど、どうでしょうか。

**○建設部長（星倉淳一）** 御指摘のとおり、条例があつて規則があつて要綱があるということで、今そのできていなかったのが要綱でございます。これは、やはり指宿市にとっても、この条例を実施していく上で大事なことでありますので、引き続き、できるだけ早く指宿市の

要綱を制定したいと考えております。

○17番議員（前之園正和） 県の2万5千、5万がベースになるってことははっきりしていますが、更に検討中の内容が、どういったことを具体的に言うのですね、どういったことの検討になっているのか。2万5千、5万ということは変わらないのか。それが変わってくるのか。それに付随する別なことの要件とか条件とかが検討されているのか。どのようなことを検討しているのか、伺います。

○建設部長（星倉淳一） 減免については、非課税収入となっている障害年金や遺族年金、児童手当などの収入も対象になります。こういったものも、どのような項目を減免対象として把握していくのか、というところをもう少し調査してまいりたいと思います。

○17番議員（前之園正和） では、県内の各市において、基本的にはやっているところは2万5千円が基本になっていると思うんですけど、今言われた非課税やら年金やその他のことについては、どういった自治体が多いんでしょうか。どういった傾向にあるんでしょうか。

○建築課長（中吉竜治） 基本的には、その同居している家族の所得プラス非課税収入引くその他の基本構造割る12という形は、全市、県もですけど同じ取り扱いとなっています。

○17番議員（前之園正和） ほかの市がそうだとということになれば、それに合わせるということにならないんですか。

○建築課長（中吉竜治） そちら辺も含めまして、部長が答弁しましたように、鹿児島県住宅の取扱いを基準として各市の状況を調査させていただきたいというところでございます。今のところ、どのような基準になるとかというのも課内で協議中で、各市に回答を求めるといような質問を今作成中ですので、今現在、決定しているものではございませんので、回答は差し控えたいと思います。

○17番議員（前之園正和） 私がお聞きしているのは、2万5千、5万は、ベースになっていると。非課税とか年金とかその他についての扱い、どう見るかがいろいろあるということでした。そして、ほかの市もそこは同じようなふうになっているということじゃなかったんですか。ほかの自治体は不明なんですか。それとも一定の方向性で大体統一されているんですか。統一されているというふうに答弁を承ったんですけど。

○建築課長（中吉竜治） 基本的には県の条文と同じものが使われているようです。ですけれども、その取扱い、例えば、申請を認める期間をいつまでするか、あるいは、その非課税世帯の非課税部分の収入の認定をどうするのかといった細かいところ、詳しいところを私たちとしては、聞きたいと思っているところです。

○17番議員（前之園正和） できるだけ早くとおっしゃっているわけですから、できるだけ早くお願いしたいというふうに思うんです。それから、その細部については、いろいろあるようですけど、月の収入が2万5千、5万という県の基準が、全体的にそれが使われているということですので、そういうふうにした場合ですね、細部については、いろいろあるようです

けど、基本的に2万5千円と5万というものさしを作った場合に、現在の指宿市ではですね、どの程度の件数なり、額が計算上出てくるのか。当然、試算なされていると思いますので伺います。

○建設部長（星倉淳一） 県の基準額を令和4年度当初入居者に単純に適用した場合、減免額は、1年間に約2,830万円となります。

○17番議員（前之園正和） 単純に計算した場合、2,830万ということですけど、必要な財源、見かけ上は新たに2,830万いるということになるんですが、これは新たにいるものではないわけですね。条例に基づきちゃんと細部が決まって既に収入に着目した減免制度が実態あるものになっておけば、2,830万は減免ですから表現はともかく2,830万が住民のほうにいくというか、収入がない、減免するわけですから、そういうものだったと思うんです。救うべきものが救われてきてなかったというものであって、新たに2,830万が、経費が必要というものではないというものですが、そこら辺のところは、そういうことでよろしいですかね。

○建設部長（星倉淳一） おっしゃるとおり、新たな経費が必要というわけではございません。2,830万円というのは、今減免される額でありますので、これはその経費とかそういう問題ではないと思います。

○17番議員（前之園正和） ヤングケアラーの問題にいきますけど、ヤングケアラーの特徴の一つとしては、幼い頃から家事や介護が日常にあって、自分自身でその現状に気付いてないということもあるようです。抱える問題としては、勉学、進路に支障が出たり、睡眠が十分に取れない、友人と遊ぶことができない、相談するほどではない、あるいは、相談しても状況が変わるものではないという思いから相談せずに表面化しにくいという問題があるようです。そういったことについて、把握する側からいけば把握しにくい、本人からすれば認識を持つに至らない場合があるということについては、そのようなことでよろしいわけですかね。

○健康福祉部長（山元成之） 議員がおっしゃったように、そのような状況であると思っております。

○17番議員（前之園正和） ということになると、既に教育委員会では調査をしているようですけど、学校において実態を把握する機会が比較的あるのではないかと。つまり、進路指導するときにもそれに配慮したことが出てくるとか。例えば、宿題、予習復習ができてなくて怠けていると捉えるのか、家事の忙しさにと捉えるのか。その辺は、現場で苦労されていると思うんですけど、とにかく教育の場で把握するチャンスというのが比較的あるんじゃないかなと、そこは正しくつかんでやらなきゃいけないんじゃないかなと。必要なことは、実態に気付いてやることだと思っただけです。そして、よりその実態に気付いてやること。そして、こうじゃないかと言っても、いや違うと第一段階では否定しているかもしれない。それ当然

のことと思って小さい頃から家事をやっていたら、別に今始まったことじゃないから生活の一部になっているということからすれば、家事の負担があるんじゃないのと言ったら、いやそうじゃないですよということになるかもしれない。ああそうね、何でもないんだね、と捉えるか、やはりもうちょっと深く関わって実態を把握するとかということが大事なことになると思うんですが、その実態に気付いてやること。そして、より相談に乗り、必要な手立てを取るということは、非常に大事と思うんですけど、市長、教育長、改めてその総括的に伺います。考えを。

**○教育長（吉元鈴代）** 今、議員が言われたとおりのことだと思います。私たち学校の指導としましても、学校長の登校の指導の中で元気があるのか、ないのか、というところも把握していただいておりますし、そして、学級の朝の会の健康観察が、これが一番大切だというふうに考えております。そこで、宿題を出したときに、やはり何回も忘れるとか、そういったものであれば教育相談というものがございまして、その教育相談もしております。そして、学級担任が、体調が悪いか、最近元気がないなというときには、家庭にも電話をさせていただいているということで、初期対応に努めておりますけれども、今後ともそのような形で寄り添った教育をしていきたいと思っております。

**○17番議員（前之園正和）** 思いは同じだというふうに思うんですよね。そこで、学校の先生が現場でいろいろ苦勞されていると思うんですけど、どう把握するかということも含めてですね。そこで、必要な家庭と連絡を取ったりとか、場合によっては家族と連絡を取ることによってこじれる場合があるかもしれないので、それを配慮した連絡の取り方というものが必要になる場合はあると思うんですよね。それから先生の努力、学級担任としての努力もそうなんですけど、例えば先ほど言われましてけれども、カウンセリングを含めてケアをするという制度としてのやっぱり補充ということも考えなければいけないんじゃないかなというふうに思うんですよね。そういった場合に、学級指導のことも必要ですけど、制度としてカウンセラーを増やすとか、例えば、そういうことも必要になってくるんじゃないかという思いがあるんですけど、その点はどうでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** ヤングケアラーにつきましては、校長による登校指導や学級担任による朝の健康観察、様々なアンケート等々で支援につながるということが重要だと考えております。このほか、スクールソーシャルワーカーと教育相談員、スクールカウンセラー等を活用して、早期に発見、対応することも重要なことだと考えているところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** この問題は、年次的にやるというのではなくて継続的にやはりやらなきゃいけないもので、そして、うちはないということじゃなくて、今後もあるという前提で取り組むことが必要と思うんですが、どうですか。

**○教育長（吉元鈴代）** 今後もヤングケアラーにつきましては、保護者そして学校と連携しながら、行政と連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時25分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

○16番議員（高田チヨ子） 皆さん、おはようございます。公明党の高田チヨ子でございます。毎日暑い日が続いています。コロナもなかなか収束の兆しが見えません。やっと観光客が戻ってくるかなという矢先に、指宿市ではクラスターが発生してしまいました。マスクを外す機会もなくなってきそうです。一日も早くコロナが収束してほしいと思います。

それでは、通告に従い一般質問を行います。今回公明党では、各市町村に要望書を提出いたしました。本日は、この要望書に沿って質問をいたします。長引くコロナ禍で、市民生活や事業活動などへの影響は、依然として厳しい状況が続いています。さらに、ロシアによるウクライナ侵略や円安の進行などにより原油や穀物等の安定供給に支障を生じ、物価の高騰など経済の先行きは、極めて不透明な状況となっています。このような中、まずは、直面する物価高騰による影響を緩和する対策を迅速に打ち、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものにしていくことが重要と考えます。今般、物価高騰による生活者や事業者の負担軽減対策を地域の事情に応じてきめ細やかに実施できるよう新たに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金にコロナ禍における原油価格物価高騰対応分が創設されます。本市に対しても4億7,573万円を限度額として交付されるとお聞きしています。この交付金を有効に活用し、物価高騰から市民生活を守るために要望書を提出いたしました。

1点目に、市としての対応についてお伺いいたします。学校や幼稚園の給食費や保育園の副食費についてお伺いいたします。まずはじめに、学校の給食費についてお伺いいたします。材料の高騰により、給食費は値上がりするのでしょうか。現状をお伺いいたします。

2点目に、来庁者への対応についてお伺いいたします。実は、先日大阪から電話がありました。全く知らない方からの電話でした。話の内容は、久しぶりに指宿市に住んでいる友人に電話をしたそうです。すると、指宿の市役所は暗いと言われてたそうです。そこで、その指宿市の方に連絡を取ってみました。その方が言われた暗いというのは、何を指しているんだろう。照明が暗いと言っているのだろうか。それとも別のことなのかなと思って聞いてみました。すると、照明のことではなく市役所の職員の挨拶の仕方や雰囲気が暗いイメージを与えているということでした。このことを聞いて私はびっくりしました。今まで市役所に来て暗いイメージを受けていなかったんですが、人によってはそのように感じる方もいらっしゃるんだなと思いました。市民の方が、市役所に来やすい雰囲気を作ることは、とても大事なことではないでしょうか。そこで、お伺いいたします。職員の来庁者への接し方についてお伺いいたします。市では、どのように対応するように指導していらっしゃるんでしょう



か。

以上で、1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** 高田議員から、市庁舎来訪の方々への対応についての御質問をいただきました。私は、市長就任以来、常日頃職員には、市民への対応については、明るくはきはきとできるだけ分かりやすく、そして、早い対応をするようにというふうに話をできてきておりまして、最近いろんな市民の方々から、職員が非常に元気になったとか、すぐに来てくれたとか、対応がとても早かったよと、ありがとうといったようなお手紙や電話をいただくことも多くなりました。ネットの中でも、いろんなレストランとか食べ物について点数をつけて投稿するサイトがありますけれども、自治体もそういう評価をしているサイトがあるようでありまして、指宿の市役所に対しては比較的、ほかの自治体は1点台というような、つまりほぼやっせんどーというような投稿も多い中で、指宿市役所については、比較的高い評価をもらっている。それはたぶん、いぶたま号とかのお出迎えをしたりとか、そういったことで投稿してくれる方々もおられて、できればそういう投稿に対してもレスポンスができるように、ありがとうと、これからも頑張りますとか、そういうことを市役所も発信をするように、あまり私は詳しくないんですが、そういう指示を出しております。しかしながら、今、そういう高田議員への御指摘があったということで、そのような方々がおられるということについては、あるいは、不快な思いをしたと。あるいは、暗かったという印象を持たれた方がいたということについては、誠に遺憾であると同時にまた、この場をお借りして、その方々にはお詫びの気持ちを申し上げたいと思います。日頃市役所に来られる機会が少ない人たちについては、窓口がどこにあるのかとか、どうすればいいのかといったような質問をよく受けますし、不安や緊張感を持っている方々もおられます。そういったものを少しでも和らげて、できるだけ迅速に窓口案内できるように総合案内をはじめいろんなメンバーには、そういう気配りをするのも指示をしているところであります。市役所では、そういう接遇の研修を実施したり、あるいは、職員研修を実施をし、職員の資質向上に努めているところであります。今回質問のありました内容を謙虚に受け止めて、今後も市役所を訪れる市民の方々に不安や不快な思いをさせることのないよう、むしろ、来てよかったと、とても元気をもらったと、親切だったというふうに言われるように、市役所職員の資質向上に一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思います。

残余の質問は、関係部長等に答えさせますのでよろしく申し上げます。

**○教育長（吉元鈴代）** 学校給食費についての御質問をいただきました。学校給食費につきましては、給食食材費等の高騰により、令和4年度から小学生を月額3,900円から4千円、中学生を月額4,500円から4,600円に、それぞれ100円値上げを行っております。そのため、子育て支援を推進し、学校給食費にかかる保護者の負担を軽減することを目的として、令和元年度から実施している学校給食費の一部補助について、令和4年度から月額1千円を1,100円に増

額し、学校給食費の保護者負担額を据え置いたところでございます。このため、現在のところ、更に学校給食費を値上げすることは予定しておりません。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今の答弁を聞いて、ありがたいなと思いました。ありがとうございます。

それでは、2回目からの質問に入ります。学校の給食費についてお伺いたします。今、小学校では、3,900円が4千円。中学校は、4,500円から4,600円。そして、補助費が1千円から1,100円ということをしているということをお聞きいたしました。今後も、もし物価高騰が続けば、学校給食費は値上げをするのでしょうか。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、保護者の負担軽減対策を講ずる考えはないのでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 学校給食費の値上げ等についての御質問でございますが、本市では、現在のところ学校給食費の値上げや学校給食費の保護者負担額を更に減額する予定はないところでございます。また、今回新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を学校給食費の保護者負担を軽減するための学校給食費等補助金の財源に充当させていただき計画になっております。なお、今後も食材費等の物価高騰が続き、学校給食費について検討する必要が生じたときには、慎重に検討していきたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 学校によっては、給食費を無料にしたところもあるように聞いております。本市でも無料にしてみるお考えはないのでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 学校給食費の完全無料化につきましては、子供を生み育てやすいまちを目指していく上で大事なことであると認識しておりますが、一方で継続的な予算の確保が課題となるところでございます。当面は、保護者の皆様に学校給食費の一定負担をお願いしたいと考えておりますが、今後、学校給食費の完全無料化につきましては、慎重に検討をしていきたいと考えているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** できれば一日も早く給食費が無料になることを願っております。

それでは次に、保育園や幼稚園の副食費等は、長引くコロナ禍や物価上昇に伴って、現状はどうなっているのでしょうか。副食費等を上げている施設があるのでしょうか、お伺いたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 長引くコロナ禍、そして、物価等の上昇に伴い、幼稚園や保育所の副食費などの現状はどうであるかとの質問でございます。副食費とは、給食のおかず、主菜、副菜、汁物、デザートとおやつのことでございます。この副食費等につきまして、市内の保育所や認定こども園、幼稚園の計21施設へ物価の上昇に伴って副食費の値上げを行ったかなどの調査を行いましたところ、3施設が既に値上げを行ったとのことで回答をいただいております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 調査をした結果、値上げをしたところが3施設あるということですけれども、値上げをしていなくても、そういう施設だったとしても苦しい状況は同じだと

思います。全ての施設に対して副食費を助成するお考えはないでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 保育所や幼稚園，認定こども園における副食の提供におきましては，園独自でそれぞれ工夫された献立を実施するなど，子供たちの食育の観点から大変重要であると認識しているところでございます。この度，県から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し，保育所などに対して副食費を補助する保育所等給食支援事業が示されました。内容としましては，コロナ禍において物価高騰などに直面する子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに，栄養バランスや量を保った従前どおりの給食等の実施が確保されるよう支援するものとなっておりますので，保育所等給食支援事業の実施に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** よろしくお願いいたします。

それでは，次に臨時特別給付金についてお伺いいたします。住民税非課税世帯に対する臨時給付金は，どのような方が対象になるのでしょうか，お伺いいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** 臨時特別給付金についてですが，この制度は，住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金でございます。世帯全員が，住民税の均等割が課税されていない世帯で，かつ，その世帯全員の方が，住民税が課税されている方から扶養を受けていない世帯の場合に，その世帯に対して1世帯当たり10万円を受け取ることができるものでございます。例えばですけれども，年金暮らしの御夫婦を参考にしますと，世帯主の夫は，住民税が課税されていない場合で，その妻が世帯主の夫から扶養を受けていた場合であっても非課税世帯に該当し給付金の対象世帯となります。一方，御夫婦お二人とも年金だけの収入で住民税が課税されていない場合であっても，別の世帯の住民税が課税されている親族等にお二人とも扶養を受けている場合は，給付金の対象世帯にはならないということになります。また，住民税の均等割が課税されている世帯であっても，令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し，世帯全員の方が非課税世帯と同じような経済事情にある場合にも，申請をしていただければ非課税世帯と同じように給付金を受け取ることができるものでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは，現在の申請状況はどうなっていますか，お伺いいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** 申請状況ですが，令和3年度の臨時給付金の手続状況につきましては，令和4年7月1日現在，住民税が非課税の対象世帯6,720世帯のうち，6,634世帯の98.7%が手続済みで，まだ手続されていない世帯が86世帯であります。また，先ほど申しましたように，家計急変世帯につきましては，14世帯からの申請があり，審査の結果，申請のあった全14世帯に給付を行っているところであります。

**○16番議員（高田チヨ子）** まだ申請をしていないところが86世帯，そして，急変した世帯が14世帯ということで，約100世帯の方が，これからでも申請できるということになるわけで

すが、いつまで申請できるのでしょうか。また、未提出者への対応は、どうするのでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 非課税世帯の方々の確認書の提出期限につきましては、国の基準に基づき、確認書を発送した日から3か月を経過した日までとあることから、本市におきましては、令和4年5月9日までとなっております。しかしながら、長期化する新型コロナウイルス感染症の経済対策として、国民の生活、暮らしを支援するものであるという本給付金の趣旨を踏まえ、国の事務処理基準に沿って、家計急変世帯の申請期限と同じ令和4年9月30日まで提出期限を延長したところです。なお、住民税の未申告の方々や他市から指宿へ転入されてきたの方々など、市において課税状況を把握できないの方々につきましても、令和4年9月30日まで申請ができることとなっております。また、まだ確認書の提出をされていない世帯への対応につきましては、これまで令和4年4月12日と6月9日にそれぞれの世帯へ個別に提出を促すお知らせを郵送したところでございます。今後、提出の状況を見ながら個別に訪問などを行い、提出されていない世帯の方々にも10万円を受け取っていただけるよう努力してまいりたいと思います。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今、部長の答弁によりまして、本当に9月30日まで延長して申請受け付けるということが分かりました。それでは、市独自の対策として、今回ギリギリ対象にならなかった課税世帯の方に対する給付の拡充とか、既に給付を受けた世帯を含めた給付金の増額給付ということは検討していないのでしょうか。なぜ、こういうことを言うかといいますと、非課税世帯ではなかった。課税世帯ではあるけれども、ほとんど非課税世帯に近い世帯。本当にギリギリのところまで課税世帯になってしまったという方もいらっしゃいます。実際のところは、そういう方たちが、本当に給付も受けられずに困っている方がいるのではないかなってそういう話もお聞きすることがあります。そういうことで、そういうギリギリ対象にならなかった方たちに対しての施策というのはいないのでしょうか、お伺いいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** 今回の給付金の対象から外れた課税世帯に対する給付拡充につきましては、令和4年4月26日に閣議決定された、国のコロナ禍における原油価格、物価高騰等の総合緊急対策において、真に生活に困っているの方々への支援措置の強化として、令和4年度住民税が新たに非課税になった世帯にもこの給付金を受け取ることができるようになったところでございます。本市におきましても、令和4年7月1日付けで既に対象世帯601世帯へ確認書を送付したところでございます。なお、令和3年度及び令和4年度のいずれも住民税が課税されている世帯で本給付金の対象から外れた世帯であっても、令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員の方が非課税世帯と同じような経済事情にある場合には、申請をしていただければ非課税世帯と同じように受け取ることができるところでございます。給付金の増額給付等につきましては、今後も国の施策等を注視し、そ

の時々の状況に応じて対策を見極めてまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** その時々で困った方が出てこられるのではないかと思いますので、どうぞ検討してあげてほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次にですね、子育て世帯生活支援特別給付金についてお伺いいたします。今回は、国が示したとおり、決まったとおりでいくのか、それとも給付額の増額や給付対象者の範囲を拡大するというようなことは考えていないのでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 今回の子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰などに直面している低所得の子育て世帯に、児童1人当たり一律5万円が支給されるものであります。本市としましては、国の示した支給要領どおり実施することとしたことから、現時点では、給付額の増額や給付対象者の範囲の拡大は考えていないところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 決められたとおりでいくということですね。それでは、給付額の総額と給付対象者の範囲の拡大について、県内の状況を把握していますでしょうか、お伺いいたします。

**○地域福祉課長（内村喜代志）** 今回県は、県内で福祉事務所を設置している市町村において、予算措置の方針の調査を実施しております。県内19市と福祉事務所を設置する5町村、計24市町村では、国の支給要領どおり実施しており、給付額の増額等は、その調査によると実施していないものと聞いております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 県内は、どこも給付額のとおりということで分かりました。それでは、今回の給付対象者となっていない住民税課税世帯の中でも、ギリギリ非課税ではないけれども非課税に近い方々は、コロナ禍や物価高騰の中で本当に生活に困っている方もいらっしゃると思います。そういった方々についても今回の給付対象として検討することはできないのでしょうか、お伺いいたします。

**○地域福祉課長（内村喜代志）** 今回の給付対象は、18歳未満の、障害児の場合は20歳未満でございますけれども、児童がいるひとり親世帯とひとり親世帯以外の住民税非課税世帯等となっており、本市としましては、国の支給要領どおり給付することとしているところでございます。今回給付対象となっていない住民税課税世帯の中で、非課税に近い世帯の方々につきましても、食費等の物価高騰等のあおりを受けて生活が苦しいと我々も十分理解しております。しかしながら、この事業は、国の全額補助であることなどから、国の支給要領どおり実施させていただくこととしており、非課税に近い世帯の方々は、給付対象としていないところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** では、次に移ります。新型コロナウイルス感染症に関連して、市は、中小企業に対してどのような支援をしているのでしょうか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 中小企業への支援でございますが、本市の支援事業としまして

は、1万円で1万2千円分の商品券が購入できる、いぶすきプレミアム付商品券事業。指宿商工会議所と菜の花商工会、指宿市観光協会の会費相当額の2分の1を助成する緊急経営安定化助成事業。外国からの人材受入れに際し、7日間の隔離期間中の経費を助成する外国人材受入支援事業。飲食店、小売店、宿泊施設等での感染症の発生予防や衛生対策等に要する経費を補助する感染症安全対策補助事業。漁業共済掛金の自己負担分を助成する漁業共済掛金補助事業。宿泊費用の半額で最大5千円を助成するいぶすき直割キャンペーン事業。コロナ禍の教育旅行支援としまして、そうめん流し食事助成事業や体験型学習助成事業などの事業に取り組みながら、中小事業者の支援を行っているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今、お聞きしますと、たくさんの事業を行っているということが分かりました。本当に皆様が、この事業に参加して助かっていくことを願っております。

それでは、今、事業者のことを聞きましたけれども、6月の補正で燃料費高騰とか物価高に関連した支援がありました。それは、どのような内容になっているのでしょうか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 今定例会において、燃料高騰や物価高騰により経営を圧迫されている事業者に対する支援事業としまして、製造事業者物価高騰軽減事業、公共交通事業者支援事業、漁船省エネ対策支援事業を提案をしているところでございます。製造事業者物価高騰軽減事業につきましては、燃料や原材料、輸送量等が著しく高騰したことで、事業経費が急激に増大しつつも、売上に価格転嫁できずに経営が圧迫されている製造事業者に対して支援するもので、原材料の仕入れ価格が、今年4月から9月のいずれかの月が、前年4月から9月の間の任意の月の実績と比較しまして、15%以上増加している事業者には、売上の事業規模に応じまして10万円から50万円を給付するものです。

公共交通事業者支援助成事業につきましては、コロナ禍により市民の外出控えと観光客の減少により利用が大きく落ち込み、かつ、燃料高騰により経費負担が増大しつつも、運賃に価格転嫁できないタクシー、路線バス事業者に対しまして緊急支援を行うもので、タクシー1台につき3万円、空港連絡バス、路線バスの1台につき10万円を補助しようとするものです。

漁船省エネ対策支援事業につきましては、燃油高騰の影響を受けている市内3漁協に属する漁業者の省エネ対策を支援するもので、漁船の航行に支障のある船底に付着しているフジツボやカキ殻を除去する作業にかかる陸上施設への引き揚げ料や高騰している塗料代を、漁協を通じまして漁業者に1隻当たり10万円を上限に半額補助するものでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 先ほどの新型コロナウイルス感染症に関連しての中小企業に対する事業、そして今お聞きした燃料高騰や物価高に関連した支援、それについての詳しい数的なものはお聞きするようになっていなかったので、また後で教えていただければありがたいと思います。

それでは、市民も物価高の影響を受けつつあります。もっと多くの事業所に支援が行き渡るような取組はないのでしょうか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 物価高騰の影響を受ける市民と市内事業者に対する支援といたしましては、6月中旬から販売を始めたいぶすきプレミアム付き商品券があるところでございます。プレミアム付き商品券を販売することによって、物価高騰に不安のある市民はもとより、売上に影響を受けやすい小売業や卸売業など多くの事業者に対して経済効果が期待できると考えているところです。本市のプレミアム付き商品券事業は、1万2千円の商品券のうち、2千円分をプレミアムとして商工会議所の5千セット、菜の花商工会分の2,500セット分に加えまして、商工会議所が独自に1千セット分を販売することから、事業効果といたしましては、合計で1億200万円を見込んでいるところです。今後につきましても、円安や物価高騰に伴う影響が続くとみられることから、市民生活や市内中小企業の経営環境の状況把握に努めるとともに、国や県の経済対策等の状況を見極めながら、市としましても効果的な支援策を実施するよう検討してまいりたいと考えているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** いろんな事業を頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

それでは、水道料金についてお伺いいたします。コロナ禍で仕事がなくなったり、少なくなったり、給料が半分くらいになったりして大変な思いをしている人が多いと思います。公共料金の値上げが想定される中で、水道料金についても減免や猶予などの対策を取っていただきたいと思いますが、どうでしょうか、お伺いいたします。

**○水道事業部長（坂元一博）** 水道料金につきましては、観光業を含め新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた個人、法人から、猶予申請やそれに伴う分割納付を受け付けております。公営企業は、民間企業と同じく収益を得る中で、健全な経営、安全安心なサービスの提供を行っており、それぞれの御事情をお聴きしながら、公営企業として経営上可能な限り対応させていただいているところでございます。また、減免につきましては、企業として多額の収入減となり、事業継続に支障を来すこととなるため、対応が難しいところでございます。今後の支援策につきましては、その時々々の情勢に応じて検討していきたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、開聞地域の配水管についてお伺いいたします。人口減少の中で配水管を増設しているのではないかと思います。人口減少が進んでいる状況において、開聞地域の配水管の延長はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

**○水道事業部長（坂元一博）** 水道事業としましては、安全で安心なおいしい水を供給するため、老朽化した管路の更新事業を行っているところでございます。開聞地域における管路の新設工事は、平成21年度以降実施していないことから、開聞地域の令和3年度末の管路延長として6万9786.89mとなっております、大きな増減はないところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） 人口減少の中、空き家が増えてきております。空き家が増えている中で、水道料金に関する対策は行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○水道事業部長（坂元一博） 空き家となっている家屋につきましては、施設に入所したり、転出したり、様々な状況により空き家となる場合がございます。水道料金につきましては、定期的な水道メーター検針を行う一方で、使用水量が発生しない限り料金が請求されない休止制度を市ホームページや窓口等にて御案内しております。また、今後使用する見込みのない空き家等の水道については、経年劣化等による漏水等が懸念されることから、休止制度ではなく、水道メーターの廃止工事を行っていただくよう所有者や加入者等に御理解と御協力をお願いしているところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） よろしくお伺いいたします。この5項目についての要望書だったんですけれども、このことは市長にも要望書を提出させていただきました。この要望書について、市長、どのように思っているか、お伺いいたします。

○市長（打越明司） 高田議員から公明党の方針として、今回のこの原油物価高とコロナ禍における様々に困っている方々に対する支援策として、5項目の要望書を頂戴いたしました。そのときにも全部は無理かもねというお話をさせていただきましたが、御党の方々も1項目でもいいから実現をしてほしいというようなお話でありました。現在、指宿市内でやっぱりコロナ禍の影響により苦しんでいる。あるいは今後、現在もそうですが、今後更なる燃料物価高によるしわ寄せがいろいろ生活に影響してくるであろうということは、私もずいぶん懸念しているところであります。いただきました5項目の中では、応えられたものというのが、2項目半くらいかなというふうには思っておりますけれども、50点ぐらいではありますけれども、それぞれの項目に対するお気持ちは十分に理解しておりますので、可能な限りその支援策をいろいろとまた知恵をめぐらしていきたいと思っているところであります。

○16番議員（高田チヨ子） よろしくお伺いいたします。市民の皆様に喜んでいただけるようにいろいろと対策を講じていただきたい。そういうふうには思っておりますので、どうかよろしくお伺いいたします。

次に、子宮頸がんワクチンについてお伺いいたします。今年度から子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨を再開するということでしたけれども、その後の対応はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（山元成之） 子宮頸がんワクチンにつきましては、国により現在は、HPVワクチンとの名称で言われておりますので、答弁は、HPVワクチンでさせていただきます。

HPVワクチンにつきましては、平成25年度から国の方針により積極的勧奨を控えておりましたが、国において、ワクチンの安全性についての特段の懸念がないことが確認され、ワクチン接種による有効性が、副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから、令和3年11月26日付けで、基本的に令和4年度から個別の勧奨を順次実施する、との方針が示され



たところでございます。これを受けまして、本市におきましても令和4年度から積極的勧奨を再開することとし、広報いぶすき5月号及びホームページで広く周知を図っているところでございます。また、6月末に定期接種対象者のうち、国が示す標準的な接種年齢である中学1年生から高校1年生相当の女子に対し、予診票及び厚生労働省作成のリーフレットを送付しております。さらに、積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方への対応としまして、令和4年度から3年間、キャッチアップ接種を行うことから、対象となる平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの女子にも個別の案内とリーフレットを送付したところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） HPVワクチンの接種対象者は、何人くらいいるんでしょうか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（山元成之） 令和4年4月1日現在のHPVワクチンの対象者につきましては、定期接種の対象者が、小学6年生から高校1年生相当の女子799名。積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃していたキャッチアップ接種の対象者が、平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの女子1,193名となっております。

○16番議員（高田チヨ子） 多いんだなと思いました。積極的勧奨になったので、みんながこの接種をして、子宮頸がんにならないようになったらいいなと思うところがございます。それでは、このHPVワクチンは、市内何か所の医療機関で接種できるんでしょうか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（山元成之） HPVワクチンは、現在市内7か所の医療機関で接種可能となっております。日本脳炎などの定期予防接種ワクチンを取り扱う医療機関は市内に20か所ありますが、HPVワクチンにつきましては、これまで積極的勧奨を控えていた経緯から、取り扱う医療機関が7か所と少ない状況となっております。

○16番議員（高田チヨ子） それでは、男性への対応についてお伺いいたします。子宮頸がんワクチンの質問なのに、なぜ男性への対応について質問するのかなって思われている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。実は、子宮頸がんの原因であるヒトパピローマウイルスの感染が原因となる疾病には、女性の子宮頸がんだけでなく、男性も感染する病気があるということをお聞きしました。尖圭コンジローマという病気だそうです。このことについて御存じでしょうか、お伺いいたします。

○健康増進課長（廣森政宏） 子宮頸がんの原因の一つとされるヒトパピローマウイルスには200種類以上あり、子宮頸がんをはじめ、肛門がん、膣がんなどのがんや尖圭コンジローマなど多くの病気の発生に関わっております。尖圭コンジローマは性感染症の一種で、ヒトパピローマウイルスの主に6型と11型の感染により、性器等の周辺に小さなイボ状の腫瘍が発生する病気の様です。尖圭コンジローマ自体は良性の腫瘍であり、自然に治癒することも多いですが、ときにがんに移行することが知られており、性行為によって感染する20代の若

年層の男女に多い感染症とされているところです。

**○16番議員（高田チヨ子）** 尖圭コンジローマは、子宮頸がんと同様にヒトパピローマウイルスの感染が原因で発症するということですが、HPVワクチンの接種により、予防することはできないのでしょうか、お伺いいたします。

**○健康増進課長（廣森政宏）** 尖圭コンジローマは、ヒトパピローマウイルスのうち、主に6型と11型の感染により生じる疾患とされております。現在、定期接種で接種できるHPVワクチンは、2つの型のウイルスを対象としたものと、4つの型を対象としたものの2種類がございます。このうち、4つの型を対象としたワクチンは、尖圭コンジローマの原因とされる6型と11型の感染予防効果が期待できると考えております。なお、4つの型を対象とするワクチンは、2020年12月に9歳以上の男性への接種については厚生労働省が承認しておりますので、希望する男性は接種が可能です。しかしながら、男性への接種は、定期予防接種の対象とされておりませんので、公費助成はなく、全額自己負担となっているところです。

**○16番議員（高田チヨ子）** 分かりました。現在、男性へのHPVワクチン接種は、定期予防接種の対象となっていないということですが、実は、青森県の平川市では、男性のHPVワクチン接種への助成制度を準備したということです。このことを御存じでしょうか、お伺いいたします。

**○健康増進課長（廣森政宏）** 議員御案内のとおり、青森県平川市では、全国初となる男性へのHPVワクチン接種の助成について準備を進めているようでございます。この制度を始める理由として、ヒトパピローマウイルスに感染して男性自身が疾病を発症する可能性を防ぐため、ヒトパピローマウイルスが男性と女性のパートナー間で行き来してしまう可能性があり、男性も予防しておく必要があるため、予防接種によって女性も男性も感染リスクを下げ、社会全体での集団免疫を獲得していくための3つを上げているようです。青森県平川市での接種対象者や開始時期など制度の詳細については未定ですが、遅くとも今年の9月末までに接種を開始できるようにしたいと考えているようでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、本市でもこの平川市のように、男性のHPVワクチン接種についても市として助成を実施するというお考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

**○健康増進課長（廣森政宏）** 男性へのHPVワクチン接種については、男性の尖圭コンジローマの予防だけでなく、女性へのヒトパピローマウイルスの感染予防という点でも有効であるようです。しかしながら、現在のところ、男性への接種につきましては、厚生労働省において定期接種の対象とされておりませんので、今後、青森県平川市の事例も含めて調査研究を進めながら、厚生労働省の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 是非、女性も男性も関係なく、どちらも命を救う上から、なんとか実施できたらいいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

次に、来庁者への対応についてお伺いいたします。先ほど、市長の御答弁にありましており、本市は、意外といいイメージを持たれているというお話を聞きました。でも、全員がそう思っているわけではなく、やっぱり不快な思いをして帰られた方もいらっしゃるということは間違いないのではないかなと思います。そういう意味からも、やはり、来庁された方が、みんな気持ちよく来庁できるように、そして、よかったと思って帰っていただけるような、そういう市役所であってほしい、そういうふうに思いますので、よろしくお伺いいたします。市民の皆様が、いつでも気軽に市役所に来れるような雰囲気づくりをしていただきたいと思います。もちろん一生懸命仕事をしていると、市民の方がお見えになっているのに気が付かなかったということはあると思います。そこで最近、病院などでもよく見かけるようになったんですけども、コンシェルジュを置くとかというのも一つの方法ではないかと思いますが、どうでしょうか、お伺いいたします。

**○市民生活部長（増永智美）** 転入や出生、死亡届など各種届出で来られた方々に、市民課での手続が終わり次第、他課での手続の内容を記載した窓口の御案内を個別にお渡ししております。また、高齢の方など移動が困難な方につきましては、関係課と連携し、なるべく同じ窓口で対応するなどの取組も行っております。そのほか、日頃から手続内容ごとに色分けをした番号札の配布と窓口案内を行うことで、待ち時間の短縮を図っております。窓口コンシェルジュの配置につきましてですが、特に、転入、転出手続が多い繁忙期におきまして、コンシェルジュの配置を1名から2名実施いたしております、効率的、効果的な窓口サービスの提供に努めているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 繁忙期にコンシェルジュを置いているということでもございました。普段は、総合案内とか、そういうところで案内をしているということでも理解しているんですけども、なかなか、その大阪からのお電話の方が言われたのは、声掛けをしてほしいというの也被言されました。市役所に入ってきたときに、皆さん一生懸命仕事をしているので、お客様が来ているのに気付かないんですね。ウロウロしている間に誰かが気付いて、どうされましたか、という形で入ってくるというのが実情ではないかなと思うんです。だけれども、そうじゃなくて、入ってきたときに、こんにちわって、誰かが声掛けをしてほしい。そういうことで市役所の雰囲気は変わるんだ。そういうふうに大阪の方は言われてました。だから、ああ、そうですね。じゃ、指宿の市役所でも、誰というわけではなく、気付いた方が声掛けができるように、また、その案内の方だけではなく、市役所にいらっしゃる執行部の方も職員の方もみんなお客様を相手にしたら、まずは挨拶をしましょうということでもやっていくことも大事かなって、そういうふうに思います。それと今御答弁いただきました窓口のワンストップサービス、これは今やっているということでしたけれども、指宿市の庁舎内でもこのワンストップサービスはしているのでしょうか。以前、私このことは一般質問させてもらいまして、その後すぐにカラーによる窓口が分かるような配置をしたりと

か、いろいろ工夫をしていただいたことがあります。それ以外に、やっぱり市役所に来られる方は、緊張して来られるんですね、皆さん。そういう方たちが、本当に安心して、市役所に行ったら何も気にしなくてもみんなが対応してくれたよって言ってもらえるような、そういう市役所の対応であってほしいなと思いますので、そのことについてはどうお考えでしょうか、よろしくお願ひいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** 高田議員が、今、御指摘いただいた、職員からの気付き、声掛けというのは、非常に大事なことだろうと思われまふ。冒頭、市長が答弁しましたように、やっぱり緊張感を持って来庁される方も多いので、そこらあたりは職員が気を付けながら、挨拶をして声掛けをして、そういうことが大事であろうと思ひます。今現在、窓口の対応については、先ほど市民生活部長が答弁しましたように、色分けだとかそういう工夫をしているところがございますけれども、今、ワンストップサービスのことにつきましては、お悔やみサービスについてしておりますので、そういうことにつながるような、来庁される方が、利便性を高めるための取組を継続していくことは大切なことであろうし、また、充実させていかなければならないと認識しております。先ほど申しましたお悔やみワンストップサービスについても、今現在、山川、開聞支所でそのようなことをやっているようでございますので、指宿庁舎につきましても、関係部署とサービスの導入に向けて協議を進めてまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** よろしくお願ひいたします。

最後に、市民の皆様が指宿市に住んでよかった、これからもずっと指宿市に住みたいと思ひてくださるようなまちになったらいいなって私は思ひます。ある書籍にこのような言葉が載っていました。人を励まし幸せにしていく中に自身の幸福もあるんです。大変だな、苦しいなって思ひたとき、だからこそ私が立つんだ。頑張ろうって自分に言い聞かせてください。合言葉は、だからこそでいきましょう、と書いてありました。皆さん、どうでしょうか。私もこれからは、だからこそ頑張ろう。だからこそ頑張ろうっていう思ひで、これからも頑張っていきたいな。そういうふうと思ひております。

以上で、終わります。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時30分  
再開 午後 1時26分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前原五男議員。

**○4番議員（前原五男）** 4番、前原五男です。梅雨が明けたと思ひたら台風、今度の台風。相当強いかなと思ひていたら、農家のためにはよかったと思ひます。雨台風でもう長崎の方、通過したみたいで。

(発言する者あり)

**○4番議員（前原五男）** まだだという声がありますけど、前原予報官には、そのような方向に行くんだろうと思っております。自然に左右される農家をはじめ、皆様方におかれましては、大変なことだと思います。気を揉んだことでしょうか。これまでの雨は、農家にとって恵みの雨と感謝されたでしょう。私たち人間は、誠に勝手気ままで少ない雨でしたら、もっと降ってくれたらよいのにと。大雨になりますと、土手が崩れたり作物が腐ったりすると、もうそれは大変。自然に対してもよか加減に降ってくればよかったものをと、勝手気ままなことを発します。

さて、市長をはじめ職員も大変です。ものを造ったら造ったで、ハコモノで子供にツケを払わせるのかとか、緊縮をして投資しなければ、今の市長は何をしているのか。何もせん市長だ。また、職員が市民に予算がない、金がないと言え、おまえたちで予算を確保して来いなどと暴言を市民から浴びせられる、大変な時代です。そこで、今回の質問は、前市長の豊留悦男氏は、今やることは、やるべき時にしなくてはならない。これが合言葉でした。そして、返済に有利な補助率の高いこの時期、来年度には終わりを迎える合併特例債活用です。一気に必要な事業をやらなければ後々苦勞する。市民の負担を少しでも和らげようとの思いから手掛けたものです。それを一方では、新市長の打越明司氏の真逆とは言い難いかもかもしれませんが、財政運営の手法は、今度6月議会の補正を見て、聖域なし削減案を出してきたのには驚きました。88項目とか話されてましたね。将来に借金を残したくない。だから、社会生活、インフラ、医療、福祉、介護、教育、1円でもよいから出づるを制止しなさい、という掛け声があったのかは分かりません。3月議会で承認された新年度予算です。これに待ったを掛けた真意が、私たちには見えてきません。職員は、早いところで10月から、年前からの予算編成の骨子を立て、半年掛けて財政関係課と調整し、やっとの思いで成案として議会に提出したものです。市長は、この苦勞が分かりますでしょうか。また、私たち3月議会では、その予算案を出して私たちは承認したわけです。ということは、私たちが甘かったんでしょうか。そのときに補正を掛けたらどうかという話もしたらよかつたんじゃないかと今は反省の念であります。それよりも来年の決算。私は、市長にお聞きいたします。この3か月ぐらいしか経っていないこの時期に削減案を出すのじゃなくて、来年の決算時期に、これだけ我慢して予算を残した、と格好よく宣言した方が職員や議会、市民に受け入れられるのではないのでしょうか。このような打越市長の考え方を質していきたいと思えます。

財政問題について項目は一つだけです。その中で、過去の夕張市のような財政再建団体に指宿市が何年後に再建団体になると思うかであります。過去の夕張市時代のような財政規模、債務総額632億円などという野放図が財政運営がなされ、債務不履行デフォルトとなったのです。このように繰り返しますが、夕張市みたいに再建団体に何年になったら指宿市はなると思っているのでしょうか。

そして、二つ目は、全国で令和2年度決算において黒字の地方自治団体が幾つあるのか、お示しいただきたいと思います。

3番目に、新しい令和4年度予算は、7,500万円ほど縮減して提案したが、これによる国などの交付金などは幾ら減るのか、お伺いします。

最後に、市長の考える財政黒字は、今まで台所が火の車と形容された指宿市の財政は、何年後に黒字になるのか。また、そのための施策はどのように考えているのか、お答えいただきたいと思います。

以後の質問は、質問席から行いたいと思います。

**○市長（打越明司）** 本市が、財政再建団体になるかどうかのお尋ねでございますが、現在、これ以上借金は増やさない。収入を上回らない支出をする。そのことを実行しております、そのことを続けている限りは、断じてそのようなことになるとは考えておりません。本市においては、財政再建をしっかりと取り組みながらそのようなことがないように、これからも努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、財政黒字は何年後になるのかという質問がありました。一つだけ私の方からもお話をさせていただきたいんですが、緊縮財政という言葉がありましたけれども、まだ指宿市は緊縮財政という政策は取っておりません。今やっているのは、100円の収入に対して、100円以内の支出に収めましょうという方針であります。100円の収入に対して、例えば70円出費をして残り30円は借金返済に回しましょうという場合には緊縮財政ということになると思いますが、現在は、収入を上回る歳出になっておりますので、そこを何とかして抑えよう、収入分だけの支出に留めようという努力をさせていただいているところであります。その上で、いつ黒字化するんですかというお話ですが、実質の単年度の収支黒字化。これについては、もうできる限り歳入歳出の見直し、時期的には、なるべく早く達成をしたいというふうに考えておまして、本年度は、経営改善推進室を新たに設置して、徹底した事業の見直し等を実施することにしていくところであります。

残余の質問につきましては、担当より答えさせたいと思います。

**○総務部長（下吹越寿）** 令和2年度決算において黒字の地方公共団体は幾つあるのか、という御質問でしたが、積立金などの黒字要素や基金からの繰入金等の赤字要素を単年度収支から控除した実質単年度収支において、その年度のみの実質的な収支を確認することができます。令和2年度決算における本市の実質単年度収支は、6億3,300万円の赤字でした。全国の自治体は1,718ございますが、この中で実質単年度収支が黒字の自治体は、合計で1,050団体あり、半数を超えております。

続きまして、次の質問では、今年度補正で7,500万円の縮減を図っているが、国の交付金が減らされたのかという御質問でしたが、今回、当初予算の見直しを実施した約7,400万円の事業費削減のうち、国県支出金に関連する事業につきましては、全部で10事業あり、合計

で1,288万7千円の国保支出金歳入額を削減し、それに付随する歳出予算は1,911万5千円を減額しているところでございます。

**○4番議員（前原五男）** 市長の話では、再建団体はまだ今のところは成り得ない、という回答だったと思います。総務部長の話では、1,200万、1,900万の交付金が減額になるのではなかろうかという話でした。それを考え合わすと、指宿の財政そのものが小さくなっているわけです。私と違うっていうのはそこなんです。やっぱり財政規模というのは、大きく膨らませていかないと、やっぱり、ああ、市長がやってくれたと喜ばれるその内容がなくなってしまうだろうと私は思うんです。それから、市民からも然りです。市民の気持ちもそうだと思います。もう少し前回も話しましたように、やっぱり躍動するようなそういう気持ちをですね、市長自ら先頭を切ってやっていただきたいなと思うところです。そして、2年度決算の黒字の公共団体幾つあるのかっていうので、大体相当どんじりだという、前回もそうでしたけど、答弁いただきましたが、去年はですよ、令和3年度までは、相当事業があつて、そして、借入金が大きかったわけですよ。これはだんだん減っていくわけですから、返せられるんだったら返せられるうちに造った方がいいだろうって。そして、早くいい施設を使った方がいいだろうって。そのように考えるのが、私は普通だと思うんです。じゃあ利子が高くなってから、例えばの話、4,000万、5,000万の家を建てるときに利子が1%違ったら幾ら違いますか。50万円違うんですよね。やっぱりこれを考えると、早く0.3%ぐらいのときに15万円ぐらいの利子のときに借りた方がいいだろうって。そのような計算が市民感情、市民サイドでは考えられないだろうか。私はだから、これは選挙のときだから、これは仕方ないところもありますけども、やっぱり、もう引き継いだんだから、市長は、バトンタッチしたつてよ。バトンを引き継いだつて言ったんですから。朝の答えでもありましたけども、やっぱり活かしていく。この作業をですね、やっていかなきゃいけないんじゃないかと思います。だから、もう委縮したような話をするんじゃないかと、やっぱり前向きに、あるいは、職員が立てた予算を急激にちょっと減らしてくれんかというようなことではなくて、やっぱり1年間を見て、それからでも遅くはなかったんじゃないかと思うんです。市長、もう一遍お伺いしますけど、なぜ性急にやられたんでしょうか。私は結果はね、大変だろうと思うんですよ、今やったら。もう一遍市長、回答をお願いします。

**○市長（打越明司）** 今、幾つかのお話を伺いましたけれども、指宿市の、確かに身の丈に合ったその支出をしていくということで考えますと、予算の規模が大きくなれば大きくなるほど、いいのではないかという議員のお話もありましたが、それは景気という面で見れば、それも一理あるのかもしれませんが、やはり身の丈に合った支出というのは、とても大事だろうと思います。指宿市の今の財政の力、収入の力を鑑みて、その範囲の中において最大限努力をするということが、一番大事なことだというふうに思います。やはり大きな事業や様々な政策を打ちたければ、その範囲の中で努力をしながら、少しでも税収が増えていく努力を

する。そして、恐らく議員も同じことを考えていると思いますが、農業の分野や中小企業、観光のいろんな分野において税収が上がっていくような後押しをし、元気を取り戻し、そして、その上がった税収をもって更にはいい政策を打つということが、とても大事なんだろうというふうに思います。決して、小さく縮まってよし、というつもりはありません。そして、今回も急激に予算を減らしているということにはございません。御案内のとおり、昨年度並みの、今、予算になっておりますが、もし、起債残、いわゆる借金をルールを決めずに幾らでもしていいという前提でやったとすれば、今回は、恐らく270億円の後半まで伸びたことも予想できますけれども、しかし、それはいけない。やはり、今年返す借金、約29億円前後ですけれども、これ以上の借金を更に積むことは、もっと財政を悪くしていくということになりますし、これは、まだ恐らくですけれども、少なくとも令和2年の、僕がこの前お話をした全国792のまちの中で720番ぐらいだというお話をさせていただいた。これは、自分たちの身の丈と借りている借金の比率で話をしたわけですけど、これを現在に例えると、恐らく令和3年度末はもっと増えていますので、もっと順位が落ちているということが考えられます。令和3年度の決算の結果は、9月の議会で皆さんにお示しすることになると思いますので、私も正確な数字は持ち合せておりませんが、更に順位が下がっているという可能性が高いと思います。そういう中で、今年はその収入内で、そして借金を増やさないと。この二つの原則を守りながら、今、議員がおっしゃるような市民の方々に向けて、可能な限り元気が出る、稼げるようになっていく、活力を取り戻していく、そういうまちの運営をしていくのが、市長としての努めであろうというふうに思っています。そのために、是非、皆さんにも様々ないい提案をしていただければ、どんどん活用していきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

**○4番議員（前原五男）** こういう資料もあるんですね。全国自治体の財政破綻ランキングに、なんとふるさと納税である有名になった大阪のある市があるんです。それと比較して指宿市はですね、経常収支比率で98%、そして、財政力指数が0.39。これまあ数字を言ってもですね、ちょっとピンとこないんですが、実質公債比率は9.2けれども、25%まではですね、何とか正常っていうのかな。健全ですよ。それを外れたらもう駄目ですよと、25%。そういう数字とか、将来負担率が指宿市は49.2で、なんと350%まで持っていけるんだよ。大きく言えばですよ。破綻まで来なければね。破綻を来ると350ではアウトですよというような数字も出てきているわけですよ。市長の話では、繰入金で26年度から大きくなってきていると。その心配も大体分かります。健全なものにしていこうと、当然それも私は賛成です。けれども、基金を取り崩して事業や市民福祉のために使うのが何が悪いんですかというのは一つですね。それから、野球場やフットボールパーク、具体的に言います、市民会館を造るのはなぜ悪いんでしょうか。いわゆる資産ですね。指宿市の資産を増やすのはなぜ悪いんでしょう。利子の低いこの時期に借入をして必要な資産を残すのは、大事なことだったと考えま



す。そして、この資産を生かすのは、私たち市民一人ひとりです。どうか市長、賑わいをつくるために御旗を掲げて、先頭に立って動き働いていきましょう。微力ながら老骨に鞭打って、私も一緒に汗をかきます。一緒に応援していきます。指宿市のためです。市長の延命のためにも大事なことです。どうか市長、この資産を作るのはなぜ悪なのか、悪いのかっていうのをお聞かせください。

**○市長（打越明司）** いろいろと私の延命策にも触れていただきました。御心配に及びました。ありがとうございます。二つあったと思います。基金の繰入は悪いのかというお話がありましたが、基金の繰入というのは、当然、財政調整基金の場合には、当初に、少し厳しく見込みます。厳しく本当はたぶん100あるであろう収入を、安全のために90に厳しく見ておこうと。入りについては、厳しく見るというのが財政の基本だと思いますので、若干その足りない分を、一旦基金繰入で埋めて、そして、最終的には、予定どおり税収があったなというときには、その分を繰り戻すということで使うケースはあります。しかし、財調以外の様々な基金については、それぞれ基金の目的を持っていますし、しかも、やはり不測の事態というのが、各自治体でいろいろ起こり得ます。大きな災害含めた非常に大きな財政支出をしなければならないという、そのような非常時に備えておくという面で言えば、とても大事なことでありますので、基金は、これまでもずっと繰入をしてきた部分がありますが、今年のように当初で20億を超える基金を繰り入れて予算編成をするという姿は、やはり、これは元々収入が足りないんだなと。足りないので基金を繰り入れて何とか予算を作ったんだなと。こういう形の繰入は、あまり好ましいとは思いません。やはりこれは、非常事態に備えての基金というのは大切ですので、なるべくであれば、本来入ってくるであろう市の収入、あるいは、国県の交付税とか支出金を活用して、恐らくこれだけ確保できるから、この範囲内できちっとやっておこうという計画を立てることは、やはり大切なことだと。それを逸脱したりすることも中にはあると思います。そして、今年のように国の方で緊急対策、あるいは、県でも緊急的な対策が行われて、それを財政が受け入れて、併せて自分たちの自前の資金を上乗せをしながら、いろんな形で手を打っていくということもあります。そのためにもまた、一番重要になる一般財源、市税である何にでも使えますというお金を手元に置いておくことが、非常に大切だというふうに思いますので、なるべく繰入を行わないようにしてやっていくのがいいかなというふうに思います。

施設を造ることについて、いい、悪いということは、私からは申し上げません。ただ、午前中申し上げましたが、その一つひとつを仮に、私がこれから、何かを造ろうという場合には、やはりその中身とか、使い方とか、規模とか、資金計画とかをやはりしっかりと立て、十分に議論をしていくのがいいだろうと。そして、これまで造ったもの、これまで実際に指宿で活用できる施設については、可能な限り知恵を出して活用できるように。何と云うんですか、この普通の方々の言い方をすれば、元が取れるように、一生懸命活用していくと

ということには頑張っていけないといけないと思います。今、市内には、144の公共施設があります。そして、145番目の施設が新市民会館ということになります。既にその中でも、もう活用できなくなったもの、使われなくなったものがあり、これを全部個別の資産の活用、あるいは、その資産をどういうふうに修繕をしていくか。あるいは、それをどこかでも壊さなければならない。例えば、いつか古い方の市民会館についてもそういう日が来るとは思いますけども、そういったことの資金も含めると、今のところ、今後36年間で1,344億円の資金が必要ですよというふうにこれまでの調査で答えが出ております。ですから、やはり造るときには、前之園議員との中でも出ましたけれども、その必要性とか財政の規模とか資金の計画とかを十分にみんなで議論した上で、やる時には思い切って、いいものを造るというふうにこれからも心掛けていきたいと思っています。お互いに力を合わせていいまちを作っていきたいものだというふうに思います。

**○4番議員（前原五男）** 次の話題に少し入ります。朝ほどもありましたけども、当初予算から3か月過ぎて、聖域なき予算減を断行した意図はどこにあるのかという質問が、私の次の質問だったんですが、これはもう朝ほど聞いておりますので、いいとしてですね、一番大事な、市長、もう少し気持ちをおおらかに持った方がよかったのかなと思います。敬老祝い金なんですね、最たるものが。1千円とか5万円とか10万円とか、その額の問題じゃないと思いますよ、老人は。やっぱし、市長からもらったと。市がくれてもですね、市長からもらったという気持ちが大事だと思うんです。子とか孫に対してですね、祝い金をもらったからちょっと来んかって言って、あめ玉一つ買ってやったり、洋服買ってやったり、その1千円がですよ、5万円とか10万円になるわけですよ。やっぱし、市中に出回る金、気分の問題っていうのは、私はいつも言っているんですが、婿にも言い聞かせております。金を使わなければ井戸水は淀むんだって。汲み上げれば水が出てくるんだと、湧いてくるんだと、そういう気持ちで私は、お金の使い方をやっております。うちのこと言ったらおかしいけど、お父さん、もう少しゆっくりやらんかと言うときがありますよ。だけど、人生限りがある。だから、使えるときに使わないと使う機会がないよって。この前も指宿市の重鎮が亡くなりましたけども、残した金っていうのは、これはもうみんな等しくですよ。残した金っていうのは、遺族が分け合うんです。気持ちよく分け合えればいいんですけども、やっぱしそこは、甲乙丙いろいろありまして、大変な問題を起こしているところもあるわけです。それを考えれば、トントンの財政で、私はいってもいいんじゃないかと思うんです。先ほど言ったように敬老祝い金、性急にしてしまったんじゃないかなと。まだ分かりませんよ。本会議が7月あと一週間ぐらいですか。15日頃でしょうからね。まだ分かりませんが、やっぱしそこは、市長、ゆっくり立ち止まって、そして、福祉事務所の皆さんと高齢対策とか、そこあたりとやっぱし、いけんあつとけとか、ただもう切れと言うから、ほら、減額してくるんでしょうよ。市長には言えないですよ、職員は。私も経験あります。言ったぐらいなのは私ぐ

らいでしょうから。だから市長、やっぱしそこはね、職員の苦しいところも分かって下さい。もう少しね。そこを老人に対して、高齢者に対してと職員に対しての思いやりっていうのはね、やっぱし大事だと思います。大体言わないんですよ。私は、一緒に生活したことないから分かりませんが。せめてね、どっかの片隅において仕事進められた方がよかったのかなと。性急過ぎたその理由は、なんだろうかと。ほかのところはって言いますけども、ほかのところと合わすためには、老人クラブの会長とか、あるいは婦人部の方とか、それから若い人たちも入れて、いけん考えるかと。やっぱし市長室で談義してもよろしかったんじゃないかなと思いますよ。それは。だから、もう少しその辺をですね、性急にするんじゃないくて。するとですね、市長は革命やったと言われるかもしれませんよ。かっこいいじゃないんですけどね。だから、そういうことで、ものすごく私から見たら早かったなって。方向性は正しいかも分かりませんが。けども、その時期にはね、ちょっと早過ぎたと私は考えます。そういうことで市長。もう一遍このね、敬老祝い金については、もう子供たちにも言っているだろうと思うんですよ。あと2か月あるので何とか考え直す考えはないのか。その辺をですね、お聞きしたいと思います。元に戻すと考えないかですね。

**○市長（打越明司）** るるアドバイスをいただいたわけですが、性急に考えたというふうには思っていません。ずっといろいろ考えた上で、また、職員の皆さんの意見、担当者の意見も伺いながら、今朝ほどの答弁でも少しお話ししましたが、いろいろな市民の方々にも、今支えている側、現役の方々の意見や現在お祝い金をもらっている方々、あるいは今もらおうとしている方々、いろいろな方々に御意見をたくさん聴いてまいりました。恐らく市役所の中では、一番たくさんの人に意見を聴いたのではないかなと自分では思っております。その上で今回はお願いさせていただきました。しかし、性急過ぎるという、もう少しゆっくりという意見もありました。今回の御提案が、この一歩があまりにも大き過ぎるのであれば、その一歩をもう少し違う一歩にすればいいのではないかと、そういう御意見として私も参考にさせてもらいたい。また、具体的な提案があれば、是非一つ、ほかの議員の方々も含めて、まだ最終本会議などが時間がありますので、皆さんの方から具体的な提案をいただければなおありがたいというふうに思うところであります。冒頭で金額の多寡ではないというお話もありました。私もそう思います。やはり、いろんなどころのお祝いの仕方というのを勉強してみると、なるほど本当にいろいろと考えておるなど。お金を配ればいいというものもないなど。お金ではなく違う形でお祝いをしてあげると。心に残るもの。本人が忘れないもの。ありがたいと感じてもらえるもの。これからも頑張って長生きしようと思えるもの。いろんないり方があるなど。今回は、祝い金という形になっていますが、実は、もう少し条例は工夫をして、お祝い金の制度ではなくて、お祝いの仕方に対する条例を定めるのがいいのかなと。それは、お祝い金も含めていろんないり方がありますから、そういったものも改めてよくよく議論して、私たち指宿市が、指宿市民の思いとして一人ひとりの御長寿

や健康や支えている方々への感謝の念を届けるわけですから、その在り方については、正にいろいろあるなど。いろいろとまた十分に考えさせていただきたいものだというふうに思います。

**○4番議員（前原五男）** 次に移ります。公共事業というのは、すぐに答えが出るものはありません。やっぱし時間が掛かるものです。特に、黒字っていうのは、そんなに公共事業で出ないと思います。教育にしても然りです。福祉にしても然りです。経費ばっかし掛けていると思われるでしょう、市民からは。けども、教育は、長年にわたって、将来にわたって出てくるものなんです、効果が。福祉は、自分の体調が不調になったときに、お世話になる行政サービスです。感謝されるでしょう。そういうことから考えると、私は、財政を黒字にしようとしてせっかく貯めたのに、サービスがなかったんじゃないかなと思われても仕方ないところが出てくるわけです。だから、さっき私は、冒頭言いました。人間て勝手過ぎるよねって。黒字にしたからあの人はすごいねって言われる人もいるでしょう。その反面、事業をやってくれなかった。サービスをしてくれなかった。そう批判される人もいるでしょう。だから、市長は大変だなって。職員も大変だなって。私はここで、だから、市長とか職員をいじめるつもりは一つもないんです。指宿市のためです。市民のためです。そう考えていくとですね、こういうことあったんです。いろんな事業しましたね。そしたら前の市長なんかは、難癖をつけられていました。けども、これに魂を入れてくれるのは、明司市長率いる指宿軍団ですよ。職員。頑張ってもらえるようお願いをしたいと思います。市長の力次第なんですよ。前回の議会で言われました。バトンリレー、バトンタッチ、受けたのは僕なんだって。そうなんですよね、市長。だから、市民一丸となれるような、私ね、60年くらいもうここで生きているわけです。それを考えてみるとね、指宿市は、失礼な言い方かもしれんけど、先輩諸氏からずっと政争の具があったなって。もうそろそろ明司市長になったわけだから、もうこの具は、政争の具は、やめましょうって。努力していきましょう。本当に。意見の対立はあっていいと思いますよ。だけどけんけんごうごうやればいいんです。こういう議場でやったり、あるいは協議内でやったり、そういう場をですね、早く作っていただきたい。協議会なり委員会なり。市長も言いましたよね。地熱にしてもゼロベースでやるんだと。だけど市長、ゼロベースでやりましょうと言ったそのバイナリー発電にしても、何にしてもですよ、指宿市のこのモニターに映っている湯気の出るようなこのきれいなところですよ、クリーンエネルギーがあったとなれば、またまた外国からの観光客も、日本国中の観光客も、わんさと訪れるんですよ。だから、市長、一つその辺もですね。市長は、いろんな人たちとの付き合いが、県議をやったり、衆議院議員をやったりして、あるいは、ある政経塾にりっぱな人たちがいたり、いろんな仲間たちがいるわけです。いろんな人たちを生かしていただいて、指宿のですね、発展のために使ってほしいなと思いますし、私も期待しているところです。地熱についても前市長は、5,000万円毎年入ってくるんだよと説明した

のをとん挫されたんです。既得権益の人たちからね、反対を受けて、今このような状態になっております。本当に悪いんでしょうか。私は、悪と思いませんよ。全国津々浦々で地熱発電が動いています。もう地熱発電を過ぎて、既に、水素発電にいつているわけですよ。もうそれぐらい性急にはいけないという部分も言いました。だけど、性急に、市長は、頭の回転の速い人ですので分かると思いますけど、やるべきところはやっていかないと、ほかのところに負けてしまいますよ。だから、一生懸命みんなと市長のですね。知恵を合わせて行動していきたいと思います。市長、その意気込みをですね、1回お聞かせください。

**○市長（打越明司）** いろいろと具体的に激励をいただいたところであります。それを十分にいただいた上で、今後の指宿市の運営に役立てていきたいと。政争のまちであるというふうにならないようにしなさい。そのとおりでと思います。是非一つ、今日は、財政の運用ということがメインの質問でありますから、やはり子や孫、将来にわたって安定して、安心して市政の運営ができるように、引き継いだすきをもらって走るランナーとして、ベストの走りができるように、私自身が心掛けてまいるということで頑張っていきたいというふうに思っています。

**○4番議員（前原五男）** 明司市長は、市民に相当な数で推されてきているわけです。せっかく市長の座に就いたのでですから、指宿市発展のための施策を来年と言わず年度内に新しい、財政が潤う、黒字となる事業採択をして、市民が委縮しないで済むように、明るい成長する指宿市の立役者になりますように期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時25分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員。

**○8番議員（恒吉太吾）** 皆さん、こんにちは。8番、恒吉太吾です。今回は、学校給食費の公会計化について一般質問いたします。食は、全ての人が心身の健康を確保し、生涯にわたり生き生きと暮らしていくために欠かすことができない大切なものです。学校給食では、献立に指宿旬野菜の日を設け、地場産物を活用し、旬の食材を使った季節料理や郷土料理などを提供し、地産地消にも取り組んでいただいています。食育の推進の点からも大切な学校給食ですが、1. 学校給食の役割とは何か。2. 学校給食費の金額と市の補助金額、保護者の月額負担額は小学校、中学校それぞれ幾らか。3. 学校給食費の徴収方法と徴収率はどうなっているかをお聞きし、1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** 恒吉議員より、学校給食の役割は何かという質問をいただきました。学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食

事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食を通じて豊かな人間性を育むことを目的とした知育、徳育及び体育の基礎になるべき食育を推進する役割を担っております。また、本市では、学校給食実施基準に基づき成長期にある子供たちが、必要な栄養をバランスよく摂取できるよう、献立作りを行っております。あわせて、地元業者の振興につながることを目的にし、毎月食育の日、19日ですが、の前後に地元の食の食材を提供する、指宿旬野菜の日、また、指宿産黒毛和牛や指宿産黒豚肉の日などを設定し、地元のおいしい食材を給食として提供しているところでございます。

残りの質問につきましては、関係部長等より答弁させます。

**○教育長（吉元鈴代）** 学校給食費の保護者負担額についての御質問でございました。学校給食費は、小学生が月額4千円。中学生が月額4,600円ですが、子育て支援を推進し、学校給食費に掛かる保護者の負担を軽減することを目的として、令和元年度から学校給食費の一部負担補助を実施しており、令和4年度は月額1,100円を補助するため、保護者負担額は、小学生が月額2,900円、中学生が月額3,500円となっております。

**○教育部長（紺屋聖一）** 学校給食費の徴収方法についてでございますが、口座振替と現金徴収でございます。また、令和3年度分の児童生徒の学校給食費の徴収率は、99.88%となっております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 1回目の答弁、ありがとうございました。給食の役割、とても大切なものでございまして、次に、保護者負担額についてのところに関連してお聞きしたいと思います。今、るる保護者負担額、補助金額については説明いただきましたが、関連しまして、要・準要保護生と就学援助費についてお聞きしたいと思います。就学援助費にはですね、学校給食費の項目といったものもございまして、その中でまず、要保護を除いて、準要保護生と就学援助費を受給している児童生徒それぞれの人数、市全体の児童生徒数に占める割合、こちらをお尋ねいたします。

**○教育部長（紺屋聖一）** 令和3年度の就学援助費受給者は、小学生が417人、中学生が273人、合計690人でございます。また、全児童生徒数に対する割合は、小学生が21.5%、中学生が27.4%、全体で23.5%となっております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 先ほど、市の補助金額が1,100円ということ。そして、この準要保護の生徒、就学援助費に関しまして2,320円、小学校でですね、中学校で2,800円ということで、これ差し引きしますと、就学援助費を受給している児童生徒といいますのは、全体の月額補助金がまず1,100円発生しておりますので、合算すると小学校で3,420円、中学校では3,900円の補助となりますので、先ほどお聞きしました給食費から差し引くと、個人の負担額というのは、小学校で21.5%の生徒が個人負担額580円、中学校では27.4%の生徒が700円の個人負担で済んでいるという認識でよろしいでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** そのとおりでございます。

○8番議員（恒吉太吾） またこの質問に関連しては後ほど聞きますが、先ほども同僚議員から御質問あったんですが、円安であったり、国際状況の変化、影響というのがあります、様々な価格が上昇している。ニュースでもよく取り上げられておりますが、先ほども説明あったと思うんですが、私の方にももう一度答弁いただきたいんですが、原材料費の高騰による給食費の値上げがあったかどうか、お尋ねします。

○教育部長（紺屋聖一） 学校給食費の値上げについてでございますが、令和4年度の学校給食費を小学生は月額3,900円から4千円に、中学生は4,500円から4,600円にそれぞれ100円値上げしたところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 今のところ、この100円の値上げっていうことなんですが、やはり、この情勢どうなるか分からない中で、秋以降も様々な物の値上がりがあるというふうに報道でも一部あるんですが、今後ですね、更に給食費の値上げが行われるということが想定されます。物価高騰に伴う学校給食費等に関する負担軽減事業。これが新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用可能事業例として示されておりますが、同じ県内にあります霧島市におきましては、この6月議会におきまして、原材料費の高騰を受けて県内産の牛肉、豚肉、鶏肉、こういったものを給食に提供する費用として3,500万円予算が計上されております。保護者の負担を抑え、同時に給食の質も確保しなければなりません。さらに、地元食材の消費拡大につなげるねらいもあるそうです。このような点からもですね、本市におきましても、学校給食に必要な量や質を確保し、保護者の負担を軽減し、コロナ禍で消費が低迷する地元食材の消費拡大のため、また、事業者を助けるためにもですね、さらには、大切な子供たちへの食育の観点から、臨時交付金を学校給食費の値上げ相当分に補助するために活用ができないかどうか、お尋ねします。

○教育部長（紺屋聖一） 今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を学校給食費の保護者負担を軽減するための学校給食費等補助金の財源に充当させていただく計画になっております。今後におきましては、学校給食費について検討することとなった場合には、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 是非ですね、保護者負担の増えることのないようにしっかりと検討、対策実行していただきたいと思います。また、これも近隣鹿児島市のお話になるんですが、物価高騰と総合緊急政策としまして、保育所等給食支援事業が行われます。苦慮しているのは、小中学校の給食費だけではございません。保育園、幼稚園、そして認定こども園に対しましても、保護者の負担軽減の観点から給食費値上がり分の補助であったりとか、副食費の補助や値上げ相当分の支援が行えないかどうか、答弁をお願いします。

○健康福祉部長（山元成之） 保育所や幼稚園、認定こども園における新型コロナウイルス感染症対応の保育所等給食支援事業でございます。この度、県から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保育所等に対しまして副食費を補助する保育所等給食支援

事業が示されました。内容としましては、コロナ禍において物価高騰等に直面する子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、栄養バランスや量を保った従前どおりの給食等の実施が確保されるよう支援するものとなっておりますので、保育所等給食支援事業の実施に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 質問の方が、小中学校からちょっと認定こども園の方までちょっと多岐にわたったもので、ちょっと失礼申しあげました。

次に、徴収方法と徴収率のところについてお聞きします。先ほど、徴収方法について答弁いただいたんですが、この中で、現金での集金徴収を行う学校では、この集金業務というものを誰が担っているのか、お答えください。

**○教育部長（紺屋聖一）** 学校給食費を現金徴収している学校におきましては、主にPTA会員の皆様に集金を依頼しているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** この給食費の徴収方法なんですが、指宿市学校給食センター管理運営要綱の第5条、運営委員会に諮って教育委員会が決定する、とありますが、現在、徴収方法が学校ごとによって違うのは、どのような理由があるのでしょうか。最終的に教育委員会が決めているのではないかと思うんですが、どういった理由で、現金集金と口座振替の学校があるんですか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 学校給食費の徴収方法につきましては、それぞれの学校が、実情に合った徴収方法を選択して現在まで引き継がれているものと思っております。

**○8番議員（恒吉太吾）** この管理運営の要綱の中では、最終的には教育委員会が決めるというような文言があると思うんですが、この認識で合ってますでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 指宿市学校給食センター管理運営要綱第5条第1項で給食費の徴収方法は、運営委員会に諮って教育委員会が決定すると規定されているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今の答弁でありますと、教育委員会が決めているのではなく学校が決めているようなふうに聞こえたんですが、その点はどうですか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 最終的には、先ほども言いましたように、運営委員会に諮って教育委員会が決定するというところでございますが、それまでの過程においては、小中学校の意向を聴いて、徴収方法につきましては決定するものと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今、部長の方から、各学校の意向を聴いてということだったんですが、現在の徴収方法や管理業務の課題についてお聞きしたいと思います。徴収方法について、保護者などから意見はないでしょうか。また、課題となっているような点はないでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 現在の徴収方法や管理業務につきましては、各学校において、それぞれの徴収方法で円滑な運用が図られていると認識しているところでございます。昨年度、徴収方法につきましては保護者からのお問い合わせは、1件ございました。



- 8番議員（恒吉太吾） もし、差し支えなければ、その1件の内容お聞かせください。
- 教育部長（紺屋聖一） 内容についてでございますが、市が、振替システムなどで徴収するようにはできませんか、というような内容でございます。
- 8番議員（恒吉太吾） 教育委員会の方にもそのようなお話が届いているんだなと思いますが、そういった口座振替にしてほしいというのは、現金集金に何らかの問題であったり、課題があるからというふうに思うんですが、保護者がですね、現金で集金徴収を行うことであつたりとか、そのお金っていうのは、学校が保管したりすることもあると思うんですが、現金を取り扱うこと。また、保管管理することについて、コンプライアンス的に問題はないですか。また、市としても市の弁護士もいると思うんですが、そういうところに確認したことがありますでしょうか。
- 教育部長（紺屋聖一） 学校給食費の現金取り扱いに関する取り決め等につきましては、各学校で定められているとは考えているところでございます。それにつきまして、弁護士等に問い合わせをしたことはないところでございます。
- 8番議員（恒吉太吾） なので、コンプライアンス的に問題があるかないか。どう思われますか。ないのであれば、いいですし。
- 教育部長（紺屋聖一） 現金徴収の場合、盗難、紛失のリスクはございますが、そこは十分気を付けていただいているものと考えているところでございます。
- 8番議員（恒吉太吾） ですよ。現金盗難であつたり、若しくは横領ということも考えられるわけですが、であればですね、こういったものに対して、今現在で加入できる保険というのが存在しますか。
- 教育部長（紺屋聖一） 各学校で現金取り扱いに伴う盗難などに対応した保険等は、加入していないと聞いているところでございます。
- 8番議員（恒吉太吾） そういったものがないにもかかわらず、現金を保管しないといけない。コンプラ的に問題ですよ。そこの認識がちょっとずれているのが、ちょっと大変気になるんですが、ちょっと変えまして、給食費の未納があつた場合について、ちょっとお聞きしたいと思います。徴収できたですね、給食費の範囲内におきまして、食材を購入しなければならないというふうに思うんですが、そういった意味からいいましても、未納金が発生するという事は、給食の質や量に大きな影響を及ぼす可能性がある。また、未納の人の分まで支払っている人たちが、賄わなければならないという一部の保護者に負担を強いるということにもなっており、給食費負担の公平性の観点からも問題ではないかというふうに思っておりますが、まず、給食費の未納があつた場合の、この例えば、徴収であつたり督促をするという業務担当者は誰になりますでしょうか。
- 教育部長（紺屋聖一） 現年度分の未納対策につきましては、各学校の教頭、給食費担当者、担任が文書で納付依頼をし、それでも納付がない場合は、電話や直接面談による納付依頼や

就学援助費からの納付依頼を行っております。また、過年度分の未納の徴収や督促につきましては、学校給食センターと各学校が連携協力し、納付管理を徹底しております。また、年末、年度末、出納閉鎖期間は、未納対策強化期間に位置付け、学校給食センターと学校が連携し、電話及び家庭訪問等による納付指導を行うことになっております。毎年9月下旬から10月上旬頃に学校給食費未納対策委員会を開催し、未納状況や未納対策、スケジュールなどについて協議を行っているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 督促であったり、いろんなこの声掛けみたいなのは、学校の教職員もするということがあるというふうにお伺いしたんですが、ではですね、その未納が続く方へのその教職員の対応回数であったりとか、対応時間については、どれくらい把握してますでしょうか。どれくらいあったのか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 教職員等が関わっている時間につきましては、把握していないところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 把握をしていないのは、時間が多過ぎて把握できていないのか、そもそも把握していないのか、どちらでしょう。

**○教育部長（紺屋聖一）** 時間が多くて把握していないのではなくて、こちらの方で把握はしていないということでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 現場のですね、教職員の方も相当業務負担増えているのではないかと  
いうふうに思っていますので、この働き方改革に関しましては、また、後ほどお聞きします。先ほど、1件だけだけど、保護者から問い合わせというか、御相談があったということなんです。私の方にもたくさん声が届いております。少し紹介しますと、このあくまでも現金集金のところなんです。現金集金は、近隣の顔見知りの中で心理的負担がとても大きい。多くの現金を持っているのは、盗まれたりしないか不安。低学年の子供に持たせていくのは怖い。また、このコロナ禍の中で複数の方の自宅まで行き、対面で接触することは、感染リスクの面からも大変恐怖を覚える。多くの声がですね、届いております。また、先ほどありましたが、現金での集金というのは、紛失であったり盗難のリスクの高い。ましてや、1回そういった問題が起こると、学校側と保護者との信頼関係というのも大きな影響が出てまいります。現在は、例えばクレジットカード、電子マネー、そしてスマホ決済アプリとか口座振替。様々なですね、キャッシュレス決済が行われております。皆さんが、どれくらいされているか、現金派なのか分かりませんが、我々世代というのは、どちらかというと、あまり現金を持ち歩かない。こういったキャッシュレス決済がメインになっております。私も考えてみたら、今週に入って、昨日からだとしても、まだ1回も現金を触ってないなというふうに、それぐらいキャッシュレス化というのは進んでおります。現金をですね、そういつて日常的にキャッシュレス化が進む中で、なぜ、まだ現金で集金しないといけないのかって  
いうところ、甚だ疑問を感じております。そして、先ほどありましたが、このコロナ禍の中

で、わざわざ自宅を訪ねないといけない。コロナのリスクもあります。集金に行くというのは、何回も行って留守だったらまた行かないといけない。そういった非効率な面も大変大きいですが、現金集金を現在行っている学校におきまして、保護者や教職員の感染リスク軽減、業務負担軽減につながる給食費の口座振替への変更ができませんでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 学校給食費の徴収方法につきましては、それぞれの学校が、徴収方法を選択して現在まで引き継がれてきており、毎年高い徴収率が維持されているところであります。現金徴収につきましては、教職員や保護者の業務負担が大きいということも十分承知しておりますが、指宿学校給食センター管理運営要綱第5条第1項において、給食費の徴収方法は、運営委員会に諮って教育委員会が決定すると規定していることから、今後十分に協議してまいりたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今、部長の方から徴収率が高いという話があったんですが、では、口座振替の場合と現金集金の場合でどれくらいの差異があるか、お示してください。

**○教育部長（紺屋聖一）** 全て現金徴収している学校の徴収率が99.95%で、全て口座振替、又は口座振替か現金徴収の選択をしている学校の徴収率は99.80%となっており、若干ではございますが、現金徴収が高くなっているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** ちょっと苦しくないですか。0.15%が現金集金を行う理由というふうに聞こえるんですが、ちょっと今の答弁苦しくないですか。それが理由なんですか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 今、申しましたのは、現金徴収が高くなっていることを徴収率で申したところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** その前に、現金の場合、徴収率が高いからというのが理由のように聞こえたんですが、そうじゃなかったですかね。

**○教育部長（紺屋聖一）** 先ほど申しましたのは、徴収方法が現在まで引き継がれており、高い徴収率が維持されていると言ったところでございまして、これは、決定的な理由とかがあっていうふうに言ったところではございません。

**○8番議員（恒吉太吾）** 失礼いたしました。この現金集金に関してなんですけど、保護者にですね、集金業務という労務提供を行わせること、問題はないのか。無償でのですね、労働を強いていることには当たらないのか。この点どうでしょう。

**○教育部長（紺屋聖一）** 学校給食費の徴収方法につきましては、学校給食法によりますと、学校給食に関する負担範囲については、お示ししているところでございますが、学校給食法には、賦課徴収については、何ら規定がなく、旧文部省の通達により、今のような徴収方法でやっているところでございます。今、議員から指摘されたことにつきましては、ちょっと分からないところがございますので、調査研究してまいりたいと思います。

**○8番議員（恒吉太吾）** 調査研究なんですね。コロナにより、生活様式を大きく変化する中で、今でも対面で現金徴収しないといけないというのは、時代にも逆行しているんじゃない

かなというふうにも思っております。現金集金からですね、口座振替になれば、非対面、非接触、保護者の感染リスク軽減にもなりますし、何度も家まで訪れなければならないという非効率、そして、負担も軽減してまいります。是非ですね、全ての学校において、口座引き落としになるように判断をしていただきたいと思いますが、再度、口座振替、全ての学校で統一ができないか。端的に考えがないのかどうかだけでも構いません。もう一度、再度お答えください。

**○教育部長（紺屋聖一）** 学校給食費の徴収方法の在り方のつきましては、学校給食センター運営委員会等で協議し、各学校の意向に沿うように、学校とも連携を図っていきたいと考えているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 先ほどからのその運営なんですけど、最終的に決めるのは、教育委員会じゃないんですか。だったら教育委員会の一言で変わると思うんですよ。それぐらいしっかりとですね、決断を持ってしていただきたい。そのことをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次はですね、公会計化についてお聞きします。教職員の校務負担や業務負担軽減のために、学校における働き方改革の取組として、文部科学省では、学校給食費を自治体の会計に組み入れる公会計化への移行を推進しております。まず、県内自治体の公会計化の状況はどうなっているか、お聞きします。

**○教育部長（紺屋聖一）** 文部科学省が公表している、令和2年11月14日現在の情報によりますと、県内では、6自治体が公会計化に移行しているようでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 公会計化のですね、メリット、デメリットをどのように考えているか、答弁をお願いします。

**○教育長（吉元鈴代）** 公会計化のメリット、デメリットについてでございます。公会計化した場合のメリットとしては、一般的に、教職員の業務負担の軽減、保護者の利便性の向上、透明性の向上、不正の防止などが言われております。デメリットとしては、各学校等で処理されている業務が市に移管されることになるため、これに対する管理徴収システムや人員を整備するなど必要があることから、多額の費用が見込まれることや、徴収事務が完全に市に移ることで、学校に掛かる費用という保護者の認識が薄れるようになり、納付率の低下が懸念されるところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今、教育長の方から効果といいますかね、示していただいて、やはり、教員の業務負担の軽減というのは大きいのではなかろうかというふうに思っています。また、先ほどから申しておりますように、保護者の利便性の向上、こういったものもあります。公会計化を行うことによってですね、教職員の業務負担というのは軽減し、子供たちと向き合う時間が増え、一層の教育活動に専念できるようになるのではないかとこのように思っております。教員の負担軽減、保護者の利便性向上、メリットの方が多いい公会計について

なのですが、市のホームページを以前見たときにですね、令和元年8月に指宿市PTA連合会と行われた、みんなで語ろう会というものがございました。この中で、給食費未納の件について意見がありまして、意見に対する進捗状況一覧表、今後の予定において、学校給食費の公会計化へ移行を検討していかなければならないという回答がございます。是非、ホームページの方を見られてください。自分たちで書かれていますので。この意見があったのが、令和元年8月、4年前です。それに対する回答が、遅くとも令和2年2月行われております。意見から既に4年もの時間が経過して、回答からも既に2年5か月が経過しております。文部科学省のですね、ガイドラインによりますと、公会計化への準備移行期間の標準的な例示として示しているのは、2年間を示しております。市民にもですね、ホームページなどで公会計化を進める、検討していると言いながら、準備移行期間とされる2年間で大きく超える2年5か月が今経過しておりますが、十分な時間が経っております。公会計化に向けて、これまでどのような検討や取組が行われたのか、時系列でお示してください。

**○教育長（吉元鈴代）** 公会計化へ向けての検討、取組についてでございますが、令和元年7月に文部科学省から学校給食等の徴収、管理は、基本的には、学校、教師の本来的な業務ではなく、学校以外が担うべき業務であり、地方公共団体が担っていくべきであるとして、給食費の徴収、管理業務を自治体や教育委員会の公会計に組み入れる公会計化を推進するという通知があり、本市としても承知をしているところでございます。このため、県内他市の状況も踏まえながら、今後、調査研究を進めてまいりたいと思っております。併せまして、指宿市学校給食センター運営委員会にて協議を進めていきたいというふうに考えております。

**○教育部長（紺屋聖一）** 追加して御説明いたします。教育委員会では、令和3年2月22日開催の指宿市学校給食センター運営委員会と令和3年11月4日開催の指宿市学校給食費未納対策委員会において、学校給食費の公会計化につきまして説明を行い、市及び各学校関係者、PTA代表の皆様が、公会計化の必要性を認識しているところでございます。今後につきましては、来年4月から導入する市もあると聞いておりますので、県内他市の状況も踏まえながら調査研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** ということは、2年4か月、5か月経っていますが、まだ本格的に導入に向けた取組は、何も行われていないという認識でよかったですか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 令和元年度のみんで語ろう会においては、給食費未納世帯への督促について御意見があったもので、その意見に対する今後の予定として、学校給食費の公会計化へ移行を検討していかなければならないが、督促業務を業者委託する予定はないと回答しているところでございます。公会計化へつきましては、国も推進しておりますので、今後十分に検討していきたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 督促の管理うんぬんの話じゃなくて、公会計化をどうするのかっていうところを私は聞いていますので、はぐらかさないでほしいんですけども、なので、もう

1回になります。2年4か月で調査研究何かされたのかどうか。もう1回聞かせてください。

**○教育部長（紺屋聖一）** 今後、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

先ほど申しました運営委員会と未納対策委員会においては説明はしておりますが、2年4か月の間、調査研究はしていないところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 2年4か月、ゼロからスタートということですので、これから進めていただきたいと思います。なかなか、この公会計化進まない理由、先ほど教育長の方からもございました。デメリットというところで、まず、学校の関与が薄れることで収納率が低下するということがあったんですが、文部科学省からはですね、徴収管理業務の効率化一括システム管理等による業務効率化により収納率が上がるという見解が示されておりますが、この考え、今の教育長の答弁とは矛盾しますが、どちらが正しいんでしょうか。今の発言は、文部科学省から見解が出されております。

**○教育部長（紺屋聖一）** 先ほどの教育長の答弁につきましては、一般的にそう言われているところでございます。公会計化した場合には、市の方で歳入、歳出することになりますので、当然徴収率を上げるように一生懸命徴収はすることになると思いますので、それによつては、上がることもあるかもしれないところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** そういったところも本当に実際どうなのか。教育長がおっしゃられたことが正しいのか。若しくは、文部科学省の方が正しいのか。しっかりと調査研究、ゼロからなので何でもできると思いますので、これから是非取り組んでいただきたいと思います。

教育長が先ほど申されました公会計化のデメリットのところ、人員の問題。あとは、管理システム導入に係るランニングコストが掛かる、というところがあるんですが、人員の問題やコストの問題が大きいというのは、当然私も理解しております。であればですね、運用に少ない人員で対応したり、コストを抑えたクラウドサービスを導入する方法もあります。クラウド活用によりまして、運用補修負担の心配もなく、導入コストも大幅に削減できるので、今、教育長が申した、なかなか公会計化が導入できない理由、導入費用であったり、維持管理の負担、人員の問題ということも解決できます。また、横文字になるんですけど、クラウドサービス、説明させていただきます。クラウドサービスを説明させていただきますと、クラウド事業者が保有するコンピューターの一部をインターネット経由で利用できるサービスのことであります。利用期間自体は、情報システムを持つ必要もなく、必要な分だけ利用できるのです、大規模なシステム構築も不要となり、クラウドサービスを利用すれば、公会計にスムーズに移行することができるのではないかとこのように思っております。以前ですね、総務部長に対してでしたでしょうか、このコロナ禍の中で、住民サービスの向上につながるDX、デジタルトランスフォーメーションの推進を提案してまいりました。逆にですね、今の状態というのは、住民サービスの低下が起こっておりまして、このまちの指宿の魅力を大変低下させているというふうに危惧しております。皆さんももしかしたら、たったと思

われるかもしれないこの給食費の問題、私たちみたいな子育て世代に対しては、大変大きな問題で重要な問題なんです。このこと一つとっても、子育てにやさしくないまち指宿っていうのを印象付けております。先ほども申しましたが、デジタルを推進するということは、住民サービスの向上にもつながります。住民ファースト、正にそうです。デジタル技術を活用し、住民により良いサービスを提供する。これが、本来の役所、市役所の役目ではないでしょうか。住民の利便性向上し、職員もそのデジタル技術を活用する。そうしたことで業務の効率化が図られてまいります、そしてそれが更に行政サービスの向上につながる。そういうふうに思っております。先ほど、教育長の方からございましたが、費用の問題、この点からいってもですね、このデジタル技術の活用というものは、昨今、国も政策を進めておりますので、交付金であったり、補助金、様々なものを活用することが考えられます。デジタル田園都市国家構想推進交付金というものの御存じでしょうか。令和3年度補正予算200億円組まれておまして、本市におきましてもコンビニ交付サービス、そして、観光課の方からも2件申請があるというふうに伺っております。あとちょっと記憶は定かでない、あともう1件ですね、なので市として4件。今、申請しているということでございました。この事業というものは、今後も継続される可能性が高いというふうに思っておりますが、まず、このデジタル田園都市国家構想推進交付金について説明させていただきますと、この目的といいますのは、デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指すため、地方からデジタル実装を進めて行くという課題解決や魅力向上に向けて、その事業の立ち上げに必要なハード・ソフト経費を国が支援するものです。これはですね、2024年度までに自治体1千団体を目指しておりますので、まだまだ入り込む余地があるのではないかとこのように思っております。今、私がずっと申しておりますこの学校給食費の公会計化、これもですね、デジタル技術を活用した取組であればですね、本市もコンビニサービスの方は、デジタルサービスの実装のTYPE1だったと思うんですが、これ採択されていますので、この学校給食費の公会計化もですね、デジタル実装タイプのTYPE1同様に、これに該当するのではないかと思います、総務部長、どうでしょうか。この考えで申請できますでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 議員がおっしゃることを聞いていまして、なるほどだなと思われるところも確かにあると思います。私の方からは、その公会計のシステム導入という面からすると、先ほど言ったクラウドシステムっていうのも可能ではないかなと思っております。それと、公会計化するそのシステムというのもある程度パッケージ化されておりますので、詳しくはちょっと申せませんが、そういうパッケージベースを使って本市の仕様に合わせていくという方法もあるかなと思います。それと、先ほどその導入経費等について、デジタル田園都市国家構想推進交付金ですね、これはさっき言ったように、今回4件ほど、うちもこの交付金をいただいて、コンビニ交付サービスだとか、デジタルサイネージだとかそう

いうものにこの交付金を充ててやっつけていこうとしております。議員が説明したので、確かにこれは令和6年度末までで1千団体を目指しているということになりまして、ただ、令和4年度の募集は、もう既に終了しているような感じでございますので、この趣旨というのは、地域住民の利便性が向上するなど、地域需要の成果が及ぶものが対象となるということでございますので、これにつきましては、こういう給食費の公会計化が該当するのかもしれないのか、そういう自治体を見ながら、研究していかないといけないかなと思っています。対象にも、恐らくエントリーするのに問題はないかなと思っています。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非ですね、この交付金、令和6年度までですので、是非申請していただきたいと思います。モニターをお願いします。にしても、お金たくさん掛かるんじゃないのかっていう心配があると思うんですが、この事業が採択されればですね、ちょっと左の方のブルーのところがあるんですけども、デジタル田園都市国家都市構想推進交付金がですね、交付対象事業費の2分の1充当可能です。残りの2分の1に関しましてもですね、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金が、算定率0.8で充当可能ですので、実質交付金は90%ということになりますので、市の持ち出しは10%。これは、市長にとっても大変いいのかなと思うんですが、この事業ですね、90%補助と言いますか、交付金対象で進めることができます。さらにですね、この臨時交付金の交付限度額地方単独事業分とは、またこれは別枠でしっかりと確保されるので、大変有利な交付金ではないかというふうに思っております。先ほどから申しておりますが、住民サービスの向上と業務効率化を進めていく、今が正にそのチャンスではないかというふうに思っております。国が、DXであったり、デジタル技術推進を行う中でですね、そしてまた、この大変厳しいコロナ禍の中で、非対面、非接触というものが求められております。そのためにはですね、この交付金が、活用できるこの変革のチャンスの時期に是非、公会計化導入に向けて取り組んでいただきたいと思いますが、最後にもう一度、導入に向けて公会計化進めることができないか、答弁をお願いします。

**○市長（打越明司）** 先ほどから議論のやり取りを聞かせていただいております。私もPTAの会員として18年近く、その中でも役員を7年、県の役員でしたけれども、家内共々役員をしながら活動していたという時期は、ずいぶん長くあります。その中で、先ほどから問題になっているのは、徴収の方法、コンプライアンス、そして公会計化への移行、そしてDXの活用といったようなことが話題に今なってきておりましたけれども、実は、文科省が、本来この業務は、学校の職員、もちろんPTAの方々も違うわけですけども、そこが本来業務を担うものではないんだということを国が示していることが、建前としてもよく分かります。そして、ところが実際、運用になりますと、なかなか県内でも進んでいない。現実には、県内では、これは県ではどこがしてる、してないというのは、公表しないことになっていますが、文科省の方の発表では、6市町村が行っていると聞いておりまして、私も、実はその6市



町村の中のいろいろな情報を取って、複数のまちの首長さんや給食会計の方々と公会計化をしたところについては、どんなふうに進めてきたのか、なぜできたのか、ということを含めて、いろいろ勉強をさせてもらいました。やはり、先ほどから教育委員会の方でも答弁をしておりますように、自校方式で、それぞれの学校で給食を作り、それぞれの学校で子供たちが給食を活用し、それをPTAを含めた学校全体で支えてきたというのが従来の姿でありました。ですから、今指宿でも現金徴収を行っている学校が半分、振替や又は徴収を含めて、どちらかを使っている学校が半分という形になっておりますけれども、かなり長いこと、その地域、地域の特色が出た徴収方法一つとっても全て特徴があるという状況です。そして、この公会計化を実現をしたまちに聞いてみますと、基本的には、最初から、PTAの方々を含めた人たちは、元々徴収にタッチしていない。学校に用務員さんをおいたり、あるいは、学校の先生方を中心にして、それぞれが、そもそも保護者の方々はタッチしない形で徴収をしていたというその歴史が、最も端的に公会計化にストレートにしていくのに非常にしやすかったということも挙げる市町村が多かったですよ。そしてただし、それでもやはりこれは、どこの地域でもですけれども、若干の未納が出てくる。ですから、この未納については、それぞれの教育委員会に専任又は兼任の職員をおいて、その方々が、ある種の督促をしたり、進めたりということをしているというような状態のようでもあります。

指宿の場合も、私たちの母校の場合も、現金徴収から口座振替型に思い切って転換を図っていった学校の一つでもありますけれども、現金徴収のみということで行っている学校につきましては、恐らく一人ひとりのそのPTAの会員の方々の負担も、全て現金徴収でということになってきますと、非常に重たいわけです。特に、未納の方々を回っていくのも大変だと、その辺は私も理解できるところです。ですから振替型に切り替えて行って、できるだけ多くの人たちの負担が軽くなるようにというアプローチは、これはもうやっていった方がいいなというふうに私は思っています。そして、一斉にというのが、できるのかどうか分かりませんが、少なくとも新しくPTAの会員に新入生を伴って入ってこられた方々には、もう最初から振替口座を勧めて、少しずつ少しずつ振替口座でやっていこうという方々を増やしていくのは、十分可能ではないかなというふうに感じています。ただ、やっぱり、この実際に未納徴収に歩いた皆さんの方々の中には、確かにそのお願いに行く人たちも負担があるというのがありますけれども、未納者の方々も、市やその手紙が来て、払いなさいというふうなものではなくて、やはり、同じ学校の仲間が来て、払ってよねということで、このフェイス・トゥ・フェイスでよく知っている方々が来ることによって、やっぱり払ってもらえるという面があるのも確かであります。平均で99.88%と、現金徴収のところは、もちよっと、もうちよっとだけ高いですけれどもね。99.9というふうに考えれば、おおむね1,000分の1ぐらい。1,000分の1ぐらいの未納があるという状況ですけれども、それも含めてかなり高いその徴収率であるので、公会計化の中でも、非常にこう徴収率が悪いとか、そういうところに

については、急ぎ検討する必要があると思いますが、そしてまた、2年という目安も必要かもしれませんが、指宿市にとっては、それが1つのこの学校のそれぞれの自分たちの学校給食、自分たちの子供たちが、食べている給食をしっかり支えていこうというこの形の中で、いい面も僕はあるというふうに思います。ですからこう、あまり拙速にですね、大急ぎでやるのではなくて、少しずつ少しずつそうやって新しく入ってこられる会員の皆さんや子供たちの分の振替口座を進めていきながら、一定の時期で公会計化に踏み切っても問題はないと、そういう状況が出てきたときには、システムを含めてやっていかないといけないと思いますが、DX化等々については、今、提案をしていただきましたので、今、こちらの方では、住民へのDX化、サービスをとにかく早める、便利にする、ワンストップ型にしていくというための取組と、それから、この市役所内での職員のメンバーが取り組み、市役所業務のDX化というものも進めていますけれども、今言ったような、この学校給食も含めて、いろんなところで活用できるという提案でありますので、私自身は、DXについては深く造詣がないものですから、少し皆さんの、メンバーの意見を踏まえながら、そのことは、これから十分検討を続けていきたいと、前向きに検討したいというふうに思いますので、御理解いただきたいとします。

**○8番議員（恒吉太吾）** 最後に進めていただく方向性を示していただいたと思います。まず、口座振替から始め、そして、時機を見て公会計化に進んで行く。是非今日が、そのスタートだと思いますので、今後ともよろしくお願いします。終わります。

### △ 延 会

**○議長（下川床泉）** お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいとします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、明日行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 東 伸 行

議 員 西 森 三 義

# 第 2 回 定 例 会

令和 4 年 7 月 5 日

(第 3 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

令和4年7月5日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 西 森 三 義 | 13 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 14 番 議 員 | 新川床 金 春 | 15 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |
| 16 番 議 員 | 高 田 ちよ子 | 17 番 議 員 | 前之園 正 和 |
| 18 番 議 員 | 下川床 泉   |          |         |

---

1. 欠席議員

- 1 番 議 員 中 村 昭 二

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 市 長     | 打 越 明 司 | 副 市 長     | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長   | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長   | 下吹越 寿   |
| 市民生活部長  | 増 永 智 美 | 健康福祉部長    | 山 元 成 之 |
| 産業振興部長  | 野 元 伸 浩 | 農 政 部 長   | 寺 田 昭 宏 |
| 建 設 部 長 | 星 倉 淳 一 | 教 育 部 長   | 紺 屋 聖 一 |
| 水道事業部長  | 坂 元 一 博 | 山 川 支 所 長 | 中 島 裕 一 |

|            |        |           |        |
|------------|--------|-----------|--------|
| 開聞支所長      | 山下 秀一  | 市長公室長     | 渡部 徹也  |
| 総務課長       | 山下 浩二  | 経営改善推進室長  | 木下 英城  |
| 危機管理課長     | 竹下 修一  | 財政課長      | 東 忠孝   |
| 健康増進課長     | 廣森 政宏  | 商工水産課長    | 宮路 主税  |
| 観光課長       | 上川床 聡  | スポーツ振興課長  | 和田 哲郎  |
| 農政課長       | 鴨崎 一郎  | 農産技術課長    | 前 蘭 洋一 |
| 耕地林務課長     | 大牟禮 伸英 | 都市・海岸整備課長 | 田之上 浩康 |
| 学校教育課長     | 山下 信久  | 社会教育課長    | 村 元 重夫 |
| 学校給食センター所長 | 小吉 健治  |           |        |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |       |         |       |
|-----------|-------|---------|-------|
| 事務局長      | 鮎川 富男 | 次長兼議事係長 | 池水 拓也 |
| 主幹兼調査管理係長 | 川畑 裕二 | 議事係主査   | 古川 浩仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、井元伸明議員及び新川床金春議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、松下知恵議員。

○2番議員（松下知恵） 皆様、おはようございます。2番、幸福実現党、松下知恵です。まず、多くの方々に支えられ、今、この場に立たせていただいていることに感謝いたします。ありがとうございます。議員として、市政と市民の皆様のパイプ役になれるよう、一つ一つ勉強して努力してまいります。どうぞよろしく願いいたします。

では、通告に従い、質問させていただきます。今回は、大きく三つの項目について質問をいたします。

一つ目が、公園についてです。令和2年第2回定例会において、高田チヨ子議員より、同じく公園についての質問の際に答弁いただいた対策などのその後の状況や、日本各地で地震が多数起こっておりますが、突発的な災害時における避難所としての公園の利用について、お伺いいたします。

まず、具体的に、指宿・山川・開聞の各地域に、それぞれ何か所の公園があるかをお聞きいたします。

2点目が、GIGAスクールについて質問いたします。2019年12月、文部科学省は個人の資質や能力に合わせて創造性を育む教育環境を実現するという目的で、GIGAスクール構想を提唱しました。コロナ禍でできないことが、インターネットを通じて体験できることや、教師の業務を効率化できるメリットが挙げられていますが、実際は教師や保護者の方々からは不安や心配の声も聞かれます。巨額の税金を投じて始まったGIGAスクールですが、指宿市においてのGIGAスクールの現状及び効果と問題点について、お伺いいたします。

最後、3点目の質問は、読書活動についてです。先ほどのGIGAスクールにおいて懸念される問題点の一つ、学力低下にも関連いたしますが、デジタル機器で本を読むことが多い

子供より、紙の本を読むことが多い子供のほうが読解力の平均点が100点ほど高いという調査結果が出ています。また、令和2年度、学校図書に関する調査では、公立学校図書館における1人当たりの年間貸し出し冊数が、小学生49冊、中学生9冊、高校生が3冊となっております。指宿市の児童生徒の読書の現状を、是非、お聞きしたいと思い、質問させていただきます。

以上で、1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** おはようございます。松下議員から、指宿の公園についての質問をいただきました。現在、市内には都市公園が24か所、普通公園が9か所、農村公園17か所、そのほかの公園も合わせまして、65か所の公園がございます。この公園の中には、例えば条例公園と言って、フラワー公園、かいもん山麓ふれあい公園のような、各施設の条例に基づく公園もありますし、県管理下公園と、宮ヶ浜公園とか太平次公園とか、あるいは、質問の中に出てくるんですが、山川の外港の公園のような、県が造って、その管理をしている、又はその管理を指宿市に委託しているといったようなものを含めて、65か所の公園があります。このうち、指宿地域には47か所、山川地域には8か所、開聞地域には10か所の公園がございます。ちなみに、その指宿地域につきましては、この都市公園24か所の中で、都市計画事業に基づいて整備された都市公園が23か所ありますので、ほかの地域に比べると数が多くなっているということでもあります。

残余の質問については、教育長及び関係部長が答弁をいたしますので、よろしくお願いたします。

**○教育長（吉元鈴代）** タブレットの活用についての御質問でございました。導入したタブレットにつきましては、市内小中学校におきまして、授業における活用を進めております。具体的には動画撮影機能を活用し、国語でのスピーチ等の様子や体育での運動の様子を振り返ることに利用しております。また、静止撮影機能の活用に対しましては、図画工作科での描きたい対象の詳細を掴むことに利用したり、理科では動植物の詳細を調べたりしております。さらに、インターネットを利用し、調べたいことをまとめるための補助として、実際には体験できないような現象等について、公開されている動画を視聴し、理解を深めたりするなどの取組も行っております。そのほか、各自の考えをタブレットを使って表示し、人前で発表するなど、児童生徒同士の学び合いにも活用し、コミュニケーションツールとしての活用を図っております。

**○教育部長（紺屋聖一）** 児童生徒の読書の現状でございますが、令和3年度の指宿市立学校における図書貸出冊数につきましては、1人当たり、小学校155.5冊、中学校25.2冊、指宿商業高等学校4.7冊となっております。

**○2番議員（松下知恵）** ただいま答弁いただいて、ありがとうございます。

まず、公園についてから、詳細に質問させていただきます。今、市長から御答弁いただい



たんですけれども、やっぱり山川・開聞地域がですね、市長もおっしゃったように指宿地域に比べると、その公園の数というのが少ないように思われます。市民の方々にも、孫が帰ってきて遊ばせる場所がないとか、高齢者の方がみんなと集う場所がないなど、よく耳にしますが、今後、新たに山川・開聞地域に公園を造る予定はないのでしょうか、お聞きいたします。

**○建設部長（星倉淳一）** 公園の計画について、御説明します。一般的な公園整備の考え方につきましては、住民一人当たりの公園面積で適正な規模を判断することとなっております。都市公園法では、市街地以外のエリアにつきましては、住民1人当たりの必要面積は10㎡となっております。市街地などの用途区域におきましては、住民1人当たりの公園面積を5㎡としております。市街地など、用途区域のある指宿・山川地域で見ますと、セントラルパークや西公園のある指宿地域が9㎡、成川公園が外港緑地公園のある山川地域が13㎡となっております。市街地エリアについてはバランスよく整備されていると認識しております。新規公園の計画につきましては、今後、人口減少が加速し、20年後の将来人口が約1万人減ると予測されていることから、慎重に判断していく必要がありますので、地域住民の方々の御意見を伺いながら、検討してまいりたいと考えているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ただいまの答弁をお聞きして、本当に人口減少など、様々な点を鑑みても、新しく公園を造るということは困難なことだと理解いたしました。それでは、現在ある公園を有効に活用していくためにも、今後の公園の整備等が大事かと思われまます。現在の遊具やグラウンドの芝などの管理状況がどうなっているかをお伺いいたします。

**○建設部長（星倉淳一）** 遊具やグラウンド芝などの管理状況について、御説明します。公園の管理状況につきましては、都市公園及び普通公園のほとんどをまちづくり公社に委託しており、週1回の頻度で点検を行い、必要に応じて草払いを実施しております。また、ふれあい公園やセントラルパークなど、現地に人員が常駐している公園につきましては、職員が毎日点検し、必要に応じて草払いを実施しております。農村公園につきましては、管理している各地区が定期的に清掃作業を行っているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 地域の方々が安心して利用できるように、しっかりと管理されていることが分かりましたが、私の地元であります山川港の外港グラウンドの緑地公園が草が生い茂って、遊具も使えない状態です。その緑地公園の管理について、お伺いいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 山川外港グラウンドの管理ということでございますけれども、山川外港グラウンドに併設された緑地につきましては、鹿児島県が整備したものでございまして、市が県から委託を受けて管理をしており、草刈りや剪定の作業は、8月のお盆前と年末にシルバー人材センターへ業務委託しているところでございます。緑地を囲むツツジなどの植栽につきましては、地域や水産加工業組合の方々から、夏場にハチの巣が多いと意見が寄せられたこともありまして、樹木の所有者であります県に管理方法について相談していると

ころでございます。景観や防犯上の問題から、植栽の適切な管理につきましては、議員から御指摘いただいたことを含めて、引き続き、県に相談してまいりたいと考えているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 県の管理下ということで、市としては管理が難しい状況であるということも分かりましたが、先ほど御答弁いただいたように、観光のまち指宿をうたっている以上、景観の点でも、また、他県においては人目につかない公園でのいじめとか、犯罪なども起こっておりますので、防犯という点からも、今後、市の財政は厳しいとおっしゃっていただけますけれども、そういうシルバーの方たちの力も借りてですね、整備の回数を増やすなど、是非、御検討いただきたいと思います。

次に、公園の利用について、御質問いたします。グラウンドゴルフの利用中は子供たちが遊べない状況ができています。前回の答弁で、全世代型の公園にするため、掲示板を設置して、使用時間を周知するとありましたが、その後の対策が取られているのかどうか。また、そのことを広報紙や回覧板などで市民へ周知したらよいのではないかと考えますが、その点について、お伺いいたします。

**○建設部長（星倉淳一）** 公園の利用について、御説明します。前回、要望のございました、指宿駅裏の西公園につきましては、既に掲示板を設置しており、グラウンドゴルフの予約表を毎月張り出しております。ほかにも、グラウンドゴルフで多くの方が利用されているフラワー公園でも、掲示板等で予約状況の周知を行い、公園の利用可能時間を御確認いただいております。農村公園につきましては、各地区が管理しており、地区の掲示板や班回覧により、地区住民への周知を図っていただいているところです。その他の公園につきましても、掲示板による周知が必要であると判断される公園につきましては、皆様が計画的に利用できる環境を整えていきたいと考えております。また、広報紙や回覧板での周知につきましては、原稿締切りから配布までの間に期間を要するため、リアルタイムな情報が周知できないことや、また、その情報は一部の公園利用者に限定されていることから、現場での掲示板による周知が一番よいのではないかと考えているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 前回の答弁以降、しっかりと対策がなされていることが確認できました。ありがとうございました。今後も市民の皆様が計画的に利用できる環境を整えていただけるよう、よろしく願いいたします。

次に、避難所としての公園の利用について、質問いたします。地震など、突発的な災害が発生した際、最寄りの公園は近隣の住民がすぐに集まれる場所として有効だと思われませんが、今後、公園を避難所として活用する考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** 公園を避難所として活用する考えはないかということでございますが、避難所につきましては、災害対策基本法及び施行令に要件等が定められております。要件としまして、災害により自宅から避難した方や、自宅への帰宅が困難になった方などを災

害が収まるまでの間、滞在させる施設。また、自宅等が被災し、居住場所がなくなった方を一時的に滞在させるための施設、となっております。そのため、避難所としての活用は難しいところでございますが、大規模災害時に避難所が不足する場合には、一時的に野外での受入れを行うため、テント、又は車中避難が可能な場所として、公園等を使用することとしております。

**○2番議員（松下知恵）** 避難所としては、やっぱりちょっと難しいということでした。地域の高齢者の方々からはですね、避難所まで遠すぎるという声もあるので、避難所へ向かう前に地域内の公園に集まり、自主防災組織等が高齢者を公園から避難所まで輸送するための集合場所として活用できないでしょうか。そのほか、支援物資の配布場所の避難所以外の活用は考えられないでしょうか、お伺いいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** 公園を集合場所とか、支援物資の配布場所の配布場所というような活用についてでございますが、市地域防災計画では、地域における避難誘導について、避難場所が遠い、且つ避難に危険が伴う場合などは、避難のための集合場所や自主防災組織等の中から誘導責任者を決め、できるだけ集団で避難すると定められております。公園を集合場所として活用することにつきましては、避難方法としては有効と考えられます。ただし、集合場所を決める際には、災害リスクのない安全な場所であるか考慮する必要がありますので、その際は御相談いただきたいと思っております。なお、公園における避難所以外の防災機能につきましては、市が管理する公園のうち、ドクターヘリの離発着場として5か所、防災ヘリ等による輸送拠点として1か所、仮設住宅の建設予定地として1か所定めております。また、その他の公園につきましても、幾つかの防災拠点を定めているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** よく分かりやすい御答弁いただいて、ありがとうございました。公園について、最後なんですけれども、新たに防災拠点を造ることは、財務負担も伴うので、既存の公園を防災拠点として有効に活用できないのでしょうか。また、今後、公園の整備をどのように考えているのかをお伺いいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** 既存の公園の活用につきましては、先ほども申しましたように、ヘリコプターの離発着場等の防災拠点以外にも、救助、応急、復旧活動を行う応援機関の活動拠点や、災害により発生した土砂、ごみなどの仮設置場としての活用を想定しているところでございます。なお、将来の公園等の整備につきましては、市地域防災計画の中で、公園、広場等の公共施設を地域の防災活動の拠点として整備を図るとしているほか、市強靱化地域計画においても、災害発生時の救援活動の場所等や大規模火災時の延焼防止策として、公園等を整備及び確保するとしております。これらの計画に基づき、関係課と連携し、公園等の整備を進めてまいりたいと考えております。

**○2番議員（松下知恵）** 本当に丁寧な御答弁、ありがとうございました。冒頭でも申し上げましたが、ここ半年間に、地震の総数は震度5以上が10回も発生し、2017年以降最多であった

という統計もあります。今年、4月上旬、たった1週間で震度4以上の地震が立て続けに6件発生しています。東北、関東、北陸、中部、近畿と日本列島全域にわたっています。この日本は火山列島です。マグマの上に浮かんでいる国です。国が存続していること自体が奇跡だということをしかりと自覚して、危機感を持ってですね、公園も、子供たちの遊び場、憩いの場だけではなく、防災を意識した公園の整備を、今後ともお願いして、公園についての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

次に、GIGAスクールについての質問に入ります。先ほど教育長からも、本当に丁寧な御答弁をいただきました。すごく先生方が工夫されて、教育現場でタブレットをすごく活用していることが分かりました。タブレットが導入されて1年経ち、様々な課題点など見えてきていると思われませんが、現時点での効果と問題点がありましたら、それをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**○教育部長（紺屋聖一）** タブレットを活用することの効果といたしましては、児童生徒にとっては学習意欲の向上や、1人1台の利点を生かし、一人ひとりに応じた学習が進められている点が挙げられます。また、教師にとっても、インターネット上の動画素材をはじめとした様々な教材を活用することで、よりよい授業の構築を進めやすくなったり、教師同士で教材の共有化が図られ、効率的に仕事を行うことができたりする点が挙げられます。一方、タブレットを利用したいじめの発生が心配されることから、その防止に向けた情報モラル教育の充実について、今後も継続して取り組む必要があります。また、視力低下やネット依存、生活リズムの乱れ等の防止に向けた使用方法について、積極的な周知、指導などの取組を、PTAとも連携を図り、今後も継続して行ってまいります。

**○2番議員（松下知恵）** 今の答弁を聞いて、学校で、教室で、子供たちが生き生きと学習している姿が伺えて、とても安心しました。そのですね、タブレットでの教育に慣れない学校側が準備に時間が掛かるなど、導入されたばかりの頃は、そういう先生方のお声も聞いておりますが、現在、そういう先生方の指導力を強化するための研修は、どのような研修をされているのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**○教育部長（紺屋聖一）** 研修につきましては、各学校での研修会に指導主事の派遣等を行っております。また、市情報教育担当者会を実施し、各学校の担当者に対して、実践的な活用に係る研修を行っております。令和3年度は夏季休業期間を利用して、専門的な外部講師による研修会や、教育委員会主催によるICTに関する担当者会を開催いたしました。令和4年度もアプリ納入業者による学校訪問及び活用に関する相談等を行い、オンライン研修会も実施しております。さらに、教育委員会も後援し、研修機会の一つとして、教職員による教育の情報化についての自主研修団体が、昨年設立されました。この自主団体においては、指導主事も参加し、定期的に研修会を行い、情報教育における最新の情報を学んだり、教職員同士でICT活用の実践共有を行ったりしております。これらの活動を通して、本市の教職員

の資質向上とICT活用の研究を深めることにつながると考えているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 先生方は、日頃の業務もたくさんあってお忙しいと思いますけれども、やはり初めて導入されてですね、大変だと思いますけれども、やっぱり質を高めるためにも、研修等よろしく願いいたします。

先ほど御答弁いただいた内容とちょっと重複するんですけれども、詳しくお聞きしたいと思ってですね、GIGAスクール構想で起こり得る問題として、一般的に挙げられるのが、学力低下、ネット依存やいじめ助長、健康被害ですが、それらの現状と対策について、一つずつお伺いしたいと思います。まず、タブレット導入後、児童生徒のですね、学力の現状はどのようになっていますか、お聞きいたしたいと思います。

**○教育長（吉元鈴代）** 学力の現状につきましての御質問いただきました。現時点では指宿市における学力につきましては、令和4年1月に全県下で小学校5年生、中学校1年生、中学校2年生を対象に行われた学習調査において、指宿市全体では小学校5年生、中学校2年生が、鹿児島県平均を上回るなど、全体として学力が定着しているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。素直な子供たちの、一所懸命お勉強している様子が伺えて、とても嬉しいです。タブレットを導入後、学力向上への今後の対策があれば、お伺いしたいと思います。よろしく願いします。

**○教育部長（紺屋聖一）** 学力向上への対策についてでございますが、教育委員会といたしましては、まず、教員の授業力向上のため、学力向上担当者会を年3回実施するとともに、指導主事を定期的に学校訪問させ、学力向上に向けた取組を支援しております。令和3年度の指導主事派遣回数は126回でありました。また、各学校においては、学力向上プランを策定し、課題解決に向けた具体的な目標や実践計画を立て、年間を見通した計画的な実践を行うようにしております。さらに、本市内の教員をタブレットを先進的に活用している鹿児島大学教育学部附属小、附属中学校に派遣し、授業参観、授業研究、情報交換等を行い、教員の指導力向上に資することができるよう、取組を進めております。そのほか、指宿市教育委員も同行する指宿市教育委員会の学校訪問や、鹿児島県教育委員会と合同での学校訪問を行い、授業におけるタブレットの活用状況の把握に努め、指導、助言を行っているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。本当に先生方の御努力が伺えて、きっと保護者の皆様も安心されると思います。

その保護者の方々が最も心配されているのが、やはりネット依存やいじめの温床になっていないかだと思われま。指宿市の現状は、どのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

**○教育部長（紺屋聖一）** 導入いたしましたタブレットによるネット依存やいじめの事案につきましては、現在のところ、発生したとの報告は受けていないところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 前回、ちょっとお伺いした中で、まだ持ち帰りができていない、練習中だということをお聞きしたんですけれども、タブレットを家に持ち帰ったりしたときに、やっぱりそういうのが心配されるんじゃないかと思われま。今後、子供たちがタブレットを持ち帰ったときのですね、そういう場合の今後の対策はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**○教育部長（紺屋聖一）** ネット依存にならないための対策といたしましては、文部科学省の通知も踏まえて、校内での利用を適切に行うよう指導しており、タブレットの家庭への持ち帰りにつきましても、保護者、児童生徒に向けたタブレットの持ち帰りのルールを配布し、健康に留意して利用することができるよう周知しております。また、タブレット全てにフィルタリングソフトを導入しており、安全に利用することができるようにしております。さらに、タブレットによるいじめ防止のため、各学校において、児童生徒のID、パスワードの管理について、文部科学省からの通知も踏まえ、各学校に周知するとともに、管理職研修会においても繰り返し徹底するよう指導しております。あわせて、情報モラル教育につきましても、各学校において、年間計画を作成し、各学年に応じた指導を行っているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 持ち帰りが実施された場合、やっぱりこの件においては、家庭との連絡が大事ということになると思います。先日、ニュースで視力低下の低年齢化が取り上げられていましたが、ブルーライトによる、やはり、もうこれは大人も一緒なんですけれども、視力低下や寝不足などの健康被害も、持ち帰った場合ですね、考えられると思いますが、現状はどのようになっているかをお伺ひしたいと思います。

**○教育部長（紺屋聖一）** 導入したタブレットによる健康被害につきましても、現在のところ、発生したとの報告は受けていないところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** では、今後の対策をお伺ひいたしたいと思ひます。

**○教育部長（紺屋聖一）** 健康被害の対策についてでございますが、現在、タブレットの活用につきましても、学校における授業が中心となっており、利用時間は教師の管理の下、定められた時間で利用しております。学校では、利用の際の姿勢をはじめとして、健康にも配慮した活用を行うよう指導しております。タブレットの家庭への持ち帰りにつきましても、保護者、児童生徒に向けたタブレットの持ち帰りのルールを配布し、時間やタブレットを使う環境に気を付けて使用するよう周知し、各学校において取組を進めているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。保護者の皆様がとても心配されている、不安に思っている内容でしたので、今、御答弁いただいて、とても私も安心いたしました。これからどうぞよろしくお願ひいたします。

タブレット、まだ導入後1年ということで、いろいろと試行錯誤の段階だとは思ひますけ

れども、タブレットを使って、どのような教育を目指しているのか。指宿市として一貫した目的をどのように持っているのかをお伺いしたいと思います。

**○教育部長（紺屋聖一）** 児童生徒が学校及び各家庭において、タブレットに十分触れることができるよう環境整備を行い、授業等でICTを十分に活用した取組を行ってまいります。また、あわせて、児童生徒の学年に応じた情報モラル教育を充実させていきます。全ての子供たちが自分専用の文具としてタブレットを日常的に使えるようにし、こらからの時代に必要となる資質、能力の習得を目指してまいります。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。教育委員会や現場の先生方が児童生徒のために努力している姿を伺えて、きっと保護者の皆様も安心されるのではないかと思います。ただ、デジタル教育を画一的に進めれば、教育の現場に必要な人間力や社会の適応する力を養う機会を失い、自己中心的な人間を作る可能性もあります。また、知識教育がテクノロジーのほうと結び付いた場合、心が不在になることもあると指摘される方もあります。工夫、使い方次第では可能性が広がるタブレットを利用した教育ですが、基本は、やはり熱意のある教師による温もりある教育だと考えております。人と人とが関わり合う温もりのある教育を、もう今話を聞いたら、指宿市の先生方は、きっと大丈夫だと思うんですけども、そういう教育をですね、温もりのある教育を忘れずに、是非、これからも目指していただきたいと思います。

では、最後の質問に入ります。先ほども答弁いただきました、児童生徒の学校図書館の貸出冊数が、もう本当に全国の平均を大幅に上回って、本当に指宿の現状が素晴らしいと感動いたしました。たくさん本を読んでいくと、新しい視点を得ることができる、発想が尽きないというメリットがあります。今後、ますます読書を推奨していくために、どのような取組を考えているのかを御質問いたしたいと思います。読書活動の推進のためには、市立図書館と学校との連携が大事であると考えております。市立図書館と学校とが連携した取組には、どのようなものがあるのか、お伺いいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

**○教育長（吉元鈴代）** 市立図書館と学校との連携についての御質問いただきました。市立図書館は子供にとって楽しい時間を過ごし、多くの本に触れ、お話会などイベントに参加でき、友達や図書館職員と本を通じて交流ができる大切な場所です。また、保護者にとっても、親子で安心して過ごせて、一緒に学ぶことができる施設の一つでもあります。さらに、読書の啓発、学校図書館や読書グループの支援など、地域における読書活動推進の中核を担っているところでもございます。御質問いただきました学校と市立図書館の連携につきましては、学校への配本、小学校における社会科見学及び中・高等学校における職場体験の学習の受入れ、学校図書館事務職員部会への参加、高校生が行う読み聞かせへの指導、図書館フェスティバルへの参加促進、学校職員に対して、研修会などにおける指導助言を行っていたところがございます。

○2番議員（松下知恵） 広報の6月号でも紹介されていましてとおり、指宿の市立図書館はとも評価されている、すばらしい図書館だと思います。是非、学校と連携して、読書好きの子供たちを作っていただきたいと思います。児童生徒の読書指導をする上でも、司書、司書補は重要な役割だと考えておりますが、指宿市立学校の司書、司書補の配置状況はどうなっているのかをお伺いいたします。

○教育部長（紺屋聖一） 令和2年度の全国における学校司書の配置状況は、小学校は69.1%、中学校が65.9%となっておりますが、本市の小学校、中学校、高等学校の学校図書室におきましては、全ての学校に司書又は司書教諭の資格を持つ学校図書館事務職員を配置しているところでございます。

○2番議員（松下知恵） 指宿市は本当にしっかりと配置されていることが分かりました。では、その司書、司書補に対する研修などは実施されているのでしょうか、お伺いいたします。

○教育部長（紺屋聖一） 学校図書館事務職員におきましては、指宿市学校図書館事務職員部会が組織されております。教育委員会と共催で年5回の研修会を行い、子供たちの読書意欲を高めるため、司書の資質向上を目指して、研修が行われております。この会においては、学校と市立図書館との連携を深めるため、市立図書館職員も参加しております。また、市教育委員会では、毎年8月上旬に小学校4年生から中学校3年生を対象に、子ども司書養成講座を実施しており、学校図書館事務職員が運営に関わっております。この行事は、希望する児童生徒が子供司書として図書館の仕事体験活動をするを通して、児童生徒の読書意欲を向上するとともに、学校図書館事務職員自身の研修を深めることができる取組となっております。これらを通して、本市全体での読書冊数の向上も図られてきているところでございます。

○2番議員（松下知恵） 指宿独自のそういう取組もお伺いできて、本当に良かったです。ややもすれば、何もかも学校に押し付けがちになりますが、やはり教育の基本は家庭であると考えます。家庭における読書活動を推進するために、学校、学校図書が行っている取組があれば教えてください。よろしくお伺いいたします。

○教育部長（紺屋聖一） 学校においては、毎月23日を親子読書の日として、親子で読書に親しむ場を設定し、家庭での読書活動を活発にする取組を行っております。また、学校PTAと連携し、ボランティアの保護者が学校に来校して読み聞かせを行うなど、各学校の実態に応じて、家庭での読書活動の啓発に努めております。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。スマホを置いて、家庭で本を読むという習慣を付けていただけるように、今後とも学校が家庭と連携して、読書活動を推進していただければと思います。本を読まずに成功した方はいないと言います。是非、子供たちにはそういう偉人と呼ばれる方々の伝記などにも大いに触れさせ、幼い頃から勤勉に努力する大



切さを、読書を通じて学んでほしいと願っております。指宿市のすばらしい読書活動への取組、本当に安心いたしました。ちょっと話があれなんですけれども、大人である私たちも真面目にコツコツと努力する人が報われる、そういう社会を作っていかなければいけないと思っております。自助、努力、なんだか昭和の古臭い言葉のように思われる方もいらっしゃると思いますが、努力こそ道を開いていく鍵なんだと、ここにいらっしゃる方、皆さん、そうだと思います。どうぞ、子供たちには恥ずかしがらずに胸を張って伝えてください。これからも指宿の、そして、日本の未来を築く子供たちの御指導をよろしく願います。

最後に、聖徳太子が新しい国の仕組みを整えるために、十七条憲法を定めました。その第1条が、和をもって貴しとなすです。また、第16代アメリカ大統領リンカーンは、憎しみを捨て、愛を取れと言いました。打越新市長の下、今、ここにいらっしゃる議員の皆様、そして、行政の皆様とともに、知恵を出し合い、協力し合って、指宿の市民お一人お一人が、指宿に生まれ、この時代に生まれてよかったと心の底から喜んでいただけるような指宿にしたいと思っております。その一翼を担えるよう、精一杯、私も努めてまいります。

初めての一般質問で大変緊張しましたが、無事に終えることができました。本当にありがとうございました。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時58分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

**○10番議員（吉村重則）** 私は、日本共産党の議員の1人として、平和憲法の改憲に反対し、市民の命と暮らしを守る立場から質問いたします。

ロシアのウクライナ侵略に乗じ、自民、公明の与党を始め、日本維新の会や国民民主党から軍事費の大幅増や敵基地攻撃能力の保有など、大軍拡を求める憲法破壊の大合唱が起こっています。戦争につながる軍事対軍事の悪循環の道に日本を引き込み、暮らしを押しつぶす危険なたくらみです。平和と暮らしを壊す策動を止めなければなりません。国連憲章のルールは、どんなことがあっても戦争で解決してはなりません。これが国連の憲章のルールです。日本国憲法はさらに進んで、戦力を持たない、世界と約束しています。東南アジアでは歴史も言葉も経済発展も異なる国々が対話と協力の関係を築いてきました。友好、協力条約を結び、紛争を戦争にさせない努力を積み重ねています。今、私たちが学ぶべき道です。戦争をさせないという覚悟を果たすためには、時間も労力も、忍耐力も掛かり、大変な努力を要します。しかし、その努力こそが政治の役割ではないでしょうか。東アジアでも日本がリーダーとなって、知恵と対話を尽くし、平和と協力の関係を変えていく。これこそが憲法9条を生かした平和外交ではないでしょうか。

教育問題について質問いたします。学校給食については、昨日の同僚議員の質問で答弁をいただいておりますが、あえて質問いたします。物価高騰が止まりません。食品の値上げも相次いでいます。1万品目を越えの値上げ。しかも、これは序の口で、ウクライナ危機と異常な円安、岸田政権の無策が続けば、今年後半から来年にかけて、狂乱物価の恐れがあり、賃金についても20年以上にわたって値上げがされていません。農業は肥料や飼料、石油など、生産資材の大幅な値上げが相次ぐ一方、農家の手取り価格は大幅に下がり、このままでは生産崩壊につながりかねません。このようなときだからこそ、子育て支援をすべきです。給食費の無料化をする考えはないか。

次に、スクールバス運転手の待遇について。昨年9月で取り上げたとき、教育長は、週に1回ないし2週に1回をめどに、運転手との聞き取りを通して、業務における問題点や要望等を把握し、必要に応じて検討すると答弁しています。事務所については、設置していただき、大変喜ばれていますが、8名での朝の打ち合わせをするには狭すぎると思うが、要望等を聞いたのか。聞いていないのであれば、その理由は何か。

新型コロナと物価高騰対策として、地方創生臨時交付金が配分されているが、コロナ対策に限定せず、生活貧困者や学校給食費への支援、農林漁業者への支援など、自治体が地域の実情に応じて、物価高騰対策にも自由に使ってよいことになっているが、今年度の交付金の金額はどのぐらいか。どのような事業に取り組み、また、計画しているのか。

地熱発電について伺います。指宿市は温泉資源の保護及び利用に関する条例を制定しており、1条で目的として、温泉資源は市及び市民の共有資源であるという認識の下、市内における温泉資源を保護するとともに、温泉資源を将来にわたる持続可能な活用並びに地域の産業振興及び公共の増進に寄与することを目的にし、第5条で協議会を設置しています。協議会での審議は、目的を達成するために、大きな権限があると思うが、バイナリー発電を計画している業者に噴気試験結果を協議会に提出を求めているのかどうか質問し、1回目といたします。

**○市長（打越明司）** 吉村議員から、今回、予定をされている地方創生臨時交付金について、その金額等を尋ねる御質問をいただきました。去る4月26日の第2回原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議で取りまとめられました。コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策において、各自治体の判断により、地域の実情に応じて必要な取組が行えるよう、予算額1兆円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設されました。予算額1兆円は国の令和3年度補正予算分が2,000億円、令和4年度コロナ対策予備費8,000億円となっており、この1兆円のうち、8,000億円が先行配分をされ、本市においては2億2,353万円を限度額として配分されることになっています。令和4年度コロナ対策予備費で確保されました8,000億円分については、コロナ禍において原油価格、物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援の要件が付されており、国からの例示によりますと、学校給食等の負担軽減

や子育て世帯に対する支援、プレミアム商品券の発行、事業者に対する燃料費高騰の負担軽減、事業者への固定費支援などとなっておりますが、国からの例示に捉われず、各自治体の判断により、地域の実情に応じて必要な取組を行うことが求められています。

残余の質問につきましては、関係部長等より答弁させます。

**○教育長（吉元鈴代）** 給食費の無償化についての御質問をいただきました。本市では、子育て支援を推進し、学校給食費に係る保護者の負担を軽減することを目的として、令和元年度から学校給食費の一部補助を実施し、令和3年度は月額1千円、年額で1万1千円を補助しているところでございます。また、令和4年度から給食食材費等の高騰により、学校給食費を小学生が3,900円から4千円、中学生が4,500円から4,600円に、それぞれ100円値上げしたことから、学校給食費の一部補助も100円増額し、月額1,100円、年額で1万2,100円を補助する予定であります。学校給食費の完全無償化につきましては、子供を産み育てやすいまちを目指していく上で大事なことであると認識しておりますが、一方で、継続的な予算の確保が課題となるところでございます。当面は、保護者の皆様に学校給食の一定負担をお願いしたいと考えておりますが、今後、学校給食費の完全無償化につきましては、慎重に検討してまいりたいと考えております。

**○教育部長（紺屋聖一）** スクールバス運転手の事務所についてでございますが、郊外学習の送迎等に伴い、休憩時間が短い場合や、乗車受付簿の整理などの際に、少人数での短時間利用を想定し、それらに対応できるよう、現在の事務所を設置しているところでございます。なお、全運転手を対象とした説明会や研修会を実施する場合は、学校及び市役所の会議室を使用しているところでございます。

**○総務部長（下吹越寿）** 地方創生臨時交付金の事業についてでございます。臨時交付金を充当している主な歳出事業は、原油高騰に伴い、漁業者が行う漁船の省エネ対策を支援する事業515万円、タクシーや路線バスなど、公共交通事業者に対する支援助成事業450万円、製造事業者に対する物価高騰軽減事業2,426万9千円、宿泊施設等に関する消費喚起事業4,130万円、観光客が往来する市道の外側線を整備する事業3,000万円などであります。また、当初予算で計上している学校給食費負担軽減事業3,560万円に対しましても、今回の補正予算で臨時交付金を充当しているところでございます。

続きまして、噴気試験結果についてでございますが、議員がどの事業を指しているのか分かりませんが、噴気試験の結果につきましては、必要に応じて事業者に求めているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 学校給食については、今後、財源の問題があつてすぐにはできないという答弁ですけれども、今後のこの交付金もあるわけですよね。事業者にしても、農漁業者、若者の状況っていうのは、すごく厳しい状況なんですよ。子供の貧困がどんどん広がっているのが現実で、行政ではそうして交付金なんかがあるにも関わらず、財源がどうのこう

のっていうけれども、農家にしても、資材はどんどん上がっていく。売値はどうかっていったら、どんどん下がってきているんですよ。本当、一生懸命やっても生活が成り立たないのが現実なんです。だけど、どこにも求められないんですよ。行政は、国からの交付金そのものがあるのに、いろんなものに使える、道路の路側線ですか、これに3,000万から投入しているという答弁があったんですけども、実際、事業をしている方々は、物価がどんどん上がっている中で、やりくりができない状態なんです。だからこそ、子供の貧困を防ぐためには、支援が必要ではないかと。だから、今回、値上がりの分、100円だけですけども、まだ増やす必要があると思うんですけども、その辺については検討はされないんですか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 現在のところ、更に学校給食費を値上げすることは予定しておりませんが、今後も食材費等の高騰が続いて、学校給食費の運営が難しくなったときは、学校給食費について検討することもあると考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 高騰により、今後、上がるようなことがあれば検討はすると。しかし、本当、子育てをする若者、子供が多ければ多いだけ、本当に苦しい状態なんです。そういう意味では、物価上昇分だけでなくして、早急に検討していただきたい。

もう時間の関係もありますので、次に入ります。

その、スクールバスの休憩所については、送り迎えの関係で少人数で休憩場所として使うという答弁だったと思うんですけども、やっぱり8名の方が朝とか夕方会うわけですよ。そういう中で、ミーティングとか、そういうことは全然されないんですか。

**○学校教育課長（山下信久）** 基本的には、各バスの運転手のほうで、スクールバスの点検等の中で行っておりますので、大きな打合わせ等につきましては、先ほども答弁がありましたように、こちらの市役所のほうで行ったりすることになりますので、あくまでもあちらのほうでは簡易的なものと考えております。全員が集まって行うということは、基本的に想定しておりません。

**○10番議員（吉村重則）** 行政との、教育委員会とのことについては、市役所とか学校でするでしょうけれども、8人だけで健康状態とか、いろんなことについて、交通安全の問題なんかでも、1回はやっぱり集まってすべきだと思うんですけども、もうばらばらで、それはもう関係ありませんというやり方取っているんですか。

**○学校教育課長（山下信久）** 基本的には、前日までに必要性のあることにつきましては、例えば新型コロナウイルスに子供が感染して、バスに乗るとか、乗る可能性があるのかなのかとか、そういうのにつきましては、事前に学校教育課からメール又は電話で各運転手と連絡を取ったりしております。前日、あるいは緊急の場合は、当日の朝、連絡等をして、確実に連絡が行くようにしている状況ではございます。

**○10番議員（吉村重則）** 9月の一般質問の中で、教育長は、週に1回ないし2週間に1回は、運

転手との懇談を設けて、いろんな問題点をすると、検討していくんだという答弁がされているんですけども、この間、どのような検討、そういう懇談会なんかをされてきているのか。

**○学校教育課長（山下信久）** 直近で言いますと、6月6日月曜日に、市役所の庁舎に集まっていたかまして、2時間、いろいろな、今年度になってからのいろんな不具合等が何かないかとか、あるいは連携に問題はないかとか、そういうことを、6月6日以前に、1週間ほど前から事前にアンケートを採りまして、それに対して、6日の日に研修会を行い、バスの運転手と共通理解を図ったところがございます。そういう関係もありますので、今のところ、問題はないかというふうに考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 校外学習の運転についても、もう、最初は文書で運転手のほうには知らしたんじゃないですか。そういう話合いの中で、ちゃんと最初からそういうことはなされてきたんですか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 校外学習がある場合、5時間30分の勤務時間内の時間調整を行っておりますが、5時間30分を超える部分については、加算をしている状況であります。勤務時間につきましては、募集要項及び勤務条件通知書にも記載しており、面接の際にもお伝えしているところがございます。また、昨年度から引き続き任用している運転手につきましては、任用意向調査の際に、勤務時間の考え方等においてもお伝えしており、先ほど課長からも説明がありましたが、本年6月には、運転手全員に対して説明会も開いておりますので、納得した上で勤務していただけているものと考えているところがございます。

**○10番議員（吉村重則）** 校外学習なんかについては、最初から、する時点からやっているんじゃないかとして、いろんなあれがあって、そのあと説明会したとも聞いているんですよ。ですから、一方的なやり方ではなくして、今後はちゃんとした運転手とのあれ、すべきだと。

それと、その校外学習について。校外学習にされた運転手については、あくまでも5.5時間の中で、途中で休憩、挟ませて、送り迎への5.5時間でされている部分があると。校外学習が長時間であれば、5.5時間超えて、6時間、7時間というような状況をしていると。本当言って、運転手は年間140万ぐらいしかなくなっていないんですよ。これでは生活ができないって言って、もう短時間のアルバイトにもうしょっちゅう行っているのは現実なんですよ。そういうのを考えれば、校外学習に行くと、そのまま今度は送り迎へのバスに乗れるんだったらいいんだけど、5.5時間にするために休憩取らせていると。だから、そういう面では校外学習については、そのままプラスさせるべきじゃないんですか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 先ほども御答弁いたしました。校外学習がある場合は、5時間30分の勤務時間内の時間調整を行ってところがございますが、5時間30分を超える部分については、加算をしている状況でございます。勤務時間につきましては、募集要項及び勤務条件通知書にも記載しており、面接の際にもお伝えしているところがございます。

○10番議員（吉村重則） 超える部分についてはそのまま払っていると。ですけれども、調整のできる場所は、休憩時間を余計取らせるというやり方しているんでしょう。

○学校教育課長（山下信久） 勤務条件通知書にも、勤務時間は朝の6時30分から18時までの間で、校長から依頼される5時間30分程度というふうになっておりますので、その休憩が短くなるとか長くなるとかそういうのではなくて、あくまでも朝の6時半から18時までの間の5時間30分の仕事の中の調整という形で考えております。それに、その時間で足りない場合は加算をさせていただいているということになっております。

○10番議員（吉村重則） ちゃんと答弁してください。その校外学習で時間をオーバーした分については支払すると。調整のできる部分は、その送り迎えの時間に食い込むようにしているんじゃないですかということを知っているんですよ。

○学校教育課長（山下信久） あくまでも、登校下校の時間とは重ならないようにしております。

（発言する者あり）

○議長（下川床泉） 質問で、またお願いします。

（発言する者あり）

○議長（下川床泉） その質問してもらっていいですか。

（発言する者あり）

○学校教育課長（山下信久） 具体的に少しお話させていただきます。登下校にかかる基本的な勤務時間は、登校時が午前6時30分から午前8時30分までの2時間です。下校時が午後2時から午後5時30分までの3時間30分、合計5時間30分となっております。下校時の勤務については、曜日や行事等によって、学年ごとの下校時間が異なりますので、日によって1便、又は2便になる場合があります。下校の際の運行が1便の場合には、概ね1時間の送迎業務及び2時間30分の点検、清掃業務を見込んでおります。下校の際の運行が2便の場合、この場合は概ね2時間の送迎業務及び1時間30分の点検業務作業を見込んでおります。下校の際の運行に関する点検、清掃作業のうち、毎日必要である消毒及び点検に要する時間としては、概ね1時間程度を見込んでおりますので、校外学習に従事した場合は、その時間を確保しながら、勤務時間内での時間調整を行わせていただき、そして、それでも5時間30分を超える部分については、加算をしているという状況にあります。

○10番議員（吉村重則） 校外学習にされた時間についてはプラスする方向で、今後、検討していただきたい。

あと、夏季休暇、夏休み期間中ですよ。約40日間、冬休み、春休みもあるんですけども、その期間は運転手は仕事がないんですよ。1か月間だけという仕事もそんなにないわけですよ。そういう意味では、やっぱり長期期間中もちゃんと業務を準備すべきではないですか。

○**教育部長（紺屋聖一）** 報酬や勤務日等につきましては、募集要項及び勤務条件通知書にも記載しております。面接の際にもお伝えしておりますので、納得した上で勤務していただけているものと考えているところでございます。

○**10番議員（吉村重則）** 今後も絶対に検討はしないということなんですか。

○**教育部長（紺屋聖一）** 現在のところは、検討する予定はございません。

○**10番議員（吉村重則）** 休暇中の社会保険料はどうなりますか。金額と、どうなるのか。

○**議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時31分

○**議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○**学校教育課長（山下信久）** 先ほど御質問のありました件につきまして、お答えいたします。

社会保険料としましては、おおよそ2万円程度ということであります。あと、夏季休業中の件も先ほどありましたが、これにつきましても、出校日の2回、又は図書館開放の際のスクールバスの運行3回、車両点検及び運行経路の現状確認2回ほど、このようなことも夏季休業中、検討をしているところでございます。

○**10番議員（吉村重則）** 休業中に出勤日とか図書館のあれで数日出るようになっているんですね。社会保険料も払えるような状況じゃないと。本当言って、生活苦しくてアルバイトに行っているというような状況なんですけれども、市長、この件についてはどう考えますか。

○**市長（打越明司）** 今のやり取りを聞きながら、実情についてはよく分かりましたが、教育委員会のほうで、その運転手の方々との懇談会、意見交換会を随時、必要なときにおいてしているわけですので、そこでお互いに十分了解されるような対策と、意見交換をしたその結果に対して、皆さんにきちっと説明をするということが一番大事だろうなというふうに思います。いずれにしても、冒頭で何度も申しているように、その勤務の内容、状況については採用する際には明確に示しておりますから、そのことに違反をするような行為というのはないと。その中で、今、議員のおっしゃる意味は分かりますので、運転手の方々等含めて懇談をして、そこで答えを見出すのがいいのかなというふうに私は、今、思っております。

○**10番議員（吉村重則）** 時間の関係で、次に入っていきます。

交付金の関係なんですけれども、農業にしても、本当言って、資材が、農業用の資材は1回上がったら下がらないんですよね。価格については、本当言って、どんどん所得は減ってきているのが現実なんです。そういう意味では、2億2,000万ちょっと、今年も交付されているわけなんですけれども、そういう意味では本当に、道路の路側帯のそういうところに使うんじゃなくして、民間で頑張っている人たちへの支援に回すべきだと思うんですけれども、その辺は市長、どのように考えますか。

○農政部長（寺田昭宏） 今、議員から、農業部分についての高騰対策はどうなっているかという趣旨の質問だったと思いますので、農政部のほうでお答えいたします。燃油価格の高騰及び原料生産国の輸出制限等に加え、ウクライナ情勢の影響もあり、肥料をはじめ、農業用資材の価格が高騰している中、農業者が農作物の販売価格に経費の上昇分を転嫁することが難しく、農業経営の行き先が不安な状況となっていると認識しております。農業資材の高騰対策につきましては、市としましては、国の交付金や各種事業等の活用も含め、どのような支援ができるかということについて、現在、検討を行っているところでございます。

○10番議員（吉村重則） もう時間の関係で、地熱発電の問題について、質問に変えていきます。

この、さっき部長の答弁の中で、噴気試験の中でどこか分からないというような答弁だったと思うんですけども、バイナリー発電を何社かしているわけですよ。それを協議会で審議をするために提出するべきだと思うんですけども、それは全部出されているんですか。

○市長公室長（渡部徹也） バイナリー発電をやると、それが主たる目的だということで審議をする場合、当然ながら、噴気試験のデータというのは事業者側に求めて、提出をいただいて、協議会の中でも専門家も交えてそのデータについては見ていただいているところです。

○10番議員（吉村重則） 今、提出されているという答弁だったと思うんですけども、1業者については、時間当たり、蒸気が8tぐらい、熱水が50tぐらいと。1業者については、それが全然明確になっていないんですよ。どうなんですか。1業者については。

○総務部長（下吹越寿） 今、議員のほうから、その事業ごとの業者によって違うかというような内容だろうと思いますけれども、その企業の事業計画の中で可能であると、発電については、そういう判断されたものだと思います。

○10番議員（吉村重則） 質問に対して、ちゃんと答弁してくださいよ。私が聞いているのは、1業者に現地調査したんですよ。そしたら、事業として使っている熱水が足りないから、そのために掘削しているんだと。バイナリー発電するところの横に、もう1回、もう1本掘っているんですよ。そのバイナリー発電の噴気試験、1時間に何t出ているか、蒸気は何t出ているか、答弁してくださいよ、出ているんだったら。

○市長公室長（渡部徹也） その点については、恐らく議員も現地を見られて、その現地で御説明を受けられたのではないかなと、私もその場におりましたので、そのように認識をしているところです。

○10番議員（吉村重則） いや、なんでこういうことを聞くかといったら、条例を作って、協議会作っているんですよ。協議会でいろんなことを決定をして、温泉の資源を守るためには、協議会の権限っていうのはすごく強いんですよ。その協議会に全然出ていないんじゃないですか。出ているんだったら、答弁してくださいよ。

○市長公室長（渡部徹也） 協議会においては、バイナリー発電の案件に、同意、不同意としな



い事案についても機会あるごとに報告をしていただくということになっておりますので、事業内容については協議会で御報告を受けております。

**○10番議員（吉村重則）** 平成27年度から協議会の議案書をずっと見てきているんですけども、平成30年の第1回から、同意、不同意を判断する議案でないっていうのは、出てきているんですよ。令和3年の協議会の中でも、その件が出てきているんですけども、指宿のこの条例の中で、第2条の法令等の遵守という第2条があるんですよ。この中で、温泉法とともに、この条例に従わなければならないとなっているんですよ。なんで、同意、不同意のあれに、この案件が、接触、何て言うの、あいさされていくのかどうか。2条ではこの条例、守らなきゃならないとなっている中で、同意、不同意は関係ありませんと。この理由はなんなんですか。どこに問題があって、条例には関与されないんですか。

**○市長公室長（渡部徹也）** 現在の条例の中では、新規に掘削をして地熱発電を行う場合、あるいは、資源量調査を行って地熱発電をするといった場合に、それぞれ掘削の前、資源量調査の前に事業計画を提出していただいて、そうした案件については、同意、不同意という形での審議をするということになっております。ところが、既にある泉源を使っていると。県の温泉掘削許可が下りて、もう既にある泉源だということについては、条例上、同意、不同意の案件ではなくて、機会あるごとに説明を求めるという内容で、協議会にお諮りする、事業計画の説明を求めていただき、協議会から意見が出れば、その意見を事業者に、市からもきちっと要請をすると、そういう立て付けになっているところです。

**○10番議員（吉村重則）** この条例でいった場合に、替掘だから関係ありませんという条項はないじゃないですか。この条例の中で、替掘をしているから、あくまでも10キロ以上の発電をする業者については、従わなければならないとなっているわけですよ。替掘だからならんっていうのは、どこの条例でそれはうたわれているんですか。

**○市長公室長（渡部徹也）** 議員おっしゃるとおり、替掘だから同意、不同意しないとか、審議しない、そういった条文は確かにございません。先ほど申し上げたとおり、今の条例では、新規に温泉を掘削する場合、その温泉掘削申請を県に出す前の案件、あるいは、資源量調査をする、その調査をする前の案件について同意、不同意をするという条例になっているところです。ただ、議員がおっしゃるように、既に替掘が終わってしまっている、いわゆる既存の泉源、これについて、発電をするという場合もありますので、そのことについても、今後は何らかの手立てを講じる必要があるのかなというのは、私どもも思っているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 先日、環境省に行って、交渉してきました。この中で言われたことは、口径と深度が守られていたら、どんだけ自噴しようが、それは業者が、もう、やりたい放題にできるんだと。温泉法はこうなっていると。県は県で、指宿のことは全然関係ないわけですよ。温泉法に基づいて許可をもらうということになるわけですよ。そういう中で、指宿

の資源を守るとなった場合には、自治体がだよ、あの草津にしても別府にしても、自治体を守るため、資源を守るために行政は動いているんですよ。指宿の場合は業者のために動いていますよ。令和3年第1回の協議会の中身で、事務局が言われているんですけども、温泉法上の許可を得て替掘も終わっている。許認可は鹿児島県であり、指宿として判断ができない。指宿市として対応方法はないということが実態だと。これは何かって言ったら、1業者がやっている問題で影響が出て、その守れないんだということが、ずっと協議会の中で話し合われているんですよ。既に影響が出ているんですよ。こういう中でも、指宿市としては守らないと。もう枯れたら、枯渴したらもうそれで泣き寝入りだということになるですよ。この辺の心配は全然されていないんですか。

**○市長公室長（渡部徹也）** 指宿の温泉をしっかりと守っていかなければいけないというのは、私ども執行部も同じ考えでございます。これまでも、そのつもりで協議会等も開催をさせていただいてきたつもりです。環境省から、温泉法について、掘削許可を出した場合、あとはどれだけ汲み上げてもいいんだというようなニュアンスの御発言が議員からありましたが、実態としては、鹿児島県のほうで、自噴の場合でも、ポンプを付けてくみ上げる場合でも、1分間に何ℓまでという制限がございます。これは、地熱発電においても一緒です。ですの、その規定以上に幾らでも自由に事業者がくみ上げるということはないものと承知をしております。

**○議長（下川床泉）** 吉村議員，なるべく真ん中のほうで、お願いいたします。

**○10番議員（吉村重則）** 県のほうがそういう規制をかけていると。実際、影響が出ていますよ。季節的なもんじゃないかという答弁なんかもされているけれども、地下の中に季節的なものがあるんですか。今、1業者の場合は、生産井を160mから引上げて、還元井を50mに返していると。160mのところでは、1時間に50tだったら、年間にすれば40万から45万、熱水を引上げるんですよ。その熱水が50mに戻した場合に、160mのところは空っぽになりますよ。だから、地下には熱はいっぱいあるんですよ。あとは水が入るかどうか。入らなけりゃ枯渴してしまうんですよ。だけど、県のほうでは何も守れない。国のほうでも温泉法では守れない。守るのは行政、自治体しかないんですよ。現に影響が出ているのに、季節的な関係かどうか調査をするっていう中で、どんどん引上げているわけでしょう。誰が責任取るんですか、枯渴したら、指宿の産業、潰す気にいるんですか、あなたは。どうなんですか。

**○市長公室長（渡部徹也）** 議員が御心配されている案件についてでございますけれども、確かに、生産井に比べて還元井が浅いということは、私どもも承知をしております。協議会の専門家からもそのような御意見をいただいております。また、当初、そのモニタリングデータが季節的なものではないかということに至った経緯ですけれども、事実上、1回目の噴気試験のときのモニタリングデータでございます。非常に期間も短かったということから、1

回ではなかなか判断が難しいよなということで、そういったことも踏まえまして、事業者には慎重に事業を進めるようにという要請を出しております。鹿児島県のほうも、もう少し経過を見る必要があるなというのが、その時点の判断でございます。その後、また、試運転前の噴気試験というものが実施されまして、周辺の湯量に変動があるというところも見受けられましたので、現在、市ではそこについてきちんと申入れをして、還元井の在り方について、しっかり検討してほしいということを申入れをしまして、事業者のほうもそれを受け止めていただいているところです。そこが解決しない限りは、市としてもこの事業を進めてよいというようなことは、決して申し上げるつもりはないところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** これ、平成28年度の第2回の協議会での中身ですけれども、浴用組合からモニタリングをして、変化があったら止めたらい。止めても元に戻らない、結局は泣き寝入りなんだと。因果関係が分からない、因果関係が分からなければ、そういった補償を求めることもできない。止めることが最大限、因果関係がはっきりしていなければ、それもできない。曖昧なところであるが、はっきりした根拠はないが、気持ちの上で、というやり取りがされているんですね。これは、平成28年度。令和3年度の協議会の中では、完全に影響が出ているということが出ているにもかかわらず、吸い上げはしているわけでしょう。発電そのものはさせてなくとも、実際としては毎時間50tを吸い上げると。こんだけ影響をしている。地下の場合は元には戻すことはできないんですよ。市が責任取るんですか。

**○市長公室長（渡部徹也）** 私どもも議員と同じように、これがかなり長期的に続くようなことはあってはならないというふうに認識をしておりますので、先ほど申し上げましたとおり、今、その当該事業者には適切な措置を講ずるようにと、そうするまでは、市として同意することはありませんということを強く申入れているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 申入れだけじゃ守れないですよ。あと、1業者について、湯量が足りない。今、バイナリー発電をやろうとしているところの噴気試験、1時間にどんだけの熱量が湧いているんですか。

**○市長公室長（渡部徹也）** 今、その噴気試験をしている当該事業者のところですけども、熱量につきましては、熱水量が1時間当たり50t、蒸気量が1時間当たり8tあるというふうに聞いております。

**○10番議員（吉村重則）** これは、南迫田のほうじゃなくして、そっちの業者のあれですか。

**○市長公室長（渡部徹也）** 今、答弁させていただきましたのは、南迫田の地点で事業を実施している業者からの情報でございます。

**○10番議員（吉村重則）** あと、1業者もバイナリー発電をするとなっているわけでしょう。その熱量についてはどうなっているんですか。

**○市長公室長（渡部徹也）** そこについても、繰り返しの答弁になりますが、議員も現地に視察に行かれていたかと思えます。その中で、事業者のほうからこのぐらいですよという説明が

あったかと、私は記憶しております。

○10番議員（吉村重則） 協議会にちゃんと提出されているわけでしょう。その、あの量を開いているんですよ。実際、試験として残っているやつを答弁してくださいよ。

○市長公室長（渡部徹也） 確認をしたいので、お時間をいただいてもよろしいですか。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時59分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長公室長（渡部徹也） 協議会でも御報告は受けておりますけれども、1企業の情報ということで、ここでは答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。調和のとれた地熱活用協議会の中で、事業者から説明は受けているところがございますが、1企業の情報ということで、数値についての答弁は、ここでは控えさせていただきたいと思えます。

○10番議員（吉村重則） この条例そのものが、指宿の温泉を守るという立場になってない。企業の秘密だから、だけど、温泉を守るためには、協議会委員の皆さんが全部分かった中で、市民に全部公開して、市民の納得を得ながら開発をすべきですよ。やりたい放題に、それだったら、あと何本泉源は持っているんですか、この業者については。

○市長公室長（渡部徹也） 決して協議会が、そして、我々のほうも事業者寄りにとか、そういうことは一切ございませんので。

（発言する者あり）

○市長公室長（渡部徹也） その上ですけれども、泉源については複数本、持っていらっしゃることは承知しております。

○10番議員（吉村重則） 本数は答えられないんですか。

○市長公室長（渡部徹也） 1企業の財産の問題でございますので、答弁のほうは差し控えさせていただきます。

○10番議員（吉村重則） 市長、これで指宿の地熱資源を守ることはできるんですか。市長はどのように考えますか。

○副市長（有留茂人） 今、市長公室から答弁をさせていただきましたけれども、市としてもその温泉資源については、永遠に守っていくという立場で協議会を開催をしております。その協議会の中で様々な協議がされて、専門家の意見も聞いて、それについて、その企業のほうも答えていくというふうな形で協議会を進めております。ただ、指宿市調和のとれた地熱活用協議会に関する要綱の中で、会議の非公開ということで、この会議については非公開にするということになっております。その企業の財産的な部分については、それを公表していいかどうかということも、企業の情報ですので、それはその企業にちゃんと確認をして答弁をさせていただいているということでございます。

○10番議員（吉村重則） 指宿の資源を守るという立場からすれば、本当にそういう熱量について、ある企業がどのぐらい使っていて、足りないだったら足りないなりの、協議会で判断すべきですよ。協議会はその権限を持っていないじゃないですか。あくまでも市長とか、あいじゃないですよ、協議会に権限があつて、指宿の温泉を守るために協議会が判断すべきじゃないですか。

○副市長（有留茂人） 協議会である程度判断をしたあと、それについて、市のほうでそれを同意する、同意しないという判断をするわけですがけれども、その協議会の中には専門的な、非常に知見を持った方々がいらっしゃいますので、その判断をもって、市としても判断をしていくというふうなことでございます。

○10番議員（吉村重則） 今、影響が出ているところに、季節的な関係があるという答弁がされているわけですがけれども、この根拠はどこにあるんですか。

○市長公室長（渡部徹也） 季節的な可能性があるかもしれないというのは、噴気試験が実質上、1回目だったということと、非常に短かったということから、そういった、一旦の判断になったと。その時点では、鹿児島県のほうもしばらく経過を見守ったほうがいいでしょうという判断になっていたと。先ほども御答弁申し上げましたが、その後の試験でも、やはり周辺の泉源の変化というものが見られましたので、事業者のほうには、還元井の対応も含めて、そこがしっかりと解決するまでは、市としてこの事業を認めるわけにはいかないということを書きもちと要請をして、事業者のほうも、今、待っていただいている、対応策を検討中ということでございます。それから、繰り返しになりますが、温泉の採取というところに関しては、自噴の場合であっても、動力を使ってくみ上げる場合であっても、1分間に何ℓまでという県の規定がございます。これは地熱発電の場合も一緒ですので、無尽蔵に、無制限に使われているということではない、そのことについては、どうか御理解をいただきたいと思っております。

○10番議員（吉村重則） 1時間に50tはその基準内になっているんですか。

○市長公室長（渡部徹也） はい、自噴の場合は、その基準内ということで、使われているということになります。

○10番議員（吉村重則） 今でも影響が出ているということで、協議会の中でも審議がされていますけれども、協議会、その28年度のと看から泣き寝入りだという委員もいるわけですよ。本当、影響が出た場合、枯渇した場合には、どこが責任取るんですか。

○市長公室長（渡部徹也） 池田湖の東側、いわゆる指宿市街地から見ると山手のほう、その地下に地熱地帯というものがあるということが科学的に分かっております。その場所というのは、海岸から4kmほどしか内陸部に入っていない、非常に海岸に近い地域で、その山手の背後には九州最大の湖である池田湖があると。こういった、水が地下に供給されやすい環境というのは、日本でも類を見ない、非常に珍しい、恵まれた地帯でございます。その山

手の熱水の起源、これがどこにあるのかということなんですけれども、これも科学的に解明されておりまして、池田湖の水、それから、雨水、そして、海水、これが混ざったものが地熱貯留槽を形成していると。その割合は、池田湖が34%ぐらい、海水が36%ぐらい、雨水が30%ぐらいということでございます。極めて大きなポテンシャルを持った貯留槽が地下にあると。枯渇という御心配も分からないではありません。我々もそれはもう、地熱にせよ、温泉帯水層にせよ、そういったことはあってはならないというのはもう、同じ考えではございます。ただ、今言った条件等を考えますと、相当にもう無秩序で、無尽蔵に、好き勝手にくみ上げるような状態、こういったのが長く掛からない限りは、それがなくなってしまうというのは、確率的にはかなり低いのかなと思っております。また、温泉の掘削許可については、県の温泉審議会で専門家を交えて慎重に審議をされて、掘削していい、悪いという判断が出されております。議員も御承知のように、指宿市内においても、一定の距離を離さない掘削は駄目ですよというルールもございます。事実上、旧指宿市内においては、もう新規の掘削が認められていないエリアもあると聞いているところです。くみ上げる量については、もう繰り返し御説明しているとおりです。くみ上げ量の制限もあります。さらには、万が一に備えて、温泉法第12条で、都道府県知事は温泉を保護するためには温泉の採取を制限できるという権限を持っております。このように、二重、三重に温泉を保護する対策、ルールがありまして、本市のこの地熱のポテンシャル、そういったものも考え合わせますと、将来にわたって持続可能な状態で利用していけるように、温泉を利用する全ての人が、そこを大切に思い、市はそうした泉源の運用がしっかりできるように関与をしていく。まず、そのことが一番大切かなというふうに考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 私が聞いているのは、影響が出た場合には、県がもってくれるんですか。泣き寝入りするしかないんじゃないですか。池田湖があつて、ちゃんと補給されると、科学的なそういうあれはあつても、地下の中は分からないんですよ。影響が出た場合には、あなたが責任を取るんですか。

**○市長公室長（渡部徹也）** 議員も御承知のとおり、温泉掘削許可申請の許可権者、これは鹿児島県であります。また、今、国は再エネの導入を推進しておりまして、2030年度までには地熱発電所を倍増したいと、そういう方針も打ち出されております。市としましては、温泉資源の保護と持続可能な温泉水源の活用ができるように、条例に基づいて発電事業の中身をしっかりと審議をし、適正に判断していく役割を担っております。また、事業者におかれましては、当然のことながら、関係法令、条例、これはちゃんと守っていかなければなりません。あくまでも仮定の話ではございますが、万が一そうしたことが起こった場合には、そのときどきの状況に基づく判断になってくるのかなというふうに考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 誰が責任を取るんですかと、答弁してくださいよ。あとは泣き寝入りをするしかないということなんです。そんだけの、池田湖があつて、補給されるところ

はちゃんとあるんだと。今、そういう影響が出ているじゃないですか。しかも、この案件についても、同意、不同意の案件じゃないと。条例は何のためにあるの。誰が責任取るんですか。

**○市長（打越明司）** 今の御質問に、市長として答えたいと思います。まず、指宿の持っている、この正に神様の授かりものである天然資源、これは市民等しく、ここにいる我々のみならず、未来永劫にわたって大切に保護をしながら、大切に活用していきたい。そう願うのは、ほぼ同じような思いであるというふうに思います。そして、全国にたくさんそういう地域もあるわけですが、その全体に対しては、国が温泉法を定め、そして、その運用、その規制に関して、掘削の許可でありますとか、そういったものは都道府県が担うというふうになっている。都道府県の担っている仕事の中には、当然ながら、周辺の泉源に影響を与えない限り掘削を許可するというようになっております。ですから、私も何人か、実は温泉審議会のメンバーの方とも、少しお話をするチャンスがありましたが、県での審議の最大の肝というのは、周辺泉源に対して影響を与えるか与えないかということには、非常に慎重に審議をし、調査をし、決定をしているというふうに理解しております。そしてまた、私に対しましても、指宿の市長だということをつかかった上で、我々も一生懸命、そこは慎重に審議をさせていただいておりますよというようなお話を伺っています。確かに、県のほうでは掘削の許可、あるいはさらに掘ったり、別のところに掘る場合でも、一つ一つに対して申請がなされれば、許可を出すのか出さないのかを含めて議論をしているわけでありまして、その上で、私たち地方自治体に与えられた仕事というのは、最も身近な場所でその開発行為を見守るわけでありまして、これは、今、指宿市の温泉資源を活用している個人、又は個人事業主、又は事業主、これは対象を問わずに、それぞれの方々のその温泉の利用の仕方、温泉の資源の運用の仕方については、しっかりと見守って、あるいは、場合によっては監視をしていく。場合によってはモニタリングをしていく。小さな影響、いろんなものを見逃さないようにしていく。そのことは、一番身近な地方自治体にとって大事な仕事であろうと思います。そういう意味においては、これまでのこの指宿の条例の運用の仕方、活用の仕方というのは、先ほど来、議論がありますように、同意案件であるのか、ないのかと、その境界が少しファジーであったり、あるいは同意をするかしないかは、この案件については関わりがないといったようなことまで含めて、運用の中で、これまでの運用はどうであったのかということについては、私もいろいろこの件については整理をしたほうがいいというふうに思っております。皆さんの中からも出ておりますように、本来、地方自治体が決定的役割を果たすために、この条例について、あるいはこの条例に基づいて協議会が設置されているわけでありまして、この運用の仕方についても、条例改正も視野に入れながら、しっかりと前向きに検討していく、あるいは、検討を既に指示しているという状況があります。繰り返すようでありまして、国の定めた法律、県の与えた許可、そして、

我々がいろんな協議をしながら、個人、また、事業者と一緒に、これだけは守ってほしいということをしかりと議論をして、それをちゃんと守られているという全ての前提に立てば、まさかのことは起きないものだと思っていて、全知全霊を傾けて、その運用にあたっていきいたいというふうに、改めて決意を述べさせていただきたいと、そう思います。

**○10番議員（吉村重則）** 県のほうが許可出した。そのあとについては、もう業者が許可を貰っているわけですから、やれるわけですね。あと、影響が出た場合には、もう自治体で守るしかないんですよ。そういう意味では、その同意、不同意の問題ではないとか、そういう答弁をされてて、その1業者については数本は持っていますよと言われるんだけど、今、バイナリーをやる横に掘削をしている。そのほかにも泉源あって、どんどん掘って行って、どんどん1企業の利益のために資源を使わしていいのかなど。この辺も含めてやるべきだと思うんですけど、その辺はどのように考えますか。

**○市長（打越明司）** 特定の業者についての言及はいたしませんけれども、あくまでも私どもが協議会を通じて、様々な申入れをする、様々な制約をお願いをする、あるいはモニタリングを行い、様々なところで影響を常に監視をする。そしてもし、一旦ことあれば止めていただく。そういう約束をした上で運用をしていくということでもありますから、そこには、これはもう人対人、自治体と企業の間であったとしても、これは信義というものが存在します。この信義をお互いにしっかりと守った上で運用をすることを、我々は強く望むわけでありまして、そのような状況は、現在は守られているというふうに私は認識しておりまして、今後、そのことが、どこかでそうではなかったがねということがあったり、あるいは嘘があったり、虚偽の報告があったり、その規制の枠、あるいは約束事を破っている状態があったときには、自治体としては毅然とした態度で臨まなければならないと。その覚悟も持って、しっかりと運用していきたい。先ほど、重ねますけれども、同意、不同意案件等については、もう1回洗い直しをして、計画の変更や、様々な状況の変化があったときには、やはり協議会としてはできる限り、その目的から考えれば、できる限りテーブルの上に乗せて議論をし、必要なものがあれば、さらにお願いをしていくということはお出してくると思います。できるだけ例外を作らないように、それに向けて条例の改正を行っていきたくて、そう思います。

**○10番議員（吉村重則）** あと、還元井の問題、それとか、モニタリングについても、ちゃんととしたルールを作って、条例の中で、ちゃんと今後やっていってもらえるのかなど。その辺も含めて、最後に質問いたします。

**○市長（打越明司）** 今、例を挙げた二つのことも含めて、様々な課題はあろうと思います。それで、何よりもその協議会では、我々はやっぱりこの温泉の資源の在り方というのについては、若干素人なわけですから、十分にその知見を持っている方々を交えて、十分な、やっぱり議論を尽くしていくということが、今のお話も含めた形で、よい運営ができるようになる



というふうに信じております。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時20分

再開 午後 1時18分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、田中健一議員。

**○9番議員（田中健一）** こんにちは。8年振りの質問をさせていただきます。今回、2点について御質問をさせていただきます。

一次産業について。この指宿の二つの柱の一つであります。市長も6月報で稼げる一次産業を御提案をしていただいております。私もそこに、一つ、二つ、味付けをできたらいいなと思って質問させていただきます。指宿の農水産物のPRについて、これまでどのようなPRを行ってきたのか。本枯節、オクラ、ソラマメ、私も飼っている肉用牛、産出額等を、まだまだ、自信たっぷりの安全・安心な農水産物があるが、どのようにPRを行っていくのか。

次に、体育施設の利用増について。施設の利用状況と今後の利用増に向けた検討について。指宿全体に様々な体育施設が整備をされ、いろいろなスポーツを楽しめるようになったと思っております。第1回定例会の産業建設委員会の中でも、陸上競技場や野球場、フットボールパーク、総合体育館等々、この指宿にはいろいろなすばらしいところがあるので、PRを大きくやっていただきたいという意見もありました。現在、コロナ禍の中でも、第7波も来たとも言われておりますが、そこで、主要体育施設でのコロナ禍での合宿、大会の利用状況はどのようになっているのかお尋ねをし、1回目の質問とさせていただきます。

**○市長（打越明司）** 田中議員から、一次産業振興について、その農水産物の売り込みについての御質問をいただきました。本市の農畜産物につきましては、これまでJAいぶすき等とも連携をして、私や組合長が大消費地へ赴き、直接売り込みを行うトップセールスや、主要な市場と産地の担当者などが意見交換を行う消費地会議等を通じて、農畜産物の売り込みを行ってきたところであります。また、東京都内のレストランにおいて、シェフや料理研究家、メディア関係者などに、指宿産のオクラや豆類、特産品を直接PRするレストランフェアなどを開催してきました。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、大消費地でのPR活動が困難なことから、市内の集出荷業者を通じて、取引先市場へ宣伝資材などを配布しているほか、観葉のまち指宿協議会を主体に、観葉植物のブランドロゴやWebページ、ポスターなどを製作し、市内宿泊施設などでの観葉植物展示を行うなど、巣ごもり需要にも対応した農畜産物PRを行っているところであります。少しずつウィズコロナの対応も進んでいく中、大消費地である都市圏を対象にしたプロモーション活動なども再開をしていく決意であります。

次に、水産物についてですけれども、本市の基幹産業の一つでありますかつおぶし製造業の原料を確保するため、全国の海外まき網漁業会社などに、山川漁協への入港を促すトップセールスも行ってきたところでもあります。かつおぶしなどの水産物をはじめ、本市の産品につきましても、大消費地である都市部において、関係団体と共同で、継続してPRを行っていきたいと思っております。本市産品の知名度の向上や販売推進を行うため、都市部量販店でのトップセールスをはじめ、県のアンテナショップや食のセレクトショップでの販売キャンペーン、都市部高級レストランでのフェア、高級料理教室のワークショップなども開催していきます。また、市内事業者の更なる販路開拓を支援するため、首都圏で開催される国内最大級の食品商談会や、農水産物の専門商談会などへ出店機会を設けることで、都市部での顧客の獲得にもつなげているところでございます。

他の質問については、関係部長から答えさせます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 指宿市内の主要体育施設での合宿、大会等の利用状況はということでございます。指宿市内の体育施設で、合宿や大会等が行われている主要施設は、いぶすきフットボールパークをはじめ、指宿総合体育館、指宿市宮陸上競技場、指宿市営野球場、開聞総合体育館、開聞総合グラウンドなどがございます。コロナ禍前の令和元年度とコロナ禍後の令和3年度の施設ごとの利用者数で比較してみますと、指宿総合体育館が5万1,413人から1万5,385人に、指宿市営陸上競技場が2万7,461人から9,001人となっており、それぞれ7割前後減少をしているところです。指宿市営野球場につきましても、4,037人から2,090人となり、約半分に減少をしたところです。そのほか、開聞総合体育館や開聞総合グラウンドも同様に4割程度減少している状況でございます。

**○9番議員（田中健一）** まずは、我が指宿の大事な産業である一次産業、2回目の質問に入らせていただきます。答弁でトップセールス、コロナ禍を迎えた今後、さらなる強力な宣伝活動をしていただけるものと確信をいたしました。よろしく願いいたします。

視点を変えて、国では2021年の農林水産物の輸出額が1兆円を超えております。さらに、国では、今後、2025年度までに2兆円、2030年までには、なんと5兆円に伸ばせるということを目指しております。私自身も牛から養われておりますが、東南アジアへの輸出が伸び悩んでいる現状があります。この指宿の地は、大都市には遠いです。でも、この日本中で東南アジアに近い産地はどこでしょうか。この指宿、私は自信をもって売り込みを掛けて行っただけならば、この農家、第一次産業、水産業を含めて、喜んでいただけるのではないかと思っておりますが、今後の取組について、どう考えていらっしゃるでしょうか、御質問をいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 今後の輸出に関する御質問でした。令和3年の全国の野菜の卸売市場を見ますと、卸売数量、価格においても、前年に比べて若干の減少となっております。それに対しまして、農畜産物の輸出額は23%の増加と、国内の動きと比較して大きな増加となっ

ているようであります。市内においても、現在、国の農林水産物・食品輸出プロジェクトの一環であるGFPグローバル産地づくり推進事業等に取り組み、輸出品目や輸出量の拡大を目指そうとしている事業者もいらっしゃいますので、こういった取組が地域に波及することを期待しているところでございます。

**○9番議員（田中健一）** 今後、そういう取組をやられて、伸ばしていただけるものと思います。東南アジアへの輸出が伸び悩んでいる近年、海外から技能実習生も入ってきております。この実習生方も前面に出して、指宿の農産物、ファンメッセンジャーになってもらい、それぞれの出身国に、私たちが作ったんだよというアピールをしていただければ、この指宿の農産物もまだまだ外国にも宣伝をできるものではないかと思っております。私が作ったのよりも、やはり友達だったり、自国の、この日本に來られてた方々が作ったものであれば、私が作ったって言うよりも信頼は得られると思っておりますが、消費拡大を図ることにつながるか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 技能実習生等が帰国されたときに、自国でPRができないかという御質問だと思いますけれども、令和元年度時点で、指宿、南九州市で農林業に携わっている外国人労働者数は概ね100名程度で、この大半が東南アジアからの渡航者と推測されております。これらの方々が日本で暮らし、体験を通じ、日本の経済、文化はもちろんのこと、指宿のことを宣伝していただくことは、とても貴重なことだと考えております。しかしながら、農産物の輸出になりますと、GAP認証等のほか、企業連携等、商品取引上の課題が幾つかあるかと思っておりますので、そういったことも含めながら、産地としてどういったことができるか、今後、調査研究していく必要があるかと考えております。

**○9番議員（田中健一）** いろんなハードルがあるのは、もう承知をしております。もう10数年前に東北の震災があったときに、農産物の輸入禁止をされた国が多かったです。ですが、そこももう、今、震災の記憶が薄くなったんじゃないかと、日本の農産物の信頼が、私は増えてきたものだと思っております。でありますので、さらにそのハードルを越えて、技能実習生の方々とともに楽しい汗をかけるような農家支援ということにつながるように、よろしくお願いたします。

今、同僚議員も言われておりました、農業だけではないんですが、2万点に近いぐらい値上げの波が来ております。この農業にとっても、農産物に転嫁をできない。農家だけが苦しみを味わって、重ねて廃業に追い込まれる農家だってこれから増えるかもしれません。そこで、うちの実証もしております。自家でできた堆肥を、私は農地に還元をして、今現在、3年間、化学肥料を使わない草地農作をしております。これについてはもう、誰にも、私だけなんで、負けません。市内で畜産業の生産している堆肥利用について、さらに品薄になるぐらい、堆肥利用の取組は考えていないか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 畜産における堆肥の活用についてでありますけれども、市内の飼養頭

数から推計される堆肥の量は、肉用牛が10万6,889 t、豚1万5,807 t、鶏1万7,880 tの合計14万1,505 tの生産が見込まれます。県の家畜排せつ物利用状況調査によると、排せつ物の農業利用が約75%、農業利用以外の処理等が約25%となっているようでありますので、地域内資源の有効活用により、耕種農家への利用促進が進めば、肥料高騰に対する負担軽減が図られるのではないかと考えますので、今後、肥料の適正使用と併せて啓発してまいりたいというふうに考えております。

**○9番議員（田中健一）** 報告のとおり、市内には14万1,505 tの堆肥生産がありますが、そのうちの25%がまだ使われていないというか、ほかに使われているのであれば、私はこの肥料高騰のあおりをここで消費できるのではないかと思います。今、市場関係でも有機物の農業、農産物の価値はすごく高くなっておりますので、さらに有効利用を求めていただきたいと思います。

次に、農家人口の減少、特に高齢化による離農についてお尋ねしますが、本市の現状はどうなっているのか。うちの親父、お袋、86歳、まだ朝夕来て、私の手伝いをさせていただいております。私はあんな年になってできるんだらうかと、本当、親に尊敬はしておりますが、こういうときにも一生懸命、私の空いている穴を埋めていただいております。このような仕事、本当に誇れる仕事であろうと思っておりますが、この指宿、10年後の農業従事者数はどうなっているのか、ちょっと怖い面もありますが、お尋ねをいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 10年後の農業従事者数についてであります。令和3年7月27日に公表されました、2020年農業センサス確定値によりますと、本市の基幹的農業従事者数は1,907人で、2015年と比べまして479人、20.1%減少しているような状況であります。なお、基幹的農業従事者数における高齢化状況についてですが、2015年と2020年の年齢階層割合を比較しますと、50歳から64歳までの割合が4.7ポイント減少し、65歳以上の割合が3.1ポイント増加していることから、全体的に高齢化が進んでいるということが分かりますが、一方、15歳から49歳までの全体割合につきましては、1.6ポイント増加していることから、比較的若い世代が担い手となっているようであります。また、本市の10年後の基幹的農業従事者数の将来推計ですが、国立社会保障人口問題研究所が令和2年の国勢調査に基づき算出した将来推計人口や本市の就業者数に占める基幹的農業従事者の割合を基に、あくまでも人口減少問題等に関する政策的手段等の施しが無いことを前提に試算しますと、令和12年の推計値は1,625人、対令和2年度で282人の減となるようであります。

**○9番議員（田中健一）** 御報告のとおり、増えることではなく、もう残念ながら、こんなすばらしい仕事なのに減っていく現状であります。その中でも、外国人も来ていただいて、頑張らせていただいている中で、担い手の確保、後継者不足の中、新規就農者の育成など、どのように捉えていらっしゃるか、お伺いいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 今後の農業の担い手の確保についてでありますけれども、本市の農業

につきましては、地の利等を生かし、高収益で安定的な生産活動ができるといったようなこともあり、県内でも比較的新規就農者が多い状況にあると考えております。しかしながら、新たに農業に興味を持ち、農業をしてみたいといったような若者や移住者たちが全て農業を始めているかと言われますと、そういった状況にはなっていないかもしれません。本市の農業の持続的発展をテーマに、10年後、20年後を見据えたとき、若者や担い手をどうやって育てていくかといったことは、極めて重要なことであろうと思っておりますので、今後、本市の農政施策の充実化等について、どういったことができるか、検討してまいりたいと考えております。

**○9番議員（田中健一）** 本当に、この地域については、若い方々がお手を挙げて、一緒に日本国内に流通される農産物を頑張って作っていらっしゃるんだなということは実感しております。国の制度の中で取り組んでいらっしゃる方々も、5年間終わったあと、離農をされる方々も聞いております。しかし、何が足りないのか、何が悪いのか。指宿市内へのUターン、Iターン者などの後継者が新たに農業を始めるための支援の取組が足りているのか、足りていないのか、分かりませんが、そういう検討はされていないのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 本市へ移住し、新たに農業を始めたい方へ支援策としては、随時、いぶすき農業支援センターにて、就農相談に応じているほか、例年1月頃に鹿児島市で開催されます鹿児島就農・就業相談会に参加し、移住希望者からの就農相談等を受け付けております。また、昨年度から、指宿市担い手育成総合支援協議会の取組として、鹿児島県農業・農村振興協会と連携し、農業分野における労働力不足の解消を目的とする1日バイトアプリ、デイワークの推進に取り組んでいるところでございます。これは、空いた時間を利用して、働きたい求職者と労働力を求める生産者とのマッチングを図るもので、現在、アプリを利用する市内の生産者も増加してきている状況であります。また、仕事を求める応募者の中には、市外や県外から来られる方や、農作業の経験を積んでから、独立して就農したい方もいるようで、労働力確保だけでなく、新たな農業従事者を生み出す手段の一つとして期待しているところでございます。

**○9番議員（田中健一）** いろいろと新規就農者獲得に向けて、さらに御努力をいただきたいと思っております。ともにこの指宿の地で、国内に、国外に流通できるような農産物、安全・安心な農産物をともに頑張ってやっていきたいと思っております。

ふるさと納税のところに、市長、来ました。ふるさと納税応援プロジェクト、私も一緒になって頑張りたいんですが、ここの写真には載っておりませんで、陰ながら頑張らせていただきたいと思っております。指宿の農業の魅力を発信をし、農業に関わってもらう機会づくりはできないのか。都会から、やはり農業を体験したいというような声というか、報道関係の番組で見たりしているんですが、この指宿にはそういうものはないのか、お尋ねをいたします。

○農政部長（寺田昭宏） 先ほども答弁いたしましたように、1日バイトアプリ、デイワーク等を活用し、遠隔地から指宿の農業体験やショートステイ等も可能であろうかと思いますが、こういったことの活用を含め、今後、どういったことができるか、調査研究してまいりたいというふうに考えております。

○9番議員（田中健一） すいません、重複させてしまいました。ふるさと納税のところは、もうちょっとあともって、また、復活して質問をしたいと思います。

鳥獣対策について。うちのところにも母親が、先月、健一、サルが来た、いけんかしてくれんかって私に電話をされましたが、私もサルを追い払う知識を持たず、能力も持たず、電話をしまくりましたが、やはり動態行動を分からない鳥獣被害であります。私は母に、もう餌をそこらにおいちょんなつていうことで、けんかをしました。タヌキやアナグマの行動等踏まえた、住民自ら取り組める対策はないのでしょうか、お伺いいたします。

○農政部長（寺田昭宏） 鳥獣対策につきまして、住民自らが取り組める対策といたしましては、動物の隠れ家となる茂みの草払いや鳥獣の追い払い、農作物の残さ等、餌となるものを放置しないなど、動物を引き寄せない環境作り、電気柵等による侵入防止対策などが挙げられております。市では毎年、広報紙でサルの被害防止対策の呼び掛けを行っているほか、指宿市鳥獣被害防止対策協議会におきまして、毎年、専門家をお招きして、こうした対策の研修会を開催しておりますので、今後も住民が参加しやすい開催方法等について検討しながら、住民自らが取り組める鳥獣被害対策の啓発を行っていききたいというふうに考えております。

○9番議員（田中健一） 関係する狩猟組合等にお任せをしている状況は、私も理解はしております。一説に言われる方もおまして、おいしくならないと、この方々は捕獲をしてくれないうって声も聞いております。有害鳥獣対策として、住処になっているのは、私は山だけではないと考えています。整備をされた畑かん地帯の中にも、放棄地、このようなところに、私も出入りをするとところを何回となく見ております。環境整備会で法面だったり、道路の整備、美化作業等もやっていただいておりますが、環境整備会で、この放棄地になったところは除外をされているんです。除外をされていれば、もう獣たちは好き放題やります。餌も近場にあります。このようなことも考えて、環境整備会でそういう、広げた対策は講じられないか、お尋ねをいたします。

○農政部長（寺田昭宏） 畑かん内での鳥獣対策ということで、お答えします。市内には多面的機能支払交付金事業を活用した農地等の地域資源の保全活動を行う地域の環境整備会がございます。この環境整備会は市内に20組織があり、年間活動として、地域の畑かんの水路、農道、畑法面の整備などを計画的に実施しているところであります。この活動の中で、耕作放棄地の解消に向けた新たな取組について、農地の整備活動に取り組めないかを、今後、協議してまいりたいというふうに考えております。

○9番議員（田中健一） よろしくお願ひいたします。

続きまして、本市への南海トラフ地震の影響と対策について、入りたいと思いますが、時間の調整が、私はこういうのを初めて30分の時間をいただいてやるものですから、調整が難しく、はい、頑張ります。南海トラフ地震の影響予想について、どう捉えているか、お願ひいたします。

○総務部長（下吹越寿） 今朝ほども地震が頻発しているという話もございましたが、南海トラフ地震による本市の被害についてでございます。県が発表しました鹿児島県地震等災害被害予測調査報告書によりますと、本市では南海トラフ地震により最大震度5強の揺れが発生し、地震発生後、約1時間後に津波の第1波が到達し、約3時間後には最大4.57mの津波が到達すると予測されております。建物被害につきましては、揺れによる液状化現象や津波により全壊180棟、半壊830棟、人的被害につきましては、1,200名の方が避難所での生活を余儀なくされ、また、津波により90名の方が負傷し、20名の方が亡くなると予測されているようでございます。

○9番議員（田中健一） このように、地震によって5mぐらいの津波が来て、市民の皆さんが、また、観光に来ていただいた皆さんが災害に遭われないことの対策をしっかりと取り組んでいていただきたいと思ひます。

南海トラフが発生した場合、畑かん内の給水栓、地下に埋設しているパイプ等、どのような管理状況になっているのか、お尋ねをいたします。

○農政部長（寺田昭宏） 畑かんの水利施設についてであります。設置後30年が経過し、経年劣化により耐震性に問題がある施設もあることが想定されていることから、効率的な保全、更新が必要であり、パイプラインの更新や布設替えなど、順次、計画的に整備をしているところでございます。なお、南部揚水機場や導水管などの国営造成施設につきましては、令和10年度から更新事業を計画し、県営造成施設の南薩南部幹線水路、東部幹線水路につきましては、令和5年度から更新事業を行う計画であり、その計画協議において、震度5強に耐える施設整備の要望をしていきたいというふうに考えているところでございます。また、畑かんの多くの水利施設については、管理者である南薩土地改良区や県と協力し、点検、機能診断等を行いながら、耐震を含めた長寿命化対策の更新事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○9番議員（田中健一） よろしくお願ひいたします。

先ほども、市内の農産物、まだまだ発展するように聞いたばかりですが、このような災害のときに被害を被らないことを願っております。

あと、畜産物については、餌についてはもう100%輸入物に頼っているこの我が国ではあります。この薩摩半島についても、谷山港にもありますが、多くは志布志港、もう被害の甚大なることを想定されている志布志港、ここは対策を、今、国が一生懸命やっけていただいて

おりますが、想定外のことになろうかと思っております。ここもしっかりともう、国のほうで、県のほうと合わせて、防災対策、しっかりやっていただきたいというお願いをして、次に移らせていただきます。

スポーツ振興、体育施設の利用増については、お聞きをいたしました。指宿のこの地が、この施設がきっかけとなり、オリンピック選手だったり、プロスポーツ選手が、この指宿の体育施設を利用していただいているようなことを、私は願っているのですが、具体的な誘致活動や取組等をお聞きをいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 今後の合宿、大会等の誘致活動でございますが、これまでの誘致活動としましては、スポーツコミッションいぶすきと連携して、様々な取組を行ってきているところです。具体的な取組といたしましては、令和2年度にサッカー関係の合宿や大会を中心に誘致活動を行った結果、令和3年度のほうで、第1回ソループ杯指宿招待繋げよう未来U-12サッカー大会や九州シニアサッカー大会、全日本ろう者男子・女子サッカー選手権大会、いぶすきワンツーサッカーフェスタの大会、また、女子サッカーWEリーグのサンフレッチェ広島レジーナによるキャンプなど、多くの合宿や大会が誘致できたことは、この施設の利用増加につながったのではないかというふうに考えているところであります。令和3年度につきましては、市営野球場での合宿や大会誘致を中心に取り組みまして、リニューアルオープンイベントとしまして、県内の中学硬式野球2リーグによる、初めての交流戦を実施し、新聞でも大きく取り上げていただきまして、市営野球場の利用増とPR活動ができたのではないかというふうに思っております。今後、新たな利用増の取組としましては、スポーツコミッションいぶすきによるSNSでの情報発信の強化、24時間365日、いつでもどこからでも閲覧できる動画を使った体育施設や合宿奨励金制度のPR、また、宿泊施設のホームページ等にリンクを張りまして、合宿希望者が、このサイトを見れば、ワンストップで情報を得られる内容をホームページに作成していきたいというふうに考えているところです。また、福岡、熊本圏域を中心にした誘致活動や、市内及び県内の協会団体への誘致に向けた協力依頼などを考えているところでございます。

**○9番議員（田中健一）** コロナ禍ではある中で、いろんなところにお声を掛けていただいて、また、この指宿の施設を利用されているキャンプ等について、リピーターにつながるような活動になっていただきたいと思います。

体育施設での、今現在も大変、学校等も騒動になっておりますが、コロナ対策について、各体育施設でのコロナ感染防止対策はどのようにされているのか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 各体育施設でのコロナ感染防止対策についてですけれども、鹿児島県の感染防止対策についての情報を常に注視しまして、部活動、スポーツ大会用の最新の感染防止対策情報を体育施設内各所に掲示しまして、利用者に分かりやすい周知を図るとともに、利用前には、再度、代表者等に対して注意喚起を行っているところです。このほか、



施設の開館前には館内の備品等の消毒を行うとともに、出入口には手指消毒用のアルコールの設置に加え、施設内換気、更衣室や会議室利用時において、密にならないように工夫していただくようお願いをしているところです。また、利用者が密集しやすい指宿総合体育館と開聞総合体育館のトレーニングルームにつきましては、利用者の受付時に検温を実施するほか、器具のアルコール消毒を行うなど、感染防止に努めているところでございます。

**○9番議員（田中健一）** どこまでやって安心するのか分かりませんが、施設における対策や対応、また、密になるような場所における工夫もされているようであります。利用者も安心して利用できるのではないかなど、私も思っております。しかし、やはり見えない病気でありますので、合宿期間中安心していても、同じ環境の中で発生するかもしれません。感染を疑うような体調不良者が出る場合もあるかと思えます。そのような場合、施設側としてはどのような対応を取ることとしているのか、また、医療機関等との関係はどうなっているのか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** これまで施設利用時に新型コロナウイルス感染を疑うような体調不良者が出たとの情報はないところでございますが、もし合宿等で施設を利用している団体からそのような申出が施設管理者側にあった場合の対応等につきましては、新型コロナウイルス感染の疑いも想定されますので、まず、団体に対し、県の保健所内にある受診相談センターに連絡をしていただきまして、その後は受診相談センターの指示に従っていただくよう案内をいたします。なお、対象者が陽性であった旨の連絡を受けた場合には、使用した施設の消毒を再度行うようにしているところでございます。

**○9番議員（田中健一）** そのようなことがないことを祈るばかりであります。学校もあと2週間ほどすれば、夏休みがやってまいります。多くの学校で部活動の合宿等も行われるかもしれませんが。ただいま質問をしましたことは、今後起こり得る可能性があると思っておりますので、しっかりと想定も入れながら、施設側として万全の体制を取っていただきたいと思えます。

これは私の勝手な考え方ではありますが、山川地区の廃校になった学校が、何年も何年も、無駄にならない、使われていないことにならないように、クーラーも付いておりますし、あれだけ広い部屋もあります。御飯の準備もできるかと思えます。今後、御検討、地域の方々とやられるでしょうが、合宿向けにこういうところも開放できないか、利活用について、今後の市の視点の考え方、計画等はあるのか、お伺いをいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 学校跡地の利活用につきましては、今年度に入りまして、学校跡地利活用等基本方針案を作成して、パブリックコメントを終えたところでございます。合宿等の、そういった部分もございますけれども、市内には宿泊施設も多数ございますので、この学校跡地の利用を検討する場合には、様々な方面からの御意見を伺いながら検討をしていかなければならないというふうにも思っております。学校跡地の利活用につきましては、ま

ず、この学校跡地利活用等基本方針の案が作成されました後、この方針に基づいて検討をされていくというふうに考えているところでございます。

**○9番議員（田中健一）** 利用計画が、地域の方々の声も大事にして、この地域の方々は、協力体制があるうちに、私もいろんなアイデアを持っていますので、私の意見をお聞きいただければありがたいです。

今年、第12回全国和牛能力共進会がこの鹿児島県で10月に開かれます。種牛の部が霧島市、肉牛の部門が知覧であります。多くの参加者、若しくは見に来られる方々は、指宿にも宿泊されると思います。また、来年度は2020年にあると思っておりましたが、コロナの影響によって来年に延期になった国体、この指宿でも3競技の開催が計画をされております。指宿のアピールをできるチャンスが2回も来るんです、大きなやつが。そこで、新規リピーターをまだまだ増やす努力を、市長、意見をお聞かせいただいて、終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

**○市長（打越明司）** 議員の御提案のとおり、指宿のPRをするまたとないチャンスが訪れるというふうに理解しておりますが、今日はいろんな誘致の問題、スポーツ等の施設の活用についてもお話をいただきましたけれども、基本的には指宿でいろんな大会を開いていただくことは、これはもうできるだけ我々も取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、その上で、コロナ対策については、それぞれの大会ごとに医師会等としっかりと連絡を取って、どういふ対策を取ったほうがいいのかという指導や助言をもらうようにしております。また、大会参加者については、開会式から閉会式まで、可能な限り指宿に宿泊することを条件にするという形で、参加条件にさせていただいております。そして、今、お話がありましたように、10月に和牛のオリンピックが開かれると。久しぶりのことです。本会場が霧島ということ、随分多くの方々が霧島を中心に、恐らくもう鹿児島県の北部のほうの宿泊所は、もう全て予約で満室の状態であろうと思っておりますけれども、枝肉の部で、南九州知覧を中心に行われるという部分についても、指宿にはほとんどの方が、この指宿については予約をして来たり、お泊りになる意向であるというふうに思っているところです。本市としても、今年のこの絶好のチャンス、あるいは来年の鹿児島国体、最後の国体ということになるわけですが、こういったものについては、事前から、できるだけお客さんに、例えば霧島地区でもですね、大会の前、又は、特に大会を終えてから、後半ですね、是非、指宿には一度おいでくださいという、様々な形で情報発信をしようということで計画をしているところであります。いずれにしても、その農水産業の振興とともに、そうしたお客さんへの指宿への誘致活動、活発に続けてまいる決意でございますので、御協力も賜りたいと、お願い申し上げます。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時29分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新宮領實議員。

**○7番議員（新宮領實）** この数日、台風の動向に注視していましたが、直撃を受けることなく安どしております。農家の方々には恵みの雨になったようです。先ほど温帯低気圧に変わったようですが、ただ、もたらす雨が四国を含む西日本地域の渇水の解消につながることを願っています。世界ではロシアの無慈悲な侵略行為と殺りくが毎日のように繰り返されています。その戦火に見舞われ、明日の生活どころか今日の命の補償すらない、絶望のどん底にいるウクライナの人々に心を寄せるとき、この平和な日本国民であること、そして、何にもまして温暖でほとんど災害のない指宿に居住できる喜びを改めて再認識するところです。市民の皆さんから負託をいただく者として、市民の声には真摯に耳を傾け、その声を行政に届けるのが私の使命と心得ていますが、昭和30年代から40年代、50年代はじめ、東洋のハワイと言われた頃の観光客の賑わいをどうしたら取り戻せるのか。あわせて、恵まれた豊かな観光資源をどうしたら生かすことができるのか。また、指宿の最大の宝である温泉をいかにしたら守っていけるのか、考えるにつけ、頭を悩ます日々であります。

本日の質問は四つの項目にわたります。1件目は、新型コロナウイルス対策についてのうちから、直近3か月間の感染対策はどうしてきたか。2件目は、観光浮揚対策についてのうちから、国内外からの誘客をどのようにして開拓していくのか。3件目に、指宿港海岸整備についてのうちから、整備後の活用方法はどうか考えているのか。4件目に、防災行政無線についてのうちから、放送の運用方法を含めて、十分機能を発揮しているのかを1回目とします。

残余の質問は、関連質問を交えながらお尋ねしてまいります。

**○市長（打越明司）** 新宮領議員の最初の、この直近3か月の感染対策等についての御質問がありましたけれども、オミクロン株が主流となった感染第6波は全国的には2月に感染者がピークを迎え、以降は減少傾向となっております。本県においては、4月から5月にかけてピークとなり、6月29日には、県独自の爆発的感染拡大警報から感染拡大警戒期間へと移行したところであります。本市も県と同様の傾向で、徐々に落ち着いた状況に向かっていると思われましたが、6月28日以降、感染者が急増し、結果として6月には、遺憾ながら6例のクラスターも発生し、油断できない状況にあると思っております。感染防止の対応策といたしましては、引き続き医療機関の協力をいただきながら、ワクチン接種の促進、防災行政無線、広報紙の活用による市民への感染防止対策の周知を図っているところです。また、感染拡大傾向の防止や市民の感染に対する不安を解消するために、積極的対応策として、指宿庁舎において、3回目の無料PCR検査の実施を県にできるだけ早くと、強く要請を、現在したところ

であります。今後も指宿医師会や指宿保健所と連携をし、市民に対し、基本的な感染防止対策について、継続的に周知をしてまいりたいと考えております。

続きまして、観光浮揚対策についての御質問であります。まず、本市の取組といたしましては、鹿児島県四地区観光連絡協議会やいぶすき広域観光推進協議会、霧島指宿広域観光交流推進事業といった関係市町との広域連携による首都圏や名古屋地区、福岡地区などの主要都市における観光イベントの出店、インスタグラムを活用した周遊事業やJR九州、JR西日本と連携したキャンペーンへの協力、航空会社等と連携した取組など行っております。このほか、鹿児島県全体の観光をリードする鹿児島県観光連盟や観光かごしま大キャンペーン推進協議会などでは、旅行エージェントや輸送キャリアと連携した誘客促進事業をはじめ、教育旅行誘致、インバウンド回復に向けた情報発信、誘客の早期回復に関する事業などを行っており、本市は鹿児島県内の主要観光地として、この観光連盟の副会長にもなっておりますけれども、この取組に対して、一体となって事業への参加、協力を行ってまいります。また、旅行会社に対しましては、九州観光機構が主催する旅行エージェント向けの商談会や説明会へ参加し、商品造成の要請や旅行会社からの要望等を直接伺うことで、その商品の磨き上げ等に反映することで、指宿ファン、リピーターを増やしてまいりたいと考えております。さらに、市独自のSNS等を活用した細やかな情報発信を通じ、あらゆる年代やあらゆるエリアから、多くの観光客にお越しいただけるよう、各種の施策に取り組む考えであります。

残余の質問については、関係部長より答弁をさせます。

**○建設部長（星倉淳一）** 指宿港海岸整備について、整備後の活用方法について御説明します。

指宿港海岸整備は、台風等による高潮、高波等から背後の住宅やホテル等への浸水、越波被害を軽減することを目的とする、市民を守るための防災事業であり、現在、国直轄事業として工事が進められているところでございます。また、一方で、単なる防災事業にとどまらず、この事業によって生み出される砂浜や緑地につきましては、海洋レジャー等の新たな観光交流拠点や新たな賑わい創出の場としての役割を担っております。令和3年度に指宿港海岸緑地整備基本設計を策定し、その中で、整備後の太平次公園から砂むしまでの区間の活用形態を三つのゾーンに区分けしております。一つ目のゾーンは、太平次公園から逆瀬川までの区間で、交流イベントゾーンです。地域住民の賑わいの拠点となり、イベントの開催等の活用を考えた芝生広場のエリアです。二つ目のゾーンは、太平次公園から砂むしまでの海岸のほぼ中央に位置する区間で、ウェルネスゾーンです。多種多様な植栽を行い、四季を感じる気持ちのいい散策が楽しめる場所として整備するエリアです。三つ目のゾーンは、海洋レクリエーションゾーンです。天然砂むし温泉砂楽など、周辺観光地と一体となった新たな観光スポットとして整備するエリアです。海水浴場開設もこのエリアを想定しております。全体的には、指宿駅前商店街から海岸緑地、海岸緑地から砂楽エリアの人の賑わいを生み出す新

たな拠点として考えているところでございます。

**○総務部長（下吹越寿）** 防災行政無線の運用方法等についてでございます。火災等が発生した際は、指宿南九州消防組合の南薩3市消防指令センターが防災行政無線にて放送し、さらに、各分団員へは、携帯電話へメールを送信するよう運用しております。また、大雨等による避難指示等が発令された際は、緊急放送にて危機管理課が対応するよう運用しているところでございます。なお、国によるJアラートと言われる全国瞬時警報システムの試験放送を年6回実施し、防災行政無線の設定確認等を行っていることから、現在のところ、十分機能を発揮していると考えております。

**○7番議員（新宮領實）** 今、1回目の答弁を、コロナ対策からいただいたんですが、その中で、6月に6例のクラスターが発生したとあります。分析は何かできているんですか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 残念ながら、6例のクラスターが発生してしまいました。場所もいろいろございましたが、いずれにしましても、マスクの着用が不十分であったり、それから、密接などの状況があったように思っております。その辺を加えて、市民に周知をしたいと思っております。

**○7番議員（新宮領實）** これね、基本中の基本ですんでね、やっぱりしっかりと指導していただきたいと思えます。

その中で、過去2回PCR検査を行ってきているようですが、延べ何人の検査を受けられて、その中で陽性者はいたんですか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 県の無料PCR検査を3月12・13日に152名参加がありました。6月4・5日に103名ございました。いずれの回も、PCR検査による陽性者はおりませんでした。

**○7番議員（新宮領實）** ありがとうございます。そういう、言えばですね、多分、ほとんどそういうところに来られる人っていうのは、ほとんど症状もなく、受けみろうかいねというような感じですね、お越しになった人がほとんどじゃないのかなって私は思うんですが、できれば、今、学校でね、クラスターが出ている。もう、今日も、大丈夫かよっていうぐらい、こう出てきているわけですから、これをですよ、小中高でやってみたらどうですか。ワクチン接種と違って、皆さん受けやすいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょう。

**○市長（打越明司）** 議員のおっしゃるとおり、積極的な感染防止対策という意味からは、今、割とそのコロナ感染症にかかった人たちが多い場所については、こちらでも働き掛けをして、是非、これを受けるようにということで呼び掛けをしたいというふうに思っております。1回目と2回目のときは若干違って、2回目のときは、少し下り坂というか、安定していたものですから、あんまりその関心を持ってPCR検査に来る人たちがちょっと減ったという傾向もありましたけれども、今回は、できれば今度の9日・10日、来週の土日ぐらいということで、県にも積極的に、今、働き掛けをしているんですけれども、県のほうもですね、

相当県内の各地から、この要請がたくさん来ているようでして、その中でもとりわけ指宿には早く頼むということを要請していますが、今回は、やっぱり予防的な気持ちで、早めに多くの方が受けてくれるのではないかとということで、強く要請をしていると。議員の、今、提案されたとおりの方向で我々も受け止めているところです。

**○7番議員（新宮領實）** 前向きにありがとうございます。ですから、ワクチン接種がですね、今、子供たち、なかなか浸透していかない。そういう形の中ですね、必然的にクラスターが発生するのはね、致し方ないのじゃないのかなと私は思うんですけども、やはりそういうことばっかりは言っていただけませんか、だから、せめてしっかりと、そこで治めるようにしようと思ったら、やはり、今のところPCRしかないのかなと思っておりますので、是非前向きに、学校でやれるようにお考えになっていただきたいと思います。答弁はいりません。

直近3か月のですね、感染者はどのように推移をされていらっしゃるんでしょう。

**○健康福祉部長（山元成之）** 4月から6月までの直近3か月の感染者の現況でございます。4月が191名、5月が232名、6月が223名の計646名となっております。年代別で申し上げますと、10歳未満の方は93名、10代が169名、20代51名、30代は93名、40代102名、50代54名、60代34名、70代20名、80代14名、90歳以上が14名、鹿児島市で発表があり、年代、性別が不明な方が2名となっております。

**○7番議員（新宮領實）** 相変わらず、少しずつ、若い人たちにですね、なんか結構出ているようなんですが、感染者の後遺症の事例というのはあるんでしょうか。そして、どれだけあるんでしょう。

**○健康福祉部長（山元成之）** 後遺症につきまして、副反応と言いますけれども、副反応につきましては、注射を打ったあとに熱が出たりする人もいますようです。そして、かかった人についても、多少なりあるというのは聞いておりますが、特に重症な方につきましては報告はないところであります。

**○7番議員（新宮領實）** ワクチン接種の後遺症は確かに、私が経験していますから、それはありますよ。だけど、感染後にね、やはり感染後に後遺症がかなりあって、生活がままならないってというような、日常の生活がですね、いらっしゃいますので、そのところをお尋ねしたところです。

コロナ感染者が再度感染した事例はあるんですか、指宿で。

**○健康福祉部長（山元成之）** 二度以上の感染だと思えますけれども、保健所からのそういう情報はございませんので、市としては把握はしておりません。

**○7番議員（新宮領實）** 裏を返せば、1回かかれば、かかりませんよってというような感じのかな。どうなんでしょう。

次、行きます。直近の接種率はどうなっているか。年代別ではどうか。特に若い世代の接

種率をお伺いします。

**○健康福祉部長（山元成之）** まず、接種率でございます。令和4年6月28日現在の3回目の接種率は、市全体で64.6%となっており、国が61.2%、県が62%となっておりますので、市としては国・県よりも高いと思っております。年齢別に申し上げますと、12歳から19歳の10代が34.1%、20代が48.2%、30代が48.8%、40代が55.1%、50代が70.6%、60代が86.3%、70代が86.4%、80代が85.7%、90代以上が80.7%。重症化する可能性が比較的高いと言われる65歳以上の方に限りますと、本市は85.5%となっております。また、現在のところ、2回目までの接種となっております5歳から11歳の小児ワクチン接種の接種率は、2回目が17.2%となっております。

**○7番議員（新宮領實）** 子供たちの接種率がなかなか伸びないということは、保護者の同意が得られないということなんでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 保護者の同意、責任等々がございますので、そこも含めて、なかなか伸びていないのかなというふうには思っております。

**○7番議員（新宮領實）** 接種率を上げるために、なんか方法とか、そういうものはお考えになっていらっしゃるでしょうか。例えばですよ、ゲスな感じで言えば、受けたらプレミアム商品券をあげますよとかです。そういうのって、施策にはならないんですかね。

**○健康福祉部長（山元成之）** ワクチン接種が始まった当初の頃は、そのようなことをする自治体もございました。それぞれ、その接種率を上げるための自治体独自の取組だったと思っております。本市としましては、このワクチンにつきましては、やはり、自分の理解、その効果等を納得した上でしていただくということが一番大事だと思っておりますので、そのようなことにつきましては、現時点では考えておりません。

**○7番議員（新宮領實）** 市内の感染者数とワクチン接種率を聞いてまいりましたけれども、若い世代ほどワクチン接種をしないから感染するのではないかと思うのですが、そのところはどうかでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 10代以下の世代につきましては、ワクチン接種率が低く、感染者に占める割合が多い傾向にあることから、何らかの因果関係があることが推測されております。加えて、若い世代の方々は、様々な場面で他者と近い距離での接触が避けられない場合も多いと思われますので、ほかの世代と比較すると感染リスクが高い可能性も考えられます。なお、ワクチン接種による感染予防効果、重症化予防効果につきましては、国により有効性が認められていることから、今後も市としましては、ワクチン接種の推進を図ってまいりたいと思っております。

**○7番議員（新宮領實）** 市内の感染者のうち、ワクチン接種をしていたものはどれぐらいいるんでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 市では、市民のワクチン接種の状況につきましては把握しており

ます。しかしながら、一方、新型コロナウイルスに感染した方のワクチン接種の有無につきましては、県からの情報提供がないため、市では確認できないところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 市長、お聞きのとおりなんですよね。県の発表がないと分からないとの答弁なんです。県においては、各自治体の首長出席の下で感染対策会議を開くことっていうのはあるんでしょうか。

**○市長（打越明司）** 感染対策に対してのコロナ対策の本部というのは、私が本部長を務めておりまして、必要に応じてその開催を決定をし、直近でも、ちょっと日取りを確認できませんけれども、つい最近もその招集をして、対策を協議したというところであります。

**○7番議員（新宮領實）** 県庁に行かれて、そういう会議っていうのはあったことっていうのはないってことでよろしいですか、はい。どうしてもですね、県がそういう発表しないことには、ワクチン接種者とワクチン接種なしもね、感染者数が分からないことには、その有効性が分からないんじゃないかなと思うんです。できればですね、県のほうには感染者のワクチン接種の有無の開示をですね、私、要求すべきじゃないかなと思うんですけれども、そういうのはいかがでしょうかね。

**○健康福祉部長（山元成之）** ワクチン接種、今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、県が主管する業務でございます。県の取扱い、発表等によりまして、我々はそれに従いまして仕事をしておりますので、現時点で県が発表しないということにつきましては、仕方がないことだと思っております。

**○7番議員（新宮領實）** それは十分承知なんですよ。それは十分承知の中でね、実情としてですよ、今、指宿市の実情として、こういう状況だと。できればそのね、開示をお願いしたいということをお願いしてもいいんじゃないですかということですので、答弁いただけなくてもいいですけども、是非、そちらの方向で、県のほうにも、是非、お願いしてみてください。そうじゃないと分からないと思いますんで。御自身たちのね、対策にしても、支障をきたすような気がするんですよ。そこのところは、是非、県のほうには要望出してみてください、お願いします。

次にまいります。小・中・高の感染対策についてお尋ねをいたします。学校において、検温、手指消毒などは徹底されているんでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 教育委員会では、普段から新型コロナウイルス感染症対策の徹底につきまして、国や県からの通知について、周知、指導するとともに、管理職研修会等で具体的な指導を行っているところでございます。内容といたしましては、健康チェックカードなどを活用した家庭での検温や手指消毒など、これまで同様の感染対策に加えて、児童生徒はもちろん、学校職員に対しましても、同居の家族等に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状が見られる場合には、自宅での休養を徹底させることとしております。また、最近の感染者の増加に伴い、教育委員会といたしましては、7月4日付で消毒液による手指消毒の徹底、



自宅での検温はもちろんのこと、登校後及び給食後にも検温するなどを依頼したところがございます。

**○7番議員（新宮領實）** 家庭内でのですね、その対策というのは、私もなるほどと申しあげたいんですが、学校ではどうなんですか。学校内です。学校内です。学校に行ってからです。

**○学校教育課長（山下信久）** 昨日も改めて各学校に指導をしたところがございますが、管理職を含めた教職員及び市会計年度任用職員も、毎朝検温の上、体調が思わしくない場合は、まず出勤をしないというのが1点。2点目、各学校、登校から下校までの、児童生徒の移動の流れを考えて、消毒液の設置場所の再確認、あるいは学級、階段の手すりなどの消毒を徹底する。これにつきましては、よく通常教室だけに注視してしまいますので、特別教室の入り口や児童生徒の玄関、あるいは給食コンテナ室、給食をこう受け取る場所等の消毒設置等についても、再度、指導したところがございます。また、本日から登校前の検温だけでなく、登校後、それと給食のあとの検温も徹底するようにお願いをしているところです。最後になりますが、欠席者へは毎日電話等で健康観察を行い、症状が重くなっていないかどうかというところの確認をしているところがございます。

**○7番議員（新宮領實）** ありがとうございます。あのね、教育長ね、教育部長も、是非、学校をね、これでいいのかと。まあいえば、今の対策でいいのかっていうこともね、報告だけじゃなくてですよ、1回、全学校ね、見に行ってみてください。これでいいのかと。私も商業高校から始まって、西中、山川、開聞、いろんな小学校、ちょっと回ってきたんですけども、ちょっと、ちょっとという感じがします。ですから、御自身たちで御覧になられて、いや、これでいいんだというぐらいのですね、やはり、対策をね、取るべきだと思いますけれども、教育長、どうでしょう。御覧に行って、検分するお考えありますでしょうか。

**○教育長（吉元鈴代）** 議員おっしゃるとおり、今、緊急の状態でも受けて止めておりますので、各学校の指導をしておりますけれども、徹底して、私たちも手分けをして、回ってきたいと思います。

**○7番議員（新宮領實）** 是非、よろしく願います。私、こっちには出ていませんけれどもね。

感染者が確認された場合、どのような対応をしていらっしゃるのでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 教育委員会におきましては、学校で児童生徒及び学校職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインを作成しておりますが、学校において新型コロナウイルス感染者が確認された場合、各学校では保健所や学校医及び教育委員会と連携を図り、学級閉鎖等を行う必要性や、濃厚接触者の特定、対象者の自宅待機の日数等については、保健所からの指導、助言を踏まえ、検討、確認した上で判断することとしております。また、家族も含め、保健所により特定された濃厚接触者につきましては、保健所から指示された期間まで自宅待機の措置を取っているところがございます。

○7番議員（新宮領實） 感染者が確認された場合って、私、言いましたけれども、感染者が確認されるというのは、どんなときに感染者が確認されるんですかね。これ、お聞きしてもいいですかね。はい。今の、はい。

○議長（下川床泉） いいですよ、どうぞ。続けてどうぞ。

○7番議員（新宮領實） もう1回、言いましょう。はい。私が言いたかったのは、どういうときに言えば、子供たちがね、感染している、感染していませんっていうのが分かるんですか。

○教育長（吉元鈴代） 普通で言えば、PCR検査をしたときに、感染したか感染しないかは分かるっていうことでよろしいでしょうか。

○7番議員（新宮領實） 学校に登校したときに、気分が悪くなったからPCR検査受けに行きなさいとか、そういう形で分かるんですかね、一般的に。

○教育長（吉元鈴代） 頭痛や咳があったときに、病院に行ってPCR検査、抗原検査をして、そのあと分かるという形になります。

○7番議員（新宮領實） この話、あとからさせていただきます。

濃厚接触の特定というのは、どこがされていらっしゃるんですか。

○教育部長（紺屋聖一） 濃厚接触者の特定や対象者の自宅待機の日数等につきましては、保健所が行います。

○7番議員（新宮領實） 学級閉鎖の判断はどの時点で誰が判断するんですか。

○教育部長（紺屋聖一） 学級閉鎖の判断につきましては、文部科学省の衛生管理マニュアルでは、保健所に臨時休業の実施の必要性について相談する、その感染が広がっている恐れ範囲に応じて、保健所と相談の上、学級単位や学年単位などの必要な範囲で臨時休業とすることとなっております。教育委員会におきましては、学校の臨時休業等につきましても、保健所からの指導、助言を踏まえ、学校医等とも連携を図った上で、最終的には学校設置者が判断することとしているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 学級内で1人の陽性者がいた時点で、学級閉鎖にすべきではないかなと、私は素朴に思うんですけれども、その点はどうなんでしょう。

○教育部長（紺屋聖一） 学級閉鎖等の判断につきましては、それぞれの学校規模や感染経路も異なることから、文部科学省及び市教育委員会対応マニュアルを基に、陽性者の行動履歴等聞き取りを行っている保健所の指導をいただきながら、学校医等とも連携を図った上で判断することとしております。なお、本日以降の学級閉鎖につきましては、先ほど教育長が御報告いたしました、指宿保健所、指宿医師会等からの指導、助言を踏まえ、積極的な感染拡大防止のため、緊急な措置として、当分の間、学級内で2人目の発生を確認した時点で、学級閉鎖を行うことを学校設置者が判断したところでございます。

○7番議員（新宮領實） ここで少し、・・・・・・・・・・の中で、我々も

情報が来ているから、この場でお話してもいいんじゃないかなと思いますけれども、駄目ですか。聞くんですよ、これ。

○議長（下川床泉） クラス名や学校名とかは。

○7番議員（新宮領實） はい、分かりましたよ。言葉を変えましょう。ある小学校で6月に確認された。約5日間休校した。この間どういう対応されたのか、お聞きしてもいいですか。

○学校教育課長（山下信久） 学級担任、副担任等を含めまして、毎日、各対象の学級の生徒の家に電話をしまして、症状が無症状なのか、体調がいいのか悪いのか、その点のところを常に健康観察を行っているところでございました。

○7番議員（新宮領實） 先手先手って打って行かないから、結局は学校を閉鎖しなきゃいけない、そういう状況になったんじゃないんですか。学級閉鎖をしているのが、僕はね、遅かったんじゃないかなと思うんですけども。すぐするべきだと思うんですけどもね。1人でも出たときに。そういうところっていうのは、やはり、これからいろいろですね、いろんなものが出てくるでしょうから、そのところは十分お考えになって、対応するように、これからやってください。

学校設置者というのは、市長ということでよろしいですね。分かりました。ありがとうございます。

○議長（下川床泉） どうぞ、続けてください。

○7番議員（新宮領實） 最後に、学校関係には。新型コロナ感染についての対策について、PTAと協議しているのでしょうか。

○教育部長（紺屋聖一） 各学校におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止につきまして、作成した文書や学校だより、学級通信、保健だよりなどで周知を図っております。また、緊急を要する情報につきましては、学校安心メールなどを活用し、周知、依頼を行っております。さらに、各学校で行われる学校運営協議会や学校保健委員会などを活用して、保護者及び地域と連携を図っているところでございます。

○7番議員（新宮領實） PTA、教育委員会、教職員、この三つが揃ってね、出席の中で、いろいろ、各学校単位でお話することっていうのはあるんですか。

○学校教育課長（山下信久） 3者が一堂に会してというのは、特にありません。学校とPTAのほうで、ちょうど今、学期末に入るところですので、学級PTA等が開かれて、その中でコロナ関係についても、お互いに情報共有をしているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 先ほどの発言で小学校名を申し上げました。訂正をして、お詫び申し上げます。

○議長（下川床泉） そのまま質問をしてください。

○7番議員（新宮領實） 最後に、感染の被害、広がりを防ぐためにですね、やはり三密を守る

こと、マスク着用は必要最低限だと思います。やはり、疑念をいただくものはですね、これはここから、言えば、流行って来るんじゃないかな、ここから、これがちょっとまずいんじゃないかなというのは消し込んでいってですね、このままの状態が続くっていうのをなるべく防ぐためにもですね、自分の提案です、これ。自動検温とか自動消毒器だとか、そういうものを全学校に配備する考えは、市長、ないですか。もう1回、しましょうか。時間がボロボロなくなっていくんです、私の時間が。貴重な。

**○教育長（吉元鈴代）** その件につきましては、今のところ予定はしておりません。

**○7番議員（新宮領實）** 教育長はああいうことなんです、市としてそれを是非入れていきましようというお考えは、市長はないですか。

**○市長（打越明司）** 先ほど来申し上げておりますように、現在の指宿市の感染者の状態というのは拡大局面にあって、非常にゆゆしい事態だという認識であります。その中で、本日、小学校の1校を休校に、そして、5クラスを学級閉鎖という判断を私のほうでさせていただいたんですけれども、今後、それ以外の学校につきましても、その自動計測器というのではなくて、全児童については、登校時において全て検温をすること。そして、お昼の給食が終わったところで、もう一度、全員の熱を検温すること。その上で、体調がおかしいと判断した子供たちについては早退をさせること。そういったことも含めて対応するよということ、私のほうからも指示をしたところであります。いずれにしても、クラスの学級閉鎖等についてもですね、一定のマニュアルはあるわけですが、今回は2人目という段階で、それを閉鎖をして、自宅待機をしてもらうということで、この方法は、議員が言うようにですね、できるだけ早めに手を打つと。早め早めに手を打って、事態が起きてから慌てるのではなくて、その前に手を打つということで、そのような判断をさせていただいて、それを各学校に守っていただく。そして、今、アルコール消毒を含めたものについては、いろんなクラス別、特別教室等々につきましても、子供たちが出入りをするところには、必ずあるのかどうかといったようなチェックや、動線に従った活用とか、そういったものもきちんとチェックをするように。あるいは、どこかの学校でこの感染が出たときに、最初の質問でありましたけれども、このクラスターはどういう原因で起きたのかということについては、できる限りその原因を突き止めて、一つに突き止められないときもありますので、その場合には、複数の原因を含めて、それに対する対処方法、予防策を検討し、その学校のみならず、指宿市内の14校において、この学校でこういうところが原因でコロナが発生をし、広がった。これについては、各学校、全てもう1回チェックをして、同じところをちゃんと点検をなささい、予防なささい、そういったことを、一つ一つの例が、その学校だけの取組ではなくて、全学校が同じ取組をしていくということで、質の高い感染防止対策をどんどん心掛けていこう、こんなことをですね、指示したところでありますので、御理解いただきたいと思います。

**○7番議員（新宮領實）** ついでですんで、やっぱり各庁舎、出先機関、そういうところにもですね、是非、感染防止対策をするためにも、私は自動検温、自動消毒器というのはですね、必ず僕は必要だと思えますんで、そこのところは、是非、考えておいてください。これについての答弁はいりません。

観光浮揚対策について、お尋ねをします。観光PR活動について、具体的な国内誘客事業はどのようなものがあるのでしょうか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 具体的な観光誘致事業でございますが、JR九州が実施しております鹿児島県を重点送客地域としたキャンペーンと連携し、7月23・24日にJR博多駅前で開催される観光物産展に出店して観光PRを行うほか、24日には博多駅と門司港駅の間を観光列車指宿のたまて箱号が特別運行することになっておりますので、併せて指宿をPRすることとしているところでございます。また、このキャンペーンと連動しまして、福岡市天神の大型ビジョンを活用した動画放映によるPRも実施する予定であります。さらに、JR西日本では、本年4月から9月までに熊本、鹿児島両県に向けた送客キャンペーンが行われております。このため、JR西日本では、各旅行会社に対し、新幹線を利用した旅行商品の販売強化や、FMラジオなどの各種媒体を活用した情報発信を行っており、これに併せまして、本市への誘客につながるPRを行っていただいているところでございます。また、来年1月には、JR大阪駅において、菜の花を装飾し、指宿の春をPRするイベントの開催も計画しているところでございます。このほか、鹿児島市、霧島市、指宿市及び南九州市の4市で構成される、鹿児島県四地区観光連絡協議会では、東京で開催されるツーリズムEXPOへの出店をはじめ、名古屋市で開催される、旅をテーマとしたイベントへの出店や、観光商談会の開催、教育旅行セールスの実施を予定しております。また、指宿市、南九州市及び南大隅町の2市1町で構成される、いぶすき広域観光推進協議会では、8月から大隅半島と連携したドライブスタンプラリーの開催や、季節の花や見どころを情報発信する周遊促進事業を実施し、近隣県や鹿児島県内といった、近距離の観光客向けの施策を展開したいと考えているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** ありがとうございます。何か言おうかなと思うんですけども、今、動画っていうのが出ましたので、一つ、紹介したいと思います。読めない指宿という動画がありますけれども、市長、御存じですか。出演は吉本新喜劇でピン芸人として活動している池田出身の久保遥さんという方みたいです。そのキャラと相まって、インパクトある動画に仕上がっていると思うんですが、動画制作したのは指宿市で制作されたのでしょうか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** そのとおりでございます。

**○7番議員（新宮領實）** YouTubeで配信されていらっしゃるんですか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 議員御指摘のとおり、YouTubeで放映しているところでございます。

○7番議員（新宮領實） これかなりね、私も結構いいなと思っておったんですけども、せっかく動画ですんで、動画をこれからもいろいろ作られてね、配信すべきじゃないのかなと。まあ例えば、指宿市民歌で、希望新たにという歌がありますけれども、今までその希望新たにでいろいろ動画を作ってきたことも、4・5年前にあると思うんですけども。その中でね、やはり出演者に、まあ例えば指宿出身の田之上慶三郎さんとか、サッカーの福元さんとか、フラの吉村さんとか、吉本の久保さんとかですね、そして、最後に市長が歌うとかですね、そういう無理かもしれませんが、市長は、歌はあまり上手くはないでしょう。顔だけでもね、指宿市長ですって、こう出ていただければよろしいんじゃないかなと思うんですけども、そういう動画を作って配信していくっていうお考えはないですか。

○産業振興部長（野元伸浩） 市では、本市を広く楽しく知っていただく動画としての読めない指宿を、観光地の紹介に特化した動画、南薩の魅力を作成し、用途に応じてPRに活用しているところでございます。本市をPRするに当たっては、本市にどんなものがあるか知ってもらいたいとか、指宿に来てもらいたいとか、美味しい食べ物を食べてもらいたいなど、PRする対象によってアプローチが異なるところでもございます。ウィズコロナの時代において、マイクロツーリズムが注目されるなど、観光の形態も変わりつつある中、今後の動画作成につきましては、新しい観光素材の発掘等により、多くの方々に、これまで以上に本市の魅力を効果的にPRする必要がありますので、その方策や情報発信の在り方も含め、引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 併せてね、やっぱり観光プロモーションしていただいてね、やっぱりInstagramも活用したPRとか、まあ例えば、このYouTube活用したPR、マーケティングで、インフルエンサーマーケティングとか、いろいろあると思うんですけども、やはりそういうのをお使いになって、駆使して、そこをするのはある程度金額が掛かるところあるかもしれませんが、そういうところは思い切ってお考えになっていただきたいなと思うんですが、いかがですか。

○産業振興部長（野元伸浩） こういった動画とかに関しては、PRするには非常に有効な手段であるというふうに認識はしております。また、SNS等を通じた、InstagramとかFacebook、Twitter、こういったものを活用して指宿をPRすることも重要なことであるというふうに思っているところです。そういったものを使いながら、指宿のPRということを行っていければというふうに考えております。

○議長（下川床泉） 新宮領議員、マイクに向かって質問してもらっていいですか、マイクに。  
(発言する者あり)

○7番議員（新宮領實） 指宿からですね、これまでこう、部長の考えでいいんですけども、アイドルとか女優さんとか俳優さんとかおられて、指宿のその親善大使、観光大使、そういうのをお願いした方っていうのはいらっしゃるんでしょうか。

○産業振興部長（野元伸浩） 本市を広く国内外に紹介し、将来にわたって本市との交流及び友好を深め合うことを目的とした指宿親善・観光大使を設置しまして、令和4年4月1日現在で13名の方々にPR活動の御協力をいただいているところでございます。また、スポーツ・文化の振興及び地域活性化並びに観光振興を図る目的として、指宿市スポーツ・文化交流大使を設置しまして、1団体にPR活動の御協力をいただいているところであります。

○7番議員（新宮領實） 私、それもなんですけれども、鹿児島市にもですよ、有名なアイドルがいるんじゃないですか、何とかさんって。名前が出てこないんですけれども。ここでね、市長ね、明るい話題としてですね、今、TBSのスター育成プロジェクト、私が女優になる日というオーディションが、現在、進行中なんですね。数千人の応募の中から7人まで絞られているようです。正にグランプリに王手をかけている子がですね、当市でタツノスポーツ、マリノポリスを手掛ける大平有輝さんの娘さんで大平くるみさんっていう子がいるんですが、彼女の夢を叶えてあげるために、やはり指宿として市民全員で応援をして差し上げたいと思うんですが、いかがでしょう。我がまちから、大女優っていうのは、いかがですかね。そういう事柄っていうのは、若い人たちへのインパクトが強いと思うんですけれども、観光課を所管する産業部長の、まず、お考えから聞きたいと思うんですが、いかがでしょう。

○産業振興部長（野元伸浩） ただいま議員から御紹介のありました、TBSスター育成プロジェクト、私が女優になる日シーズン2は、半年かけて、ドラマの主演を務める1名を選出するプロジェクトで、オーディションの選考は視聴者の投票が中心となるというふうに聞いております。現在、応募者の中から、既にファイナリスト7名が決定をしております、その中のお1人に本市出身の大平くるみさんが選出されているということでございます。市としましては、大平くるみさんを応援するプロジェクトを立ち上げまして、InstagramやTikTokのアカウントを設定し、広く応援の輪を広げていきたいと思っておりますので、市民の皆様をはじめ、多くの方々に盛り上げていただければというふうに思っているところでございます。

○7番議員（新宮領實） ありがとうございます。感謝、感謝でございますけれども。ちなみにプロダクションがですね、田辺エージェンシー、プロデュースが秋元康さん、そして、是枝裕和監督がメガホンを取ることが決定済みです。グランプリを取れば、その映画の主演に抜てきされるそうです。まさにシンデレラガールです。私も出たいという子供たちもね、これから出てくるんじゃないかなと思うんです。何も増して、子供の夢を叶えるために指宿市が立ち上がることに意義があると思いますが、市長、いかがですか。指宿市からアイドル、誕生させませんか。元気の出る話題だと思うんですけれども、いかがでしょう。

○市長（打越明司） 大平くるみさんのこれからの活躍には非常に期待するものであります。今、真の応援団長であります新宮領議員からのお声掛けでありますけれども、是非、こういう方

が指宿から1人でも多く生まれて、そして、女優になったり、日本で注目されるような方が、自分を育ててくれた指宿のことについて語ってくれるということは、非常に楽しみなことだというふうに思っております。ただ、これは全国からの投票方式でありまして、ひいきの何とか倒しという言葉がありますけれども、選挙違反を起こさないようにですね、我々ができることは、できるだけこういう子がいるということをいろんなところで紹介をしてあげるといことなのかなと思いますし、その日を楽しみにしながら、個人的に、市長としてはなく、指宿市民として、楽しみにしながら応援をしていきたいというふうに決意しております。よろしくお願ひします。

**○7番議員（新宮領實）** ありがとうございます。コロナ禍後の観光事業には、待ったなしです。これまで疲弊した観光指宿の浮揚に知恵を出しながら、まい進していただきたいと思ひます。

次にまいります。海岸整備について、お尋ねをしてまいります。工事の進捗状況について、お尋ねをいたします。

**○建設部長（星倉淳一）** 指宿港海岸整備について、工事の進捗状況について御説明いたします。指宿港海岸整備は、太平次公園から指宿いわさきホテル付近の大山崎までの1.8kmの海岸線の防災事業として、平成26年度に事業採択され、現在9年目を迎えております。指宿港海岸整備は、国土交通省と指宿市が連携しながら工事を進めており、階段式護岸により、海岸の施設整備を国土交通省が実施し、階段式護岸背後から旧護岸までの埋立及び緑地整備を市が実施しております。国実施部分の進捗状況につきましては、令和2年7月に太平次公園から逆瀬川までの約200m区間の砂浜及び階段式護岸等が完成し、背後地への越波被害がなくなるなど、その防災機能の効果が表れております。また、一般開放された砂浜は、小学校の遠足や市民の散策の場として利用していただいております。利用者も徐々に増えているところでございます。市実施部分の進捗状況につきましては、太平次公園から丹波川の区間について、埋立が完了し、太平次公園から逆瀬川までの区間について、飛砂防止対策としまして、試験的に様々な植栽を行っております。現在ではヒマワリも咲いて、憩いの空間になっているところでございます。引き続き、国・県・市一体となり、事業進捗に努めてまいりたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** 市の整備部分と併せて、国の整備事業に併せて完工させるということではよろしいですか。

**○建設部長（星倉淳一）** はい、そのとおりでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 整備計画と工事費について、お尋ねします。

**○建設部長（星倉淳一）** 整備計画と工事費について、御説明いたします。国土交通省に実施していただいております指宿港海岸直轄海岸保全施設整備事業につきましては、当初、事業費120億円、事業期間が平成26年度から令和5年度までの10年間で計画されておりましたが、昨



年、令和3年12月に九州地方整備局事業評価監視委員会において、事業費が60億円増額、事業期間が4年延長され、平成26年度から令和9年度までの14年間、180億円の事業となったところであります。令和3年度末時点での事業費ベースでの進捗率は約53%となっております。また、指宿市が実施している事業につきましては、埋立工事が太平次公園から丹波川区間、埋立約1万3千㎡が完成し、全埋立面積約3万5千㎡に対して進捗率約37%であります。引き続き、国土交通省の事業進捗に合わせて進めてまいりたいと考えております。なお、埋立地につきましては、昨年度策定いたしました指宿港海岸緑地整備基本設計に基づき、植栽、通路、橋梁、駐車場、トイレなど、基本的な施設整備について、国の交付金事業等を活用し、令和5年度から令和9年度にかけて整備しようと計画しているところでございます。今後とも国・県など関係機関と連携を密にし、事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○7番議員（新宮領實） ワークショップについて、お聞かせください。

○建設部長（星倉淳一） ワークショップについて、御説明いたします。ワークショップにつきましては、指宿港海岸整備に際し、地域住民の意向や要請を最大限に取り入れる、地域のための海岸整備をコンセプトに、指宿港海岸保全推進協議会が主催となり開催されております。平成24年8月に第1回が開催され、令和3年度末までに28回開催されているところです。今年度につきましても、開催日は未定ですが、3回程度開催が予定されております。ワークショップの中では、市民の方々が防災、環境、利用面等を踏まえ、整備内容について話し合い、ここに出された要望や意見については、国の整備検討委員会での専門家の技術的なアドバイスを受けながら、指宿港海岸の整備案の作成に取り入れられております。具体的な例を申しますと、沖合の堤防施設、離岸堤の壁面について、景観への配慮に対する提案があり、陸側壁面に化粧型枠を使用した自然石の模様にする工法が採用されました。また、河口から海に向かって伸びる導流堤の形状や、指宿港海岸緑地整備基本設計についても、ワークショップでの意見が採用されているところであります。

○7番議員（新宮領實） 28回ということは、延べ1千人以上の方々より御提言をいただいていると思います。しっかりと反映していただきたいと思います。よろしく願います。答弁はありません。

それと併せて、指宿駅前中央通りの今後の計画はどうなっているか。指宿港海岸の計画に並行して、指宿駅前中央通りの計画は進められているか、確認したい。お願いいたします。

○建設部長（星倉淳一） 指宿駅前中央通りの今後の計画について、御説明いたします。指宿駅前中央通りの計画につきましては、指宿港海岸整備と並行して、国庫補助事業である都市再生事業での整備を計画しているところでございます。国直轄事業による指宿港海岸整備事業、指宿市による緑地整備事業、そして、指宿駅前中央通りの都市再生事業の3事業を実施することによる相乗効果によって、指宿駅から指宿港海岸及び砂楽エリアの活性化が図られ

ると考えております。都市再生事業実施に向けては、今年度、立地適正化計画の策定に着手いたしまして、将来の人口減少等に対応できる持続可能なまちづくりのビジョンを明確にした計画の策定を進めてまいります。関係部局及び地元住民との合意形成を図りながら、計画を進めてまいりたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** はい、ありがとうございます。

市の広報紙で、指宿港海岸整備に関する特集記事を掲載してはどうなんでしょうか。ワークショップ参加者は指宿港海岸の整備状況について知ることはできるんですが、それ以外の市民にも情報提供を行ってほしいんですが、いかがでしょうか。

**○建設部長（星倉淳一）** 市の広報紙への掲載について、御説明いたします。これまで指宿港海岸整備に関する市民の方々への広報につきましては、指宿港海岸の一部一般開放に合わせて、令和2年7月の広報紙に特集記事の掲載を行っております。そのほか、令和元年度と令和3年度に1か月間、市役所ロビーにて、指宿港海岸事業のパネル展示による事業PRを行っております。また、指宿港海岸保全推進協議会でも、昨年度、指宿駅及び指宿市役所駐車場に完成予定図の看板を設置して、指宿港海岸整備の広報活動を行っていただいております。しかしながら、指宿港海岸の整備も日々進んでおりまして、最新の情報を市民の方々にお伝えすることは非常に重要なことと考えております。広報紙への掲載時期につきましては、紙面の都合もありますので、担当課と調整して、できるだけ早い時期に掲載できるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** ありがとうございます。よろしく申し上げます。

市民の皆さんも非常に楽しみに、期待していると思いますので、これから5年間の中で、様変わりしてくると思います。随時、市民へは進捗状況をお示しいただくようお願いいたします。答弁はいりません。

財源は国の交付金に頼らざるを得ないと思います。市長、一丸となって予算獲得をお願いしたいと思います。ここが少し遅れるとか、そういうことがないように、一生懸命、予算獲得してください。意気込みはいかがでしょう。

**○市長（打越明司）** 議員のお話のとおりですね、この直轄海岸事業につきましても、スムーズな事業費の獲得を目指して、現在、港湾に関わる様々な会に、部長とともに出席をさせていただいております。九州の総会、全国の総会、間もなくある、宮崎での総会。いろんなところへ出席をして、発表させていただいたり、予算要求をさせていただいたり。今後、さらにまた、国交省に向けて、先ほどの3事業を中心に、国のほうでの、また応援を貰えるべく、これから強く働き掛けをしていきたい、そう思います。

**○7番議員（新宮領實）** お願いします。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 3時46分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○7番議員（新宮領實） 4項目目の防災行政無線について、お尋ねをいたします。これ、防災行政無線が非常に聞こえにくいという市民からの要望で質問させていただきます。難聴地域はどのような対策を取っているのでしょうか。

○総務部長（下吹越寿） 平成24年度から平成27年度の4か年において、デジタル防災行政無線設備の整備を実施いたしました。当初作成した防災行政無線の音が届く範囲や共鳴する範囲の中で、難聴地域に指定された箇所については、戸別受信機を無償貸与しております。また、屋外スピーカーからの放送は、近年、住宅の遮音性向上などに加え、建物や地形など、周辺環境の影響により聞き取りにくい等の声も寄せられております。そのような市民の皆様には、防災ラジオの購入をお勧めしているところであります。なお、防災行政無線で放送した内容を市ホームページ、MBCテレビのデータ放送やアプリに掲載し、自宅内でも確認できるようにしております。

○7番議員（新宮領實） 防災行政無線、何年前に、総工費幾らでされたのでしょうか。

○総務部長（下吹越寿） デジタル防災行政無線の整備につきましては、平成23年度に、行政防災情報システム基本調査委託を実施し、また、平成24年度から平成27年度の4か年にわたり、既設のアナログ防災行政無線設備からデジタル防災行政無線設備への更新、新設に伴い、親局、中継局等の整備を実施しました。同整備事業に掛かった総額につきましては、7億1,610万円でございます。

○7番議員（新宮領實） 難聴地域はクリアできたとお思いですか。

○総務部長（下吹越寿） 先ほども答弁しましたように、防災行政無線だけで、なかなかその全体をカバーするというのは難しい状況だと。従いまして、やはり、先ほど言いましたように、家の構造とかにもよりますので、遮音性の高かったりとありますので、今、議員おっしゃるような、聞こえにくいところが全くなくなったということではないと思っております。

○7番議員（新宮領實） 私が聞いたのはね、多分、池田とかあっちの方面が、もう難聴地域に指定されとったんじゃないか、利永とか尾下とか、ああいうところっていうのは、もうクリアできたのですかっていうことでお尋ねをしたところですけども。強いて言えば、指宿で難聴地域と言われる、部長が把握されている難聴地域っていうのは、ちなみにどこ辺りになるんですか。

○危機管理課長（竹山修一） 指宿地域、山川地域、開聞地域によって、難聴地域というのは、その地域だけに限らず、その最初で音達図と言いまして、机上の計算をしまして、どの位置にスピーカーを建てたらどの距離にまで届くかという調査を専門業者がやっております。その専門業者がやった中で、この地域に限っては、屋外スピーカーからの音量は届かないであ

ろうというところを難聴地域と呼んでおります。指宿地域において、一般家庭で55台、山川地域において133台、開聞地域において54台、難聴地域として戸別受信機を配布したところは、合計242台、あるところであります。

**○7番議員（新宮領實）** 防災行政無線にね、テレホンサービスというのがあると聞いたんですけども、本市は導入する考えはないんですか。

**○総務部長（下吹越寿）** 本市におきましては、防災行政無線に放送した内容を市ホームページ、MBCテレビのデータ放送やアプリなどに掲載し、確認できるように運用しているところから、今のところ、防災行政無線テレホンサービスを導入する計画はございません。しかしながら、今後も防災行政無線テレホンサービスの導入の必要性につきましては、近隣市町村の現状等を調査研究してまいりたいと思っております。

**○7番議員（新宮領實）** これがもし必要性があるときあったら、また、前向きにお考えになっていただきたいと思います。

屋外スピーカーの数を増やせば、音が届く範囲が広がると思うんですが、本数を増やすってようなお考えはございませんでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 屋外スピーカーについては、音が届く範囲や共鳴する範囲の調査に基づき設置しており、難聴地域への対応も実施したことから、今後、更新をする際は、音が届く範囲や共鳴する範囲を再調査し、見直しを行いたいと考えております。また、防災行政無線設備については、設置業者により、受信状態確認をはじめとする保守点検業務を実施し、個別に問合せのあった屋外スピーカーについては、危機管理課職員が現場に出向き、音量調節等を行っているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** これ、災害等に対応ができているんでしょうか。情報伝達が不十分なところはないんでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 先ほど来、南海トラフ地震のこととか、災害等についていろいろ御質問がありましたけれども、災害等に対応するのは、防災行政無線だけではなくて、多種多様な媒体が必要だろうと。そういうことを組合わせながら、必要な方に、必要な時に、必要な情報がいくような工夫が必要であろうと思っております。

**○7番議員（新宮領實）** 放送するときにはです、10段階あると思うんですね、音のレベルですよ。あれ普通何レベルで、何段階ぐらいで放送しているんですか。

**○危機管理課長（竹山修一）** 屋外スピーカーの音量について、1から10のうちどれぐらいかという御質問ですが、屋外スピーカーの音量につきましては、レベル1から10の範囲で申し上げますと、通常時の放送はレベル7、火災等の災害発生時の放送はレベル9を標準設定としているところであります。

**○7番議員（新宮領實）** 各地区の放送設備は有線であることから、各地区の館長宅へ戸別受信機を設置し、戸別受信機による、館長へ放送を依頼したほうが十分周知できると思うが、そ

このところはいかがでしょう。何年か前はですね、館長宅になんかデジタル無線かなんかで、個別に依頼するようなシステムがあったような気がするんですけどね。20年ぐらい前、どうなのでしょう。そのところは覚えてないかもしれませんが、分かる範囲で結構でございます。

**○危機管理課長（竹山修一）** 以前、議員がおっしゃるとおり、指宿地域の館長宅に戸別受信機というような、放送施設と言いますか、受信機を置いていた時期があります。以前、自治会長に戸別受信機を配布した際、各地区において、役員の任期が不規則であり、戸別受信機の引継ぎ等がなかなか上手くいかれなかったこと、また、自治会長宅の住宅の構造によっては、アンテナ工事が必要であったこと等から、経費がかさむなどし、財政負担も伴ったこと等から、配布を断念した経緯があるところであります。

**○7番議員（新宮領實）** お年寄りの方々がね、放送を聞いて、アラートが鳴って、避難しましょうというよりも、やはり地域の公民館長が呼び掛けたほうがね、皆さん方としては、有事の際には何らかのアクションができるんじゃないかなと思うんですけども、そういうところっていうのはお考えになりませんか。

**○総務部長（下吹越寿）** 議員がおっしゃいますように、避難時の呼び掛け等につきましては、広報する周知媒体も、先ほど言いましたように複数の多種多様な組み合わせで周知する必要があると。あと、自主防災組織もでございます。それと、要支援の介助が必要な方のリスト等もありますので、そういう様々な対策を組み合わせながら、その災害に対応すべきだろうと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** 自主防災組織を申し上げましたけれども、現実、自主防災組織っていうのが何件あるかって言ったら、全部で190地区ぐらいあるんですか、指宿の、山川・開聞も合わせて。その中で自主防災組織を立ち上げているところっていうのは、半分ぐらいあるんですか。せっかくその自主防災組織が出ましたので、少しお尋ねしたいんですけども。

**○総務部長（下吹越寿）** 今、正確な数と言いますと、資料ございませんので。

（発言する者あり）

**○総務部長（下吹越寿）** 率でいいですか。

**○危機管理課長（竹山修一）** 自主防災組織の活動ですが、指宿地域は88地区中70地区が組織されております。また、山川地域におきましては、区単位で全ての区で組織済み、開聞地域は1地区を除き、区、又は地区単位で組織されており、全体の組織率は93.4%となっております。

**○7番議員（新宮領實）** 聞いてよかったのかなと思いつつ、当地区にはないものですから、誠に恥ずかしい話であります。

放送担当係というのをね、やはり声にはいろいろあるんですよ、実際言って、声でかいのもおれば、私みたいに声が、耳が遠いから声がでかいのかしれませんけれども、声がでかい

のから、声を通る者、いろいろあると思うんですよね。そういう観点からしてですね、まあ  
いけば、放送の読み方もいろいろな形の中であるとは思いますが、この、二つこう  
ありますけれども、放送する人によっても聞こえ方が変わってくるので、放送する担当を専  
属的に配置するお考えはございませんでしょうか。この二つの、併せての答弁でも結構なん  
ですけれども。

**○総務部長（下吹越寿）** 放送担当係の設置と、その専属職員の設置についてですけれども、ま  
ず、指宿市防災行政無線通信施設の管理運用に関する規則において、無線担当者は電波法の  
資格を有する職員をもって充てるとなっていることから、危機管理課の職員による放送を行  
っているところであり、放送担当係は特に設置しておりません。しかしながら、やはり聞き  
取りやすい放送ができるような研修とか、そういうことを努めてまいりたいと思います。そ  
れと、専属的職員の配置ですけれども、繰り返しになるようでございますけれども、専属的  
に配置するという事は、非常に難しいということでございます。

**○7番議員（新宮領實）** それ、専属を付けましょとか、覚悟だと思いませんか。専属付けま  
しょうと。それは御自身たちで、そしたら専属の担当者を付けましょというの、その覚  
悟だと思いませんか。自分たち、やはり大事ですよと、7億も掛けてね、聞こえにくいと  
いう市民の声があればね、それを何とかしてね、クリアしていかなくちゃいけないと思ん  
です。我々、御自身たちの、行政側のね、都合ばっかしじゃなくて、市民が望んでいるのであ  
ればね、何とかそれに応えてあげるのがね、僕は行政の仕事だと思う。だからこそ、やはり  
何でも声、聞いてね、何を言っているんだろうっていう、聞くのは私だけじゃないと思ん  
です。そこのところはどうかですかってことの中で聞いているんです、私。だから、担当  
者を決められたらどうですかっていうことです。市長もやはり、考えないでしょうね。もう  
最後ですけれども。もう市長はどうするかっていうのを答えただければ、もう私は終わ  
ってもいいんです。

**○市長（打越明司）** 今、この危機管理課で放送専用ではないですけども、このアナウンス係  
をしている職員がね、男性が1人、女性が1人おりますが、一生懸命練習していると思いま  
す。そして、僕もよく耳を澄ましますが、声が重ならないように、非常にゆっくりと分かり  
やすく伝えるような努力をしているなということは、実は感じています。日々、ずっとそこ  
にいるわけではないですけどもね、ロッテの球場みたいな、ウグイス嬢とは違うと思いま  
すけれども、しかし、日々、彼らも市民にできるだけ分かりやすく伝えるよう努力をしてい  
るなということについては、私も十分に感じているところでございますので、そのための専  
属の方を見つけてくるよりは、今の職員の中で、その努力に対して、もっともっといい声  
を出していけるように期待をしていきたいというふうに思います。

**○7番議員（新宮領實）** 期待にね、応えられる、そういう職員になっていただきたいとは思  
うんですけれども、せっかく7億も掛けて整備しているわけですから、やはり皆さんが、こ

の中で、やっぱり9月ぐらいにね、やっぱり駄目だよと言われるようなときがあったら、ある程度お考えになっていただくようにしていただきたい。それと、更新時にその調査しますっていう話なんですけれども、更新がいつかっていう話ですよ。だから、職員をね、そういう形でしっかりと研修していくんだっただけですよ、そしたら、機械のほうのね、聞こえ方がどうなのかっていうことになりますんで、まず、そちらのほうから、調査していただきませんか。約束できます、調査していく。聞こえる、聞こえないというの、調査していくっていうお考えあります。最後にお答えください。

**○総務部長（下吹越寿）** これまで答弁したつもりだったんですけども、やはりその聞こえにくいついていうのは、市民の財産、生命に関わることでございますので、やはりそういう聞こえにくいところがあれば伝えていただいて、機械的なことだとか、そういうことを専門的に調査研究して、機械的に対応できるものがあれば対応していきたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** 実はですね、私のところも聞こえにくいですよ。私のところは、揖宿神社の真裏なんです。なんでけなっていう感じがする。窓を開けても分かんないときがある。耳が遠いんですかね。そういうところもあるんですよ、部長、現実、現実。そのところを、やはり調査していただきたいっていうのはそこなんです。大体、聞こえるだろう、聞こえるだろうだけじゃなくてね。やっぱりそういう声があったら、その辺りに行って、やっぱり自分の耳で聞いていただくとか。配置をして、全部、今回はその調査をしようぜっていうことでね。業者任せじゃなくてです。やはり自分たちで、やはり耳で聞いていただいて、対応していただきたいなと思いますんで、是非、よろしく願いいたします。答弁はいりませんので。

これで終わります。ありがとうございました。

## △ 延 会

**○議長（下川床泉）** お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、明日行いたいと思えます。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時06分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 井 元 伸 明

議 員 新川床 金 春



# 第 2 回 定 例 会

令和 4 年 7 月 6 日

(第 4 日)

## 第2回指宿市議会定例会会議録

令和4年7月6日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第50号 令和4年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について

---

### 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

### 1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	西 森 三 義	13 番 議 員	井 元 伸 明
14 番 議 員	新川床 金 春	15 番 議 員	福 永 徳 郎
16 番 議 員	高 田 ちヨ子	17 番 議 員	前之園 正 和
18 番 議 員	下川床 泉		

---

### 1. 欠席議員

- 1 番 議 員 中 村 昭 二

---

### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	下吹越 寿
市民生活部長	増 永 智 美	健康福祉部長	山 元 成 之
産業振興部長	野 元 伸 浩	農 政 部 長	寺 田 昭 宏
建 設 部 長	星 倉 淳 一	教 育 部 長	紺 屋 聖 一

水道事業部長	坂元一博	山川支所長	中島裕一
開聞支所長	山下秀一	市長公室長	渡部徹也
総務課長	山下浩二	経営改善推進室長	木下英城
健康・協働のまちづくり課長	峰元和仁	財政課長	東忠孝
地域福祉課長	内村喜代志	商工水産課長	宮路主税
ふるさと納税室長	上田和成	観光課長	上川床聡
観光施設管理課長	岩林茂樹	スポーツ振興課長	和田哲郎
農政課長	鴨崎一郎	農産技術課長	前菌洋一
耕地林務課長	大牟禮伸英	学校教育課長	山下信久
農業委員会事務局長	西村里志		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	鮎川富男	次長兼議事係長	池水拓也
主幹兼調査管理係長	川畑裕二	議事係主査	古川浩仁

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、福永徳郎議員及び高田チヨ子議員を指名いたします。

ここで、市長公室長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○市長公室長（渡部徹也） 昨日の本会議における吉村議員からの御質問に対する答弁について、使用できる温泉の量は、自噴の場合でもポンプを使ってくみ上げる場合でも、県のほうで一定の制限がかけられている旨の答弁をいたしました。自噴の場合は、温泉掘削許可を出す際に揚湯量に制限がかけられることはありませんが、動力を装置して汲み上げる場合には、一定の制限がかけられます、に訂正をしたいのでお願いいたします。お詫び申し上げます。

○議長（下川床泉） ただいまの市長公室長からの昨日の本会議における発言を訂正することについては、議長において許可いたします。

## △ 一般質問

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、新川床金春議員。

○14番議員（新川床金春） 皆さん、おはようございます。14番、新川床です。市役所の役割は市民の生命、財産を守ること、併せて市民の安心・安全な環境づくりに取り組み、市民が豊かな生活を送れるよう支えることだと私は考えております。前市長がサッカー・多目的グラウンド整備や市営野球場の大規模改修及び市民会館など、大規模工事を立て続けに実施した結果、市の財政状況は急激に悪化しています。令和4年度の人事配置を見た市民が、財政悪化になることを予測される中、前市長に公共事業の縮小の提案ができなかった幹部職員が、旧態依然のまま中枢に残っていることに対し、多くの市民が憤慨し、私は呼ばれて指導を受けました。市長は御存じないかもしれませんが、現状の職員相手で大胆な財政再建ができるのか、多くの市民は不安視していることをお伝えしておきます。多くの市民は自分たちの町を財政再建できるのは、国・県にパイプがあり、大胆な財政改革が実現できるのは、打越市長だと捉え、市の将来を託しています。自分たちの子供や孫代に夢や希望をもって登用しています。私はこれからもしっかりと御支援をしますが、市民生活のためにならない案件

については、しっかり意見を述べさせていただきます。打越市長には大胆な財政改革を断行していただき、市民生活が豊かになるように、併せて基幹産業が活気を取り戻し、発展するため、これまで培った実績、経験を基に、持っている力を全て指宿再生に傾注していただきたいとお願いします。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

1、財政再建計画について。まずはじめに、財政改革について。今回、事務事業の見直しをしていますが、市長、就任してから約4か月経過しています。今回の事務事業の見直し案は、出したのは職員だと思っています。財政再建を目指す市長として、今回の事務事業の見直しをどのように捉えているのか、市長に答弁求めます。また、大変厳しい財政状況を、今後、どのようにして、財政再建する計画なのか、市長に答弁を求めます。

(2) 歳入を増やす政策について。これまでのふるさと納税の取組をどのように捉えているのか。過去5年間の実績を含めて、答弁を求めます。

2、基幹産業支援策について。

(1) 基幹産業の農林水産業、水産加工業の生産額と観光業の消費額について。農林水産業、水産加工業と観光業が市の基幹産業です。基幹産業である農林水産業、水産加工業の年間生産額と観光業の年間消費額について、過去5年間の推移について、答弁を求めます。

(2) 国は観光立国を目指していますが、指宿市の全国での知名度について。指宿温泉は観光地として全国で知名度、認知度はどのようになっているのか、答弁を求めます。

(3) 観光産業の役割と貢献度について。観光産業は指宿にとって一番大切な基幹産業の一つであります。市の活性化や税収など、市に多大な財政支援をしてきたと私は捉えております。市として、基幹産業の一つである観光業の役割と貢献度をどのように捉えているのか、答弁を求めます。

(4) 観光業に係る従事者数と関係者数について。市では毎年、観光統計を出していますが、観光産業の従事者として把握している人数と、関係者として家族を含んだ場合のおおよその人数について答弁を求めます。

3番目の指宿市温泉資源及び利用に関する条例について。

(1) 平成23年度、開催されている議員懇談会で、27年3月開催された議員懇談会で、年々増加する地熱発電事業による乱開発防止をするため、条例の制定が必要であると説明でした。新聞報道でも、市は温泉資源を保護し、無秩序な開発を防ごうと、平成27年の3月、温泉資源利用に関する条例を制定したと記載されていますが、間違いはないか、答弁を求めます。

(2) 温泉法と温泉資源の保護及び利用に関する条例との関係性について。環境省自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室に調査を依頼し、同僚議員と3名で調査してきました。国が定めた温泉法は土地の掘削の許可であり、市が制定した指宿市温泉資源の保護及

び利用に関する条例は、温泉資源を保護するとともに、温泉資源の将来にわたる持続可能な活用を目的としています。温泉法と、温泉資源の保護、利用に関する条例との関連性をどのように捉えているか。市として温泉法と条例のどちらが優先すると考えているか、答弁を求めます。

4番目の地熱発電事業の推移と基幹産業や環境へ及ぼす影響等について。

(1) 平成26年以降、温泉掘削状況について。平成26年以降、温泉掘削状況は平成26年と比べてどのようになっているのか、答弁を求めます。

(2) 平成26年以降の地熱発電や温泉バイナリー発電の参入状況について。地熱発電の乱開発を防止するため、平成27年の3月、条例を制定しています。平成26年から令和4年7月6日まで、県や市に申請した件数について。平成26年度から年度ごとに答弁を求めます。

(3) 指宿調和のとれた地熱活用協議会について。温泉資源の保護及び利用に関する条例が制定され、平成27年4月、調和のとれた活用協議会が発足しています。平成27年5月から令和4年6月までに、調和のとれた地熱活用協議会の開催された年度ごとの日時と回数及び年度ごとに何社が何件の地熱発電の申請を出してきたか、答弁を求めます。

(4) 温泉枯渇による基幹産業への影響及び補償について。指宿市は温泉地として多くの観光客でこれまで大変賑わってきています。指宿地域で地熱発電や温泉バイナリー発電事業が進められていることを市民は知りません。温泉資源の保護及び利用に関する条例の第5条で、調和のとれた地熱活用協議会がされていますが、調和のとれた地熱活用協議会では温泉枯渇が発生した場合の対応策と補償について、どのような協議がなされているのか、答弁を求めます。また、調和のとれた地熱活用協議会は、基幹産業である観光業への影響をどのように捉え、事業者に対してどのような指導をしているのか、答弁を求めます。

(5) 地熱バイナリー発電事業の還元による環境への影響等についてですが、平成29年2月10日の平成28年度第3回調和のとれた地熱活用協議会の議事録の5ページに、事業者の説明で、南迫田地区の地下水は30mぐらい、以前は35mだったと記載されていますが、間違いなのか答弁を求めます。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（打越明司）** おはようございます。新川床議員からたくさんの質問をいただきましたが、まず冒頭に、職員人事のことについても御意見をいただいたようですので、答弁ではありませんが、私の方針も少しお話しさせていただきたいと思いますが、市政運営をする際の一番大事なこととして、私はワンチームで頑張っていきたいということを伝えました。そして、それは市の職員であったり、議会の皆さんであったり、地域の方々であったり、できるだけ多くの方々が同じ目標、同じ気持ちを持って、乗り越えていく、大きないろんな課題を解決をしていくという、その姿が市政にとっては一番大事だろう。それぞれの方々が違う方向に走っていき、違う方向に活動していけば、それは結局、何も活動していない状況になっ

てしまうのであって、そういう方向で、是非、1人でもたくさんの知恵と力を活用していきたいというふうに思っております。

そうなった場合に、この指宿市の職員についても、様々な職員がおりますけれども、通常、幹部職員であるとかいう呼び方をする人もおりますが、私にとっては幹部であるかないかとか、あるいはいわゆる普通の職員であるのか、会計年度であったり再任用であったり、様々な任用の方々の職員も含めて、これは本当に指宿市を支える大きな人的な資源であるというふうに思っておりますので、そういう皆さんが、それぞれの持ち場持ち場で最大の力を発揮できるように、私自身がそのことに努力をしていくということを、まず最初に申し上げておきたいと思っております。その上で、今、新川床議員から、財政運営に対しての指針について、どのような考えで運営していくのかという質問がありました。

財政運営で、今、私が大切にしていきたいと考えていることは、単純明快に二つです。一つは、何度も申し上げますが、収入に見合った歳出とすることです。入ってくるお金の範囲の中で、歳出予算をきちんと組んで、最大限の効果を目指して、これを活用していくということでもあります。もう一つは、これ以上借金を増やさないということを念頭に、借金返済額の範囲内で毎年の借入額を納めていくということでもあります。これは、大きな二つの目標であります。さらに、この二つの基本方針に沿った財政運営をしながら、実質単年度収支の黒字化を可能な限り早く達成をしていきたいということでもあります。さらには、新川床議員もよく口にしているようではありますが、子や孫にツケを残さないということでも考えますと、将来負担比率という言葉がありますが、将来負担比率をですね、できるだけ早い段階でゼロにしたいということでもあります。この二つを目標にしながら、早くそれを達成したいものだというふうに考え、財政運営をしているところであります。

このことから、まず取り掛かりとして、令和4年度当初予算をゼロベースで見直すこととし、各部署自らが歳入確保、又は歳入の節約について、あらゆる角度から検討し、提案するように指示をいたしました。その結果、約7,400万円の節約を行って、今期の定例会において提案をさせていただいているところでありますけれども、この内容については、職員の方々からの提案や、私自身の提案を含めて、様々議論をし、この議会に提出をしているのは、職員ではなく、私が提出をさせていただいているというふうに御認識をいただければと思います。さらに、今年度からは経営改善推進室を新たに設けて、現在、事務事業の見直しなど、財政再建、行政経営の改善に向けた取組を進めているところであります。普段から、いわゆる断続的に見直しを進めていく。そして、いろんな工夫をしていくということは、これからもどんどん続けていきたいと思っておりますし、今まで、何十年もの間、場合によっては当たり前と思って漫然と続けてきたような政策もあろうと思っております。それは、この時代に相応しいものかどうかということ、やはり検証して、時々にはその運用の方法はやり方を見直していくということも大切であろうというふうに思っております。このことについては、前

之園議員の質問のときにも少しお話を申し上げましたが、是非、私ども執行部の中で気付かないこと。あるいは、私たちが提案をした議案の中、あるいは、見直し案の中で、もう少しこうしたほうがいいのではないかというようなことについては、是非、議員の皆さんからもどんどん提案をしていただきますように、お願い申し上げたいと思います。そういった工夫、努力を続けながら、本市の明るい未来の展望を描くために、この令和4年度を財政再建の元年として位置付けて、着実にそれを進め、今後、しっかりとした予算に向けて反映をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

残余の質問につきましては、関係部長から答弁をさせます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** ふるさと納税の関係で、過去5年間のこれまでの実績でございますが、平成29年度が寄附件数2万9,103件で5億1,221万7,735円、平成30年度が寄附件数3万4,030件で、寄附額としまして5億7,795万円、令和元年度が、寄附件数7万4,134件で、寄附額が13億376万6,056円、令和2年度が寄附件数7万9,659件で、寄附額が14億8,157万5,998円、令和3年度につきましては、寄附件数7万9,005件、寄附額が14億7,183万2,986円の寄附をいただいているところでございます。

続きまして、農林水産業の生産額と観光消費額の過去5年間の分でございますが、私のほうからは水産業の関係と観光消費額について答弁させていただきたいと思います。

水産業の生産額の推移につきましては、魚の水揚げ額に鯉節生産額等を合わせまして、平成28年度225億円、平成29年度236億円、平成30年度238億円、令和元年度191億円、令和2年度165億円となっております。なお、コロナ禍の影響があった令和2年度を除く、平成28年度からの4年間の平均額につきましては、223億円となっております。

次に、観光消費額につきましては、鹿児島県観光統計における観光消費額を基に算出した推計値になるところでございますが、平成28年の観光消費額は359億8,700万円、平成29年は370億8,900万円、平成30年は435億700万円、令和元年は381億2,700万円、令和2年は163億2,800万円となっております。なお、コロナ禍の影響があった令和2年を除く、平成28年から4か年の平均としましては、約386億7,800万円程度となっております。コロナ禍の令和2年以降を除いて最も多かったのが、NHK大河ドラマが放映されました西郷どんの放映があった平成30年の435億700万円で、最も少なかったのは、熊本地震の影響を受けた平成28年の359億8,700万円となっております。観光産業は社会情勢の影響等を受けやすい産業でありますけれども、本市においては、平成24年から大幅に増加したインバウンドの効果もあり、比較的順調に推移しておりました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大が始まった令和2年度から現在までの状況は、観光入込客及び観光消費額ともに、これまでの半分程度に減少をしている状況となっております。

続いて、観光立国ということで、指宿が全国的にどの程度知られているかという御質問でございました。一般社団法人いぶすき観光デザインが昨年7月に実施した指宿市観光意識調



査の結果によりますと、本市の認知度は76.7%となっております。また、観光経済新聞社が実施した2021年度の日本の温泉100選の総合ランキングにおいては、指宿温泉が8位にランクインしております。また、リクルート社が実施した全国憧れ温泉地ランキング2020においては9位に、官民一体となった温泉地情報サイト、温泉総選挙が実施した温泉総選挙2021の絶景部門において、3位に入賞しております。これらの各種調査においても、上位に入賞していることから、本市の温泉観光地としての知名度は全国の中でも高いものであると認識しているところでございます。

続きまして、観光産業が果たす役割や地域振興への寄与についてでございますが、観光は我が国において戦後の高度経済成長以降にレジャーや余暇活動に対する需要が急激に高まり、現在においてもゆとりや潤いのある生活を求める国民意識も高く、経済的、時間的に余裕のある高齢人口の増大や、訪日旅行を希望する外国人の増加に伴い、今後においても成長産業であると期待されております。また、観光産業は農業、水産業、飲食業及び旅客運送業など、関連する分野が多岐にわたり、裾野が広い産業であります。平成27年における産業関連表によりますと、鹿児島県の宿泊業の影響力係数は1.161で、他の産業と比較しましても影響力が大きいことから、経済波及効果が高い産業であるというふうに言えるところでございます。このようなことから、本市において観光産業は農業と並ぶ地域の重要な基幹産業であると認識いたしております。今後、人口減少がさらに進むことが危惧される中で、交流人口の拡大を図ることが必要となりますが、地域経済の活性化において、観光産業が果たす役割は大きいものがあり、観光産業の地域振興に対する貢献度は非常に高いと思っております。

次に、観光業に従事している方と、その関係者数についてでございますが、本市の宿泊業、飲食サービス業における15歳以上の就業者数は、総務省統計局が実施した国勢調査の結果によりますと、平成27年においては2,115人となっております。また、本市における就業人口のうち、農業に就業されている方の構成比は21.54%、医療福祉は16.73%、卸売・小売業は13.15%、宿泊業・飲食サービス業は10.43%となっております。なお、関係者につきましては、これに特化した資料が確認できませんで、また、既存の統計資料からも推計することも困難なところでございます。

**○農政部長（寺田昭宏）** 農業生産額につきましては、平成28年度が約301億円、29年度が約298億円、30年度が約291億円、令和元年度が約312億円、令和2年度が約313億円で、5年間の平均が約303億円となっております。

**○総務部長（下吹越寿）** 私のほうからは、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例についてをお答えさせていただきます。

最初、ありましたのは、条例の制定の経過についてでございますけれども、議員がおっしゃいましたように、その制定の経過につきましては、質問された内容で間違いございませ

ん。また、温泉法と温泉資源の保護の条例の関係性についてでございますけれども、確かに、温泉法につきましては掘削をする部分ということで、条例につきましては、市町村というのが、条例の目的のところに書いてございますけれども、やはり温泉資源は市及び市民の共有の資源であると、そういうことで、市町村においては、温泉利用について、運用における影響というのがどのようにあるかという、一番身近で見れる立場でございますので、温泉資源の運用について、しっかりと監視していく、そのような役割を条例等で定めていると、そう考えているところでございます。

続きまして、地熱発電事業の推移、基幹産業へ及ぼす影響等についてでございますけれども、26年度以降の温泉掘削の申請状況でございます。平成26年度から令和3年度における温泉掘削許可の申請状況につきましては、平成26年度が23件、平成27年度が18件、平成28年度が8件、平成29年度が7件、平成30年度が9件、令和元年度が9件、令和2年度が7件、令和3年度が7件の計88件の申請となっているところでございます。

続きまして、地熱発電、バイナリー発電の参入状況ということでございますが、市内では現在、3事業者が参入しているところでございます。

それと、調和のとれた地熱活用協議会についてでございますが、申し訳ないんですが、協議会の開催については、必要に応じて開催して、その日程についてはちょっと定かたでございませませんが、令和2年度が1回、令和3年度が1回というふうに、直近ではやっています。

それと、温泉枯渇による基幹産業への影響等でございますけれども、これはあくまでも仮定の話であります。地熱発電事業が原因で周辺の泉源に影響が生じた場合は、事業者がその損害を賠償することになるかと思えます。指宿市調和のとれた地熱活用協議会で、温泉資源の保護と温泉資源の将来にわたる持続的な活用を大前提に、発電事業が周辺泉源に影響を及ぼすことがないように、厳格かつ慎重に審議しているところでございます。

(発言する者あり)

**○議長（下川床泉）** 3の2のどちらが優先するかって、はい。

**○市長（打越明司）** 昨日も本会議でお話しましたが、温泉法と指宿市が持っている条例、国が定めた温泉法と、指宿市で定めた条例の関係性ってことですが、この温泉の掘削に関わる、あるいは影響に関わる様々な調査、許可については、県が温泉法に基づき判断をします。そして、条例においては、温泉資源の運用について、様々なことを審議をし、先ほど申し上げたように、将来にわたって持続的に活用していけること。これはもう10年、20年の単位ではなく、100年、200年の単位で話をするということになると思えますが、そのことに努力をする。そういう意味では、規制と運用に関する監視と言いますか、そのような形で、この条例と法律というのは、それぞれが補完をしていくという形になるかなというふうに考えております。

**○14番議員（新川床金春）** 2回目の質問に入ります。

1番目の財政再建計画について。(1) 財政改革について。平成18年からいろいろな研究、

研修会に参加し、財政改革や財政再建について調査してきました。どこの研修所でも言われるのが、公債費を越えた起債を借り入れたら、夕張市のように財政破綻しかねないという説明です。夕張市が財政破綻後、国・県から健全な財政運営をかけるよう、市の担当者にごことあるごとに指導があったと思います。公債費を大幅に超えた起債借入を繰り返してきた職員が、職場を入れ替わることなく残っていますが、大胆な財政改革をできるのか、どのような財政運営をしていくのか、市長をお願いします。

**○市長（打越明司）** 市の方針に従って、みんなで話し合って、私が判断をし、財政運営を行ってまいりますので、どの職員が当たってもですね、それについては適切に行えるものというふうに考えます。

**○14番議員（新川床金春）** 職員の中には、財政問題に詳しい方が、たくさん、他の課で勤務していると伺っています。市の財政改革について、全職員に対して、財政改革について提言を求めることなどできないのか、市長に答弁を求めます。

**○市長（打越明司）** 提言については、今回のその見直しについてもですね、歳入についての提言、それから、支出に関する見直しに関する提言。これは、私からも、部長、課長会でもですね、各課、それぞれ、今年入った子たちも含めてですね、できる限りみんなで議論しなさいと。できる限り節約ということ、本当にこれだけのお金が必要なのかということについても、一人ひとりから提案を受け、一人ひとりから意見をまとめてほしいということをお願いをしてまいりました。今回は、その歳出の、その見直しということですが、今後ですね、その歳出の中で、例えば新たな事業を行おうよというようなときもですね、職員の方々の意見をですね、いわゆる公募型と言いますか、募るような形で、プレゼンテーションをそれぞれしていただいてですね、一番いい案の事業を採用していくといったようなことも含め、市の職員ですね、一人ひとりの市の将来に対する、あるいはこうした事業や財政運営に関する思いをですね、どんどん深めていくような取組をしていこうというふうに考えております。

**○14番議員（新川床金春）** 令和元年9月に、SIM福岡2030を市に招き、財政再建を実現できないか、この場で提案しました。副市長は、当時、総務課長であり、起債等の限度額も設けて、将来には有利な合併特例債が終了するわけですけれども、そのときにおいては、プライマリーバランスが黒字化することを見込んでいたと答弁がありました。あのときから4年経過していますが、財政状況はどのように改善されたのか、副市長に答弁を求めます。

**○副市長（有留茂人）** 議員から、SIMのそのシミュレーションのゲームについての質問をいただいて、私のほうでは、その時点においてはプライマリーバランスも黒字化するというところで、この場合は、将来的には有利な合併特例債がありますというふうなことで、それを活用しながらということ発言をさせていただいております。今、市長も述べましたが、財政再建に向けて、市一丸となってやっているというふうな状況ですので、今後の財政再建に

期待をしていただければと思っております。

**○14番議員（新川床金春）** SIM福岡2030は、熊本県庁の職員が生み出し、福岡市の財政課の職員がより分かりやすいように改善した財政シミュレーションゲームです。SIM福岡2030は平成30年10月末で全国30都道府県を巡り、20回の講演会を開催し、財政状況の悪い自治体では、財政健全化に多大な貢献をしています。市の喫緊の課題は財政改革であります。膨大な借金を繰り返し、財政状況悪化させた市や、市の職員や議員向けにSIM福岡の財政改革の基本である公債費を越えた借金は絶対にしない。また、財政の仕分け等によりやり繰りをする方策など、今後に生かすために、SIM福岡2030を指宿市に招き、財政改革の研修会を実施する考えないか、市長に答弁を求めます。

**○市長（打越明司）** このSIM2030については、私も以前から関心を持っておりまして、福岡の今村さんという方の著書についても、詳しく読ませていただいたことがありました。このシミュレーションゲームの一番の本質は何かというと、財源は限りあるんですと。この財源が限りある中で、政策をどういう順番で取り組んでいくかということです。何が一番先なのか、後なのか。どんどんどんどん条件を厳しくしていきますので、諦めないといけないものが出てくる。諦める順番、優先する順番を変えていくことで、結果が変わってくるわけです、それぞれの町の。そういったシミュレーションゲームをしながら、いかに優先順位を決めていくことが大切か、あるいは、逆に言うとても難しいかということですね、これは勉強するゲームであります、シミュレーション、いわゆるケーススタディであります、非常に僕はこれは有効な学習の手段、学習というか、正に我々は今回の見直しの中でもですね、全くこれと同じようなことを実はやってきて、その皆さんに提案をさせていただいているというふうに思っております。しかし、確かにですね、様々な条件を変更しながら、そういうシミュレーションゲームをしていくというのは、今、申し上げたように、その限りある中で、こう幾らでも使えるんだったら別なんだけれども、これだけしかない中でどうしますかという選択を迫られたときに、やっぱりその、こちらのほうが大事だと、道路よりも、例えば子供たちの政策のほうにウエイトを置いた方がいい。あるいは、同じ道路でも町の中の道路と地方の道路、どちらを早くしたほうがいいのか。いろんなですね、悩ましいテーマがどんどん出てきます。これは、市の職員にとってもいい素材、勉強素材、そして、市民もですね、そこに加わって一緒にやれば、市民の方々も政策の選択っていうのは大変だなと、優先順位を付けることは大事だなということを感じていただけるでしょうし、願わくは、そういう機会を、僕は、是非、議員の提案のとおりですね、できるだけ前向きに。わざわざ講師を呼んでですね、お金を掛けてやる必要はないと思います。ルール作りも自分たちでもできますし、いろんなテーマを作れますので、そういうシミュレーションゲームにはですね、是非、一つ、それぞれのチームに、議員の皆さんも入っていただいて、一緒に考えていただければ、なかなか難しいということもよく分かると思いますが、そのケーススタディ、シミュ

レーションゲームについては、前向きに取り組んでいきたいというふうに思います。

**○14番議員（新川床金春）** ありがとうございます。市の大変厳しい財政状況を市民にも的確に理解していただくため、早期財政改革を推進することが必要だということを、市民にもです、ね、分かりやすいように、取り組んでいただきたいと、思います。SIM福岡2030は安くできます。そういうふうに聞いています。全国を、そうして、財政が厳しいからそんなに高くはないということです。やっぱり元の勉強するのと、自分たちでするのは違いますので、よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に入ります。1%のまちづくり事業について。平成21年、同僚議員と2名で群馬県太田市の地域コミュニティをより活性化するための事業として、市税の1%を財源に、地域を考え、行動し、汗を流す、行政と市民が協働事業をすることを調査してきました。対象になる事業は、地域内の人の交流が図れる事業。地域の特性を出すことができる事業。地域を活性化させる事業。住民による労働提供がある事業など、継続的に維持管理が行われる事業や、波及効果の高い事業が対象になっていますが、取り組む考えはないか、市長に答弁を求めます。

**○市長（打越明司）** 今、議員が提案した群馬県太田市の1%まちづくり事業。この事業の例を紹介しましたが、この1%まちづくりというのは、住民と行政が協働で地域コミュニティを活性化したり、まちづくりをしていこうというもので、平成18年度から取り組んでいる事業のようであります。事業導入のきっかけは、この補助事業の見直しによって補助金を削減するばかりではなく、市民のために税金を有効活用するという視点で始まったようであります。事業の対象者は自治会、NPO、教育・スポーツ関係団体、経済関係団体など、住民と行政の協働事業と地域コミュニティの活性化、特色あるまちづくりの推進等々が採択基準となっているようで、昨年度の申請及び採択件数は117件が申請をされ、全て採択をされ、1,962万円の予算です、ね、主に自治会の美化、ごみステーションの管理、見守り活動などを特に支援しているようであります。この例というのは、指宿も市民協働のまちづくりということで進めておりますし、かつては指宿も一時期は8年間の間にわたって提案公募型補助事業ということで、平成20年から27年まで、8年間で104件申請があつて、2,360万円を活用しているようですけども、これは非常にあり得る、いい事業だと思っています。今現在で言うと、指宿のこの協働の事業ということで言えば、この前、県議会からも視察に来ていただいたようですが、川尻の元気プロジェクトがございまして。川尻区の有志の若者を中心に構成されたボランティア団体で、地域の空き家の登録、家財の処分、移住者のマッチング、引っ越しの手伝い等々を実施しているところであります。本市の指宿市地域提案型空き家活用事業補助金を活用して、これまで空き家の調査研究、空き家マップの作製、空き家の改修等を行っていただいているところであります。地域が主体となって事業を進めていただいたことで、補助金に対して多くの価値を生み出せたんじゃないかなというふうに評価はし

ているところであります。しかしながらですね、いろいろと、今、小さな、小規模な事業として、幾つか地域コミュニティ組織の問題解決型の事業支援補助金であったりとか、NPO法人等を対象としたNPO活動等支援補助事業がありますが、実質的にはそれぞれ10万円、20万円といったような形の予算になっていましてね、やっぱりまちづくりは確かにその市が中心になってどんどんやっていくというだけでは上手くいかないということは私も十分理解をしております。是非、一つ、今後とも我々も知恵を出しながら、市民の力を生かせるようなことを検討していきたいと思いますが、この指宿版の市民の力を活用したまちづくりの在り方については、新川床議員もですね、是非、プランをいろいろお持ちでしたら、披露していただければ、非常にありがたいなというふうに思っているところであります。

**○14番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。具体的にはごみステーション整備事業、グラウンドゴルフ場の整備事業、地域防災活動として、子供の登下校支援を行う、公園里山リメイク事業、高齢者の居場所づくり事業、農業体験事業、花いっぱい事業、広場、道路の助成作業、地域住民による集会場バリア事業など、多岐にわたっております。

実際、市民の力を借りながらですね、地域の問題、行政に頼んでもできない問題を地域で解決できると。手弁当では何も、みんな動かないわけですから、その中に、事業費の中に幾らかは、そういうこと、お金も含まれてまして、昼の弁当ぐらい出してもいいかなとか、そういうことも含まれていました。やっぱり一生懸命働いてもですよ、御飯が出なければ、午前中で終わったりします。だから、昼間でも働いてもらうようなことで、そういうものも出していましたので、そういうことも、今後、検討して、私は実行していただきたいとお願いしておきます。どうでしょうか、市長。

**○市長（打越明司）** 参考にしながら、前向きに取り組むつもりです。今、実はあれもこれもはできないというお話を広報いぶすきでさせていただいてから、いろんな地域からですね、今までその役場にお願ひ、頼んでいたけれども、これは自分たちでしていいんですかと。例えば、保険だけ掛けてくれれば、怪我をしたときは、私たちでしますというような提案も結構ありましてね、いろいろと、これはコラボできるなというふうに思いますので、前向きに取り組んでいきたいと思ひます。

**○14番議員（新川床金春）** 次の質問に入ります。これまで何回もかいもん山麓ふれあい公園やレジャーセンターの事業費を抑制するため、指定管理者制度の導入を提案してきました。今後の事業結果はどのようになっているのか、答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** かいもん山麓ふれあい公園につきましては、今後も多くの方に利用していただけるように、今年度、ふれあい公園の活性化に向けた検討を行う委員会を設置したいと考えておまして、今定例会に予算案を提案させていただいております。この検討委員会は地域の意見を真摯に伺いながら、指定管理者制度の導入も含めて、様々な方策を検討し、今後の施設の在り方や方向性を定めていこうというふうに考えているところです。レ

ジャーセンターかいもんにおきましては、地域の方々の健康増進や交流の場として利用されている施設でありますことから、厳しい経営状況であります。通常の営業を続けていく中で、着手できることから経常経費の削減に向けて、今後も取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○14番議員（新川床金春） モニターをお願いします。かいもん山麓ふれあい公園、レジャーセンター事業の年間事業費は1億円を超えています。年間収益はどのようになっているのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） ふれあい公園の令和3年度の使用料でございますが、2,098万1,098円となっているところでございます。

○14番議員（新川床金春） 1億以上かけて、3,000万もないということです。かいもん山麓ふれあい公園の魅力を全国に売り出すことで、利用者が増えると私は思っています。なので、これまで何回も提案してきました。施設は既に30年経過し、老朽化が大分進んでいるので、改修が望まれています。早急にリニューアルを含めたPFI事業を導入するなど、パークPFIや指定管理者制度を導入する考えはないか、答弁求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） ふれあい公園につきましては、自然に恵まれたかいもん山麓ふれあい公園として、開聞地域の振興や活性化に大きな役割を果たしていることや、毎年、多くの登山者が訪れる開聞岳の登山口に位置することから、今後もこの施設については、市民や観光客のために必要なものと考えているところでございます。先ほども答弁申し上げましたが、かいもん山麓ふれあい公園につきましては、検討委員会を設けまして、指定管理者制度の導入も含めまして、今後、様々な意見を伺いながらですね、今後の在り方について検討していきたいというふうにいるところでございます。

○14番議員（新川床金春） かいもん山麓ふれあい公園ですね、私は千歳に行ったときに、パークゴルフをしているけれども、冬場はできないと。そして、関東から上の人たちはですね、冬場できなくて、行くところがほしいということを聞いたこともあります。やっぱり富裕層の方をかいもん山麓ふれあい公園に呼んでですね、指宿観光の目玉とするようなことを考えていただきたいと思いますので、これは要望しておきます。

次に、次の質問に入ります。建築、土木等の設計測量管理等を、大分民間に委託していると同っています。公共事業の設計、測量、監理等の民間委託費の総額は幾らになるのか、答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 設計業務や監理業務に係る費用でございます。平成30年度決算から令和2年度までの決算で申しますと、過去3か年の設計業務委託料や監理業務委託料などの投資的委託料の平均額は2億1,163万9千円となっているところでございます。

（発言する者あり）

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○14番議員（新川床金春） 民間への委託費が年平均2億1,163万円あって驚きました。合併当時と比べると、技術職の職員が大分減っているの、大丈夫かなと心配しています。建設、土木等の技術職員が不足したことで、どのような弊害が発生しているのか、答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 今、議員がおっしゃいましたように、技師職員の採用というのは、非常にその、我々としても非常に苦慮しているっていうのが、ここ数年来の課題でございました。例年、平成29年度からでしたか、社会人枠も設けて、できるだけそういう経験があるような方を募集にかけて、今年も広報等を見ていただければ分かりますけれども、土木、建築、各技術者をここ数年、多く採用をしてきているつもりでございます。今後も、その業務等に応じながら、適正な人員の確保に努めてまいりたいと考えております。

○14番議員（新川床金春） よろしくお願ひします。

次の質問に入ります。私は議員に当選以来、新田川の河川拡幅事業や潟口ポンプ場の早期建て替え事業及び魚見校区にある市道古賀線の道路冠水対策事業等に提言し、いろいろな調査もしてきました。今後、弥次ヶ湯ポンプ場整備が計画されると思います。どのような事業計画で、ポンプ容量は幾らなのか、予定事業費は幾らか、幾らぐらいになると思っているのか、答弁を求めます。

○水道事業部長（坂元一博） 弥次ヶ湯ポンプ場でございますけれども、経営戦略におきましては第2雨水ポンプ場につきましては、約15億円ほどで、雨水ポンプ場、第1、第2でございますけれども、雨水ポンプ場につきましては、経営戦略におきましては32億円ほどという形で、計画の中では立てているところでございます。

○14番議員（新川床金春） モニターをお願いします。市の新型雨水ポンプ場は、毎分60tで事業費22億5,000万でした。出水市の住吉雨水ポンプ場は、毎分70tで事業費10億1,200万円でした。いちき串木野市塩田雨水ポンプ場は、毎分72tで事業費3億です。大変な差がありました。指宿市は東方海岸でゲートポンプ方式を取り入れていますけれども、ゲートポンプ方式を取り入れる計画はないのか、答弁を求めます。

○水道事業部長（坂元一博） 潟山雨水ポンプ場に昨年度、ゲートポンプの工事をしてございますけれども、今後の状況においては、今のところ未定という状況でございます。

○14番議員（新川床金春） ゲートポンプ場は東方海岸の白水館の横にあります。効率が良く、安いということです。弥次ヶ湯地区の市民の生命、財産をしっかりと守りながら、事業費を抑制するために、ゲートポンプ方式。いちき串木野市は3億でやりました。しっかりと調査して、抑制できるような取組、できませんでしょうか、答弁を求めます。



- 水道事業部長（坂元一博）** 弥次ヶ湯地区の雨水にかかる浸水対策につきましては、喫緊の課題でございます。弥次ヶ湯地区の浸水対策につきましては、最少の経費で最大の効果が出るように、コスト削減に考慮しながら、最善の方法で事業を進めてまいりたいと考えております。
- 14番議員（新川床金春）** 民間委託すること、簡単にできます。財政再建に特に無駄な事業の見直しが必要です。そして、歳出もしっかり削減すべきと思っております。市の予算と事業内容を考慮した上で、建築、土木測量技師が足りないということです。何名ぐらい補充したらですね、適正な建築土木事業ができるのか、建設部長に答弁を求めます。
- 建設部長（星倉淳一）** 今、建設部のほうでは、土木技術関係で土木職が全体で26名、建築が5名、技術が全員で31名いる状況です。毎年、新規採用で取っていくとですね、20歳から、例えば60歳まで考えた場合には、各学年ごとで1名ずつということで、40人いるのが一番理想ではないかと考えているところです。
- 14番議員（新川床金春）** ありがとうございます。大胆な財政改革、実現するため、市長はじめ三役の報酬カット、公債費を越えた起債の借入を止められなかった幹部職員並びに莫大な借金を食い止めることができなかつた議員の報酬カットなど、取り組むことをなぜ提案できなかつたのか、総務部長に答弁を求めます。
- 総務部長（下吹越寿）** 様々なその歳出抑制につきましては、今、言われましたように、その報酬的なこと、人件費的なことも歳出のその対象になろうかと思えますけれども、今、これまでも答弁を繰り返しておりますけれども、経営改善推進室を設け、また、施政方針でも財政再建を謳っておりますので、今、やっとう始まったばかりで、今、実際、補助事業の見直し、事務事業の見直しも始まったところですので、そういうところの歳出を見直していきたいということで考えているところでございます。
- 14番議員（新川床金春）** 歳入を増やす政策として、ふるさと納税をどのように増やしていくのか、取組について、答弁を求めます。
- 産業振興部長（野元伸浩）** ふるさと納税を伸ばしていくために、選ばれる返礼品づくりを進めていくことが大切でありますので、専門家の指導を受けながら、商品を磨く取組を行っているところでございます。市においても、全庁的にふるさと納税をしっかり支えるふるさと納税応援プロジェクトを立ち上げて、返礼品事業に寄り添った商品開発を進めるとともに、指宿のファンを獲得するための取組などを強化してまいりたいというふうに考えているところでございます。特に指宿の旬の情報をはじめ、寄附者が欲しくなる返礼品の情報発信に努め、指宿に関心を持っていただく方を増やしていくように進めてまいりたいというふうに考えているところです。
- 14番議員（新川床金春）** 企業版ふるさと納税が、今、出ております。自治体の地域活性化事業に寄与した企業の法人税など、税負担を最大9割軽減する制度があります。地元出身の

方や大企業向けに取り組む考えはないか、答弁を求めます。

**○総務部長（下吹越寿）** 企業版ふるさと納税の取組でございますけれども、これまでの実績、5か年で申しますと、延べ25社から2,950万円の寄附をいただいているところでございます。現在、取組につきましては、市のホームページにおける募集だとか、郷土会の関係者を通じての周知活動に取り組んでいるところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** どんどん積極的に取り組んでください。

次に、2番目の基幹産業支援について。市の基幹産業である農林水産業、水産業の生産額と観光消費額について答弁いただきました。観光消費額は、年間平均370億ぐらいかなと思います。市にとって大切な産業であります。新型コロナウイルス感染症の蔓延の影響で衰退しています。市の財政状況に及ぼす影響は甚大であると考えます。ホテル、旅館が閉館することで、指宿の観光は激減すると市はどのようになるのか。市として産業支援をどのようにしていくのか、答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 市の産業ということで、観光分野がございしますが、こちらについては、市の基幹産業でございますので、観光の部分については、市として施策を打ちながらやっていかなければならないというふうには思っているところです。今現在、コロナウイルスの関係で、かなり観光客も減少をしているという状況も鑑みまして、市としては直割キャンペーン等も打ってですね、なるべく宿泊業に支援をして、市の観光産業を盛り上げていきたいというふうに考えているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 観光産業が衰退すると、これまで従事した職員をはじめ、関連事業所や家族を含めて、9,000人が生活困窮者になりかねません。市の役割は市民の命、財産を守り、市民生活が豊かで安心して生活できる環境づくりだと、私は先ほども言いました。ふるさと納税の用途を限定し、指宿温泉を守るため、観光産業支援や関連、市民生活を守るために、ふるさと納税を募集する考えはないか。用途を限定できませんでしょうか、答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** ふるさと納税を活用した観光振興ができないかということでございますが、ふるさと納税の返礼品のうち、宿泊や体験プランなどの観光商品は、4月1日現在で24事業者、93品目の登録がございします。令和3年度に積極的に事業者へ声掛けを行ったところ、新たに4事業者が登録を行い、観光商品全体で61品目が追加されたところです。また、宿泊施設の返礼品のほかに、宿泊と体験などを組み合わせた体験型返礼品の需要が高まっており、ゴルフと宿泊を合わせたプランなどに人気が集まっているところです。今後も新たな返礼品として、釣りや民宿を組み合わせたものなども検討しているところでございます。多様化する返礼品需要に対応するため、宿泊施設などの観光商品はもとより、宿泊業と市内産業が連携して、そのときどきの観光ニーズに応じた返礼品をつくることは、大変重要なことだと考えておりますし、ひいては、魅力ある観光商品づくりにもなると考えておりま

す。今後も市内事業者に積極的に声掛けを行い、選ばれる返礼品づくりや魅力ある観光商品づくりを進めることが、本市観光の魅力向上につながりますので、積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 次に入ります。

地熱発電のことですけれども。昨日の同僚議員の一般質問について、自噴については、先ほど訂正がありました。訂正をしないといけないぐらい、知識がないということです。そのような方が担当者として地熱発電事業にかかっているのかなと、私は思います。条例の中でもしっかりと温泉資源を守るっていうことで書いてあり、10kw以上の地熱を使った、温泉を使ったものは、市長の同意がいるんですよ。平成28年の審議の中では、却下という言葉も議事録にあります。全ては市長が、審議会の内容を市長が納得し、同意するんですよ。そして、県に出すんですよ。平成30年以降は、替掘りしたのものには、同意、不同意じゃない、説明事項ですってなっています。それはなぜなのか、答弁を求めます。

**○市長公室長（渡部徹也）** 訂正を申し上げたことについては、私の勉強不足でございます。改めてお詫びを申し上げます。しっかりと勉強して、担当者としてこの業務に精通できるよう、これから努力をしてみたいと思います。

審議会の中で、却下でという御発言があったというところなんですけど、この案件につきましては、提出された事業計画そのものがかなり練られていないというところがありまして、書類にも非常に不備が多かった。そうした中から、委員の方が言葉のニュアンスというか、そういったこともあってですね、却下という言葉をお使いになったところです。同意、不同意の案件については、昨日、市長の答弁にもありましたように、少しファジーなところがあったというところは、見直していかなければいけないというふうに考えておりますので、今後、私どもも、もう全ての案件をきちっと、より厳密に審議をしていく方向で、そのためにはどうすればよいかというのをしっかりと勉強させていただきたいと思っております。

**○14番議員（新川床金春）** 地熱の調和のとれた活用審議会の議事録が手元に全部あります。

条例の中で、協議会の所掌事項があります。5目ありますが、施行規則第3条4項は、温泉資源によって地熱発電事業者が得た利益を市に還元する方策に関する事となっております。私が見た審議会の書類の中にはないようですが、いつ頃、利益の還元についてやったのか、答弁を求めます。

**○市長公室長（渡部徹也）** 議員がおっしゃるように、協議会の所掌事項として、発電事業者が得た利益を市に還元する方策に関する事を審議をするということになっております。これまでも様々な事業者から提出された事業計画書の中には、ある会社はこういうことをしますと、ある会社はまた別にこういう地域貢献をしますという提案は、実際になされております。また、協議会でもそれは説明がされております。ただ、そのことについて、協議会の委員の皆様方から、特段、御意見が出ていないというのが現状でございました。今後は、でき

る限り、こういった参入事業者の皆様には、市に対する何らかの御協力と、あるいは地域貢献といったものをしっかりといただければ、市としても大変ありがたいことですし、市と市民の共有の財産だよねという認識をもっている温泉資源ですので、それを持続的に使っていくためにもですね、そのようなところをしっかりと調査、研究していくことが大切だと、仕組みづくりについても勉強してまいりたいと思っております。

**○14番議員（新川床金春）** 次に、要綱について確認します。第2条、事業計画の説明というのがあります。開発しようとする泉源から、市長が別に定める距離を半径とした円にある自治会及び泉源所有者となっています。モニタリングの範囲は泉源から半径3kmです。住民説明会は2kmなのか、1kmなのか、答弁を求めます。

**○市長公室長（渡部徹也）** 資源エネルギー庁が定めているガイドラインでは、半径3km以内にある、事業地から一番近い泉源を2か所以上、モニタリングしてくださいということになっているようです。3km先の地点をモニタリングしなさいということでは、現実的にはなっていないところでありますけれども、この説明の範囲というものについては、行われるその発電事業の規模等々によっても、柔軟に対応して検討していかねばいけないなというふうに思っているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 市長が定める距離とあります。職員のさじ加減でできるんですよ。だから、私は南迫田のときに、玉利も高野原も中小路も柳田もあるということを同僚議員と心配しました。指宿は砂楽があります。砂楽まで影響があったら困りますので2kmとか、入れるべきじゃないかなと。ここに数字がありません。数字を入れる考えはないのか、答弁を求めます。

**○市長公室長（渡部徹也）** 市長が定める距離については、要綱のほうで数字を定めておりまして、現状は指宿地域では、半径200m、山川地域では、成川浜を除いては半径150m、開聞地域でも半径150m、その範囲内にある自治会の皆さんに説明をするというふうに定められているところです。先ほども申し上げましたように、その発電の事業規模等々によっても説明の範囲というのは変わっていきますので、砂楽へも影響がある可能性が懸念される、そのような事業があった場合には、当然ながら広範囲において説明をしていかなければいけないというふうに考えております。

**○14番議員（新川床金春）** 環境省の説明では、指宿市温泉の保護及び利用に関する条例はよくできていると言われました。昨日、条例の見直しを指示したと市長から伺いました。さらに内容を厳しくするため、草津町温泉使用条例と温泉資源の保護に関する条例を参考に、早急に条例改正する考えはないか、市長に答弁を求めます。

**○市長（打越明司）** 今、るる、指宿の条例についてのやり取りが行われましたが、まず、結論から言いますと、条例は改正します。その中身については、やっぱりこの、途中から、どうもこの境界線の当たりのテーブルに乗せるべきものも含めて、どういうふうに分けているの

か、よく分からなくなっているという部分もあります。本来この要綱の中には、可能な限りをこの議論ができるように、施行規則の第3条に五つ掲げていますね。その中に、全各号に掲げるもののほか、事業計画又は変更事業計画に関して、必要と認められるものについて、というふうに書いて、これを協議会でやりなさいというふうに書いていますけれども、それが十分に生かされていない面もあるなというふうに思います。

もう一つは、ちょっと議員の皆さんや、恐らくは聞いているであろう市民の皆さんにもです、お話をしたいんですが、この資源に関する、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例というのが、まず、基本にあります。その次に、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例施行規則というのがあります。さらには、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する要綱というのがあります。さらには、指宿市調和のとれた地熱活用協議会に関する要綱というのがあります。4階建てになっている。これも含めてですね、やっぱりできるだけ簡素化して、分かりやすく、明確にしていってほしいなというふうに思いますので、条例の改正については、できるだけ勉強して、今、勉強不足だという指摘もありましたけれども、私も知らないこともたくさんありますので、一緒になってですね、よく勉強をしながら改正をしていきたいと思えます。併せて、やっぱり名は体を表すと言いますが、指宿市調和のとれた地熱活用協議会という名前に、名称はなっていますけれども、やはり、地熱も蒸気も、これも、温泉も、全部、その地球のエネルギー。この全てはですね、テーブルに乗せられるように、一番ふさわしい、中身にふさわしい名称変更もですね、協議会の名称についても、何かこう軸足をどちらに、何か誤解を受けるようなですね、名前ではない方向で、いい名前に、名称変更もしたいなというふうに思っています。

先ほど、議論ができるっていうのが、ここで地熱や蒸気や温泉活用をする、様々な方々に対して、地域貢献たる、その何て言う表現でしたかね、そこであげた利益の一部を還元する方策について、これを協議会で議論するというふうになっていますけれども、これも私の常識の中で言いますと、その活用された事業者が、仮に例えばとつても儲かりましたと。それについて、協議会におられる方々っていうのが、温泉に関りのある、いわゆる既得権の方々も入っていますし、温泉に造詣の深い先生方もおられる。ここで幾ら寄附しなさいとか、儲かったうちの何%をやりなさいとかいう話をするのは、どう考えても私は馴染まないと思えます。だから、それは違う場所で、やっぱり、いろんな個人又は事業者がそういったものを活用して、指宿の資源から非常に多大な利益をあげたり、いろんなことをした場合には、様々な形で地域への還元や地域貢献を促すと、これだけは、こげんせい、あげんせいということはないかな言えない。少なくとも、税としてそれを定めるにはですね、総務省は恐らくそれを認めることはないと思えますけれども、やっぱり、できる限り、しかし、それでも、やっぱり指宿は資源を活用して、もし、そういったことがあるのであれば、是非、いろんな

地域への貢献や協力をしてほしいということ、そういう場所は、また違う方法で、それをお願いしたり、促すという必要もあるのかなと思いますので、様々にこの見直しの観点があると思いますので、いい条例を改めて定めてまいりたいと思いますので、その内容については、また、この議会で十分に御審議いただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○14番議員（新川床金春） モニターをお願いします。山手にある企業の関連会社について、昨日は数本と説明がありましたが、地熱発電、バイナリー発電用が3本、浴用の利用として、新規掘削及び替掘を含めると、黄色い色をついた11本を回る温泉掘削申請が出ています。その中で、1本は、温泉浴用がバイナリー発電に使用されていますが、私が4月21日、市長室で室長にあの蒸気は何かって言ったら、私は知りません、言いました。令和2年度にバイナリー発電の審議をしているのに、知りませんというのはどういうことなのか、答弁を求めます。

○市長公室長（渡部徹也） 確かに、議員から写真をお示しいただきまして、これは何か知っているかと、把握しているかと聞かれました。その日、すぐにそのあと、議員からいただいたお電話でもお詫びは申し上げたんですが、本当にそのとき、私は失念をしております、その案件についてですね、深く反省をしたところでございます。改めて、また、この場を借りて、その点についてはお詫びを申し上げます。また、しっかり勉強してまいりたいと思います。ただ、その後、この内容について確認をしまして、実はこういうことでしたということは、議員のほうにはお伝えをさせていただいたところでございます。

○14番議員（新川床金春） 皆さん、南迫田地区のバイナリー発電の温泉水には、スケールを除去するために除去剤が充填されます。人間の血液に例えるなら、血液サラサラの薬を飲んでいく状況になります。圧力をかけて、地下に。

○議長（下川床泉） 時間が来ておりますので、完結をお願いいたします。

○14番議員（新川床金春） 圧送しております。地下水、温泉水帯に汚染が行くんじゃないかと心配しておりますので、定期的な点検、年6回ぐらいはして、水質汚濁をないようにしてください。よろしくお願いいたします。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時48分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、山本敏勝議員。

○3番議員（山本敏勝） 3番、山本です。よろしくお願いいたします。今年の梅雨は例年になく16日間という短い梅雨でしたが、それだけ暑い夏が長くなったということになります。昨今の夏は気温が高く、熱中症や熱射病になるリスクが大変高い状況になっています。また、

日本の各地においても、体温より高い気温が予測されているところが多くなっている状況を見ても、やはり地球温暖化の影響は、今更ながらですが、如実に表れてきているのではないのでしょうか。この状況下の中で、カーボンニュートラルの実現はやり遂げなければならないことだと思います。株式会社九州電力さんでは、グループで2050年、カーボンニュートラル宣言をし、日本の脱炭素、CO<sub>2</sub>排出ゼロを目指しています。既に、川内火力発電所も稼働を止めている状況でもあります。私たち国民も、小さいながらも何らかの脱炭素に関心を持ち、実施していくことが、地球温暖化を食い止めることになるのではないのでしょうか。今、全国的に電力不足が懸念されている中、既に関東、東北、北海道では電力逼迫警報が出されています。電力供給が制限される恐れの中、不安を抱えながらの生活は気が気ではないと思います。九州電力さんによれば、電力の供給は、九州では賄えているということですが、節電の協力はお願いしたいということみたいですので、熱中症対策や体調不良を起こさないように気を付けながら、この暑くて長い夏を乗り切っていきましょう。

それでは、通告に従い、一般質問をいたします。

1の観光について。打越市長は、これまで、指宿選出の県議会議員や国会議員を歴任してこられています。議員時代にも、観光についてはそれなりの思いを持っておられたと思いますが、地方行政の首長となった今、これまでの立場とは少し違うと思いますが、本市の観光をどのように捉えているか、お聞かせください。

次に、2の学校跡地の利活用についてであります。これまで、統廃合後の利活用については、いろいろと同僚議員が質問を重ねてきていますが、はっきりとした方向性は示されていなかったと思います。今回、所管が教育委員会から総務部に移ったようですが、何らかの要因があって変わったのか。具体的な目的があって移したのか。その移った理由について、お尋ねします。

3のヤングケアラーについてであります。一般質問初日に同僚議員がお尋ねしております。重複質問となりますが、お答えください。

(1) ヤングケアラーについて、メディアで取り上げられており、厚生労働省が小学6年生、中学生、高校生、大学生を対象に調査を行っているが、本市は調査を行い、実態を把握できているのか、お尋ねします。

4のタブレット端末についてですが、こちらも昨日、同僚議員が質問をしておりますが、少し内容が違うものがありますので、お答え願います。

(1) 市内の児童生徒に配られたタブレット端末を用いた授業は、問題なく行われているか。また、成果は表れているか。そして、GIGAスクール構想において、タブレット端末等の導入、活用が進んでいるが、教育委員会のGIGAスクール構想に対する認識は。再度、確認したいと思うので、お答えください。

これで、1回目の質問を終わります。

**○市長（打越明司）** 山本議員から観光に対する捉え方についての御質問いただきました。議員御指摘のとおり、私も県議会以来、指宿市選出の議員として、観光については、例えば県議会の観光振興議員連盟を作ったりとか、様々なことで観光には大いに関心を持ち、活動をしてきた者の一人であります。

現在の指宿の状況については、長期化するコロナ禍の中で、指宿において観光及びこの関連産業が最も強く影響を受けた産業の一つであって、今はその回復をさせることが急務であるというふうに考えております。そのため、本市ではこれまで観光施設等に対して、感染防止策の補助や感染発生時での支援、市独自の認証制度の導入、地域経済を循環させるための様々な景気喚起策を実施してまいりました。本年度においても、指宿直割キャンペーンなどの事業に取り組みながら、コロナ禍の状況に対応してまいりたいと考えているところであります。

中長期的な指宿をどう見ているかということ言えば、指宿と言えば砂むし温泉、指宿と言えばいぶすき菜の花マラソンといったような、二つの大きな柱になる観光資源を有しており、全国的にも高い知名度を誇っています。おかげさまで、遠い地域、関東地域、都市圏においても、指宿の知名度は大変高いものがあります。このような素材はオンリーワンのものであり、ほかの地域との差別化という観点からの強い発信力があり、観光指宿が支えられてきたところの最大の要因であるというふうに思います。

一方で、日本百名山の一つである開聞岳、竜宮伝説が伝わる長崎鼻、九州最大のカルデラ湖である池田湖、砂州で陸続きとなる知林ヶ島など、国立公園に指定される美しい自然をはじめ、生産量日本一のオクラやソラマメ、カツオの本枯節に代表される山の幸、海の幸など、すばらしい素材が多く存在をしています。現在はこれらを磨き上げることで、観光指宿をさらにパワーアップすることができるというふうに考えているところです。また、地域で考えてみましても、本市は山川地域の鶴の港と呼ばれる山川港からヘルシーランドまでのこのゾーンは、非常に大きな特徴をもって、今や日本一の景観だと自負できるような状況ができておりますし、開聞地域の開聞岳を中心としたステージ、こういったところについても、まだまだ十分に活用されているとは言い切れません。こういうすばらしい素材、眠っているすばらしい素材をさらに磨き上げていく。さらに、分野で言えば、南北と東側を海で囲まれている地域ですけれども、この海の活用や海岸の活用が十分できているだろうか。あるいは看板となるような食の開発、あるいはその発信はできているかどうか。そういったことを考えると、ほかにもアウトドアでの体験、各種のアクティビティなど、いろんな視点を持ちながら、様々なすばらしい素材があるので、今回は予算を計上いたしまして、5年後、10年後に備えた方向性と戦略をしっかりと練り上げるための予算でありますので、それを中心にしながら、計画的に観光指宿をつくり上げていくということが大変重要だと思っております。

残余の質問については、教育長及び関係部長から答えさせていただきます。



**○教育長（吉元鈴代）** G I G Aスクール構想に関する認識についての御質問をいただきました。文部科学省はこれまで以上に社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難な社会へと変化すると予想される2030年以降に向け、子供たちが社会の変化を前向きに捉え、人生や生活をこれまで以上に豊かにするとともに、持続可能な社会の作り手となるためには、I C T機器を活用することが不可欠であるという認識が、G I G Aスクール構想を打ち出し、児童生徒1人1台タブレット端末を核とした整備計画を、平成31年から5年かけて実施する予定でありました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、現在、予定を前倒しして取り組んでおります。教育委員会ではG I G Aスクール構想を、これまで学校が培ってきた教育の実践に、1人1台のタブレット端末と高速大容量のネットワーク環境を取り入れることにより、子供たち一人ひとりの個性に応じた教育を目的とするとともに、これまで以上に教師と子供たちの力を最大限に引き出す教育を実現することであると考えております。

**○総務部長（下吹越寿）** 学校跡地の利活用の所管についてでございます。学校施設としての用途を廃止した財産管理の在り方につきましては、地方自治法第238条の第3項において、普通地方公共団体の委員会等は、その管理に属する行政財産の用途を廃止したときは、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長に引き継がなければならないとされております。このため、旧山川小、旧徳光小、旧利永小の3小学校は、学校施設としての用途を廃止したことから、教育委員会事務局から市長事務局へ移管したところでございます。

**○健康福祉部長（山元成之）** ヤングケアラーにつきまして、市ではヤングケアラーの実態調査をしたのかということでございます。ヤングケアラーとは、法律上の定義はございませんが、一般に、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子供とされております。近年、ヤングケアラーという言葉が聞かれるようになり、メディアでもたびたび取り上げられ、社会的にも大きな問題であると認識しております。国はヤングケアラーへの支援を実施するために、令和2年度に中学生と高校生、令和3年度に小学生と大学生を対象に実態調査を実施いたしました。また、県におきましても、本年9月に小学6年生から高校3年生までの1万人程度を抽出して、実態調査を実施する予定となっております。地域福祉課としましては、実態調査は実施していないところでございます。今後の調査につきましては、国や県、他自治体の実施したアンケート調査の内容等を参考にしながら、調査研究してまいりたいと考えております。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩	午後	0時04分
再開	午後	1時00分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○3番議員（山本敏勝）** 1回目のお答え、それぞれありがとうございました。

まず、市長の答弁の中に、指宿それぞれの特産品とか、地の利を生かした形で、今後、宝

となる部分がたくさんあると。その中で、観光開発というのも考えていきたいというような答弁をいただきました。私も、以前から観光についてはですね、周遊観光という部分で質問を何度かさせていただいております。今度、市長も変わられたということで、打越市長に、改めてですね、今後、もし手を付けていこうというようなことがあれば、まず、どっからかなというようなお考えがあればですね、お答えいただきたいと思います。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 観光部分については、様々な観光資源が本市にはございます。先ほど市長も答弁されたように、開聞岳、圧倒的な美しさに誰もが感動するような開聞岳とか、竜宮伝説が伝わる長崎鼻、九州最大のカルデラ湖である池田湖、砂州で陸続きになる知林ヶ島というような、様々な観光資源がございます。こういった部分を、どれからということではなく、全体的にですね、市の観光については取り組んでいければなというふうには思っているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** はい、ありがとうございます。

それではですね、2番目、観光については（1）から（3）まであるんですが、ほとんど同じ枠組みでの質問になろうかと思いますが、まず、（2）の現在、ウイズコロナの中でですね、観光指宿市っていうものに、今後ですね、どのように魅力あるものにしていくのか。また、このコロナの終息を待っても始まらないと思うんですね。もう、このコロナっていうのは終息するっていうのは、もう考えられない状況でもありますので、それでも、今後ですね、そういった中で、どのような展開をしていくのか、お考えがあったらお尋ねします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 令和元年12月に端を発した新型コロナウイルス感染症の影響が予想以上に長期化し、本市の宿泊業を中心とする観光業の経営状況は非常に厳しいものとなっているところでございます。そのような中、国においては、G o T o トラベルの代替といたしまして実施されている県民割をですね、7月から全国に拡大する予定としているところでございます。当面、予定を管理しやすい添乗員同行のパッケージツアーに限定したインバウンドの受入も、6月10日から再開しているところです。このように、国全体として観光の動きが活発化する中で、本市といたしましても、短期的な取組としまして、直割キャンペーン等の観光消費喚起策を実施しているところでございます。

しかしながら、本市が持続可能な観光地として、今後も成長し続けていくためには、感染防止と経済活性化を前提とした、時代に即した新たな観光スタイルを確立させる必要があります。市では、今定例会におきまして、いぶすき観光の5年後、10年後を見据えて、その方向性等を協議するための予算を提案させていただいております。この予算が議決をいただけたら、官民一体となって、国内外からの観光客誘客はもとより、地域資源を生かした体験メニューや御当地グルメの開発、農水産物や特産品等の販売強化など、積極的に推進し、地域内の稼ぐ力を高めていける仕組みづくりを協議してまいりたいというふうに考えている

ところでは、また、それらの取組が展開されていく中で、指宿の観光地としての独自性や質が高まり、観光地としての地位が確立されていくものというふうを考えております。その結果といたしまして、リピーターや指宿ファンが増え、本市の交流人口や関係人口、ひいては定住人口の増加につながるものと期待しているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** 私は前からですね、指宿の観光についてですね、指宿の一つの部だけが考えていくのではなくて、市役所全体の中で、いろいろな部署と連携をとるべきではないかという質問をさせていただいておりましたが、指宿の観光は、今、お答えいただいた中でですね、様々な分野の方々が一緒になって考えるべきだというふうに私も思いますが、教育委員会や農政部、産業振興部などのですね、以前から私がお尋ねしている連携というのは、とれているんでしょうか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 市としまして、これまでもですね、歴史文化課や農政課、あるいは産業振興部の観光課等の関係部署が集まりまして、意見交換等を行ってまいりました。本年度においてもですね、指宿の観光の方向性について、より横断的に議論を深めるため、6月に若手職員を中心としたですね、庁内ワーキンググループを設置しているところでもございます。

**○3番議員（山本敏勝）** ありがとうございます。今、部長の答弁で、庁内ワーキンググループを設置しているというような答弁をいただきましたが、市民の中にはですね、本市の観光について、様々な考えを持った人たちがたくさんいらっしゃるかと思います。どういうふうな、指宿はどういうところをどういうふうにすれば、観光地として成り立っていくのになどか、いろいろなお考えを持った方々がいらっしゃると思いますが、そういった方々も含めた形の指宿の観光についての会議を行う。これは、昨年も私、質問させていただきましたが、ちょっとそのときの答弁をいただけませんでしたので、改めてここでお聞かせいただきたいと思っております。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 本市の観光産業につきましては、多くの方が携わっていることから、市民の皆様はもちろんのこと、多種多様な事業者の方々の協力をいただきながら、官民一体で観光地づくりを進めていくことが重要だというふうに認識しているところでございます。今定例会でですね、先ほど申しましたとおり、提案をさせていただきました、指宿の観光の方向性に関する取組に関する予算についてですね、お認めいただいたのちには、様々な産業、立場の方々にお声掛けさせていただきまして、目指すべき観光の姿や、その実現に向けた具体的な観光施策について協議してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** はい、ありがとうございます。今、官民一体で指宿の観光を考える会というものを進めていくというような御答弁いただきましたが、会をする中で、方向性や基本戦略などを決めるっていうのはよろしいんですが、それをどのように推進していくかをち

よっとお尋ねしたいと思います。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 指宿の観光の方向性といえるコンセプトや、その実現に向けた基本戦略に基づいて、短期、中期、長期に取り組むべきアクションプランの策定を進めてまいりたいというふうに考えております。その上で、アクションプランの実施に向けては、市民の皆様をはじめ、関係団体、事業者、行政などが役割を認識し、お互いの立場を尊重しながら、それぞれの分野で力を出し合える協力体制の下、進めていく仕組みを構築してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** そういった会議というのは、今、計画としてはいつぐらいにそれをつくって、年間どれぐらいのペースで会議を行っていくのか、今、計画がありましたら、お聞かせ願います。

**○産業振興部長（野元伸浩）** その指宿の観光の方向性として求める協議会というか、委員会を設置するわけですがけれども、この会議について、年6回程度を予定しているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** はい、ありがとうございます。年回、年6回程度を行っていくということですが、ただ会議を開くというだけでは、いつ、その会議をしていって、いつ、目標というものがなければ、常に、毎年6回、会議を開くだけで終わってしまうと思うんですね。何か目標を立てて、それをいつまでに、何年後にはやろうとかいようなものがなければ、ただ予算を使って、ただその会を招集するというだけではどうかなと思うんですが、それらの成果とか、どういう判断をもって、今後、取り組もうというふうに考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

**○市長（打越明司）** これまでのちょっと議論を分かりやすくまとめさせていただきたいんですが、実は今年、皆さんに見直しをお願いしている中にはですね、地方創生事業でもって観光づくり等をスタートをするという事業もありましたが、これについてはですね、まだ戦略がきちっとしていないということで、実は事業を引き取りをいたしまして、取り下げをいたしました。やっぱり観光地づくり、あるいはまちづくりをする際には、しっかりとした柱になる戦略や計画が必要だと。これに基づいて、やっぱりしっかりと長くはやっぱり20年後ぐらいまでの間に、町というのはこう育てていく、つくっていくと。しかし、来年、再来年、どうやって取り組んでいくかっていうことは、もっと具体的でもっと大事な話ですから、私が指示をしているのは、一つはまず市内にワーキンググループを作って、そして、例えば農政なら農政の、今度は市内の関わりの中で、そういうことに対して、積極的に関わって来る人。関わって、あるいは提案をできる人。あるいは、その活動に参加をしてくれる人。そういう方々をですね、ワーキンググループの中でも各分野に、やっぱりそれを見つけ出してほしいと。そして、そういう方々と一緒に、少なくとももう年末から年始、予算編成にも関わってきますから、来年度以降はそれをもう事業化できると。来年度以降に、改めて、今年や

ろうとしていた創生事業を、再申請するつもりでいます。そのときには、今年以上にちゃんと、やっぱり戦略的にやっていく。今度、戦略を作るために、デザインのほうで叩き台を、もう、去年からずっと、いろんな調査をしながら作ってきたわけです。途中まででき上がっているもの、あります。これも、せっかく努力をしてきたのですから、ここにはいろんな、アンケートを採ったり、いろんなことをして、出来上がってきた仮称観光戦略があるわけですから、これを土台にしながら、具体的なそのアクションプランという言い方をしましたけれども、来年度以降、具体的に取り組む事業を念頭におきながら、みんなで、これを急いでやろうということが分かったところから、もう事業化をしていこうというような形でつくっていく。だから、今年の中で一番、もう、大事な時期というのは、もう年末ぐらいまでに、もう、来年予算化できるということを念頭にやっていくと。だからこう、いつするか分からないような話をするというよりは、特に急がなければならないものから順番に、きっちりと答えを出して、すぐに取り組んでいきましょうね。また、先ほど言ったように、いろんな分野に跨っていますので、例えばその、昨日議論になった、この駅前から摺ヶ浜までの間とか、海岸線を生かした事業とか、いろんなものが別の所管の事業として行われていきます。そういったものとのすり合わせをちゃんとしていかないと、やっぱりこっちはこっちの方向を目指したけれども、戦略を作ってみたら全然違うことになっているということでは困るので、だから、そういったいろんなほかの事業があることも承知の上で、そこでのやっぱりすり合わせもして行って、指宿市として、単独事業としてこういうのをしたらどうですかといったようなことも、やっていかなければならないと。そうやって、少しずつ、少しずつ、その戦略を基にしながらやっていこうと。こういう、今、流れで取り組んでもらっていると。今までは、この、どちらかというアウトソーシングで計画を作るのが多かった。どちらかという、そういう計画を作るところを専門にしているような、そういったところに頼んで書いてもらうというケースもありましたけれども、今回はちょっと指宿の市民が、市役所も、地域の方々も一緒に汗を流して、自分たちでプランを作ろうと。やっぱり自分たちで作ったものを自分たちで実現をしていくということが、非常に大事だということで、そんな形で、今、進んでいるということです。よろしくお願いします。

**○3番議員（山本敏勝）** ただいま、市長のですね、本当、頼もしい御答弁をいただきました。正直、私も今までですね、何回かこういう形での質疑という、質問というのはさせていただいておりました。正しくですね、今、市長が答弁していただいたような形で進めて行っていただければ、指宿の観光というのは、前に進むのではないかというふうに思います。

ただ、この中で、今、市長が市のほうで市民と一緒に、地元の人たちがという話もありましたけれども、県外の方とかですね、市外の方々から指宿を見たら、指宿ってのはたくさん、観光の宝庫、もったいない部分がたくさんあると。未開発の部分がたくさんあるというふうにお聞きします。そういった中でですね、そういった会議には、市外の方も、

そういった方々の意見も聴けるような形のお考えはないか、再度、お尋ねします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 今、議員のほうからもありましたように、市外の方ということもでございます。こういった会議を設けるに当たって、市民の皆様や市内の事業者が中心になるかとは思いますが、交流人口や関係人口、定住人口の拡大といった観点からですね、移住された方や、ワーケーションに取り組まれている方、県外に居住する指宿ファンの方などもですね、様々な話し合いの場をもてればというふうに考えているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** ありがとうございます。

もう一つですね、観光についてっていう中でですね、現在、農政部のほうで取り組んでいる棚田振興の事業に関して、指宿の観光資源にもなるっていうような、令和4年の1回目の定例会で答弁していただいておりますが、棚田を観光につなげるとするならば、どのような、今現在、考えがあるのか、お聞かせください。

**○農政部長（寺田昭宏）** 棚田を観光へどういうふうにつなげるか、という御質問ですが、都市部にお住まいの方々が美しい自然環境やスローライフを求め、農山村地域で余暇を過ごすなど、農村の価値や魅力が再認識されている中、棚田の持つ自然豊かな景観や農村に由来する体験活動は、観光につながるものと認識しております。そうしたことから、現在、食育と自然体験をテーマに、例えば作物の植え付けから収穫に至るまでの様々な農作業を子供や家族向けに体験メニュー化できないか、検討しているところでございます。また、本年3月には地域おこし協力隊が交流活動の拠点整備を目的とし、尾下集落の旧商店のリノベーションを完了しており、今後、農作業体験の拠点、地域内外の交流の場として活用を見込んでいるところでございます。なお、新永吉と尾下の棚田には、ゲンジホテルが生息し、全国に先駆けて飛翔すると言われており、過去にも周辺地域の観光メニューにもあったようでございますので、今後、こういった棚田資源を観光メニュー化する取組を推進してまいりたいと考えております。

**○3番議員（山本敏勝）** はい、ありがとうございます。今は農政部長のですね、答弁の中に、食育という言葉が出てきましたが、よく食育っていうのはPTA、教育委員会のほうでも、子育てに対して食育っていうのを、よく言われるんですが、この食育と、農政部が言っている食育っていうのは一緒なんですか、違うんでしょうか、お答え願いたいと思います。

**○農政課長（鴨崎一郎）** ただいまの御質問ですが、市では食育基本法に基づいて、平成30年から10年計画の食育基本法というのを策定をしております。その中で、特に具体的な取組といたしまして、家庭であるとか、それから、児童施設、学校、それから、地域、それと行政と、それぞれの役割分担をしながら、るる、取組を進めていきたいと思います。柱といたしましては、その中で健康で豊かな食生活の普及、啓発。これ、

ライフステージに応じてということ、正にその生まれてから、亡くなるまでという、そのライフステージに応じた食育を推進しましょうということになっております。さらに、その食育の中で言うと、地域の食に関する理解促進ということで、私ども、特にこの農政部として進めなければならないのは、こういった中で、その農林漁業体験の推進をしたり、それから、地域に根差した食文化の普及、継承をしていくというふうなことになります。さらに、地域の農林水産物の利用促進ということで、地産地消の推進をしましょう。最後に、食の安心・安全確保対策をしましょう。こういう柱がございまして、先ほど申し上げたとおり、私どもが進める、この農政としての取組は、2番目にある、この地域の食に関する理解促進ということでございます。なお、昨年度実施しました、そういった意味で、山川小学校のですね、コロナがございましたけれども、中止にしたプログラムもございしますが、10月にはですね、山川の児童、それから、御家庭の保護者の方々、総勢42名の参加をいただきながら、稲刈りの体験をしたりとか、それから、9月、その前にはですね、ソバの植栽、もろもろ、そういった自然との戯れというところで、いろいろ活動している。こういったことが具体的な取組なろうかと思えます。

**○3番議員（山本敏勝）** はい、ありがとうございます。食育と言えば、PTAもですね、地産地消とかいろいろありますので、農政部との連携をとってですね、そちらのほうにもつながっていただければありがたいなと思えます。

尾下地区に関しては、道路がありますので、車で下りていくってことはできるんですが、この棚田の中で、新永吉、道路はあるんですが、1台、ようやく下りて行ける。下りて行ったらUターンするのちょっと大変だな、そういうところを観光につなげるっていうのはなかなかだと思んですが、その辺りのなんか、お考えというのはあるのでしょうか。

**○観光課長（上川床聡）** 今の御質問でございます。現在、池田湖周辺におきましては、水上アクティビティを提供する事業者が2か所ほどございます。また、市内の中には、観光体験を提供、それから、コーディネートをするNPO法人もございます。観光課といたしましては、そういった方々と連携をした体験メニューというものを、現在、模索しているところでございまして、そういった中で、この棚田振興、こちらに従事されている方々との連携を図りながら、新たな体験メニューの造成がされていくことというのは、池田湖周辺の賑わいの創出につながるのではないかというふうに考えております。これ、あくまでも例えばですけども、そういった水上アクティビティをやる、そこをハッチとして、棚田まで湖のほうをこう渡していくとか、そういったこともあるのではないかというふうには考えておりますけれども、今後は各、それぞれの事業者との協議の上で、そういった商品造成もできればなというふうには考えているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** はい、ありがとうございます。今、課長の答弁を聞くとですね、前々から私が言っている池田湖周辺の歴史、文化、それと、今ある観光、いろんな農政部、それ

それぞれお互いにですね、協力し合ってつくっていく周遊観光という部分に関しては、池田湖というのはすごくいい宝庫だろうというふうに考えます。先ほど、市長からも力強い答弁をいただいていますので、そういう部分とつなげていけば、まず、一つ、そっちのほうの方向性というのは、もう見えてきているんじゃないかなっていうふうに思います。近いうちに、県の事業で施設が出来上がるかと思えますけれども、そちらも含めてですね、やっていただければ、指宿の観光の足掛かり、再生の足掛かりになるんじゃないかというふうに思いますので、我々も一緒になって、考えていたり、協力させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。これに関して、もう答弁ありませんので、次に入らさせていただきます。

次に、学校跡地の利活用についてであります。先ほど部長のほうから三つの小学校は、学校としての用途を廃止したので、教育委員会から市長事務局のほうへ移したということでしたが、移った場所っていうか、部署、もしくは担当している課っていうのはどこになるのでしょうか。

○総務部長（下吹越寿） 総務部の経営改善推進室でございます。

○3番議員（山本敏勝） 経営改善推進室が担当しているということですが、先日、県内を話題にしていたテレビ番組で見てみました。南九州市の川辺町のほうですね、確か、中学校だったと思いますが、廃校になったところが活用されているってような紹介がテレビで放映されていたところ。また、さつま町のほうにはですね、小学校の廃校跡をですね、きららの楽校、きららの楽しい学校の校ですね、きららの楽校ということで、宿泊施設を活用しているところもあります。ここに関しては、実際、私、今年選挙が終わったあとの2月ですね、ちょっと電気の仕事の関係で、実際、宿泊してきました。すごくですね、感じのいいふうに造っておられまして、さつま町ですから、冬ですから、すごく寒いというイメージがあったんですが、確かに雪が降っていた中でしたが、全然寒さを感じなかったですね、すごくあったかくて。ただ、寝るところが、私が太っているせいか、寝返りを打つのがちょっときつかったっていうのがありましたけれども、それぐらい、うちの仕事の仲間がそこに10人ぐらい、ずっと1か月半ぐらい宿泊させたんですけれども、安くて泊まれる。また、地元のお母さんたちがですね、食堂も賄ってくれて。お風呂は学校ですので、なかったんですが、シャワールームは、シャワー室はありました。冬ですので、シャワーってなるとちょっと寒いので、どうすればって言ったら、近くにですね、車で2分ぐらいのところに温泉施設があると。また、もう一つ、校庭はどういうふうにするかなと思うと、今、流行りのキャンプですね。休みの日になったらですね、校庭にですね、30張りぐらいテントを並べて、キャンプに来る方が結構いらっしゃったんですね。そういうことを、上手く活用しているんですが、山川地域のこの三つの小学校の跡地についてはですね、今後の利活用に向けて、どういった計画を持っているのか、ありましたら、お聞かせいただきたいと思えます。



**○総務部長（下吹越寿）** 今、議員のほうからも閉校3校の跡地活用についての、いろいろなこう、県内各市の取組等の紹介がありましたし、また、昨日も議員のほうからも、小学校、中学校を合宿施設として使えないかというような御提案もありました。これまで学校跡地等の有効的な利活用について、必要な事項を調査及び検討するため、職員による学校跡地等利活用検討プロジェクトチームを設置し、各地区において出された要望等を踏まえ、利活用方針の素案を作成してきた経緯がございます。今年度に入り、この素案を基に、学校跡地利活用等基本方針案を作成いたしましたして、6月1日から6月30日までの30日間、パブリックコメントによる意見を募集したところでございます。現在、いただきました御意見等を参考に、今月末を目標に基本方針の策定に向けた作業を進めております。なお、基本方針の策定後は、民間事業者等による利活用策を含め、検討してまいりたいと考えているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** ありがとうございます。私は以前からですね、学校の閉校とその後の活用の検討というのは、やっぱり同時でやっていくべきであろうという、以前から考えていましたが、大体、今、いただいた答弁によりますと、活用に向けての検討はこれからだということのようです。この学校の跡地をどう使っていくのかということについては、地域の皆さんもとても注目しているというふうに思うんですね。今後、コロナが縮小というか、終息は難しいと思いますけれども、だんだん収束に向かっていくに至っては、インバウンドの回復も見込まれてきますし、また、少しずつであります、今後、明るい兆しが見えてきているとは思いますが、こうした中、民間を活用することで、地域の活性化が期待できますし、また、地域の皆さんに明るい話題をお届けすることができるのではないかと思います。そこで、お尋ねですが、民間の力を借りてと言いますか、民間の活力を生かした活用についての考えはないか、お聞かせいただきたいと思っております。

**○総務部長（下吹越寿）** 議員御指摘の民間活力を生かした学校跡地の利活用は、本市にとっても、また、企業誘致がもたらす雇用拡大といった視点からも非常に有益なことでございますので、方針策定後はできるだけ早く、民間事業者の皆様から広く御意見や御提案をいただくことで、市場を把握するスタンディング型市場調査などを実施しながら、市や地域への貢献度などを考慮し、利活用の方策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** はい、ありがとうございます。この学校跡地のことについてはですね、スピード感をもって取り組んでほしいなというふうに思います。経営改善室としていつまでにどうするか、あるいはどうしていきたいかというような、利用についてですね、実質的な目標があるのか。あるとすれば、お伺いしたいと思っておりますが、お願いします。

**○経営改善推進室長（木下英城）** 御説明申し上げますが、現時点におきましては、具体的な利活用の時期についての答弁は難しいところでございます。今後、できるだけ早く検討を行いまして、具体的な時期が決まりましたら、議員の皆様や市民の皆様にお知らせをしてみたいと考えているところでございます。

○3番議員（山本敏勝） はい、ありがとうございます。スピード感をもってやってほしいところではありますが、今、答弁をいただいた中では、活用していくにはまだまだ時間が掛かりそうな印象を受けましたが、時間が経てば経つほどですね、施設というのは、建物は特に老朽化していきます。その施設の老朽化だけでなく、敷地内もやっぱり荒れていくのではないかと。間違いなく荒れていくと思います。現在、どのような管理を行っているのか、お尋ねをいたします。

○経営改善推進室長（木下英城） 現在の管理について、御説明申し上げます。地域の皆様へできるだけ御迷惑の掛かることがないように、草払いなど定期的な環境整備作業を行っているところでございます。このほか、電気、水道、トイレ、エアコンを含む施設全体につきましては、月1回程度でございますが、施設の点検を行っているところでございます。

○3番議員（山本敏勝） はい、ありがとうございます。時間が掛かるかもしれませんが、やはり地域ですね、皆さんのためにも、スピード感をもってやってほしいなと思います。また、いろんな形での利活用の方法があるかと思いますが、是非ですね、民間事業者による利活用についても前向きに検討していただき、積極的に取り組んでもらえるよう、要望としてお願いしておきます。どうもありがとうございました。

次に、ヤングケアラーについて、移らさせていただきます。新聞によると全国的には小学生15人に1人、中学生17人に1人、高校生4人に1人のヤングケアラーの児童生徒が存在し、学校生活や健康状態にも影響を及ぼしていると書かれていました。指宿の実態について、また、改めてお尋ねしたいと思います。

○教育部長（紺屋聖一） 教育委員会といたしましては、昨年5月、市内各学校にヤングケアラーに対する調査を行いました。この調査につきましては、家庭内のデリケートな事案でございますので、学級担任への調査を行ったところでございます。その報告の中で、家庭の状況により家事等の手伝いをしている児童生徒が見られるなど、気になる子供がいたところでございますが、その後の教育相談の結果、ヤングケアラーと言われる子供ではないという報告を受けたところでございます。今年度に入り、家庭環境が変わり、ヤングケアラーと思われる児童生徒を学校が把握し、学校、地域福祉課、スクールソーシャルワーカーや鹿児島中央児童相談所等と連携を図り、対応をしている事案が1件あるところでございます。

○3番議員（山本敏勝） 実態の把握について、民生委員などに協力を求めることはできないのか。また、民生委員が地域を見守る中で、家庭の状況を把握していると思うんですけども、聞き取りなどで実態を把握できないかという点を、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○健康福祉部長（山元成之） 民生委員は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている方々でございます。なお、民生委員は児童委員も兼ねておりますが、ヤングケアラーの定義につきましては、国においても規定されているものがないことなどから、民生委員それぞれ

におきまして捉え方が異なる可能性もあると考えております。このようなことから、民生委員には、まず、ヤングケアラーがどういったものかということを知っていただくために、民生委員の研修会などの際に、情報を提供していきたいと考えております。なお、7月4日から指宿地域におきまして始まりました地区会で、ヤングケアラーにつきましてもの説明を行い、今、意見交換をしているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** はい、ありがとうございます。小・中学校は教育委員会で相談があれば、把握できるかと思うんですけども、高校は県の所管となり、なかなか把握するのは難しいと思いますが、高校に関して、地域福祉課のほうでその辺りの調査とかいうのは、できないものなんでしょうか、答弁をお願いします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 高校生の実態把握につきましては、義務教育とは異なり、その把握が難しいと考えております。高校生につきましては、国や県、他自治体が実施しておりますアンケート調査の内容等を参考にしながら、まず、調査研究してみたいと考えております。

**○3番議員（山本敏勝）** はい、分かりました。

次に、2番目の事案に対する対策はどうなっているかっていうところなんですけど、実際、そういう事案が発覚したり、今、何件かあるということですが、そういうときの具体的な対策というのはあるんでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 本市では要保護児童の早期発見や適切な保護、又は、要支援児童等の適切な支援を図るため、関係機関が情報交換をするとともに、それぞれの役割分担を行うなど、適切な連携の下で対応ができるよう、指宿市要保護児童対策地域協議会の実務者会議を毎月開催しております。その中で、ヤングケアラーについての相談等があった場合には、個別ケース検討会議を開催するなど、関係機関と連携をとりながら対策や支援を行っているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** では、教育委員会のほうにちょっとお尋ねなんですけど、ヤングケアラーは児童生徒が声を出さないと表に出て来ない、難しい問題であると思うんですけど、事案に対するこれまでの対応とか、今後の対応策については、教育委員会としてはどのように思っているのか、お答え願いたいと思います。

**○教育部長（紺屋聖一）** ヤングケアラーと思われる児童生徒を発見した場合は、早期に学校、地域福祉課、スクールソーシャルワーカーや鹿児島中央児童相談所等と連携し、必要に応じてケース会議を行い、適切な支援に努めているところでございます。今後につきましても、管理職研修会や生徒指導主任等研修会など、機会を捉えて、ヤングケアラー対策について再確認し、各学校においても、いままで以上に実態把握に努めるよう、指導してまいりたいと考えております。また、各学校においては、教育相談体制を充実させるとともに、様々なアンケートにヤングケアラーの実態把握ができるような質問項目を追加するなど、教育相談の

内容についても再考し、早期に発見するよう指導してまいります。

**○3番議員（山本敏勝）** ヤングケアラーというものは、今までなかなか、こういう言葉っていうのはなかったんですけども、家庭でのお手伝いがだんだんエスカレートしていったら、それに保護者などがですね、子供に頼り切ってしまう。そういう形が、だんだん、こういうヤングケアラーというものにつながっていったのではないかと思いますので、学校での不登校とか、そういう中にも、もしかするとそういう事案があるのかも分かりませんので、今後ですね、十分気を付けて、このヤングケアラーですね、子供たちが被害を被らないように、是非、行政側も気を付けて行っていただきたいと。また、PTAなどにもですね、是非、協力を求めていますね、やっていただければなと思います。この問題に関しても、市長も、議長もですが、私も県のPTA連合会の副会長という立場でですね、長年、やっておりますので、県でもPTAでそういう話題も出ておりましたので、是非ですね、1人でも少なく、こういう問題にならないようお願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。タブレット端末についてですが、昨日も同僚議員が質問しております。その中でですね、重なる部分もあるかと思いますが、お答えいただきたいと思えます。児童生徒がですね、授業について、タブレット端末を技術的な格差がなく使用しているか。また、成果というものがどのように表れているのか、お尋ねいたします。

**○教育部長（紺屋聖一）** 各学校ではタブレット端末の基本的、応用的活用方法や情報モラル教育など、全体計画や年間計画などを作成し、各学年の実態に応じた指導を行っており、現在、各学校から授業におけるタブレット端末の使用に関して、児童生徒間の大きな技術的な格差についての教育委員会への報告はないところでございます。また、児童生徒への授業に関するアンケート調査において、タブレット端末等ICT機器を活用した授業に対して、とてもやりがいを感じる、やりがいを感じると回答した児童生徒は86.2%であり、タブレット端末を使うことで、個に応じたドリル学習を実施できたり、児童生徒の授業への意欲が高まったりしているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** はい、ありがとうございます。

次にですね、3、(3)のほう、先にお尋ねしたいと思います。教員ですね、学習指導要領の一定化というのは、県がタブレット端末などを使用して、授業をするのに、指導する力を高めるなどに、何らかの手立てっていうのは行っているんでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 教育委員会では、全ての教員がタブレット端末等を活用した授業での指導力を高めるために、学校の要請に応じて、令和3年度は126回、指導主事を派遣し、校内研修の充実と、授業におけるタブレット端末等の活用促進を図ってまいりました。今年度も積極的に指導主事の派遣を行っているところでございます。また、市情報教育担当者会にて、実践的な研修も実施しております。加えて、アプリ納入業者が市内全学校を訪問し、使用上の課題について相談する機会を設けるとともに、常時活用できるオンラインコンテンツ

を活用した研修や、講師を派遣し、校内研修を行い、指導技術の向上を図っているところでございます。さらに、県総合教育センターが実施するタブレット端末等を活用した指導力向上のための研修への積極的な参加を呼び掛けるとともに、教育委員会が後援する教員の自主研修団体において、授業でタブレット端末の活用アイデアを学ぶ研修会を開催し、指導力の向上を図っているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** はい、ありがとうございます。なぜ3番を先に聞いたかという部分もあるんですが、次、2番目にですね、ここをちょっと聞きたかったんですが、タブレットってというのは、県内全域に配られているんですが、その指導方法ってというのは、各教育委員会に任されていると思います。そうなったときに、各市町村、私も議員仲間がですね、県内に何人か議員をやっている人たちがいらっしゃいまして、この間もちょっと話をしたんですが、そこで、タブレットの指導要領が各教育委員会ごとに違うとなったときに、学校の先生たちが異動したときに、指導に困るのではないかというような意見を我々、出し合ったんですが、そういう部分では、導入されているソフトウェア、各教育委員会での裁量で導入されていると思うんですが、異動や転校などに対応した導入ってというのは行われているんですか。その辺りをお尋ねいたします。

**○教育部長（紺屋聖一）** 教育委員会では、国のGIGAスクール構想の標準仕様書に示された学習ツールは全て導入しており、教員の異動や児童生徒の転校等にも対応できるものと考えております。ソフトウェアの技術は日々進歩しておりますので、今後も近隣他市の動向を調査し、児童生徒や教員にとって、より効果的なソフトウェアの導入について調査研究を行ってまいりたいと考えているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** はい、ありがとうございます。

では、もう最後の質問をさせていただきます。近隣の他市町村とのタブレット端末活用について、意見交換などはしていらっしゃるのか。南薩地域4市、特にですね、南薩、やっぱり近隣ということで、意見交換とかいうものはしていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

**○教育部長（紺屋聖一）** 南薩地区4市では指導主事研修会等でタブレット端末の活用促進や職員研修の充実策、ICT機器や新しいソフトウェアの導入等、GIGAスクール構想に関係する内容について情報交換等を年6回行っているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** はい、ありがとうございます。このタブレットを導入して、学校で教育をやっていく。我々議会でもタブレットを使った議会の進め方というものを、県内でもいち早く取り入れてやっているわけですけども、子供たちがこういった教育の場でタブレットを使って、少しでもですね、成長していくというものを期待して、まず、子供たちだけではなく、やっぱり教員がですね、しっかりとそこを把握して、いい授業をしていただけるように努めていただきたいということを要望して、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時03分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、西森三義議員。

○12番議員（西森三義） こんにちは。12番、西森です。私はくじ運がいいことから、令和4年第2回定例会で一般質問のトリを務めることに感謝するとともに、今回も市民の声を執行部に届け、質問をできる機会をいただきましたことにも感謝いたします。昨日、同僚議員が緊張するとの発言がありました。この質問席は何回立たせてもらっても緊張するものです。いつも初心を忘れず質問していきますので、執行部の前向きな答弁を期待いたします。

それでは、これから、通告に基づき、順次質問をいたします。

まず、農業振興策について、であります。ロシアのウクライナ侵攻が引き金となり、食料危機が広く叫ばれるようになりましたが、これまでも世界各国において、大洪水や干ばつ等で作物に被害が発生し、輸入大国日本は必要とする穀物類の確保に苦勞されたと思います。今後においても、今回の侵攻に限らず、異常気象等により作物等への被害が発生し、日本への輸出がストップされることが考えられることから、日本でも食料自給率を上げる取組をするべきだと思いますので、指宿市においても、食料自給率向上に向けた対策は検討されていないか、お伺いいたします。前回の質問での回答で、指宿市の自給率は高い水準にあると認識しているものの、どうなっているか、併せてお伺いいたします。

私は議会選出の農業委員を3年務めさせていただいたとき、耕作放棄地の調査を行ったことがあり、現在も調査をされると思いますが、耕作放棄地の改善は図られているかについて、過去3年分の改善された面積はどうなっているか、お伺いいたします。

猟友会の会員さんから聞いた話では、魚見岳に出没しているイノシシは知林ヶ島から渡って来ているのではないかと言われましたが、知林ヶ島に生育しているイノシシ等の捕獲は検討されていないか、お伺いいたします。

今、テレビ等で多くの品物の値上がりについて、報道されている中において、先日、観葉農家さんから電話があり、肥料については自前で、有機堆肥で賄うことができるけれども、観葉に使用する資材が調達できずに困っているため、何か方策はないかと相談されたことから、知り合いに問い合わせしても、コンテナが入ってこないもので、対応できそうにないとのことでしたが、指宿市として、農業資材や肥料等への値上げの対応策は検討されていないか、お伺いいたします。

マイエンザは畜舎等の臭気を抑える効果や、台所の流し台に毎日使用することで悪臭がなくなり、ぬめりや油汚れが落ちると聞きましたが、マイエンザを農作物に使用したときの効果を把握されているか、お伺いいたします。

二つ目は、改修後の市営野球場について、であります。3月27日に市営野球場リニューアルオープン記念イベントについて、先の6月の広報紙に掲載されていましたが、私も5月の20日に立派に改修された市営野球場を見学し、気付いた点について質問をいたします。

まずは、改修前と改修後の利用状況はどうなっているか、お伺いいたします。

指宿市は、地域を活性化する目的と、交流人口を増やすため、スポーツ施設を造ったり改修を行いました。野球場を大いに利用してもらうための宣伝活動はどのようにされているか、お伺いいたします。

また、硬式ボールを使つての練習や試合でのファウルボールが球場の外に出る可能性があることから、硬式ボール等により走行中の車に損害が発生したときの補償は万全か、お伺いいたします。

それから、事故防止対策の一環として、ファーストとサードの車道側に防護ネットを設置できないか、お伺いいたします。

それから、岩本交差点が改良され、海岸線の道路を通行する車両が増えていますが、岩本交差点から海岸線に出る今和泉漁港前に、左側は篤姫駐車場、右側は市営野球場を含めたスポーツ施設エリアまで何kmですとの文言を入れた看板と、吹越地区の入り口に同等の看板設置はできないか、お伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** 西森議員から、るる御質問をいただきました。私のほうからは食料自給率の動向や本県、本市の状況について答弁をさせていただきたいと思っております。

国ベースでの令和2年度の国が示す最新の食料自給率は、議員の御指摘のとおり、カロリーベースでは37%、生産額ベースでは67%となっており、これらについて、令和12年度を目標に、カロリーベースで45%、生産額ベースでは75%まで引き上げる計画に、国のほうではなっているようでありますが、ちなみにここまでの推移について少しだけ触れさせていただきますが、ちょうど60年前、1961年時点です。このカロリーベースで考えますと、1961年が78%です、我が国です。そして、その20年後、1981年には52%。そして、その20年後、2001年には40%。そして、現在、37%。だから、20年おきに比較しても、確実に、カロリーベースについても低下をしている。生産額ベースについても、同じような状況で20年ごとに低下をしているという状況であります。一方で、国が公表している最新の都道府県別の食料自給率は、令和元年度の概算値にはなりますけれども、この中で、鹿児島県の場合はカロリーベースで78%、これは、国内で高いほうから第7位ということです。生産額ベースでは275%で、国内第2位となっているところであります。また、指宿市、本市の食料自給率につきましては、令和2年度の農林水産省食料自給率計算シートで海産物を除いて試算したところ、これは推定値になりますけれども、カロリーベースでは県の約1.5倍、もうちょっとあります。カロリーベースでは127%。生産額ベースでは、ちょうど鹿児島県の2倍になります、550%ということでございます。

ほかの質問につきましては、関係部長より答弁させます。

**○農政部長（寺田昭宏）** 市の食料自給率向上に向けた対策はどうなっているかという御質問ですが、本市の主要農産物はオクラやスナップエンドウ、キャベツ等の野菜であり、これらの野菜は高収益作物であるということから、年々生産が拡大している傾向にあります。一方、我が国が輸入に頼っている農産物は、主に穀類、豆類、果実等ではありますが、本市における穀類等生産については、主に収益性の課題から、国の制度等を活用しながら生産活動を維持しているといったような状況にあります。今後、国が目標としている食料自給率を達成していくためには、本市のような高収益作物に取り組む産地状況への対策も含め、国が進める施策等について注視していかなければならないというふうに考えております。

続きまして、鳥獣被害の関係になります。知林ヶ島のほうで駆除ができないかという御質問でした。今年の6月6日に知林ヶ島島内において、現地調査を行ったところ、イノシシと思われる形跡を確認しました。このことから、6月10日に知林ヶ島において、罠によるイノシシの捕獲指示を行ったところであり、猟友会からは島内10か所に括り罠を設置したと聞いております。現在のところ、捕獲されたという情報はありませんが、引き続き様子を見て、状況に応じて、猟友会と相談しながら対応していきたいと考えております。

続きまして、農業資材の高騰の対策についてであります。農業資材の高騰対策につき、つきましては、市としまして、現在のところ、農業資材の高騰により農業経営の影響が見込まれ、見込まれる認定農業者等に対し、無利子の支援金を貸し付けることができるよう、指宿市農業振興促進基金条例施行規則の一部改正を行うこととしております。また、農林水産省でも、全国10か所で生産資材、原材料高騰化における農林水産政策に関する地方説明会を開催しているところであり、市としましては、国や県の動向を注視しながら、どのような支援ができるかといったことについて、現在、検討を行っているところであります。

続きまして、マイエンザの効果についての御質問でした。マイエンザを農作物に使用したときの効果を把握しているかという御質問ですが、オクラ、スナップエンドウ、葉菜類など、様々な作物に対して微生物資材として使用されており、使用している方からは、病気が少ない、生育が良いといった感想を聞いているところでございます。

**○農業委員会事務局長（西村里志）** 耕作放棄地の改善は図られているかの質問に対しまして、農業委員会会長から委任を受けましたので、答弁させていただきます。農業委員、農地利用最適化推進委員によります農地パトロールが、毎年8月中に実施されます。このパトロールにより、耕作放棄地と判断されました農地面積としましては、令和元年度が175ha。令和2年度が164ha。令和3年度が135haとなっております。また、経営規模拡大意欲や農地の集積、集約化に取り組む担い手農家により、市単独の補助事業を活用しまして、再生されました農地面積としましては、令和元年度64 a、令和2年度58 a、令和3年度69 a となっております。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 野球場についてでございます。市営野球場につきましては、施設



の老朽化に伴いまして、改修工事を行ったところです。その改修工事の改修前と改修後の利用状況についてでございますが、昨年12月19日の供用開始から5月末までの約6か月間を、改修前の同じ時期と比較いたしますと、改修前が47件、1,697人に対しまして、改修後が83件、2,956人で74%の増となっているところでございます。

続きまして、利用してもらうための宣伝活動でございますが、これまで市民に対しましては、広報紙で3回、オープニングイベントで市内向け、市外向けの開催を行い、それぞれに宣伝を行ってきているところでございます。令和3年12月に市内向けのオープニングイベントとして、市内のソフトボールスポーツ少年団と中学校野球部に依頼し、市民名誉賞受賞者の福岡ソフトバンクホークスコーチであります田之上慶三郎氏による野球教室や、市内中学生の野球交流試合を、電光掲示板を使って実施したところでございます。令和4年3月は市外向けのPRとしまして、スポーツコミッションいぶすきが呼び掛けをし、県内の中学生硬式野球団体のボーイズリーグとヤングリーグの選抜選手による初めての交流試合が実現したところであります。併せまして、野球場や市の特産品等をPRするため、両リーグの本部役員をはじめ、指導者や保護者等に対して、電光掲示板を活用した新たな試みも行ったところでございます。その模様につきましては、新聞等にも大きく取り上げられたことによりまして、県民に対しましても、市営野球場PRとともに、少年野球を積極的に支援する町といたしましても、PRできたのではないかと考えているところでございます。

新たな利用増の取組としましては、スポーツコミッション指宿によるSNSでの情報発信の強化、24時間365日、いつでもどこでも、どこからでも閲覧できる動画を使った体育施設や合宿奨励金制度のPR、宿泊施設のリンクを張りまして、合宿希望者がこのサイトを見ればワンストップで情報を得られる内容をホームページに作成していきたいというふうに考えているところです。また、福岡、熊本県域を中心としました誘致活動や、市内及び県内の業界団体へ利用促進に向けた依頼なども考えているところでございます。

続きまして、硬式ボール等によって、走行中の車に損害が発生したときの補償についてでございますが、事故等が発生した場合の補償については、万が一の事故等に備える必要がございますので、市及び施設を管理する指定管理者では、第三者に対する損害保険に加入をしているところでございます。基本的な考え方としまして、施設側に瑕疵がある場合は市が、施設の管理業務中の故意又は過失による場合は、指定管理者が対応することになっているところでございます。

続いて、ファーストとサードの車道側に防護ネットを設置できないかでございますが、車道側への防球ネットの設置については、本部棟裏から3塁側の延長線上にかけて、約150m、高さも一番高いところで約15mのネットを設置しているところです。

続いて、看板等の設置の質問でございますが、看板等につきましては、鹿児島方面から本市で開催されるスポーツ大会等に車で来られる場合、多くの方が国道226号線の主要道路を

利用されて来られるのではないかと考えております。最近では、カーナビゲーションシステムを設置した車も多いことから、そのカーナビゲーションシステムを活用して来られる方も多いと認識しておりますので、現段階で体育施設等の案内看板を設置することは考えていないところでございます。

**○12番議員（西森三義）** 期待できるような答弁があんまりなかったです。これでは、市長のほうにも、また、答弁をいただきたいというふうに思っております。

それでは、これから2回目以降の質問に入ります。今、テレビや新聞等で米を粉にしてパンに活用すると言われていますが、県内にはですね、この米を粉にする製粉工場があるのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 米粉を加工できる製粉工場について、県等に照会し、独自に把握した製粉工場は県内に2か所ございます。

**○12番議員（西森三義）** 県内にも2か所の製粉工場はあるということでございます。そこですね、私はあるところで聞いたことなんですが、インディカ米というのがあるみたいですね。インディカ米を入れて作るパンはすごく美味しかったということを聞きましたが、このインディカ米を作付けさせる考えはないか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 県内の米粉製粉会社に確認しましたところ、現在のところ、インディカ米の取扱いは行っていないところでしたが、小麦の代用品として、今後、こういった米粉の需要は上がってくるものと考えられます。本市としましては、国の食料安全保障や食料自給率の向上の要請、これに付随する生産振興対策の動向等を注視しながら、どういった取組ができるか、調査研究してまいりたいと考えております。

**○12番議員（西森三義）** 今、部長が言われたようにですね、どうしても、先ほど市長も食料自給率のことについては答弁いただきました。非常に大事なことなんです。私たち人間は食べなければ生きていけないんですよ。だから、指宿は食料自給率は高いと言われても、国内にしてみりゃ、たった37%しかない、カロリーベースですよ、ということじゃやっぱり駄目なんですよ。以前から、食料自給率は45%と叫ばれていながら、だんだん下がってくるんですよ。だから、今、部長は調査研究をすると、このインディカ米にしても、こうすることによって、やっぱり食料自給率は上がってくるというふうに思いますんで、是非、調査研究だけじゃなくて、さらに一歩進んで、何とか作付できるようにですね、してみてください。そのためにですね、私はこの活用があるのかなと思って、地元のパン屋さんにインディカ米について聞いてみたところ、地元でインディカ米を作付するのであればですね、安心・安全が担保されるので、是非、活用したいとのことでしたが、再度、お聞きいたします。前向きに、調査研究だけじゃなくて、前向きに作付について取り組めないか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 今後ですね、このインディカ米を作付しているようなところがあれば

ば、そういうところをですね、是非、ちょっと調べて本市の作付に合うのか合わないのかというのをですね、調べていきたいというふうに思います。

**○12番議員（西森三義）** インドネシアで何か作付されているみたいですよ。インドネシアも指宿もあんまり温度は変わらんのじゃないですかね。そうすれば、作付は十分だと、これは私の考えです。是非、前向きに調査してみてください。

以前はですね、耕作放棄地をですね、畑や田に復元するためには、ユンボ等のですね、機械導入をするための補助金が、多額の金額で認められていましたことから、多くの耕作放棄地の解消につながったと考えられています。今も市の独自の補助金はあるんですね。確か、10a当たり3万円だったと思うんですが。それを、機械導入ができるようにですね、もう少し増額するなり、市長が言われております。ここにもですね、ふるさと納税の応援プロジェクト、すばらしい4名の写真が、なんか俳優さんみたいですよ、載っています。ふるさと納税がたくさん入ることを期待してですね、増額する考えはないか、お尋ねいたします。

**○農業委員会事務局長（西村里志）** 平成30年度までは、農地再生作業のために建設機械等を導入できます国庫補助事業としまして、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金や荒廃農地等利活用促進交付金などありましたが、いずれも終了しております。現在、農家個人を対象とした事業や、農業委員会所管となります荒廃農地再生のために活用できます国庫補助事業等は確認できておりません。そのため、市単独事業となります、農地再生のための補助金を創設させていただいたところではありますが、経営規模拡大への意欲のある認定農業者や認定新規就農者、基本構想水準到達者などの担い手農家の方のみが補助対象者に限定されますことから、補助金の在り方等につきましては、他市の状況や今後の申請状況等も参考し、調査検証をしていきたいと考えているところであります。

**○12番議員（西森三義）** 是非ですね、耕作放棄地がですね、こういうふうが増えていけば、昨日も同僚議員も言いましたが、鳥獣の住処になるんですね。どうしても、これがなくすためには、解消しなければならない。ましては、今、竹が繁茂するんですよ。竹林に、畑が竹林です。これは非常に、隣の畑にも迷惑なんですね。そこ辺りを何とかできるようにですね、本当に真剣になって調査をしてもらって、そして、認定農業者だけではなく、一般の農家にもそれが適応できるような制度になるように、前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っていますので、是非、そこ辺りについてもお願いしたいと思いますが、この耕作放棄地をですね、畑や田に復元できれば、飼料米とかですね、大豆を作付させることで、自給率向上にもつながると思われるんですよ。そうして、そういうことから、飼料米、あるいは大豆等を作付させるような、前向きに取り組む考えはないか。ただですね、先ほども答弁の中で、単価が安いために、指宿は高収益が上がるオクラ、スナップエンドウ、ソラマメ、そちらにいくもんだから、なかなか作付ができないという農政部長の答弁だったような気がしますが、そこはそこで、国とか県とかに、こうして自給率を上げるためだから、あん

た方もいけんかでけんなどというぐらいに相談をするんですよ。そういうことも考えて、自給率も上げていく。そして、農家の方にも単価が少しでも出る。そしてまた、耕作放棄地も解消されるということで、ここについては、そういう飼料米、大豆をまず作付させる考えはないかということ、単価が安いことは想定されるから、補助金の拡充も県や国へ要望する考えはないか、この二つについて、市長、答弁をお願いします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 飼料米の畑、耕作放棄地での作付につきましては、飼料米につきましては、水田活用の直接支払金という制度があり、交付対象水田において、飼料米を生産した場合は、収量に応じ、10 a 当たり5万5千円から10万5千円の支援があるところでございます。しかしながら、畑における飼料米生産におきましては、この制度がございません。先ほども説明しましたとおり、本市におきましては、主要産目が高収益の野菜等でありますので、この飼料米を畑作に植え付けをするというのは、非常に今の段階では難しいというふうに考えているところであります。

**○農政課長（鴨崎一郎）** 少し、具体的な数字のところを申し上げたいと思います。まず、飼料米についてですが、大豆につきましても、本市の作付実態というのは、ほぼ皆無に等しいというところでございます。先ほど来、部長が説明しておりますとおり、特に飼料米の場合はですね、生産コストについて、流通経費を除いた配合飼料、輸入のトウモロコシなんです。価格と比較すると約5倍以上になるというようなこともあります。さらに、大豆に関してもですね、例えば30年度の、ほかの産地の優良事例として紹介がございませけれども、その中では、反収が約240kg、それに対する粗収益が11万5千円、費用合計が約4万3千円、所得が約7万2千円というような紹介です。これ、あくまでも優良事例ということ。個人経営農家で4haほど作付をされて、こういった収益というような状況でございませ。こういったことから、全国的にもですね、経済的な面から、こういったことを進めるには、やはり政府からの助成というものがなければ成立しないというふうに言われておりますので、議員から御指摘のあるようなことは、政府に対しても要請を上げるということは非常に重要なことだろうというふうには考えております。

**○市長（打越明司）** 御指名もいただいておりますので、私のほうからも少しお話をさせていただきますが、耕作放棄地についてはですね、私も指宿の中を随分周りまわりましたので、いろんな地域でかつては作付の行われていた農用地について、大分荒れたなと感じるところが幾つもありました。高齢化の影響かなと感じたり、あるいはなかなかその形の悪い畑が多くて、なかなか機械が入らないということで、ちょっと不便なところについては、そこを所有していた高齢者が耕作できなくなった時点で、あるいはお亡くなりなったりした時点です。なかなかその後継者の方々、その農業を大いに展開したいという方々もですね、ちょっと二の足をひいて、効率が悪い畑については、なかなか買い手が来ないという状況があるように私は感じております。間違っているようなときには、また、教えてください。それ以外の地域

でも、やっぱり同じように、ちょっとこう条件不利地についてはですね、少し畑が余りやすいという状況は見受けられるようです。ただ、これまで市のほうで、単独でいろいろと、国の支援事業がなくてもですね、細々とですけども、創設をしてやってきた。そして、条件としてやっぱり認定農家で新規就農者といったようなところでできるだけ力を付けてもらおうと。新しい農家を育てるという上から、そこに応援をしてきたという経緯はね、議員も十分理解をされていると思いますが、それもなかなかこの活用ができていないというのが実情だろうと思います。今、るる、部長、課長からも話がありました。現在、その食料に関しては、戦争があったり、その円安による大きな影響で物価高になったり、いろんなことの中で、改めて食料については我が国の中でできる限り生産をする、身近なところで生産をするというのがいいんだというお話が随分こう国内的に世論が高まってきている。その中で、今、参議院選挙をやっておりますけれども、選挙が終わってですね、このことについては、必ずや一定の議論が行われ、そして、これまで全て打ち切ってきた様々な事業についてですね、やはり改めて考え直す必要があるのではないかとというふうな議論になるのではないかと、私は予想しています。そういう中で、今、課長が申し上げたように、単独でとは言わず、県内の市長会等もあります。このあと、また、お話が出るであろう、農業関係のいろんな飼料、肥料、資材の値上げによる、非常に御苦労が見えている。こんなことも含めてですね、やっぱり市長会の中で、もう既にいろんな議論を始めています。そういうところを通じてですね、国のほうに、是非、改めて必要な補助制度であれば、それを改めて設けるようにということについては、やっぱり食料を、今まで一生懸命、この食料基地として供給していた地域だからこそですね、大きな声を上げていかなければいけないというふうに認識をしているところでございます。

**○12番議員（西森三義）** 今、市長からですね、貴重な御意見をいただき、本当にありがたいというふうに思っております。先ほど部長が、飼料米については、水田でないと駄目だと。まず、そこから改善してもらおうようにですね、そういうところもやっぱり提案していくんですよ。畑じゃなぜやっせんのかと。そういうところもですね、一つの課題だろうなというふうに思っております。やっぱり県や国に要望するのはですね、それは確かに、だろうと思います。補助金の拡充についての国への要望は、私も地元選出の衆議院の先生や、今回、今、行われている参議院の先生方にもですね、執行部と一緒にお願いしてまいりたいと思います。そこ辺りも、やっぱりこれは政治の力を借りて、補助の拡充もしてもらって、農業者がやる気が出るような施策をやっぱり取り入れていってもらいたいなというふうに思っております。

最近、市内において、畑かんの調査をされていたと思うんですけども、その結果についてはどうなったのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 畑かんの調査につきましては、畑かんの新規要望地区のアンケート調

査を実施しております。令和2年8月に国が行っており、農業委員会でも平成31年1月から農地に関するアンケートの中で要望の調査を実施しております。また、耕地林務課では令和4年2月に農業委員、農地利用最適化推進委員、認定農業者及び認定新規就農者を対象にアンケート調査を行っております。これらの調査結果や上がってきた地域を新規要望地域とし、現在、約310haが候補地としてあがっております。今後につきましては、アンケートの結果を基に、要望があった地域の方々と今年の12月頃までに意見交換会を開催し、要望地区の意見集約を行うとともに、国・県及び南薩土地改良区と協議を重ね、畑かん新規要望地域の計画策定に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○12番議員（西森三義）** 310haがですね、上手く畑かんの工事ができれば、それによって、耕作放棄地も解消されると思いますので、是非、前向きに取り組んでいただけるように、お願いしたいと思います。

先ほど、知林ヶ島のことについてはですね、今、10か所の括り罟を設置しているという答弁をいただきました。私は猟友会のメンバーの一人からですね、知林ヶ島から魚見岳のほうにイノシシが来て、魚見岳に繁殖したんだというようなことを聞いたんですが、それが事実かどうかは分かりません。ただ、そうであるとすればですね、知林ヶ島に多くの猟友会メンバーを参加してもらおう。そのためには、それなりの船が必要だと思うんですが、そういうところを大々的に駆除し、今、10か所しているから、今、それに捕獲されていないということからすれば、無理かもしれないんですが、できることなら、あそこに、一網打尽にするというのじゃなくて、そういう形で、指宿漁協等に要請をしてですね、船を出してもらって、多くの猟友会メンバーにも参加してもらって、そのときには観光客にも出入り禁止をしてもらってですよ、猟銃なりでもなんでもいいから、大きなイノシシがおるみたいですよ、100kgぐらいのイノシシがおるっていうふうに聞きましたので、そこ辺りをやっぱりこう捕獲してもらったほうがいいのかなと思うんですが、そこ辺りについては、指宿漁協なりへの船の要請なり、猟友会メンバーに参加してもらって、さらなる捕獲作業するという検討はされていないんでしょうか、どうなんですか。

**○農政部長（寺田昭宏）** 先ほども質問にお答えしましたように、今、島内に10か所、括り罟を設置しておりますので、今はその状況をもうしばらく、ちょっと引き続き観察していきたいと。そのあと、また、猟友会とも相談しながら考えていきたいというふうに思います。

**○12番議員（西森三義）** その結果によっては、そのあと、猟友会と十分協議をしたいということですので、そういう形でお願いしたいと思います。

6月30日付の日本農業新聞に、2022年度補正予算案で45都道府県が何らかの農業資材高騰対策を盛り込んだという記事が掲載されておりました。当然、国のほうでも、今回の参議院選後には、何らかの対応策を示されると思いますが、指宿市としての対応策は考えていないか、お尋ねをいたします。

○農政部長（寺田昭宏） 今後、国におきまして、燃油、資材高騰に関する対策が新設された場合の上乗せ助成も含めまして、市としてどのような支援ができるかといったことについて、現在、検討を行いながら、国・県の動向を注視しているところでございます。また、市としても、地域の実情に沿うような、燃油、資材高騰対策について、国に対して、今後、要望を行っていききたいというふうに考えております。

○12番議員（西森三義） 是非ですね、他市に遅れることのないように、要望はきっちりやっていただきたいなというふうに思います。

先日ですね、ある農家から聞いたんですが、降灰対策事業でハウスを建てる計画をしていた農家さんが、今回のこの資材の値上がりにより、借入金の返済ができないとのことで、降灰対策事業は65%の補助があっても、35%の返済が相当上がったんだというふうに理解しますが、そういうことで断念したと聞きましたが、今の現在の農家さんの中で、何らかの理由で、空きハウスになっている物件があるのかなのか、そこ辺りについて、把握をされていないか、お尋ねをいたします。

○農政課長（鴨崎一郎） ただいまの御質問ですが、空きハウスといったような情報について、市のほうで全域の情報を把握をしていないというのが実態でございます。ただ、現在、来年度以降ですね、例えば人・農地プランが法制化をされていく中で、地域計画、目標はそういった地域計画の中での目標値というのがございまして、既にモデル地域において、人・農地プランのその進め方についての具体的な話し合い活動が進んでおります。市内では20数か所、そういった話し合い活動してまいりますので、そういった中で、特にその農地集積等と併せながら、情報を集めていくということは必要になってくるのかなというふうには思っております。

○12番議員（西森三義） 指宿もですね、高齢化が進んでおって、ハウスを作っている方も、大分年配の方もいらっしゃるんですね。そういう人たちが、もう農業はできないといったときのハウスが空けばですね、今、先ほど資材が上がったために断念した、そういう若い後継者の中に、やっぱり安く譲り受けることができると思うんですね。だから、そういう対策も、やっぱり、市のほう、農政部としても、やっぱり前向きに取り組んでいただきたいと。これは、ハウスに限らず、支柱等の資材もなんですよ。資材も結構持っている方もいらっしゃると思います。個人ごとで何かこう譲り受けたというのは聞きますけれども、それをまた、農政部のほうでも、やっぱりこういう情報をもらってですね、こういうところがあるよ、普通100円するのを30円で、1本30円でよかがとか、そうすれば、やっぱりそこに単価安になって。私の地区では資材を買えないから、竹を切って支柱にするんだと。ただ、うちの隣の畑やったもんですから、竹林、その竹が反対に繁茂してきて、大変ですよ。しもたこっでした。もう切らせんって言えばよかったけれども、切らせてしまったあとに初めて分かりました。竹は切ったら反対に繁茂してきます。もう非常に困っております。そういうことで

すね、資材についても、やっぱり情報は十分漏れのないようにしていただきたいと思います。

南の食糧基地と言われている指宿市において、今回のような資材や肥料等が値上がりすることで、農家がやる気をなくしてしまうのではと心配するところです。農業と観光は指宿市の基幹産業だと認識していることから、やる気の出る施策を検討できないか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 農業者がやる気を出すためには、農業者自らの努力により収益を上げることが大切だと考えます。資材価格が高騰する中、農業者が取り組めることとしましては、まず、経費を削減することが挙げられます。特に肥料については、過剰な施肥が見られる場合もありますので、土壌診断等を行い、畑の状態に適した施肥を行うことにより、肥料の使用量を減らすといった取組が考えられます。また、農薬に関しましても、てんとう虫などの天敵を使った病害流防除方法であるIPM栽培の導入により、農薬使用量の削減が期待されておりますので、今後、一層これらの技術推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

**○12番議員（西森三義）** そうですね、肥料を減らす。昨日、同僚議員があつたんですが、堆肥を使って、肥料は一切、化学肥料は使わないよという同僚議員もおります。そういうことで、堆肥を上手く活用してですね、また、今まで畑に余分な肥料をまき散らしているのもあると思いますので、土壌診断をするなりして、農家のほうの指導を行っていただきたいと。

サツマイモの基腐病にですね、マイエンザを使用して、効果の実証実験をされていると聞いたことがあるんですが、どのような効果があつたのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 令和3年度に行いましたサツマイモ基腐病に対するマイエンザの効果に関する実証試験についてですが、COCCOはしむれ近くのまちづくり公社が管理しているサツマイモほ場で試験を行っております。結果といたしましては、マイエンザを散布した区画としなかった区画で大きな差が認められました。しかしながら、1回のみ試験であり、また、マイエンザ散布なしの区画は水はけが悪く、基腐病が発生しやすい状況だったこともあって、効果については慎重な判断が必要というふうに考えております。今年度も引き続き、まちづくり公社のほ場で実証試験を行っているほか、2名のサツマイモ農家にも協力をいただき、3か所で約50aのほ場において、マイエンザの効果について検証を今年に行っているところでございます。

**○12番議員（西森三義）** 是非、マイエンザの効果がですね、本当によかったと言われるのであれば、サツマイモ農家にとっては本当にありがたいと思いますので、その実証実験については、しっかりやっていただきたいというふうに思います。

マイエンザの効果はですね、畜舎の臭気を抑えたり、園芸作物にもいいと言われ、さらに家庭内においてもいろいろな効果があると、チラシにも掲載されていますが、あまり普及さ



れていないのではと思われるんですが、どうですか、お尋ねをいたします。

○**農政部長（寺田昭宏）** マイエンザの活用につきましては、令和3年度につきましては、年間500件の農家に約3万7,8000を販売しております。これまで多くの農家に活用していただき、必要に応じた生産についても安定的に供給を行っているところでございます。

○**12番議員（西森三義）** 私は5月4日に買いに行ったんですよ。私が昼前に行ったら、たった3名だったですよ。私で3人目。だから少ないのかなというふうに感じてしまったんです。したら、今、部長が言うには、相当出ているんですね。もう少し宣伝すれば、まだいいのになど。安いですよ、200で400円でした。たくさん余っております。私の家は。どうもいかんです。

それでは、次は野球場に行きます。すばらしい野球場に改修されて、本当に嬉しく思ったところなんです、ファースト側ですね、ネットが一部張られていないんですよ。何か理由があったのか、お尋ねをいたします。

○**産業振興部長（野元伸浩）** 1塁側の防球ネットが張られていないということで、防球ネットにつきましては、平成21年度に3塁側に面する県道の交通量が年々増加し、競技中のファウルボールによって車両の損傷や事故が懸念されることから、その対策を講じるために、現在の本部棟裏から県道側となる3塁側、レフト方面にかけてですね、建設をしているところです。県道への対策を最優先に考える必要がございましたことから、3塁側のほうに防球ネットを設置したところでございます。

○**12番議員（西森三義）** 確かに、サード側のほうは、先ほど15mと言いましたけれども、まだ先に行けば、やっぱり低いんですね。あそこも超えていきますよ、力のある選手があったら。やっぱりそこ辺りで、もう少し考えをさせていただきたいと思うんですが。ファースト側もですね、車は通るんですよ。あの、鹿大試験場のあそこも。だから、あまりお金をかけない策としてですね、ファースト側のスタンドから、最後の大きな柱があるところにワイヤーを張ってネットを張ることは考えられないか、どうなんですか。

○**産業振興部長（野元伸浩）** 1塁側スタンドのほうにですね、ネットを張るためのワイヤーを付けるとなりますと、やはりそのためのですね、支柱をですね、設置をしなければならないというふうに考えております。現在のスタンドはワイヤー設置のための支柱を設置することを前提に建設はしていないところですので、そのスタンドそのものの耐久性や耐震性を考えなければならないところでございます。しかしながら、1塁側にですね、防球ネットがございませんので、何らかの対策を行う必要があるというふうに思っております。どのような方法であればですね、第三者へのリスクを最小限に抑えられるのか、指定管理者等とも協議検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○**12番議員（西森三義）** そこはですね、部長、十分、本当に協議をしていただきたいなど。万一があつてからじゃ、やっぱり遅いんですね。ああいうふうにネットを張っていない野球

場はないですよ。あそこに、車を駐車をさせなければいいという問題だけじゃないんです。その横にやっぱり車道があるわけですから、そこ辺りについては、十分協議をしていただきたいというふうに思っております。

市内の高校はもちろんのことですが、県内の高校、大学、社会人、プロ野球関係者にはPR活動はされているのか、お尋ねをいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 高校への対応としましては、県の高校野球連盟事務局、南薩地区の高校や、県軟式野球連盟事務局へ市営野球場オープン前に直接、訪問をいたしまして、施設のPRを行っております。社会人に関しましては、春季キャンプをしていただいた社会人野球チームの継続的な誘致活動と、現在、社会人野球クラブチームの鹿児島ドリームウェーブと連携協定を検討をしているところでございます。協定を締結することで、野球場の利用促進やPRにつながり、本市の子供たちに野球教室などの実施も可能となることから、技術力の向上と野球の楽しさを学ぶことで、野球の振興が図れるものと思っております。

**○12番議員（西森三義）** 1回目の答弁の中で、365日、動画を使つてのPRも考えているということでしたが、これはいつ頃からできるようになるんですか。

**○スポーツ振興課長（和田哲郎）** この動画につきましては、現在、作成中でございます。いつということでは、まだはっきりしておりませんが、できるだけ早い段階でお示しをしたいというふうに思っております。

**○12番議員（西森三義）** それぞれに、いろんなところにも依頼をされているということ、先ほど答弁いただきましたので、十分、いろんな関係団体にもですね、依頼をしていただくようお願いしておきます。

それから、補償については、万が一のために損害保険に入っているということを知りましたので、安堵いたしますが、サードの道路はですね、県道であることから、通行する車両も大型バスやマイクロバス等、多くの車両が通行します。市の所有する施設において、想定外の事故が発生した場合は、責任は主催者側にあると思うものの、市の責任も追及されそうで心配するところであるが、責任を回避するためにも、防護ネットは必要と考えます。市長は、先ほども言いました、ふるさと納税の増額を本当に計画をされておりますので、その一部を活用して、防護ネットを設置できないか、市長、お願いいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 市としましては、議員おっしゃられるように、1塁側、3塁側、3塁側についてはネットを張っておりますけれども、それでも不十分だというふうなことでございますので、その辺のところは、どういう形で対策がとれるのか、そういうところを検討をさせていただきたいというふうに思っております。

**○12番議員（西森三義）** 部長、検討じゃ駄目なんです、前向きなんです。お願いいたします。

先ほど看板は設置するような答弁じゃなかったと思うんですが、やっぱりあそこにですね、岩本漁協前のあそこにやっぱり必要だと思うんですけどもね。それができないとすればですね、岩本トンネルの横に、以前からある、もう、今、用を成してないですね。篤姫ゆかりの地、P1.3kmという看板があるんです。あれを活用して、砂むし砂楽方面は何kmですとか、スポーツエリアまでは何kmですとか、そういうことはできないんですか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 岩本トンネルの旧道と言いますか、ところに篤姫ゆかりの地への駐車場の看板が設置をされておりますけれども、今現在、その岩本の交差点ですかね、そちらのほうで改良されて、そちらのほうから行くことも可能なんですけれども、岩本トンネル横の看板につきましては、その交差点を通り過ぎたときにはですね、やはりそこでの岩本トンネル横の看板は必要ではないだろうかというふうに考えているところでございます。

**○12番議員（西森三義）** 何かあんまり期待できないな、答弁が。あんまり用を成しているとは思えないんですけどもね。

市長は財源確保策に全力投球し、今回の補正予算を確定するまで、相当な日数を要したものと推察いたしますが、私の質問は財源を使う提案になっているものの、私たち議員を含め、職員も、指宿市民のために役立つと日々活動されていると思います。そして、指宿市に住んでよかったと言われるよう、必要な資金は使うべきでしょう。私は、来年、古希を迎えるに当たり、同窓会を計画するつもりです。そのときにはですね、同窓生にふるさと納税への協力を呼び掛けたいと思います。指宿市発展のために、執行部を含めた職員と議員も一緒になり、ふるさと納税の増額に努めてまいりましょう。

これで、質問を終わります。ありがとうございました。

**○市長（打越明司）** ありがとうございました。是非、一つ、ふるさと納税、仲間に呼び掛けて、同級生は随分熱心にしていただけるものだと、楽しみにしておりますが。先ほどの質問の中で、余計なことですけども、5月の4日、そんなにかなというところで、ちょっと僕も確認をさせてもらったんですが、3人しか、その前にいなかったと。西森議員は芋用に、これは200ですかね、買ったという記録が残っていますが、この日はね、約30人買いに来ておまして、たまたま早く買いにきたとか、人が少ないときでしたというふうに思われますので、マイエンザについてはですね、比較的に利用されている方々、一番多いのは家庭用とオクラ用という方々が多いですけども、芋用というのは、その日はお1人だけですけどもね。そういう活用をされているということを御報告をしておきたいと思います。

それから、市営球場の活用については、確かに、今、GPSを活用しているので、それほど迷わなくてもいいんですが、全員がっていうわけでもないですし、親切な案内ということで、この従来、あの今のそのショートカットルートができる前にこう大園原の交差点からこう来る、あそこを点検しても、あそこにも案内はどこにもないということですので、願わく

ば少し親切な案内等についてはですね、それほど大きな経費を掛けない範囲で検討させていただきたいなというふうに思っております。

以上ですが、是非、一つ、ふるさと納税の声掛けについては、ほかの議員の皆さん方も、一つ、よろしく願いいたしまして、答弁といたします。

**○議長（下川床泉）** これにて、一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時19分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### △ 議案第50号上程

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第3、議案第50号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

**○市長（打越明司）** 今回、追加して提出をいたしました案件は、補正予算に関する案件1件であります。

議案第50号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第6号）は、県の6月補正予算の可決に伴い、次の2事業の経費を計上するものであります。なお、おかげ様で、本市のはちょうど議会開会中で可決されましたので、できるだけ早く実行するという上から、今回、追加して補正をお願いするものであります。

まず、コロナ禍において、物価高騰等による子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、栄養バランスや量を保った従前どおりの給食等の実施が確保されるよう、保育所等に対して必要な経費を支援する保育所等給食支援事業の実施に係る経費であります。

次に、物価高騰の影響を受ける市民の生活を応援し、併せて市内事業者の売り上げ増加と地域経済の活性化を図るため、県の地域消費喚起プレミアム商品券支援事業を活用し実施するいぶすきプレミアム付商品券事業に係る経費であります。このプレミアム商品券事業につきましては、現在、同時並行で進めているものもありますけれども、前段の分については、それぞれの世帯から希望を取って、買いたい方々を抽選をして、1万円について2千円プレミアムが付くというものが、現在あり、その2千円はどこで使って、大型店で使ってもいいが、1万円については、それぞれ菜の花商工会、商工会議所会員のところで活用してくださいという、どちらかという地域経済を活性化するため、事業者について後押しをするためという面が強かったです。今回の提案をさせていただいているものにつきましては、基本が

その物価高、これに対して後押しをしようということでありますので、どちらかと言うと、それぞれの世帯の家計を支援するというところに軸を置いてあります。そこで、経費が少し掛かり過ぎる面もありますけれども、まず全世帯にそれぞれ送って、それぞれの希望をとる。だから、もう全世帯購入することができますよと。そして、今まで出たのが1万円持って来て2千円のプレミアムを付けてもらうというのではなくて、今度はプレミアム率が30%、20%プラス高騰代、30%になっていますので、それぞれの世帯は、その貧困世帯もあります。3年前にやった事業によれば、貧困世帯向けにやったけれども、4割の人しか希望しなかったというようなこともあったようでありますので、できるだけ参加しやすいように、5千円を持って来てくれれば3割をプレミアムで付けると。それを、2口までは全員購入ができますよという形で、全世帯に送ります。それでも、いや、うちはもういいからという方々もおられるやに思うので、併せて、もし余ったときには、その増える分をですね、希望する方はおりますかということで、希望も取ってということで、重点は各世帯の家計を支援する。併せて、地元の経済活性化。ですから、今回もプレミアム部分だけが大規模なところで使えるようにする。そして、残りの部分は地元の店をできるだけ使ってくださいという形にする、という形で提案をさせていただいておりますので、ちょっと詳しく説明をさせていただきます。

補正予算額などの詳細につきましては、私はちょっと一部、詳細に申し上げましたが、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（下吹越寿）** 今、命を受けましたので、私のほうから、補正予算額などの詳細について、追加してご説明申し上げます。提出議案の1ページを御覧ください。

議案第50号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、であります。別冊の令和4年度指宿市一般会計補正予算（第6号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,026万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を272億397万9千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、13ページをご覧ください。款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、節3職員手当等27万7千円から節18負担金補助及び交付金893万6千円までの合計923万6千円の補正につきましては、先ほど市長のほうに詳細に説明いたしました、一つ目の事業、保育所等給食支援事業に係る経費を計上するものであります。次に、款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、節1報酬92万8千円から節18負担金補助及び交付金2億2,880万円までの合計2億4,102万7千円の補正につきましては、二つ目の事業、いぶすきプレミアム付商品券事業に係る経費を計上するものであります。

次に歳入について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。款15国庫支出金1,006万4千円の補正につきましては、説明欄にお示しの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。款16県支出金5,988万6千円の補正につきましては、説明欄にお

示しの補助金であります。款19繰入金431万3千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの財政調整基金繰入金であります。節21諸収入1億7,600万円の補正につきましては、説明欄にお示しのプレミアム付商品券販売収入であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	3時28分
再開	午後	3時28分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第50号（質疑，委員会付託）

○議長（下川床泉） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております、議案第50号については、各常任委員会の所管に従い、分割付託といたします。いずれも休会中に審査を終了されますよう、お願いいたします。

#### △ 散 会

○議長（下川床泉） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時29分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 福 永 徳 郎

議 員 高 田 チヨ子

# 第 2 回 定 例 会

令和4年7月15日

(第5日)

## 第2回指宿市議会定例会会議録

令和4年7月15日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第42号 指宿市税条例及び指宿市税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第43号 指宿市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例及び指宿市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第44号 指宿市敬老祝金支給条例の一部改正について
- 日程第5 議案第41号 池田湖観光施設公園の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第45号 令和4年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第7 議案第50号 令和4年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第8 議案第48号 令和4年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第46号 令和4年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第47号 令和4年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 審査を終了した陳情
  - 陳情第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
  - 陳情第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
  - 陳情第3号 指宿市議会会議録の閲覧場所の増設を求める陳情
  - 陳情第4号 指宿市の口座の銀行通帳本体の閲覧がコピーでしかできないが、一部開示決定通知書に本体の閲覧ができると読めてしまうものが発行されていて、コピーの閲覧であることが記載されないので、コピーでの閲覧しか市が認めていないことの原因である通帳本体の記載額を市議会が確認することを求める陳情



陳情第5号 新型コロナに対するmRNAワクチンの危険性の警告が医師・歯科医・獣医の250名以上を含む日本全国の700名以上の医療関係者からされていることを市報または市議会だよりで取り上げることを求める陳情

陳情第6号 消費者物価が年5%上昇した場合の市債発行見通しのシミュレーションをしてその結果の公開を求める陳情

陳情第7号 ヘルシーランドでの地熱開発を早急に進めることを求める陳情

陳情第8号 陳情者は2004年に指宿市へ転入してきているが、それ以来、今年2022年に至るまで一回も回覧資料の配布がなく、そのことの確認が市当局から拒否されていることについての陳情

陳情第9号 2022年市長選の直前に陳情者が市内へ配布したビラ4種の内容が事実であることの確認を求める陳情

○日程第12 意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを図るための、2023年度政府予算に係る意見書（案）

○日程第13 閉会中の継続調査について

○日程第14 議員派遣の件

○日程第15 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

---

## 1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

---

## 1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 西 森 三 義 | 13 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 14 番 議 員 | 新川床 金 春 | 15 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |
| 16 番 議 員 | 高 田 ちよ子 | 17 番 議 員 | 前之園 正 和 |
| 18 番 議 員 | 下川床 泉   |          |         |

---

1. 欠席議員

1 番 議 員 中 村 昭 二

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|           |         |                 |         |
|-----------|---------|-----------------|---------|
| 市 長       | 打 越 明 司 | 副 市 長           | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長     | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長         | 下 吹 越 寿 |
| 市民生活部長    | 増 永 智 美 | 健康福祉部長          | 山 元 成 之 |
| 産業振興部長    | 野 元 伸 浩 | 農 政 部 長         | 寺 田 昭 宏 |
| 建 設 部 長   | 星 倉 淳 一 | 教 育 部 長         | 紺 屋 聖 一 |
| 水道事業部長    | 坂 元 一 博 | 山 川 支 所 長       | 中 島 裕 一 |
| 開 聞 支 所 長 | 山 下 秀 一 | 市 長 公 室 長       | 渡 部 徹 也 |
| 総 務 課 長   | 山 下 浩 二 | 経 営 改 善 推 進 室 長 | 木 下 英 城 |
| 財 政 課 長   | 東 忠 孝   |                 |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|                   |         |               |         |
|-------------------|---------|---------------|---------|
| 事 務 局 長           | 鮎 川 富 男 | 次 長 兼 議 事 係 長 | 池 水 拓 也 |
| 主 幹 兼 調 査 管 理 係 長 | 川 畑 裕 二 | 議 事 係 主 査     | 古 川 浩 仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、前之園正和議員及び松下知恵議員を指名いたします。

## △ 議案第42号～議案第44号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、議案第42号、指宿市税条例及び指宿市税条例の一部を改正する条例の一部改正について、から、日程第4、議案第44号、指宿市敬老祝金支給条例の一部改正について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありますので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新宮領實） 文教厚生委員会へ付託されました、議案第42号、指宿市税条例及び指宿市税条例の一部を改正する条例の一部改正について、から、議案第44号、指宿市敬老祝金支給条例の一部改正について、までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月20日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第44号について、反対討論として、敬老祝金の減額だが、高齢者の方々に一定の理解をもらうためにも、周知期間を含めて条例の施行を先延ばしするか、あるいは、3段階程度に金額を緩やかにするとか、いろいろ検討する必要があるのでは、賛成はできかねるというものと、9月支給となると、あと2か月しかない。性急過ぎるので、時間をかけて来年度辺りですとか、もう少し周知期間を長くにとって受給者に納得してもらう必要があると考えるため反対するというものと、今議会で可決されたとしても、9月からというのはあまりにも性急過ぎる。なかなか市民の皆さんの御理解も得られないのではないか。じっくり議論を重ねて、皆さんに納得していただいてこの問題に取り組んでいただきたいので反対するというものと、高齢者の気持ちを考えたときに、敬老祝金はみんなが楽しみにしている。それを急に、2か月後に、何で私はもらえないのかとなったときに、高齢者の方たちの思いを考えると、もう少し時間を置くか、段階をもっと増やすか、いろいろ考えた上でこの条例改正を

したら良いのではないかと思うので反対するというものと、やはり、性急すぎると思う。市の財政を考えると、約1,000万円の余裕が出るのであれば、そういうことも周知徹底して、もう少し時間を置いて市民の皆さんに理解をいただいて、次年度からの方が良いのではないかと思うので反対するというものがあり、起立採決の結果、起立なしで否決すべきものと決しました。

なお、議案第42号及び議案第43号については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第44号について。現行の敬老祝金をなくして、88歳と100歳だけにするというのは、あまりにも高齢者の方に対してかわいそうだという思いがある。本当にこれを行ななければならないのかとの質疑に対し、高齢者の方々から、昨年まで敬老祝金を配る中で、楽しみにしているという声は聞いている。将来的に高齢化が進むことによって、介護サービスなどの負担も費用も増えてくる。少子高齢化で、15歳から64歳までの生産年齢人口も減ってきて、歳入も少なくなる中で、今後、維持していくためには、今、見直しをしないとイケないとの答弁でした。

根本的なところだが、こういう大切なものを、なぜ補正で上げたのかとの質疑に対し、財政再建の一つとして、全部署において、事業内容について再度、精査を行ったところである。その中で、高齢化率や将来的なものを考えて、補正という形であるが上げさせていただいたとの答弁でした。

意見として、敬老祝金は、高齢者の方が心待ちにしている。それが急に、今回、この条例改正が通ってしまうと、なくなってしまう。そうしたときに、高齢者の方たちの不満が大きいのではないか。誤解を招かないように、しっかりと説明、そして、高齢者の方たちに、本当に温かく思いやってあげてほしいという意見と、条例は公布の日から施行するとなっているが、ある程度の周知期間は必要だと思うので検討いただきたいという意見と、この条例改正案は性急すぎるのではないか。これが承認されとした場合、あと2か月しかない。心待ちにした人はたくさんいる。次年度からという文言に変えるような、余裕を持った気持ちで取り組んでいただきたいというものがありました。

なお、議案第42号及び議案第43号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、高田チヨ子議員。

**○16番議員（高田チヨ子）** 議案第44号、指宿市敬老祝金支給条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

現在、本市は、高齢者の長寿を祝福し、敬愛の意を表することを目的として、80歳、85歳、88歳、90歳、95歳、99歳、105歳の方に敬老祝金を、また、100歳に達した方には、特別敬老祝金を支給しております。今回の議案は、敬老祝金は88歳の方のみとし、特別敬老祝金は従来どおり100歳の方に、という2段階の支給にするという改正であります。理由としては、財政的な問題のほか、他市の状況は、支給対象年齢を2段階又は3段階としているところが多いということでした。今回、市の財政再建に向けた見直しを進める中で、この敬老祝金も削減の候補となったものと思いますが、敬老祝金は市民の皆様にとっては、とても嬉しい、ありがたいことだと思います。金額の問題ではなく、市から祝ってもらったということがとても嬉しく、9月の敬老の日が来たら、市からお祝い金がいただけるんだと、心待ちにしているんじゃないかと思います。そのような中、今回、提案をして、9月から早速見直すということは、あまりにも時期尚早、性急すぎると思います。市民の皆様には十分説明をし、理解をしていただく時間も必要ではないでしょうか。また、現在の日本の平均寿命は、男性が81.64歳、女性が87.74歳となっています。このことからすると、指宿市の高齢者の方は、半分くらいは、この敬老祝金をいただくことはできないということになるのではないのでしょうか。楽しみにしている高齢者の方の気持ちを考えたときに、今、この条例改正には賛同できませんので、議案第44号については反対いたします。

**○議長（下川床泉）** 次に、前之園正和議員。

**○17番議員（前之園正和）** 同じく、議案第44号、敬老祝金支給条例の一部改正ですが、反対の討論を行います。

本条例は、敬老祝金の支給年齢を、これまで満80歳、満85歳、満88歳、満90歳、満95歳、満99歳及び満105歳としてきたものを、満88歳だけを残し、後は支給しないようにするものであります。これによる敬老祝金の支給減を1,053万8千円と見込んで、議案第45号の補正が組まれています。3月議会以降に事業見直しをやった88項目の一つとして出されたものであります。事業見直しは必要なことですが、その視点が大事です。住民の福祉の増進を図ることを基本とするという地方自治法の基本理念に照らしても、このような市民への犠牲、福祉の後退があってはなりません。それよりも、無駄な事業や計画はないのか、必ずしも急いでやらなければならない事業か、身の丈に合った計画かなど、優先すべき視点があります。また、市民にとって、あるいは、高齢者にとって、敬老祝金はどのように受け取られているのでしょうか。額も然る事ながら、祝金をいただけることが、市からお祝いをしてもらったという喜びとなっています。そして、さらに元気で暮らそうという励みにもなってい

ます。この高齢者の思いを感じるときに、敬老祝金を縮減することはすべきではありません。よって、議案第44号に反対をいたします。

**○議長（下川床泉）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。  
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。  
これより、採決いたします。

まず、議案第42号及び議案第43号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、2議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号、指宿市敬老祝金支給条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

よって、原案についてお諮りいたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（下川床泉）** 起立なしであります。

よって、議案第44号は、否決されました。

#### △ 議案第41号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第5、議案第41号、池田湖観光施設公園の指定管理者の指定について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（田中健一）** 産業建設委員会へ付託されました、議案第41号、池田湖観光施設公園の指定管理者の指定について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月21日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

公募については、何者ほどが応募されたのかとの質疑に対し、最終的には3者であったとの答弁でした。

次に、指定管理料としては幾らぐらいになるのかとの質疑に対し、今回の指定管理については、2年6か月という期間で考えている。本年10月1日から運用開始となり、本年度が467万5千円、令和5年度が982万9千円、令和6年度が973万9千円となり、合計で2,424万3千円となるとの答弁でした。

次に、えぷろんはうすも含めて、今後の観光課としてのPRや、指定管理者に対する後押しというのは考えているのかとの質疑に対し、現在、PRする1つの媒体として、いぶすき観光ネットというものがあり、SNS等も活用している。また、観光課としては様々な協議会にも入っているので、そういったツールも活用しながら、今後、えぷろんはうすを所管する耕地林務課とも一体となり、池田湖の全体的なPRを図ってまいりたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第45号（委員長報告）

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第6、議案第45号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（東勝義）** 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第45号、令和4年度

指宿市一般会計補正予算（第5号）について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月17日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、補正予算（第5号）は、主に事業見直しによるもので、全般的にそれを否定するものではないが、市民の健康を守るもの、あるいは消防ホースの配布減など、市民の生命・財産を守るべき重要な項目の予算が減額となっていることから反対するというものがあり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、健幸・協働のまちづくり課所管分について。健康推進費の報酬、会計年度任用職員分の減は、人件費の見直しということだが、具体的にどのようなことかとの質疑に対し、インストラクターの人件費である。令和3年度までは2名体制で運用していたが、昨年度末の任用期間満了に伴い、現在1名で運用している。今年度、新たにインストラクターを雇用する予定だったが、ころばん体操において一定の普及が図られ、また、新規の地区数が落ち着いていることと、インストラクターを固定せずに外部講師により運動教室を実施することで運動メニューの充実が図られることなどから、今回、予算の組替えを行ったとの答弁でした。

予算の減額ということで、ころばん体操など市民の健康づくりの指導に来てくれるインストラクターを減らす意味は何かとの質疑に対し、インストラクターについては、確かに1人減になるが、外部講師を合計で25回分依頼し、外部講師も合わせて運動教室を運営していくような体制を整えるので、市民の方にはいろいろな運動をしていただき、経験してもらおうという面からも、外部講師を呼んでいろいろなメニューを展開するのがいいと考えたとの答弁でした。

意見として、市民の健康づくりの予算がカットされている。市民が元気で長生きするための事業だと思っているので、しっかりと指導ができるような体制を取っていただきたいというものがありました。

次に、市長公室所管分について。企画費の中の報酬費の減で、総合振興計画審議会委員の人数の減ということだが、何名から何名に、また、どういったことで減になったのかとの質疑に対し、総合振興計画審議会条例で委員は30人以内と規定がある。昨年度までは23人の委員の方々に審議していただいていた。その中で、自治公民館連絡協議会から、指宿・開聞・山川の各地域1人、計3人の方に委員としてお願いしていたが、代表の方1人という形にして、委員数を23人から21人としたことによる予算減であるとの答弁でした。

企画費の報酬費が9千円削られて、山川・開聞・指宿各地域の声が反映されない、届かないということになると考えるがどうかとの質疑に対し、山川・開聞・指宿の3地域から1人の代表の方に出していただき、出していない地域の方々の声を代表の方にも聴いていただい



て、それを執行部に伝えてもらう、あるいは審議の中で御発言をしてもらう。その審議の内容をしっかりと2地域の方々にも返していくという進め方をさせていただきたいということであるとの答弁でした。

意見として、市民の声が行政に反映できるように、指宿市には指宿地域・山川地域・開聞地域3地域があるので、各地域の代表の方が出てきて意見が言えるような取組をしていただきたいというものがありました。

次に、経営改善推進室所管分について。委託料96万5千円の減額補正は、学校跡地における草払いなどの環境整備作業について、職員で実施するためとのことだが、どの部署の職員なのかとの質疑に対し、経営改善推進室の職員に加えて、学校整備室の環境整備チームと共に作業にあたるとの答弁でした。

環境整備作業は延べ何人で、何時間とか積算はどうなるのかとの質疑に対し、経営改善推進室の職員が1回当たり2名から3名、環境整備チームの作業員は総勢7名いるが、多いときには7名、少ないときには5名程度で作業を実施している。現在、夏場に近いということで、月1回のペースで、学校跡地となった旧山川小学校、旧利永小学校、旧徳光小学校の環境整備に出ている。人件費等については、特に積算をしてないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、デジタル戦略課所管分について。デジタル化に取り組んで、どのように変わるのか。それと、当初予算よりいくら減額になったのかとの質疑に対し、行政と地域社会にデジタル化を推進していくということで、様々なサービスを迅速かつ効率的に提供できるようにデジタル戦略課が設置された。いろいろなデジタル化を図りながら、また、デジタルが使えるように市民の方々への使い方の部分もケアしながらやっていきたいと考えている。ソフトウェアライセンス購入費が666万6千円の減額になったのは、県の市町村情報センターが、同じ製品を共同の入札で集中調達することができるということで、調達方法を切り替えたことによるものであるとの答弁でした。

意見として、デジタル化を進めていく中で、市民の使えないところをサポートするということが、大変良いことだと思うので、しっかりと取り組んでいただきたいというものがありました。

次に、危機管理課所管分について。消火活動の中で、ホースが破れたような話も聞くが、備品がしっかりと設置されているという点検がなされているのかとの質疑に対し、年に1回、正副団長と危機管理課職員により定期監査を実施している。また、ホースは、各分団40本ほどの在庫があれば消火活動に支障はないものと考えており、昨年の定期監査の中で、各分団40本以上の在庫があるという確認ができたことから、今年度に限り、2本配布のところを1本にしたいと考えたとの答弁でした。

破損状況とかで総数が足りるということではなく、消防機材については、長期的視野で替

えるべきは替えるということは崩してはいけないと考える。財政的なことが優先されるのではなく、市民の財産を守るということが優先されるべきと思うがどうかとの質疑に対し、生命・財産を守るために必要な備品等は揃えている。今年度に限り消防ホース1本を削減させていただくが、来年度以降も、随時、定期監査等を実施しながら在庫がなくならないように努めてまいりたいと考えているとの答弁でした。

意見として、市民の命と財産を守るために、消防設備の予算をカットするということが自分がおかしいことだと思う。他の課では、広域でやったおかげで予算が削減出来たということがあるので、今後は県内でどうするかというようなことも考えていただきたいというものがありました。

次に、財政課所管分について。委託費の財産管理費が35万7千円減額になっているがどのような内容かとの質疑に対し、当初、普通財産の管理部分については79万7,500円を予算計上していた。内容については、環境省から交換で本市に移管した浄水苑の東側の整地をしたもので、その執行残を35万7千円減額した。不測の事態に備えて委託費を確保することも考えたが、草刈りなどの作業を職員等で実施することにしたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について。委託料減額の中に、マイクロバス運転業務見直しとあるが、どのように変わるのかとの質疑に対し、マイクロバスの運転業務については、総務課が緊急用として8回分計上していたが、これを今回、4回に見直したとの答弁でした。

委託料の中に指宿庁舎窓ガラス清掃業務とあるが、これはどういう内容のものをどのように変えるということになるのかとの質疑に対し、これまで指宿庁舎の窓ガラス清掃は2年に1回していたが、今回、3年に1回に見直したものであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議会事務局所管分について。費用弁償の46万4千円減額はどのような内容かとの質疑に対し、所管事務調査に要する費用弁償を、常任委員会は当初1人当たり13万円計上していたが、1万8千円減額して1人当たり11万2千円に、議会運営委員会と広報特別委員会は当初1人当たり8万円を1万円減額して7万円とする内容であるとの答弁でした。

所管事務調査に要する旅費の減額ということで提案されているが、議会活動を縮小させるのではないのかと思う。議員が調査に行きたい所に行けないという議論が以前あったことから確認するが、この件について、議長なり議運等で諮ったのかとの質疑に対し、議長には相談をさせていただいた。その中で、過去5年間において、北海道であってもパック料金を使うので十分可能だということを議長に相談したとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、選挙管理委員会事務局、会計課、監査委員事務局所管分については、質疑・意見にもありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新宮領實） 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第45号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月20日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、討論として、敬老祝金の部分については賛成出来ませんが、委員会で修正案を出せないことから、この部分については改めて修正案を提出いたしたいと思っております。よって、議案第45号については賛成いたしますというものがあり、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、社会教育課所管分について。社会教育総務費の減額分で、二十歳を祝う式に1万8千円の減額はどうか。また、印刷製本費の需用費20万円はどうかとの質疑に対し、役務費の1万8千円の減については、例年、欠席者に記念品と記念誌を送っており、1件180円、100件分を予算計上しているが、見直しにより欠席者への配布を不要としたことで減額になっている。需用費の20万円については、例年、布製のトートバックと記念誌を配布しており、1件550円ほど掛かっているが、今回は、記念式典の会次第のみに簡素化を図っているとの答弁でした。

図書館費の山川図書館空調機取換修繕について、コロナ禍でいろんな機器が足りないという声を聞くが、機器の確保に心配はないかとの質疑に対し、機器の調達に時間が掛かる場合を想定して、長めに納期を設定することで応札への配慮をしているとの答弁でした。

意見として、各課においていろんな見直し、努力をされている結果が出ているが、少子高齢化で人口が減少している中、財源は無尽蔵にあるわけではない。市民への負担がないように努力していただきたいというものがありました。

次に、指宿商業高校所管分について。ヨンファ高校からのホームステイ事業費が減額になっているが、どうかとの質疑に対し、交流事業は例年5月に韓国からの受入れを行い、指宿商業高校からは7月頃行く行程となっている。5月時点においてはコロナの収束がまだ見込めない状況であり、また、時期をずらした場合に2学期以降は学校行事等がいろいろあり、開催は調整が難しいので、今年度は早い段階での交流事業は無理との判断から事業見直しを行ったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校給食センター所管分について。給湯機の配管工事の設計委託ということだが、

補正で組まざるを得なかった主な要因は何かとの質疑に対し、今年の3月に異常が発生したので、新年度予算への計上が間に合わなかった。山川学校給食センターは平成9年度に設置してから25年が経過しているため、施設・設備ともに老朽化が進んでいる。年次的に老朽化した施設、調理機器は計画的に更新、改修工事を行っているが、今回のように目に見えない部分の対応については、できるだけ早く、異物混入や食中毒などの未然防止を徹底する。実施時期に関しては、児童生徒への提供を中止できないので、夏季休業期間を使って修繕するとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校整備室所管分について。中学校費の委託料60万円の減額はどうかとの質疑に対し、樹木せん定は、学校整備室の環境整備チームで高所作業車を借入れ、対応するようにしたので減額可能と判断したとの答弁でした。

川尻小学校の複式教室に対応するため、単独事業費95万円を計上しているが、どうかとの質疑に対し、川尻小学校の1・2年生が今年度から複式学級になった。複式学級の場合、一つの教室を使って二つの学年が授業をする。そのときに、後ろのほうにも黒板が必要になるので、スライダ黒板というものを設置する。黒板の設置予定の所には、現在ランドセルロッカーがあり、それを撤去して黒板を設置する必要があるため、撤去したものに代わるランドセルロッカーも購入するので、工事請負費と備品購入費を計上したとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校教育課所管分について。開聞中学校の修学旅行のキャンセル料については、他の学校でも起こりえる問題である。今後どういう対応をするのかとの質疑に対し、原則として、保護者の負担がないように、まずは旅行会社と学校のほうで、同じホテルを使用すれば、ほとんどキャンセル料が発生しないので、日程の調整をし、それでも発生する場合には、また同じような形で補正をお願いしたいと思っているとの答弁でした。

こころのプロジェクト夢の教室事業とはどんなことかとの質疑に対し、授業時間としては70分間を予定しており、様々な競技の現役選手、OB及びOGなどが夢先生として登壇し、夢を持つことや、その夢に向かって努力することの大切さ、仲間と協力することや、助け合うことの大切さなどを伝える事業であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市民課所管分について。住民票の写しなどのコンビニ交付がいよいよ始まるということだが、実際に交付ができるようになるのはいつからの予定かとの質疑に対し、業者との打合せ次第になるが、3月末までにはできるようにしたいとの答弁でした。

コンビニ交付について、これからもっと周知していくことが必要と思うが、どのような市民への周知方法を考えているのかとの質疑に対し、窓口にお客様が証明書発行等の様々な手

続に来られるが、その際にチラシ等を配布したり、マイナンバーカードの出張申請などの際に周知を図ったりしていきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について。委託料の187万1千円の減額の中には、徴収嘱託員の減員はないのかとの質疑に対し、今回の予算見直しに係るものの中には入っていないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について。鰻池の水質改善費が業者負担で減額になっているが、これはどういうことかとの質疑に対し、水質改善装置は、平成30年2月から実験的に設置しており、経年によりモーターの取り換えが必要であり、市の負担ですと合意していたが、リース契約をするに当たり、故障のない形でリースを始めたいという市からの要望を受け、令和4年度につき、モーターの取り換えも含めてメンテナンスも業者負担ですと合意があったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、国保介護課所管分について。介護認定審査会は、何か月に何回開かれるのかとの質疑に対し、ひと月に10回程度、8合議体があり、年間で16回の予定を15回に1回減で今回補正をさせていただいたとの答弁でした。

回数が1回減ということになれば、各人の認定に関する時間も減ると思うが、問題はないという認識でいいかとの質疑に対し、現在、1回当たり平均で24件程度審査を行っている。それを1回につき2件プラスすることで、年間で計8回の審査会の減という試算をしているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。保育所等運営費の執行見込の見直しによる1,200万円減額の算定基礎及び内容はどうなっているかとの質疑に対し、令和3年度の実績見込みに基づき算出しているが、見直し時の保育給付費及び施設等利用給付費の実績見込額を基に、人勧に伴う改善額や施設が徴収する保育料の増減等を行った額を16億800万円と見込んで、保育所運営費として令和4年度と同等額を計上したとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、歴史文化課、長寿支援課、健康増進課の各所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** 次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（田中健一）** 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第45号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

す。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月21日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農業委員会事務局所管分について。農地利用最適化推進委員へのタブレット端末配布について、タブレットを利用するとなった場合には、秘密的なもの、誰にでも公開してはならないことなどもあると思うが、それらについての研修も十分していくのかとの質疑に対し、タブレットの運用について想定しているのは、農地の状況、地番等の確認になるので、住民票等の個人情報には一切リンクさせる予定はない。議案審議等についての情報を上げることも想定はしているが、そこについては今も紙ベースで配布しているので、今後も情報漏えいがないように対応していただけると認識しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について。国が推進する棚田振興事業に対して、指宿は一生懸命取り組んでいると思うが、コロナ禍の問題で、ワークショップや職員の東京などへの出張の部分を減額している。今後このコロナがいつ収束するかわからない状況で減額するということはどういう意味で、これでしばらくはストップするというような考えなのか。それとも、補正を組む上で、仕方なく減額したということなのかとの質疑に対し、ワークショップについては、中国地方から石積みについて講師をお呼びしてという計画であったため見送った。ただ、これ以外の、米づくり体験であるとかいうような地元でできるワークショップについては開催していく。今後、コロナの状況等を見ながら、また国内での移動ができるようになれば、こういった県外から招へいしてというようなこともあると思うとの答弁でした。

新規就農者育成総合対策事業については、対象者の方が何の理由も無しに離農された場合、返還義務はどうなっているのかとの質疑に対し、返還義務については、次世代人材投資事業と同様に、交付終了後に交付を受けた期間だけは継続することとなっているので、途中で離農した場合は返還することになるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農産技術課所管分について。市場に出向いて、市場関係者と今の動向等について協議をするというのが中止になったということだが、それに代わる対策というのはどのようにされるのかとの質疑に対し、市場とネットを繋ぎ、実際、ほ場に行って、そのほ場の状況を市場の方にお伝えするなどしているのでは、連携自体は取れているのではないかと考えているとの答弁でした。

意見として、指宿はいろんな農産物がある。農業については基幹産業の一つと言われてお

り、この農業が衰退しないためにも、ネットを通じて指宿の特産品のPRを十分にできるように配慮していただきたいというものがありました。

次に、耕地林務課所管分について。浚渫業務に係る委託料を減額する温湯地区の調整池について、土砂が調整池に全部流れ込んでしまったということかとの質疑に対し、出口部分の確認をした際に、土砂が溜っていて草も繁茂していたことから、全体的に草も刈ろうということで当初予算で計上したが、降雨により出口部分の水が流れていて調整池としての機能を果たせており、地域住民からの苦情もないということで減額したとの答弁でした。

土砂はそのまま調整池に溜っていくと思うが、抜本的に対応しなくてもいいのかとの質疑に対し、職員で巡回をして、程度がひどいようであれば補正予算や来年度の当初予算で計上していくつもりであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建設監理課所管分について。通信運搬費を減額しているが、この減額によって業務に支障はないのかとの質疑に対し、減額をするのは、以前は職員で行っていた部分があった未登記案件の処理のための機械の通信運搬費を減額しているものであり、業務に支障はないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。県道飯山喜入線、畠久保工区の県単道路事業については、畠久保集落内だけの問題なのか。飯山のほうにも拡幅するということなのかとの質疑に対し、計画区間は畠久保工区として約1kmを計画している。その中で、畠久保の住宅外地の部分の付け替え、拡幅ということになってくると思われるとの答弁でした。

岩本宮ヶ浜吹越線で発掘調査をしているということだが、発掘調査の時期、目途というのはどれぐらいを考えているのかとの質疑に対し、歴史文化課からは、現在発掘調査中であるが、あと3年から4年ほど掛かると聞いているとの答弁でした。

森松鰻線の整備についてはどのような計画かとの質疑に対し、森松鰻線の先のほうには鰻地区という観光名所がある。コロナが収束し、観光客が増えてくるのではないかとということで、外側線が消えかけている道路について、しっかり明示をするための外側線と中央線破線の整備を計画しているとの答弁でした。

意見として、市民の生活に関連する部分を担っているところですので、できるだけ予算の有効的な活用ということを考えながら、市民の要望に応えていけるようにしていただきたいというものがありました。

次に、都市・海岸整備課所管分について。秋元川の改修工事についてはどのような内容かとの質疑に対し、今ある河川の区画整理側にボックスカルバートを設置して、河川の置き換えの整備をしていくという内容であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について。新西方団地浄化槽設置工事監理業務委託料については、職員で対応することから減額するということだが、何ら問題はないのかとの質疑に対し、一定規模以上の建築物の工事監理は、建築法第2条第8項に規定される建築士の独占業務となっている。建築課には1級及び2級の建築士がいるので、その者による自主監理というのは可能であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に観光課所管分について。報償費の補正については、観光の方向性についての方針等を策定するに当たり、策定委員会、準備委員会及び各専門部会を設置して協議を行うための各委員に対するものということだが、委員は何名で、学識経験者なり、どういう人たちが人選されるのかとの質疑に対し、まず、最終的な方向性を決める策定委員会には、指宿市内の様々な団体の代表の皆様にご参画いただこうと思っており、現在17人を予定している。次に、実務的な方々に御参加いただく準備委員会には20人を考えている。また、ビジョン的なものを作るに当たり、同じテーマでたくさんの方が集まると、いろいろな話もまとまりという部分では非常に難しいと思われるため、部会を6つか7つぐらいを設置する予定であり、それぞれの部会を合わせて、大体35人ぐらいを予定している。そして、国や九州において専門的な知識を持った方にコーディネーターに就任していただき、全体で73人ほどと考えているとの答弁でした。

委員の選任に関しては、市外もしくは県外の観光に関わる方々の意見を求めるという考えは、今のところはないということかとの質疑に対し、市外もしくは県外の観光に関わる方々の意見を求めるという観点から、人選を進めていければと思っている。ただ、全体的な割合としては、市内の方々が多くなると思っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。脇浦漁港の浚渫については、何メートルぐらいを掘り下げるのかとの質疑に対し、設計値である、マイナス1mぐらいまで掘り下げる予定としているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、ふるさと納税室所管分について。委託料413万9千円の中に、SNSアプリに多くの方が登録していただくために実施する事業告知や、会員登録を促すためのキャンペーンに係る委託料とあるが、この取組というのはどのようにされるのかとの質疑に対し、ふるさと納税をこれまでしていただいた方には、会員登録を勧める案内を返礼品に入れさせていただき、それではリピーター対策をしていきたい。それから、いろんなイベントがあるので、イベントの中でも会員登録を勧めていく。そして今回、市の職員も含めて市民の方々に、QRコード等ですぐ会員登録出来るので、是非登録してくださいという案内をしていきながら増やしていきたいと思っているとの答弁でした。



特産品振興事業費の35万円程度の削減は、その事業を実施して残ったものを減額するということかとの質疑に対し、鯉節宣伝普及事業は、合併以前から茶節の振舞いなどをやってきた事業であるが、平成30年度に指宿鯉節協会が発足をして、その中でも宣伝事業をしていくということで事業が重なっていた。加工組合とも協議をしながら、一本化したほうがいだろうということと、鯉節協会につきましては、市の持ち出しが100万円、各漁協、加工組合で200万円ずつの500万円という事業費を持っているので、その中で十分効果的にできるとい協議がなされたことから、今回削減をさせていただいたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について。砂むし会館砂楽の防水工事については、この防水工事をすれば万全だというふうに認識してよろしいかとの質疑に対し、屋上や屋根の防水工事と、窓枠の水の侵入防止の工事をするので、対応できると思っているとの答弁でした。

防水工事により約3週間休業するということだが、どの部分の工事で休業になるのかとの質疑に対し、男女浴場のトップライトの取替えの際、浴場の中に足場を組むので、そのときに休館を予定しているとの答弁でした。

かいもん山麓ふれあい公園の検討委員会については、どのような目的で開催されるのかとの質疑に対し、かいもん山麓ふれあい公園を今後も多くの人に利用していただけるように、目指すべき施設の在り方や方向性を定めて、今後の観光振興等を総合的に検討していただく予定であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、スポーツ振興課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

#### △ 議案第45号（修正案説明）

○議長（下川床泉） 本案に対しては、高田チヨ子議員他4名から修正案が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

○16番議員（高田チヨ子） 議案第45号に対する修正案の提案理由を申し上げます。

議案第45号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、この予算案の中には、議案第44号の敬老祝い金の見直し、削減に関する予算が含まれています。今回の敬老祝い金支給条例の一部改正については、先ほど、議案第44号の反対討論で述べましたとおり、高齢者の長寿を祝福し、敬愛の意を表することを目的として支給している敬老祝い金の対象者を大幅に減らし、今年9月からすぐに見直すということは、あまりにも時期尚早、性急すぎると思います。市民の皆様には十分説明をし、理解をしていただく時間が必要ではないかと思っておりますので、認めることはできません。従いまして、敬老祝い金の削減に係る予算につい

て、修正案を提出いたします。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時23分

○議長（下川床泉） 休憩連に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第45号（質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） これより、委員長報告及び修正案に対する質疑に入ります。

まず、総務水道委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別ありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別ありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別ありませんので、質疑を終結いたします。

次に、修正案に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別ありませんので、質疑を終結いたします。

これより、原案と修正案を一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○17番議員（前之園正和） 議案第45号の修正案に対する賛成、原案に対する反対の討論を行います。

議案第45号、一般会計補正予算（第5号）ではありますが、88項目にわたる事業見直しによる調整が主な内容であります。

これに対して、修正案は議案第44号に関連する減額予定の予算を除外する内容であります。つまり、敬老祝い金の削減をしない予算組みにしようとするものであります。議案第45号の原案には、敬老祝い金の削減ばかりではなく、市民の健康を守るものや生命・財産を守

るべき施策としての消防ホースの配布減なども含まれており、事業見直しの名で必要なものまでメスが入っております。そのような理由から原案に反対をいたします。

しかし、せめて敬老祝い金を削減しないようにしようとする修正案に対しては賛同できるものであります。よって修正案に賛成をいたします。

**○議長（下川床泉）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第45号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、を採決いたします。

まず、本案に対する高田チヨ子議員他4名から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（下川床泉）** 起立多数であります。

よって、修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。

修正部分を除く、その他の部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（下川床泉）** 起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま、議案第45号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、は修正可決されました。

これに伴い、今期定例会に上程されました、議案第50号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、に記載されている、補正前後の金額等について、計数整理が必要となります。

よって、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、計数整理を議長に委任することに決定いたしました。

### △ 議案第50号（委員長報告，質疑，討論，表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第7，議案第50号，令和4年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について，を議題といたします。

本案は，各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので，まず，文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新宮領實） 文教厚生委員会へ分割付託されました，議案第50号，令和4年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について，の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る7月6日，全委員出席のもと，地域福祉課職員の出席を求め審査いたしました結果，全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

まず，保育所等の給食費の1人当たりの補助額は幾らか。また，年齢に関わらず全員同額かとの質疑に対し，今回の補助事業は，主食費と副食費に分かれており，主食費だけの事業所は3千円が基準額になり，副食費だけの事業所は4,500円が基準額になる。両方している事業所は，足した7,500円が基準額になり，その10%ということになる。主食費だけという施設がないので，750円と450円の施設があるとの答弁でした。

次に，公立保育所は対象外ということだが，指宿に公立保育園は何か所あるか。また，給食費はどうなっているかとの質疑に対し，利永保育所1か所がある。給食費はそれぞれ全員出しているが，非課税世帯については免除になっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で，報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

次に，産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（田中健一） 産業建設委員会へ分割付託されました，議案第50号，令和4年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について，の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る7月6日，全委員出席のもと，商工水産課職員の出席を求め審査いたしま

した結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、現在、プレミアム商品券事業を11月末までということで行っているが、今回の新たな商品券はいつからいつまでという計画なのかとの質疑に対し、8月のお盆くらいまでをめどに店舗募集をして店舗一覧を作り、9月頃に市内の全世帯へ、その店舗一覧と商品券購入の案内をする。その後、購入希望数を市に届けていただいて、市で抽選し、その結果の引換券を10月中にはお送りしたいと思っている。販売開始については、10月のなるべく早い時期にしたいと思っており、販売すると同時に御利用していただきたいと思っている。なお、有効期限は来年1月くらいと考えているとの答弁でした。

次に、使える店舗というのは、登録が前提ということで良いかとの質疑に対し、商工会議所や菜の花商工会の会員も市に登録する必要がある、そういう会員でない方々も、希望する方は登録していただく必要があるというふうに今回はしていきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第50号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第48号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第8、議案第48号、令和4年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（東勝義）** 総務水道委員会へ付託されました、議案第48号、令和4年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月17日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、鰻池水質改善対策負担金が減額ということで、水質には問題がないと思っているがどうかとの質疑に対し、鰻池の水質改善対策負担金の内容だが、鰻池で平成29年度にカビ臭が発生したことから、将来にわたる鰻池の水質改善に向けて、鰻池の状況を詳細に把握するための調査費用と、より良い水質への維持改善に向けた水質改善実験装置アクアファインに2分の1を水道課が負担している状況である。今回、環境政策課で委託契約から譲渡条件付リース契約に変更したことにより、アクアファインに係る修繕費用が一部不要となったことから減額するもので、水質改善には特段影響ないものと考えているとの答弁でした。

次に、建設改良費の2,380万円の減額について、配水管の工事を次年度へ送ったということだが、その理由は何かとの質疑に対し、山川成川の県営シラス対策事業に伴う配水管の布設替工事で、県との協議の結果、どうしても今年度中にできないという県からの回答によるものであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

## △ 議案第46号及び議案第47号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第9、議案第46号、令和4年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、及び、日程第10、議案第47号、令和4年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新宮領貴） 文教厚生委員会へ付託されました、議案第46号、令和4年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、及び、議案第47号、令和4年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月20日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第46号について。保健事業費の健康推進員の活動事業の見直しにより、活動費と研修費を212万円削減したとのことだが、これだけ削減したらいろいろな影響が出ると思うが、今までどおりの推進活動ができるのかとの質疑に対し、推進事業については、地区に健康推進員を設置していたが、令和2・3年度の2年間、コロナ禍のため行事等が中止になり、周知等を図れる機会がなかった。今回は、広報紙等で受診勧奨を行うということと、保健センターの保健師、看護師の協力をいただき、戸別訪問で周知を図っていくとの答弁でした。

傷病手当金は、新型コロナウイルスの陽性になって、仕事を休んだ場合に支給されるということだが、証明の発行を会社が渋るというケースが実際にあるのかとの質疑に対し、事業所からそういう声はなく、書類等も順次そろっている。7件の申請が上がっており、その他10件の申請相談を受けているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第47号について。介護認定審査会費について、審査会の回数が減ることで、1回当たりの件数が増えると思うが、今後、各対象者の介護認定期間が延長になるということは起こりうるのか。例えば、1年ごとだった人が2年ごとの更新になるとか、そういう変更があるのかとの質疑に対し、これまで最長36か月あったが、48か月まで延長できるようになったのも大きな要因であるとの答弁でした。

最長48か月ということだが、最短の認定期間というのは6か月で変更はないのかとの質疑に

対し、新規に関しては原則6か月で、そこは変わっていないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第46号及び議案第47号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号及び議案第47号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 審査を終了した陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第11、審査を終了した陳情を議題といたします。

まず、陳情第3号から陳情第9号までの7件は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（東勝義）** 総務水道委員会へ付託されました、陳情第3号、指宿市議会会議録の閲覧場所の増設を求める陳情について、から、陳情第9号、2022年市長選の直前に陳情者が市内へ配布したビラ4種の内容が事実であることの確認を求める陳情、までの7件について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月17日に審査いたしました結果、まず、陳情第3号について。議会の基本条例でも開かれた議会ということをやっていることから、閲覧場所として校区公民館へ常備した方が良いのではないかとこの陳情に関しては、採択すべきであるという意見と、市民が議会の動きを知るために必要な会議録など、配置すべきだと考えることから、採択すべきであるという意見が出され、全員一致をもって、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第4号について。陳情事項1番の、議員が市の通帳本体を閲覧するとあるが、我々議員も市のものを見るには、陳情者と同じ開示請求をしなければできない。そうす



ると、結果同じことであるので、通帳本体を見るができないということから、この陳情については不採択とすべきであるという意見と、陳情文書の中に一部開示とあって、不開示の通知がないということも書いてある。また、県も市も一部開示で統一している。議員は、執行部が出した予算を審議することであって、通帳の中身を見て審議するわけではない。銀行通帳の記載額を市議会だよりに載せることもできないことから、不採択にすべきであるという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択にすべきものと決しました。

次に、陳情第5号について。mRNAワクチンについては、学説的にもいろいろある。この陳情は、その論調を市議会だよりに載せるということを求めている。あくまで市議会だよりというのは、議会の審議内容や議会の独自の調査内容などを載せるのであって、複数ある論調のものを、片方を取り上げて載せるということは馴染まないと思うことから、不採択にすべきであるという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択にすべきものと決しました。

次に、陳情第6号について。陳情に、消費者物価指数が年5%上昇した場合の市債発行の見通しとあるが、あくまで市債は、市が事業を行うに当たって、収入が足りないものを外部から調達するためのものであり、消費者物価指数が年5%上昇したからといって、必ずしも市債を発行するかどうかということにはならないし、シミュレーションすることもできない。したがって、この陳情に関しては不採択とすべきであるという意見と、消費者物価指数が5%上昇した場合でも、我々議員としては、あくまで執行部からいろいろと問題提起があったものに対して、調査研究しながら市民にお知らせすることもあり得ると思う。執行部も市債を発行していないものに対してシミュレーションすること自体、そぐわないと考えることから、不採択とすべきであるという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択にすべきものと決しました。

次に、陳情第7号について。3年前は議員の中でも、ヘルシーランドでの地熱発電について過半数の賛同を得たが、JOGMECの判断により、市民への理解がまだ得られていないということで実現に至らなかった。将来的に指宿の地域活性化という観点から見たとしても、指宿市に自主財源を求めるものがあっても良いという認識を持っている。そういう意味から、地熱開発事業を早急に進めるこの陳情については、採択すべきであるという意見と、指宿市は7年前、条例を作り、地熱発電の乱開発を防止するということだった。しかし、市が1年後には、地熱発電を山川ヘルシーランドでやるということで、市民の方々のいろいろな声があったが、議会としては承認された経緯がある。指宿の基幹産業は観光業の温泉であり、その温泉を守るためには、市民の合意なく地熱発電することは駄目だと思うことから、不採択とすべきであるという意見と、市が推進しようとし、議会では一応賛成多数ということで進めたわけだが、市民との合意がないということで、JOGMECが採択しなかったという経緯がある。そういう中であって、陳情書の2番目にある地熱開発について、事業計画を作

成し公開することは、やってきたことである。結果として、市民等の合意形成などに問題があったということになった。市民の合意なきものは駄目という立場こそ必要だと思うことから、地熱開発についての推進を求めるこの陳情というのは、不採択とすべきであるという意見と、地熱開発そのものについては賛成だが、この陳情については、1万kW、2万kW、いくつかの収支シミュレーションをして、それを市民に周知するような形で書かれているが、ヘルシーランドでいくらの発電量が賄えるのかというのは、正直、今のところではわからない。逆に、こういう数字を出してしまうと、この数字が先走って、市民の皆さんに誤解を与えかねない形になるのではないかと思う。まだ、市民の皆さんの中にも反対をされている方がいるので、まずは、その地熱発電そのものを、もう少し市民の皆さんに理解してもらった上で地熱開発をした方が良いと考えることから、この陳情に関しては不採択とすべきであるという意見が出され、起立採決の結果、起立少数で不採択にすべきものと決しました。

次に、陳情第8号について。本市は、市に転入した方に、各地区に所属してくださいということをお願いしている。仮に各地区に所属していなくても、ごみ出し場所の確保はされているし、広報紙は市から直送されている。回覧板というのは地区を回るわけなので、地区に入っていない方には回覧されないことは、仕方ないことだと思うことから、不採択とすべきであるという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択にすべきものと決しました。

次に、陳情第9号について。趣旨については、候補者間での配布物やビラの内容が、どちらが正しいかということの決着を議会としてしてくれということだが、議会が立ち入ることではなく、ましてや、議会だよりで結果をお知らせするということは考えられないと思うことから、不採択とすべきであるという意見と、個人で発行した印刷物に対して、正しいのか間違っているのかということを確認し、市民に知らせしてほしいというような趣旨の内容の陳情だが、議会が個々の問題を取り上げることはできないと思うことから、不採択とすべきであるという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択にすべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、陳情第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、陳情第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、この採決は、起立により行います。

陳情第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(下川床泉)** 起立なしであります。

よって、陳情第4号は、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、この採決は、起立により行います。

陳情第5号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(下川床泉)** 起立なしであります。

よって、陳情第5号は、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、この採決は、起立により行います。

陳情第6号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(下川床泉)** 起立なしであります。

よって、陳情第6号は、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、この採決は、起立により行います。

陳情第7号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(下川床泉)** 起立少数であります。

よって、陳情第7号は、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、この採決は、起立により行います。

陳情第8号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（下川床泉）** 起立なしであります。

よって、陳情第8号は、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、この採決は、起立により行います。

陳情第9号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（下川床泉）** 起立なしであります。

よって、陳情第9号は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第1号及び陳情第2号の2件は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（新宮領實）** 文教厚生委員会へ付託されました、陳情第1号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、及び、陳情第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月20日及び27日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、まず、陳情第1号について。地方財政を確保した上での義務教育費の国庫負担については、十分に配慮をした上で、国の関係機関への意見書提出の陳情であるので、採択すべきであるという意見と、少しでも先生方の仕事の負担を軽減させるためにも、この地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることに賛成するという意見と、教職員の方たちの地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることとあるので、財政的にも良くなっていけば、教育者の方たちも働きやすくなるのではないかと思うので賛成するという意見と、お金を掛ければ良い教育ができるということには、非常に疑問を持っている。質を高めるためにはお金だけではないと思うので反対するという意見が出され、起立採決の結果、起立多数で、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第2号について。不登校の問題や、心の問題、複式学級の解消にしても、先生方の十分な加配というのは避けられないので、採択すべきであるという意見と、指宿市は大変努力されて素晴らしいと思っている。複式学級において、その学年に応じたきちんとした教育をしていただきたいという観点から、この陳情には賛成するという意見と、加配増員だけでいじめ・不登校が解消するとは限らない。この問題については、全ての教育に関する保護者、社会、教育委員会が連携すればなくなると思うので、加配増員だけを問題とするこの陳情には反対するという意見と、本市においては、複式学級を解消するということが、現時点では難しいのではないかという思いから、この陳情に関しては、不採択とすべきであるという意見が出され、起立採決の結果、起立少数で、不採択にすべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、この採決は、起立により行います。

陳情第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（下川床泉）** 起立少数であります。

よって、陳情第2号は、不採択と決定いたしました。

### △ 意見書案第1号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）

○議長（下川床泉） 次は，日程第12，意見書案第1号，義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための，2023年度政府予算に係る意見書（案），を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し，直ちに採決いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって，意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し，直ちに採決することに決定いたしました。

これより，意見書案第1号を採決いたします。

本意見書案は，原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって，意見書案第1号は，原案のとおり可決されました。

### △ 閉会中の継続調査について

○議長（下川床泉） 次は，日程第13，閉会中の継続調査について，を議題といたします。

総務水道委員長から，お手元に配布いたしました事項について，会議規則第111条の規定により，閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

総務水道委員長から申出のとおり，閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって，総務水道委員長から申出のとおり，閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

### △ 議員派遣の件

○議長（下川床泉） 次は，日程第14，議員派遣の件，を議題といたします。

本件は，7月29日，ふれあいプラザなのはな館で開催されます，南薩地区市議会議長会主催の議員研修会，及び8月4日，鹿児島市で開催されます，鹿児島県市議会議長会主催の市町村政研修会への議員派遣について，会議規則第167条の規定により，議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議員派遣の件につきましては、お手元に配布しております議員派遣書のとおり、議員を派遣いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

#### **△ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果**

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第15、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果を報告いたします。

令和4年6月29日付けで、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長から、同広域連合議会の議員の選挙に関する規則第15条の規定により、当選人の決定について報告がありましたので、お知らせいたします。

投票総数387票、投票のうち、有効投票379票、無効投票8票、有効投票のうち、下川床泉議員272票、畑中香子議員107票、以上のとおりであります。

なお、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人の決定につきましては、先に配布のとおりでありますので、御了承願います。

#### **△ 閉議及び閉会**

**○議長（下川床泉）** 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、あわせて、令和4年第2回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0時13分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 前之園 正 和

議 員 松 下 知 恵



## 参 考 资 料

## 意見書第1号

### 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための、2023年度政府予算に係る意見書

2021年の法改正により、小学校の学級編成標準は段階的に35人に引下げられるものの、今後は小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、更なる学級編成標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

学校現場では、貧困やいじめ、不登校など解決すべき課題もあり、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、新たな業務も発生しており、豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種配置の増など教職員定数改善が不可欠です。

幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等が行われていますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題でもあります。

義務教育費国庫負担制度については、国の施策として財源を保障し、子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう、強く要望いたします。

#### 記

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担率を引上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 4 年 7 月 15 日

指宿市議会議長 下川床 泉

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
総務大臣 殿  
文部科学大臣 殿

# 議 員 派 遣 書

令和4年7月15日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

1 南薩地区市議会議長会主催の議員研修会

- (1)派遣場所 ふれあいプラザなのはな館
- (2)期 間 令和4年7月29日（1日間）
- (3)派遣議員 議長 ほか17人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。

# 議 員 派 遣 書

令和4年7月15日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

## 1 鹿児島県市議会議長会主催の市町村政研修会

- (1)派遣場所 鹿児島市
- (2)期 間 令和4年8月4日（1日間）
- (3)派遣議員 議長 ほか17人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。